有価証券報告書

（金融商品取引法第24条第１項に基づく報告書）

事業年度　　自　2021年４月１日

（第118期）　　至　2022年３月31日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第118期（自2021年４月１日　至2022年３月31日）

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目　　次

頁

第118期 有価証券報告書

【表紙】 …… 1

第一部 【企業情報】…… 2

第１ 【企業の概況】…… 2

１ 【主要な経営指標等の推移】…… 2

２ 【沿革】…… 4

３ 【事業の内容】…… 6

４ 【関係会社の状況】…… 7

５ 【従業員の状況】…… 10

第２ 【事業の状況】…… 11

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】…… 11

２ 【事業等のリスク】…… 18

３ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】…… 33

４ 【経営上の重要な契約等】…… 71

５ 【研究開発活動】…… 71

第３ 【設備の状況】…… 72

１ 【設備投資等の概要】…… 72

２ 【主要な設備の状況】…… 72

３ 【設備の新設、除却等の計画】…… 73

第４ 【提出会社の状況】…… 74

１ 【株式等の状況】…… 74

２ 【自己株式の取得等の状況】…… 81

３ 【配当政策】…… 83

４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】…… 84

第５ 【経理の状況】…… 139

１ 【連結財務諸表等】…… 140

２ 【財務諸表等】…… 277

第６ 【提出会社の株式事務の概要】…… 291

第７ 【提出会社の参考情報】…… 292

１ 【提出会社の親会社等の情報】…… 292

２ 【その他の参考情報】…… 292

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】…… 294

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月24日
【事業年度】	第118期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループＣＥＯ　　奥田　健太郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番１号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長　　谷川　弘樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目２番２号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長　　谷川　弘樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（１）最近５連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月		2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月
収益合計	（百万円）	1,972,158	1,835,118	1,952,482	1,617,235	1,593,999
収益合計 （金融費用控除後）	（百万円）	1,496,969	1,116,770	1,287,829	1,401,872	1,363,890
税引前 当期純利益（△損失）	（百万円）	328,158	△37,701	248,261	230,671	226,623
当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	（百万円）	219,343	△100,442	216,998	153,116	142,996
当社株主に帰属する 包括利益	（百万円）	126,335	△70,136	219,943	141,077	309,113
純資産額	（百万円）	2,799,824	2,680,793	2,731,264	2,756,451	2,972,803
総資産額	（百万円）	40,343,947	40,969,439	43,999,815	42,516,480	43,412,156
１株当たり純資産額	（円）	810.31	794.69	873.26	879.79	965.80
１株当たり当社株主に帰属する当期純利益（△損失）	（円）	63.13	△29.90	67.76	50.11	46.68
希薄化後１株当たり 当社株主に帰属する 当期純利益（△損失）	（円）	61.88	△29.92	66.20	48.63	45.23
自己資本比率	（％）	6.8	6.4	6.0	6.3	6.7
自己資本利益率	（％）	7.92	△3.73	8.21	5.73	5.10
株価収益率	（倍）	9.75	－	6.76	11.60	11.04
営業活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△445,690	△361,165	△15,943	665,770	△1,368,710
投資活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	△56,172	△112,503	216,336	△139,026	△45,301
財務活動による キャッシュ・フロー	（百万円）	373,168	761,191	332,062	△269,927	1,070,715
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高	（百万円）	2,354,868	2,687,132	3,192,310	3,510,011	3,316,408
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	（人）	28,048 ［ 4,671］	27,864 ［ 4,492］	26,629 ［ 4,313］	26,402 ［ 4,224］	26,585 ［ 4,339］

（注）１　当社および当社の連結子会社（以下「野村」）の経営指標等は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき記載しております。

２　「純資産額」は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「１株当たり純資産額」、「自己資本比率」および「自己資本利益率」は、米国会計原則に基づく当社株主資本合計を用いて算出しております。

３　消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

４　従業員数は一部の有期雇用社員（専任職）を従業員数に含め表示しております。

５　2018年４月１日より適用した会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」および会計方針の変更にともない、第114期の数値は組み替えて表示しております。

６　第115期の「株価収益率」は、当期純損失のため記載しておりません。

（２）提出会社の最近５事業年度にかかる主要な経営指標等の推移

回次		第114期	第115期	第116期	第117期	第118期
決算年月		2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月
営業収益	（百万円）	484,396	325,407	348,003	328,625	355,487
経常利益	（百万円）	231,730	95,229	119,658	88,992	114,577
当期純利益（△損失）	（百万円）	281,006	△12,470	281,212	△1,508	176,470
資本金	（百万円）	594,493	594,493	594,493	594,493	594,493
発行済株式総数	（千株）	3,643,563	3,493,563	3,493,563	3,233,563	3,233,563
純資産額	（百万円）	2,633,851	2,516,921	2,598,561	2,510,710	2,546,193
総資産額	（百万円）	6,932,921	7,080,156	7,535,957	7,891,346	8,985,161
１株当たり純資産額	（円）	776.20	760.13	855.09	819.55	843.62
１株当たり配当額	（円）	20.00	6.00	20.00	35.00	22.00
第１四半期	（円）	－	－	－	－	－
第２四半期	（円）	9.00	3.00	15.00	20.00	8.00
第３四半期	（円）	－	－	－	－	－
期末（第４四半期）	（円）	11.00	3.00	5.00	15.00	14.00
１株当たり当期純利益（△損失）	（円）	80.86	△3.71	87.80	△0.49	57.60
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	79.29	－	85.82	－	55.86
自己資本比率	（%）	37.6	35.2	34.3	31.7	28.3
自己資本利益率	（%）	11.03	△0.49	11.08	△0.06	7.00
株価収益率	（倍）	7.76	－	5.33	－	9.22
配当性向	（%）	24.45	－	22.64	－	37.98
自己資本配当率	（%）	2.64	0.81	2.46	4.28	2.64
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	（人）	132 ［ － ］	165 ［ － ］	173 ［ － ］	154 ［ － ］	187 ［ － ］
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	（%） （%）	91.8 （ 115.9）	61.6 （ 110.0）	72.8 （ 99.6）	95.7 （ 141.5）	89.3 （ 144.3）
最高株価	（円）	756.5	650.0	586.4	721.0	614.8
最低株価	（円）	567.7	393.0	330.7	402.5	460.3

（注）１　従業員数は就業人員数を記載しております。
２　株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
３　第115期および第117期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
４　第115期および第117期の株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

２【沿革】

年月	沿革
1925年12月	株式会社大阪野村銀行の証券部を分離して、当社設立。
1926年１月	公社債専門業者として営業開始。（本店：大阪府大阪市）
1927年３月	ニューヨーク駐在員事務所を設立。
1938年６月	国内において、株式業務の認可を受ける。
1941年11月	わが国最初の投資信託業務の認可を受ける。
1946年12月	当社の本店を東京都に移転。
1948年11月	国内において、証券取引法に基づく証券業者として登録。
1949年４月	東京証券取引所正会員となる。
1951年６月	証券投資信託法に基づく委託会社の免許を受ける。
1960年４月	野村證券投資信託委託株式会社（1997年10月、野村投資顧問株式会社と合併し社名を野村アセット・マネジメント投信株式会社に変更。2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更）の設立にともない、証券投資信託の委託業務を営業譲渡。
1961年４月	香港において、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDを証券業現地法人として設立。
1961年10月	当社の株式を東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所に上場。
1964年３月	ロンドン駐在員事務所を設立。
1965年４月	当社の調査部を分離独立させて、株式会社野村総合研究所を設立（1988年１月、野村コンピュータシステム株式会社と合併）。
1966年１月	当社の電子計算部を分離独立させて、株式会社野村電子計算センターを設立（1972年12月、野村コンピュータシステム株式会社に社名変更。1988年１月、株式会社野村総合研究所と合併し社名を株式会社野村総合研究所に変更）。
1968年４月	改正証券取引法に基づく総合証券会社の免許を受ける。
1969年９月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.を証券業現地法人として設立。
1981年３月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・インターナショナルLIMITEDを証券業現地法人として設立（1989年４月、ノムラ・インターナショナルPLCに社名変更）。
1981年７月	ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.、ニューヨーク証券取引所会員となる。
1989年４月	アメリカ、ニューヨーク市において、ノムラ・ホールディング・アメリカInc.を米州持株会社として設立。
1990年２月	オランダ、アムステルダム市において、ノムラ・アジア・ホールディングN.V.をアジア持株会社として設立。
1993年８月	野村信託銀行株式会社設立。
1997年４月	株式会社野村総合研究所のリサーチ部門を当社に移管し、金融研究所設立。
1998年３月	イギリス、ロンドン市において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLCを欧州持株会社として設立。
1998年12月	改正証券取引法に基づく総合証券会社として登録。
2000年３月	野村アセット・マネジメント投信株式会社（2000年11月、野村アセットマネジメント株式会社に社名変更）を連結子会社とする。これにともない株式会社野村総合研究所が持分法適用関連会社となる。
2000年７月	野村バブコックアンドブラウン株式会社を連結子会社とする。
2001年10月	会社分割により証券業その他証券取引法に基づき営む業務を野村證券分割準備株式会社に承継させ、持株会社体制に移行。これにともない、社名を野村ホールディングス株式会社に変更（同時に野村證券分割準備株式会社は社名を野村證券株式会社に変更）。
2001年12月	当社がニューヨーク証券取引所に上場。
2001年12月	株式会社野村総合研究所が東京証券取引所に上場。
2003年６月	当社および国内子会社14社が指名委員会等設置会社へ移行。
2004年８月	野村リアルティ・キャピタル・マネジメント株式会社は、野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」）からファシリティ・マネジメント業務を会社分割により承継し、同時に商号を野村ファシリティーズ株式会社に変更。
2006年３月	ジョインベスト証券株式会社が証券業登録。
2006年４月	野村ヘルスケア・サポート＆アドバイザリー株式会社設立。

年月	沿革
2007年２月	インスティネット社を連結子会社とする。
2008年10月	リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィックならびに欧州・中東地域部門の雇用等の承継。
2009年11月	野村證券株式会社がジョインベスト証券株式会社を吸収合併。
2011年５月	野村土地建物を連結子会社とする。これにともない、野村不動産ホールディングス株式会社が連結子会社となる。
2013年３月	野村不動産ホールディングス株式会社を持分法適用会社とする。
2017年４月	当社の株式管理事業の一部を野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社へ会社分割により承継。これにともない、ノムラ・アジア・ホールディングスN.V.に代わって、野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社がアジア持株会社となる。
2018年１月	マーチャント・バンキング部門を新設し、野村キャピタル・パートナーズ株式会社を設立。
2021年４月	アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベスト・マネジメント部門を設立。
2022年３月末	連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）の数は1,331社、持分法適用会社数は15社。

3【事業の内容】

当社および当社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、2022年３月末現在1,331社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでおります。なお持分法適用会社は2022年３月末現在15社であります。

当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

また、当社および当社の連結子会社等の業務運営および経営成績の報告は、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　21　セグメントおよび地域別情報」に記載の事業別セグメントに基づいて行われております。事業別セグメントを構成する主要な関係会社については、以下の企業集団等の事業系統図をご参照ください。

・企業集団等の事業系統図

※　持分法適用関連会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
（連結子会社等）					
野村證券株式会社 ※３、５	東京都中央区	百万円 10,000	証券業	100%	金銭の貸借等の取引 有価証券の売買等の取引 設備の賃貸借等の取引 事務代行 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区	百万円 17,180	投資信託委託業 投資顧問業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	百万円 50,000	銀行業 信託業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村バブコックアンドブラウン株式会社	東京都中央区	百万円 1,000	リース関連投資商品組成販売業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村キャピタル・インベストメント株式会社	東京都千代田区	百万円 500	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村インベスター・リレーションズ株式会社	東京都千代田区	百万円 400	調査コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社 ※７	東京都中央区	百万円 400	投資運用業、投資助言・代理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村リサーチ・アンド・アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 400	投資事業組合運営管理業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ビジネスサービス株式会社	東京都江東区	百万円 300	事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村プロパティーズ株式会社 ※３	東京都中央区	百万円 480	不動産賃貸および管理業	100%	店舗等の賃貸借および管理 金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
株式会社野村資本市場研究所	東京都千代田区	百万円 110	研究調査業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
野村ヘルスケア・サポート＆アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村アグリプランニング＆アドバイザリー株式会社	東京都千代田区	百万円 150	コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社 ※３	東京都千代田区	百万円 176,775	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 コミットメントラインの設定 債務保証 役員の兼任…有
株式会社野村資産承継研究所	東京都千代田区	百万円 50	研究調査およびコンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東京都中央区	百万円 10	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…有
株式会社N-Village	東京都千代田区	百万円 50	インターネット関連ビジネス	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村キャピタル・パートナーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 500	投資会社	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
野村メザニン・パートナーズ株式会社	東京都千代田区	百万円 250	投資運用業	100%	役員の兼任…無
株式会社コーポレート・デザイン・パートナーズ	東京都千代田区	百万円 100	事務代行業、コンサルティング業	100%	設備の賃貸借等の取引 事務代行 役員の兼任…有

名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
野村かがやき株式会社	東京都江東区	百万円 10	保守、事務サービス業	100%	設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 7,557	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 役員の兼任…有
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.※２、５	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,750	証券業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…有
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 42	投資信託運用管理業	100% (98.7%)	役員の兼任…無
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. ※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 3	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC ※３	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,813	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ※２	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 4,508	金融業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…有 債務保証
NHIアクイジション・ホールディングInc.※８	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 200	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
インスティネット Incorporated ※２、８	アメリカ、 ニューヨーク市	百万米ドル 1,347	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…有
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC ※３	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,278	持株会社	100%	金銭の貸借等の取引 役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル PLC ※３	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 3,267	証券業	100% (100%)	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・バンク・インターナショナル PLC	イギリス、 ロンドン市	百万米ドル 261	金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
バンク・ノムラ・フランス	フランス、 パリ市	百万ユーロ 23	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.	ルクセンブルグ、 ルクセンブルグ市	百万ユーロ 28	金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・バンク（スイス）LTD.	スイス、 チューリッヒ市	百万スイスフラン 20	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V. ※４	オランダ、 アムステルダム市	百万ユーロ 51	金融業	100%	金銭の貸借等の取引 設備の賃貸借等の取引 債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・ヨーロピアン・インベストメント LTD.	イギリス、 ロンドン市	百万ポンド 51	持株会社	100%	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH	ドイツ、 フランクフルト市	百万ユーロ 50	証券業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル（ホンコン） LIMITED ※３	香港	百万円 187,811	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・シンガポール LIMITED	シンガポール、 シンガポール市	百万シンガポールドル 239	証券業 金融業	100% (100%)	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・オーストラリア LIMITED	オーストラリア、 シドニー市	百万オーストラリアドル 209	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
PTノムラ・セキュリタス・インドネシア	インドネシア、 ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 250,000	金融業	96.4% (96.4%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント（インド・ポワイ）Pte. Ltd.	シンガポール、 シンガポール市	百万円 0.1	持株会社	100%	役員の兼任…無

名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容
ノムラ・サービシズ・インディア・プライベート・リミテッド	インド、ムンバイ市	百万インドルピー 895	ITサービス業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・ファイナンシャル・アドバイザリー・アンド・セキュリティーズ（インド）プライベート・リミテッド	インド、ムンバイ市	百万インドルピー 3,096	証券業 金融業	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント（フィクスト・インカム）Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万円 3,241	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
ノムラ・アジア・インベストメント（シンガポール）Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万円 5,189	持株会社	100% (100%)	役員の兼任…無
キャピタル・ノムラ・セキュリティーズ・パブリック CO., LTD.	タイ、バンコック市	百万タイバーツ 2,150	証券業	99.1% (99.1%)	役員の兼任…無
ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万米ドル 450	金融業	100%	債務保証 役員の兼任…無
ノムラ・セキュリティーズ・シンガポール Pte. Ltd.	シンガポール、シンガポール市	百万シンガポールドル 50	証券業	100% (100%)	役員の兼任…無
野村東方国際証券有限公司	中華人民共和国、上海市	百万元 2,000	証券業	51.0%	役員の兼任…無
その他　1,280社 ※４、６					
（持分法適用会社）					
株式会社野村総合研究所 ※４	東京都千代田区	百万円 22,414	情報サービス業	24.5% (11.4%)	情報システムに関する業務委託 設備の賃貸借等の取引 自己株式立会外買付取引 ※９ 役員の兼任…無
野村不動産ホールディングス株式会社 ※４	東京都新宿区	百万円 118,604	持株会社	36.6% (0.2%)	役員の兼任…無
その他 13社					

（注）１　資本金または出資金は、各関係会社の会計通貨により表示しております。また当社の議決権所有割合の（　）内は、内数表示の間接所有割合であります。

※２　資本金がゼロまたは名目的な金額であるため、資本金または出資金として、資本金相当額に加え資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。各関係会社の資本金相当額は次のとおりです。

ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc. ゼロ
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. ゼロ
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント Inc. ゼロ
ノムラ・デリバティブ・プロダクツ Inc. 0.01米ドル
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc. ゼロ
インスティネット Incorporated 2千75米ドル

※３　特定子会社に該当します。

※４　有価証券報告書提出会社であります。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりであります。

＜連結子会社等＞　株式会社杉村倉庫

※５　収益合計（連結会社間の内部収益を除く）の連結収益合計に占める割合が10%を超えております連結子会社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。

・野村證券株式会社

収益合計	580,076 百万円
収益合計（金融費用控除後）	514,290 百万円
税引前当期純利益	78,797 百万円

当期純利益	67,542 百万円
純資産額	618,868 百万円
総資産額	12,830,957 百万円

・ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.

収益合計	197,879 百万円
収益合計（金融費用控除後）	122,642 百万円
税引前当期純利益	67,386 百万円
当期純利益	55,916 百万円
純資産額	308,398 百万円
総資産額	14,093,876 百万円

※６　社数には、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則において子会社には該当しない連結変動持分事業体の社数を含んでおります。
※７　野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社は、2021年12月１日付で商号を変更しました。
※８　インスティネットIncorporatedとその子会社は、組織変更により2022年４月１日付でNHIアクイジション・ホールディングInc.の傘下から外れ、ノムラ・ホールディング・アメリカ Inc.の傘下に入りました。
※９　株式会社野村総合研究所が2021年６月22日に実施した、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに応じたものです。

５【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年３月31日現在

	従業員数（人）
連結会社合計	26,585〔4,339〕

（注）１　野村の事業セグメントは、営業部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の３部門およびその他であります。当社および国内子会社における事業セグメント別の従業員数は、営業部門8,265人、インベストメント・マネジメント部門1,013人、ホールセール部門1,701人、その他4,234人であります。海外子会社の従業員数は11,372人であり、主にホールセール部門に所属しております。
２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
187〔－〕	43 歳　9 月	4 年　2 月	14,405,633

（注）１　当社の従業員は事業セグメントのうち、主にその他に所属しております。
２　従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
３　上記のほか、野村證券株式会社等との兼務者が451人おります。
４　平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

該当事項はありません。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下に記載の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

(1)　経営の基本方針

①　経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で下記のとおり定めております。

［経営目標］

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

［グループ経営の基本観］

⑴新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。

⑵顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。

⑶法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。

⑷経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。

⑸事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

当社は、この経営目標を基礎としつつ、下記の経営ビジョンを定めています。

②　経営ビジョン

当社がグループとして取り組んでいる多様なビジネスは、お客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼の上になりたっており、当社の企業価値の向上と社会全体の持続可能な成長は同じ道の上にあると考えております。このことから、当社は、「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を経営ビジョンとしています。

(2)　経営環境

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染再燃にともなう減速を繰り返しつつも、ワクチン接種において先行した米欧諸国を中心に経済活動の再開が進みました。経済の回復過程における繰越需要の拡大は、主に新興国・地域における感染の影響残存にともなう生産や物流の停滞と相まって供給制約を深刻化させ、物価上昇の加速を招きました。物価上昇加速が当初の想定に反し長期化するにつれ、主要先進国・地域中央銀行の金融引き締めの開始前倒しや政策金利の引き上げ幅拡大に対する思惑を強めることにつながり、市場金利の上昇懸念が高まりました。世界の株式市場は、上昇基調をたどる一方で、インフレ長期化や金利上昇に対する懸念の強まりを背景に、幾度となく調整を繰り返しました。中国では「共同富裕」政策のもとでの規制・統制強化や脱炭素化加速を念頭とした生産抑制策などを背景に、経済成長の減速が生じました。

日本経済は、米欧に比べワクチン接種開始が遅れたことを一因とする感染拡大の再燃や、供給制約を背景とした輸出の落ち込みにより、停滞色の強い展開となりました。一方で、実体経済の停滞や世界的インフレ加速、原燃料市況高騰にともなう輸入原材料価格上昇などのコスト増加にもかかわらず、主要企業の業績は底堅い拡大を維持しました。株式市場は、グローバルな株価の上昇と国内企業業績の改善を背景に、2021年９月には日経平均株価がバブル崩壊後の高値を更新しましたが、その後は金利上昇懸念などを背景とした世界的な株価の調整にも押され軟調な推移となりました。

(3)　対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、現状に満足せず、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

① 喫緊の優先課題

当社は、グローバルな金融サービス・グループとして、国内外の顧客に価値ある商品・サービスを提供することを目指しています。商品・サービスの多様化、多国間で複合的に展開される事業活動の範囲や広がりを考えると、リスク管理の高度化は当社自身にとって不可欠です。

2021年に発生した米国における多額損失事案の発生直後から当社のリスク管理ならびに業務運営のプロセス、手順および組織体制について順次検証を実施しました。そして、当該検証を通じて、環境に即した業務運営のあり方、関連部門におけるコミュニケーションや部門間の相互連携、経営リソースの配分等について分析した上で、関連部門における組織体制や陣容の刷新を含め、さらなるリスク管理の高度化に取り組んできました。

リスク管理態勢の高度化推進は、今後中長期にわたる当社の最重要プロジェクトの1つであるとともに、喫緊の重要な経営課題であると認識しています。全役職員が適切にリスクと向き合えるカルチャーを醸成することを含め、グループの総力を挙げたリスク管理の高度化に取り組んで参ります。

② 環境変化を見据えた中長期の優先課題

ｉ企業価値の持続的向上を目指す成長戦略

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略の1つとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。「顧客基盤の拡大」「商品・サービスの拡充」および「デジタルを活用したデリバリー」、これら３つの軸に関連したさまざまな施策を通して、一人ひとりのお客様にカスタマイズされた「プライベート、あなただけのため」のサービス・ソリューションの提供を強化していきます。この戦略に基づき、たとえば、下記のような取組みで成果が見え始めています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、各部門の課題、取組みもご参照ください。

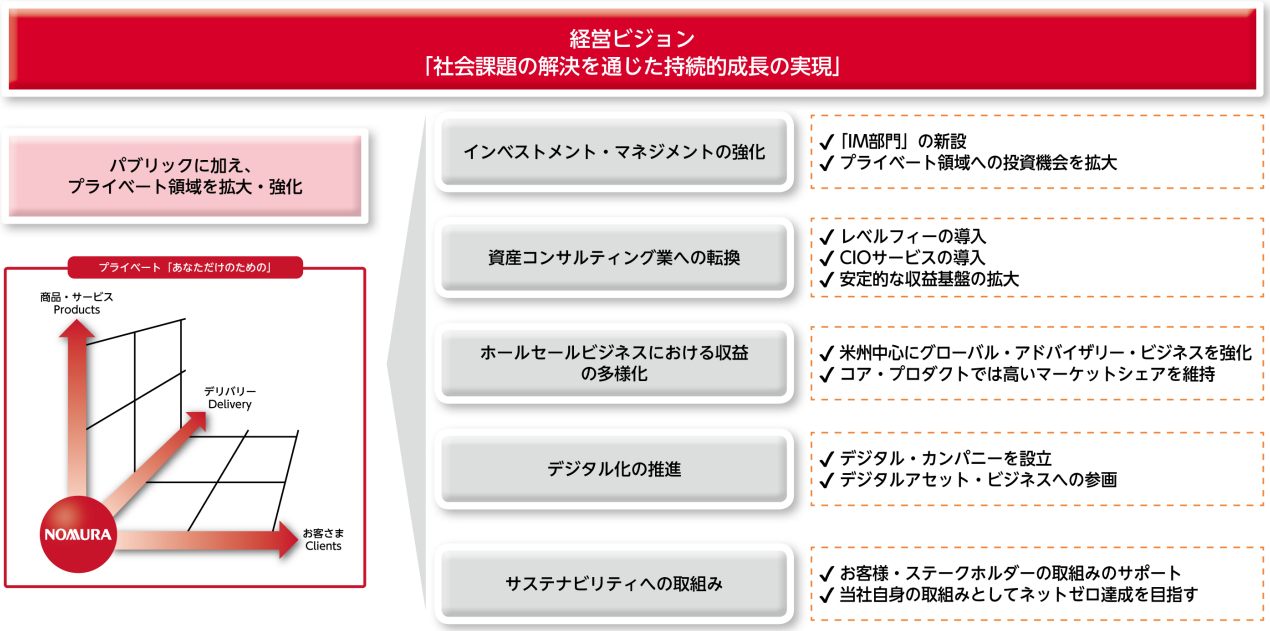

・インベストメント・マネジメントの強化

経営戦略として掲げている「パブリックに加えプライベート領域への拡大・強化」の一環として、多様化するお客様の運用ニーズに応えることを目的に、2021年４月インベストメント・マネジメント（IM）部門を新設しました。同部門では、伝統的な運用商品を強化・拡大すると同時に、オルタナティブ資産などプライベート領域への投資機会の提供を目指しています。

また、IM部門新設までどの部門にも属していなかった航空機リースを手掛ける「野村バブコックアンドブラウン株式会社」も新部門の主要な1社となりました。1つの組織の中に多様な専門性を結集させ、付加価値のさらなる向上を図っていきます。

・資産コンサルティング業への転換

国内の個人のお客様に対しては、資産コンサルティング業への転換を進めています。中長期的な観点でお客様にベストと思われる資産コンサルティングをご提供し、お客様が資産を増やすサポートをさせていただき、預り残高を増やすことで結果として私たちがいただくフィー収入を増やすことを目指しています。

お預かりした資産に対し運用管理費用等の手数料を頂戴する投資信託などのストック資産に基づく収入が着実に拡大することで、収益構造の安定化に寄与しています。

また、機関投資家向けに提供していた運用コンサルティングのノウハウを個人投資家向けサービスにも拡大するため、2020年７月に「CIO（チーフ・インベストメント・オフィス）グループ」を設置しました。2020年11月から投資一任サービスにCIOサービスを導入し、運用パフォーマンスの向上を図っています。またお客様のポートフォリオを管理しコンサルティングの高度化を支援するツール「Nomura Navigation」（ノムラ・ナビゲーション）の導入を進めています。

加えて、売買の都度に支払いが発生する既存の手数料体系に加えて、お預かりした資産の残高に応じて手数料を頂く新たなフィー体系であるレベルフィーを選択できる手数料体系の導入を進めており、2022年4月に全店での取り扱いを開始しました。これにより、CIOサービスによる品質確保とあわせ、これまで以上にお客様と当社の利益の方向を一致させる形で アドバイスを提供する体制を構築していきます。

・ホールセールビジネスにおける収益の多様化

ホールセールビジネスでは、コア・プロダクトでは高いマーケットシェアを維持しつつ、収益源の多様化を図っています。

M&Aアドバイザリー等の資本負荷の低いオリジネーション・ビジネスについては、米州を起点にグローバルにビジネスを拡大しています。特に、米州では、サステナブル・テクノロジーとインフラ・ストラクチャーの分野において高いプレゼンスを持つ「グリーンテック・キャピタル」を買収し、2020年４月より「ノムラ・グリーンテック」として運営しています。野村が持つグローバルな顧客基盤に対してファイナンス等のソリューションをシームレスに提供していきます。

また、市場変動の影響を受けにくいソリューションビジネスについては、インフラ・ファイナンスやファンド向けファイナンス等のストラクチャード・ファイナンスで実績を積み上げています。

ⅱお客様に新たな付加価値や利便性を提供するためのデジタル化の推進

デジタル化への取組みは、今後の金融機関の競争力に直結するものであり、お客様へ利便性の高いサービスを提供し、多様化するニーズにお応えするため、引き続きグループ戦略に基づき幅広い取組みを推進していきます。また、デジタル化が進展した世界においても、人材は野村グループの生み出す付加価値の源泉であると捉え、対面と非対面を駆使したコンサルティング能力など、これからの時代に求められる資質を備えた人材の育成を強化していきます。加えて、2022年４月には、海外を含む野村グループ内におけるデジタル分野の協業を一層強化するとともに、注力領域のさらなる取組み強化を企図し、「デジタル・カンパニー」を設立しました。デジタル化の推進における個別の取組み状況は下記のとおりです。

・業務の効率化・高度化

デジタル化による社内業務の自動化・効率化により、より付加価値の高い分析・アドバイザリー業務に注力することができるよう取り組んでいます。また既存サービスを改善することにより、満足度の高いコミュニケーション手法を活用した、当社のサービスの提供を目指しています。

たとえば、営業部門においては、独自の営業支援システム「リモート相談」を活用しています。また、当社では、「デジタルIQプログラム」という社員のデジタルに関する知識習得をサポートするオンラインプログラムを実施しており、グループ全体の基礎となるデジタル知識の向上を目指しています。

・新たな顧客層へのアプローチ

デジタルを活用することによって、従来十分なアプローチができていなかった若年層や働く世代のお客様に野村のサービスをお届けするためのプラットフォームを構築していきます。LINEグループと共に設立したLINE証券や資産管理アプリ「OneStock」、投資情報アプリ「FiNTOS!」などの活用を拡充しています。

・デジタルアセット・ビジネスへの参画

当社は、株式会社野村総合研究所と同社との共同出資会社である株式会社BOOSTRYと共に、日本で初となるデジタル債・デジタルアセット債の発行にかかる技術基盤の提供および引受け等を実施するなど、デジタルアセット・ビジネスへのアプローチを通じて、先進技術や野村グループのネットワークを活用し、従来の金融の枠にとどまることのない、新たな付加価値の提供を目指しています。今後もオリジネーションからカストディまで、デジタルアセットのバリューチェーン上のプロダクトやサービスを通じて、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を整えていきます。また、このような取組みを組織的に加速させるため、2022年４月１日付で「デジタル戦略部」および「デジタル・アセット推進室」を新設しました。

ⅲサステナビリティへの取組み

経営ビジョンである「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」のため、当社ではサステナビリティを経営戦略に組み込んだ運営を行っています。組織としても、経営会議メンバーからなる「サステナビリティ委員会」においてサステナビリティ分野の取組みを決定することにより、グループ全体の持続的な成長および社会課題の解決に向けて機動的に対応できる体制を整えています。

当社のサステナビリティ推進には、お客様・ステークホルダーのサステナビリティへの取組みのサポートと当社自身の取組みという2つの軸があります。

・お客様・ステークホルダーのサステナビリティへの取組み

金融サービスグループとして核となるのは、資金や資本の流れを通じたお客様のサポートです。事業会社や金融機関が発行するグリーンボンドやソーシャルボンドなどの引受けや、M&Aなどの戦略的アドバイザリーサービスの提供、投資対象としてのESG関連ファンドの開発や個人投資家への提供を通じたサステナブルな資金循環の促進といった機能を強化することは、お客様に選んでいただくために重要であると考えています。

加えて、当社が長年培ってきた事業承継のサポート機能や、地方創生や農業・医療分野でのイノベーション推進機能、調査分析の分野における専門性や知見も活かしながら、社会課題解決のためのソリューション提供に、グループとしての総合力、強みを発揮してまいります。

また、野村グループでは、日本の小・中学生から大人まで、幅広い世代を対象とした金融経済教育に1990年代から取り組んでいます。2022年４月より、新しい指導要領に基づき、日本の高校において金融教育の授業が開始されたことを受けて、新たに「金融経済教育担当」を設け、これまで以上に、社会全体の金融リテラシーの向上に貢献していきます。

・当社自身の取組

当社は、2030年までに当社の拠点で排出する温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ネットゼロ」を達成すること、および2050年までに投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量のネットゼロを達成することを目指すことを表明しています。その取組みを具体化するため、2021年にNZBA（ネット・ゼロ・バンキング・アライアンス）に加盟しました。野村グループでは、NZBA以外にも多くのイニシアティブに参画しており、今後も引き続き持続可能な環境・社会の実現のための取組みを一層推進してまいります。

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

参画している主なイニシアティブ

当社は、2015年より国連グローバルコンパクトに参画し、人権、労働、環境および腐敗防止からなる原則を指示しています。

［営業部門］

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナーのスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。また多くのお客様にご利用いただけるオンラインサービスの拡充と、コンタクトセンター等を通じたリモートコンサルティング体制の強化を進めてまいります。

［インベストメント・マネジメント部門］
インベストメント・マネジメント部門は、広義のアセット・マネジメント・ビジネスにおいて、多様化するお客様の運用ニーズに応えられるよう、商品ラインナップの拡充やサービスの向上を担っています。株式・債券などの伝統的資産からプライベート・エクイティなどのオルタナティブ資産まで、グループ内の専門性を融合し付加価値を向上させることで、お客様の多様なニーズに対する高度なサービスとソリューションを提供します。パブリック市場ビジネスにおいては既存ビジネスの強化とデジタル化を通じた変革を目指します。プライベート市場ビジネスでは、投資家のオルタナティブ投資へのニーズが高まる中、提供するプロダクトの拡充に努めます。また、インオーガニック戦略（他社との提携や他社への出資など）によるプロダクトや顧客基盤の拡大も模索します。

［ホールセール部門］
ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展によるマーケットの変化に加えて、不透明なマーケット環境や景気の低迷などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、国内外および他部門との連携を強化し、しっかりとリスクコントロールを行ってまいります。プライベート・マーケットなどビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケッツでは、リスク管理の強化を図りながらお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネス、およびウェルスマネジメントビジネスなどの成長分野における収益機会の追求、そしてフロービジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューションビジネスの提供に努めてまいります。グローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、ノムラ・グリーンテックの知見のさらなる活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。活用、サステナブル・ファイナンスの体制拡充などにより、ESG関連ビジネスへの取組みを強化していきます。

［リスク・マネジメント、コンプライアンスなど］
野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。
2021年３月期決算および2022年３月期決算において、米国プライム・ブローカレッジ取引の顧客の債務不履行に起因する多額の損失を計上いたしました。野村グループでは、本件の課題に対処するべく、リスク管理高度化推進プログラムを開始し、リスク管理の強化を進めております。
上記のプログラムの一環として、野村グループでは、リスク・アペタイトにおいて、三つの防衛線による管理体制の下、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことについて、より詳細に明記したうえで、グループ会社を含む役職員に対して研修を実施しました。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。
また野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるよう、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年８月の「野村『創業理念と企業倫理』の日」では、すべての役職員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにする取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでの適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、刻々と変化する社会の要請に継続して応えていくため、私たちの考え方が社会の常識からずれていないか常に見つめ直し、定期的に見直すこととしています。2022年３月の見直しでは、リスク・カルチャーの浸透を目的に、新たに「リスクと正しく向き合う」という項目を追加し、役職員一人ひとりがリスクに関する知識を深め、正しく認識・評価し、能動的に管理しつつ、将来の不測の事態に備えることを明記しました。
以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融・資本市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的

な成長に尽力してまいります。

(4)　人的資本に関する取組

①野村の人材に関する考え方

・「人材こそが最大の財産」という理念

野村では、人材こそが野村グループの最大の財産であるとの理念のもと、社員が長期的なキャリアを築き、長く生き生きと活躍していける職場を目指し、そのために欠かせない心身の充実のためのさまざまな施策を行っています。

・企業理念に基づくタレントマネジメント

野村グループは企業理念において「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」ことを社会的使命と考え、その実現のために常に持ち続けなくてはならない価値観として「挑戦」「協働」「誠実」を掲げ、企業理念とこれらの価値観を繋ぐための具体的な指針として行動規範を定めています。それらを体現していくべきタレントマネジメントとして「多様な人材の確保」「成長機会の提供・支援／プロフェッショナル人材の育成」「人材抜擢・登用」「適正な評価・処遇」「自律的なキャリア形成の支援」「従業員エンゲージメント」「リスク・カルチャーの醸成」「DE&I、健康経営、平等な機会の提供・差別の禁止」を重視した施策に取り組んでおります。

②タレントマネジメントに関する取り組み

野村グループとして常に持ち続けなくてはならない価値観（「挑戦」「協働」「誠実」）を醸成するため以下の取り組みを行っています。

主な目的	取り組み例
多様な人材の確保	・<u>インターンシップ・野村パスポート</u> 野村證券では多様なコースのインターンシップを揃え、金融ビジネスを広く深く学ぶ機会を提供しています。金融知識のみならず、証券業務の意義や役割についても知っていただくことで、学生の成長や職業観の形成に貢献しています。 また、野村パスポートという、理工系の博士課程に在籍する学生を対象とした採用プログラムを導入しており、AI開発、データサイエンス、デジタライゼーション等の分野で高い専門性を有する人材の確保に努めています。
成長機会の提供・支援／プロフェッショナル人材の育成	・<u>研修</u> 国内の研修プログラムは、新入社員の導入研修の他にも年次、職位または役職別等の集合研修と、OJTによる人材開発をコアとしています。加えて、パフォーマンスとポテンシャルをもとに選抜された社員を対象とした選抜型の研修として、次世代リーダーの育成を目的としたリーダーシッププログラムや女性幹部の育成を支援するプログラム、海外拠点の管理職を対象として年に一度東京本社開催するグローバル・プログラムも提供しています。また、多数の外部研修・通信教育ならびに当社研修施設での週末の自発的な集合研修等で構成される自己研鑽支援制度を設け、社員の自発的な能力開発をサポートしています。 ・<u>海外留学制度</u> 野村證券では、過去60年以上にわたり延べ600名以上の社員が英米を中心とした20を超える国や地域のビジネススクールやロースクールなどで学び、現在も多くの人材が世界各地で活躍しています。 ・<u>グローバル・モビリティ（国際間異動）</u> 日本から海外への異動はもちろん、海外の現地法人の社員が日本に異動する機会も積極的に設けることで、異なる国での勤務経験を持つグローバル人材の育成を行っています。 ・<u>デジタル IQプログラム</u> デジタル関連のナレッジがグローバルな金融機関の競争力を左右する時代になる中、IT関連部署に留まらずグループの全社員がその知識レベルやスキルを向上させるため、グローバル・グループ全社員を対象としたオンラインプログラムである「デジタルIQプログラム」を導入しています。

適正な評価・処遇	・Pay For Performanceに基づく報酬制度 Pay For Performanceの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。 ・360度評価 対象として選出される管理職に対して直属の上司以外の同僚、部下等によって評価を行う「360度評価」を実施し、管理職の更なる能力開発や行動変革につなげています。 ・ERCC課題 社員一人ひとりの行動規範（コード・オブ・コンダクト）の意識を向上させるとともに、組織全体に行動規範の考え方を浸透させ、「声を上げられる」環境の構築を目的として、倫理観（Ethics）、リスク管理（Risk Management）、コンプライアンス（Compliance）、コンダクト（Conduct）といった観点で課題設定を行う「ERCC課題」をグローバルに導入しています。
従業員エンゲージメント	・従業員エンゲージメントサーベイ 組織内のコミュニケーションや社員の満足度をモニタリングし、その維持・向上を目指してグローバルに「野村グループ従業員サーベイ」を実施しています。2021年度のサーベイでは「私は、当社で働くことを誇りに思う」という設問に多くの社員が肯定的な回答をしました。
リスク・カルチャーの醸成	・リスク・カルチャーの醸成 野村グループでは、尊重しあえる関係（Respect）、エスカレーション（Escalation）、建設的な牽制（Challenge）を奨励して、組織においてリスク・カルチャーを醸成することを、グローバルの全社員の課題に定めています。
DE&I、健康経営、平等な機会の提供・差別の禁止	・DE&I 野村グループでは、約90の国籍の社員が働いており、多様性を尊重した人材の育成は最重要課題の1つです。これらの多様な人材は野村グループにとって最大の「財産」で、さまざまなバックグラウンドや価値観をお互いに認め合い、協働することで、お客様の多様なニーズに応え、より付加価値の高いサービスを提供できると考えています。 このような考え方のもと、野村グループではグループCEOを委員長とするサステナビリティ委員会において、野村グループのDE&Iに関する具体的な推進策の審議・推進しています。加えて、グローバルの各拠点において社員が自主的にネットワークを構築し多様性についての啓発活動を実施しており、トップダウン、ボトムアップの両面からDE&Iに関する取り組みを進めています。また、女性活躍推進法施行にともない、野村グループ各社では女性の活躍推進にかかる行動計画を策定し、取り組みを進めています。 ・健康経営 野村グループでは、2016年７月に「NOMURA健康経営宣言」を採択し、健康経営推進最高責任者（Chief Health Officer）のもと、健康保持・増進に向けた取組を推進しています。 2021年度からは経営ビジョンである「社会課題の解決を通じた持続的成長の実現」を目指すため、グループ全体のゴールとして「野村で働くすべての人が、単に健康になるのではなく、肉体的にも、精神的にも、社会的にも満たされた状態（Well-being）になること」を社員全員と共有しています。 ・平等な機会の提供・差別の禁止 社員一人ひとりが自らのもつ能力や個性を十分に発揮し、活躍できるよう、採用・育成・評価・登用および配置において平等な機会を提供するとともに、「野村グループ行動規範」の「多様性と人権の尊重」という項目に、「私たちは、国籍・人種・性別・性自認・性指向・信条・社会的身分・障がいの有無等を理由とする、一切の差別を行わず、均等に機会を提供します。」と定めています。

２【事業等のリスク】

投資判断をされる前に以下に述べるリスクについて十分にご検討ください。以下に述べるリスクのいずれかが実際に生じた場合、野村のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。その場合、野村の株式の市場価格が下落し、投資家の皆さまが投資額の全部または一部を失う可能性があります。また、以下に述べられたリスク以外にも、現時点では確認できていない追加的なリスクや現在は重要でないと考えられているリスクも野村に影響を与え、皆さまの投資に影響を与える可能性があります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本有価証券報告書提出日現在において判断したものです。

目次

経営環境に関するリスク

１．野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性があります

(1) 新型コロナウイルスの流行が、野村のビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性があります

(2) 自然災害、テロ、武力紛争、新型コロナウイルス以外の感染症等により野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

(3) 野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります

(4) 米ドルLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）から代替金利指標への移行等が、野村のビジネスに不利に影響する可能性があります

(5) 市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

(6) 英国による欧州連合離脱は、野村のビジネスに影響を与える可能性があります

２．金融業界は激しい競争に晒されています

(1) 他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化しています

(2) 金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています

(3) 野村の海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性があります

３．市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

４．気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が当社の事業に影響を及ぼす可能性があります

事業に関するリスク

５．野村のビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を生じる可能性があります

(1) トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

(2) 証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります

(3) ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

(4) 野村のリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

(5) 市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

(6) 野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

(7) 野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

(8) 野村の電子取引業務からの収入が減少する可能性があります

６．野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

(1) 大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります

(2) 信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

(3) 野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

７．野村は持株会社であり、野村の子会社からの支払に依存しています

８．投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

9．野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

財務に関するリスク

10. 連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります
11. 資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります
    (1) 野村が無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合があります
    (2) 野村が資産を売却できなくなる可能性があります
    (3) 信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります
12. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

非財務リスク

13. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
14. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
15. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーショナル・リスクに影響される可能性があります
    (1) 市場低迷等を原因とした法的責任の可能性が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
    (2) 規制による業務制限や、業務処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
    (3) 金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります
    (4) 経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります
    (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります
16. 野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
17. 野村の情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります
18. 人材の確保・育成ができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

経営環境に関するリスク

１．野村のビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性があります

野村のビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性があります。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性があります。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村のビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性があります。あるいは金融市場に限らず、例えば日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等の社会情勢は、野村の事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性があります。なお、野村のビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれます。

（１）新型コロナウイルスの流行が、野村のビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性があります

2020年から続く新型コロナウイルス感染症の世界的流行とそれにともなう各国政府による感染拡大防止策により、株価の急落・金利の乱高下・ボラティリティの高まり・クレジット・スプレッドの急拡大等の混乱などのリスクが顕在化しました。一部の地域では、各国政府等が、建物の閉鎖、都市封鎖、外出禁止令等の措置を実施したため、野村では従業員が在宅勤務できるための環境を整備して業務を継続しております。しかしながら、こうした施策が十分に機能せず、遠隔での勤務による、監督上の課題やサイバー攻撃を含む追加的なリスクが増大する可能性もあります。また、新たな変異株の出現等により、各国政府の感染拡大防止策が強化され、それらが社会・経済機能に影響し、野村のビジネス、業績および財政状態に悪影響を与える可能性があります。ワクチン接種の進捗にともない、感染拡大や影響は徐々に収束する可能性がありますが、市場や経済活動、事業環境等への悪影響が継続する場合、野村のビジネス、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。野村は、今後も社内の危機管理とともに経営環境における関連リスク動向を監視・管理していきます。

（２）自然災害、テロ、武力紛争、新型コロナウイルス以外の感染症等により野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランの策定や役職員の安否確認訓練などの危機管理訓練を行っており、また実際に不測の事態が生じた際には、対策本部を設置し、役職員やその家族の安否確認、安全確保、被害拡大の防止、および業務継続態勢を維持するために適切な措置を講じる体制を整えています。しかしながら、想定を上回る規模の災害、テロ行為または武力紛争、広範囲の感染症の感染拡大等により、野村の役職員、施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性があります。また、新型コロナウイルス以外の未知の感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性があります。

（３）野村がビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります

野村は、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開しています。したがって、野村がビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村のビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性があります。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにともなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性があります。例えば、日本の低金利環境が継続することによるフィクスト・インカム収入の低下などが挙げられます。

（４）米ドルLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）から代替金利指標への移行等が、野村のビジネスに不利に影響する可能性があります

2021年３月５日に英国Financial Conduct Authorityが公表した声明によって、米ドルLIBORは2023年６月末をもって公表停止となる予定です。米ドルLIBORを参照する契約のうち公表停止以降も継続するものは、代替金利指標を参照するよう置き換えるか、フォールバック条項を契約当事者間で公表停止前に予め合意しておくか、いずれかが求められます。これにともなって適用される金利指標の計算方法の変更や、締結される契約や適用される会計処理の変更等により、システムの改修やオペレーションの変更、顧客への情報開示等への対応にかかる追加的な費用やリスクの発生、米ドルLIBORを変動金利として参照するデリバティブ取引や債券等の価格や価格変動性、市場流動性に影響を与える可能性があり、その結果、野村のビジネス、財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性または取引の相手方や取引関係者との紛争や訴訟等が発生する可能性があります。

（５）市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性があります

市場低迷が長期化すると、野村の業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下します。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与えます。この結果、市場において、野村は、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性があります。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性があります。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予期しない損失を生じることがあります。

野村は、これらの市場リスクおよび市場流動性リスク等を日々計測し、事前に設定したリミットを超過する場合は即座の対応をとる等のリスク管理体制を整備しています。

（６）英国による欧州連合離脱は、野村のビジネスに影響を与える可能性があります

2020年１月31日、英国は英国および欧州連合間（以下「EU」）の離脱協定に基づき、EUを離脱（以下「Brexit」）し、2020年12月31日には、EU法および諸規定が英国に適用される移行期間（以下「移行期間」）が終了しました。英国およびEUは、新たに両国関係を規定する貿易協力協定を締結しましたが、この協定は金融業界を包括的に取り扱うものではないため、Brexitが野村の事業に及ぼしうる長期的影響については依然として不確実性が継続しています。野村は従来、英国ロンドンに設立した証券会社であるノムラ・インターナショナルPLCを主な地域本部としてビジネスを展開していましたが、移行期間の終了にともない、ドイツ連邦共和国に設立した許認可証券会社であるノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパGmbHを中心に顧客サービス等を提供する体制へと転換しています。野村は、移管にともなうリスクを最小限に留めるべく、また市場全体の不確実性の影響を軽減すべく、各種対応を進めていますが、英国およびEU間の、移管にともなう調整等の状況の進展が野村のビジネス、経営成績および財政状態に影響が生じる可能性は残存しています。

２．金融業界は激しい競争に晒されています

野村のビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想されます。野村は、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面しています。

（１）他の金融機関や非金融企業の金融サービス等との競争が激化しています

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進みました。2004年には銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となり、2009年には商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになりました。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村のシェアに影響を及ぼしています。上記に加え、近年はオンライン証券会社の台頭の他、デジタライゼーションやデジタル・トランスフォーメーション（DX）と呼ばれる潮流によりフィンテック企業の台頭や非金融企業の金融サービス参入など、従来の業界領域を超え、競争が一層激化の様相を呈しています。野村はこうした競争環境の変化に対応するべく、既に多角的な取組みを始動させています。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村のシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村のビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

（２）金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化しています

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいます。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいます。これら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を引き続き強化しています。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村に対し相対的に高まる可能性があります。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性があります。また、グループの垣根を越えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村の市場シェアが低下する可能性があります。

（３）野村の海外ビジネスは激しい競争に晒されており、ビジネス・モデルの更なる見直しが必要となる可能性があります

海外には多くのビジネスの機会およびそれにともなう競争が存在します。野村は、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において他金融機関と競合しています。野村は、このような厳しい競争環境に対応するべく取り組んでいますが、2019年３月期においては過去の海外での買収に関連して、81,372百万円ののれん減損を計上しました。野村は、2019年４月以降、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築に取り組んでいます。また、国際的な事業展開を展開していくにあたり、オーガニックだけでなく、2020年のグリーンテック社の買収などインオーガニックにも、事業を成長させてきました。今後も、競争環境を俯瞰しながらビジネスポートフォリオ全体の見直しは継続し、各種リスクを考慮のうえで戦略を実行していきますが、スピードも意識する必要がある中で想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じたりすることとなった場合などには、野村のビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性があります。また、戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村のビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性があります。さらに、戦略の実行にともなう人員数や報酬の削減により、野村のビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性があります。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村がグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性があります。

３．市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性があります

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村のビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいいます。これらには、2011年３月の東日本大震災、2017年の北朝鮮による核実験実施等にともなう朝鮮半島情勢の緊張の高まり、2018年以降の米中通商摩擦、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大、2022年のロシアによるウクライナへの侵攻のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村のトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれます。

・主要格付機関による、野村のトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
・野村のトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更
・野村が関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村が受取るべき対価を受取れないこと、または野村がトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

４．気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が野村の事業に影響を及ぼす可能性があります

企業経営における環境、社会、ガバナンス（以下「ESG」）の分野に注目が高まる中、野村はこれらの領域における指針および業務能力を継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーに対して積極的にその態勢を示すことが必要となっています。ESGを取り巻く環境の変化は速く、事業活動においてESGへの配慮が充分でない場合、野村の持続可能なビジネス・モデルの構築が妨げられ、レピュテーション、経営成績や財政状態に影響が及ぶ可能性があります。レピュテーショナル・リスクには、環境配慮に関する表示と実態が異なることにより誤解を与えるリスク、実態をともなわないことにかかるリスク（いわゆる「グリーン・ウォッシュ」と呼ばれるリスク）も含まれます。

野村は、気候変動を主要なグローバル課題の１つであると認識しています。気候変動がもたらす直接的な影響と、それにともなうビジネス環境の変化により野村は損失を被る可能性があります。気候変動に起因するリスクは、大型の台風、干ばつ、酷暑、霜といった異常気象や気候パターンの長期的変化、海面上昇などによって人的被害や財産上の損害が生じるリスク（物理的リスク）と、脱炭素社会への移行に向けた各国政府の政策変更や急速な技術革新、消費需要の変化に対応できず取り残されるリスク（移行リスク）があるといわれています。

事業に関するリスク

５．野村のビジネスは業務遂行にあたってさまざまな要因により損失を生じる可能性があります

（１）トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性があります

野村は自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有しております。野村のポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポも含まれます。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を与える場合があり、それぞれ下落はロング・ポジションに、上昇はショート・ポジションに影響を及ぼす可能性があります。そのため、野村はさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めていますが、それでも資産価格が大きく変動した場合、もしくは、金融システムに過大な負荷がかかることで市場が野村の予測していない動きをした場合、野村は損失を被る可能性があります。

野村のビジネスは市場のボラティリティ水準の変化に影響を受けており、今後も継続して影響を受ける可能性があります。トレーディングや裁定取引の機会は市場のボラティリティに依存しており、ボラティリティが低下した場合は取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性があります。一方、ボラティリティが上昇した場合は、取引量や価格スプレッドを増加させることがありますが、これによりバリュー・アット・リスク（以下「VaR」）で計測されるリスク量が増大することで、野村はマーケットメイキングや自己勘定投資においてより高いリスクに晒されます。そのため、ボラティリティ上昇時は、VaR増大の増加を避けるためにこれらのビジネスの既存ポジションまたは取引量を減らすことがあります。

例えば、2021年３月には、米国顧客とのプライム・ブローカレッジ取引において顧客にマージンコールを要請するも入金がなく債務不履行を通知して契約解消を行い、当該顧客との取引のヘッジとして保有していたポジションの処理を実施しました。その結果、ポジションの処理にともなう巨額のトレーディング損失を計上するとともに、顧客が担保として差し入れていた有価証券の貸付金に対する価値が減少したことにともない、予想信用損失にかかる貸倒引当金を計上しました。詳細は「第４［提出会社の状況］４　（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」をご参照ください。当社は、米国PB顧客取引に関する損失への対応として、リスク管理活動の改善を含めて取り組んでおりますが、当社のビジネス・モデルには必然的に重要なトレーディング活動が含まれており、その結果、将来的に再び大きな損失を計上する可能性があります。

資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがあります。また、野村が投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーを出資することがあります。野村は市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性があります。

加えて、野村が担保を提供する取引においては、担保資産価値の大幅な下落や、野村の信用格付の引き下げ等によって信用力低下にともなう追加担保の提供義務が生じた場合は、取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性があります。一方、担保の提供を受ける取引においては、担保資産価値や信用力の下落が顧客取引の減少につながり、それにともなう収益性の低下を招く可能性があります。米国顧客取引に関する損失の後、複数の格付機関が野村の格付に対する見通しを下方修正しましたが、前向きに解決しなければ、野村の格付は引き下げられる可能性があります。「財務に関するリスク － 11. 資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります － （３）信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります」をご参照ください。

（２）証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村は大きな損失を被る可能性があります

野村は、マーケット・メイク、ブロック取引、引受業務、証券化商品の組成、プライム・ブローカレッジ取引、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ファイナンシングおよびソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、多額の資金をこれらのビジネスに投じています。その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがあります。これらの有価証券の価格の変動は、必要に応じてそれらを処理・換金できる価格に重大な影響を与える可能性があり、その結果、米国顧客取引に関する損失に関連して発生したような、巨額のトレーディング損失を計上することがあります。「第４［提出会社の状況］４（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」もご参照ください。なお、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向があります。また、顧客や取引先とのビジネスに起因して、特定の国や地域において発行される証券を比較的大きく保有する場合があります。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村は損失を被る可能性があります。

（３）ヘッジ戦略により損失を回避できない場合があります

野村はさまざまな金融商品や戦略を用いて、当社が自己または顧客のために行う金融取引から生じるリスク・エクスポージャーをヘッジしています。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村は損失を被る可能性があります。野村のヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いています。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っています。しかし野村は、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性があります。さらに、すべてのヘッジ戦略がすべての種類のリスクに対して有効であるわけではなく、リスクが適切に管理されていない場合には、特定の戦略がリスクを増加させる可能性があります。例えば、米国顧客取引に関する損失に至る取引の多くは、顧客に特定の株式に対する 「トータル・リターン・スワップ」と呼ばれるデリバティブ取引のエクスポージャーを増大させていました。詳細は「第４［提出会社の状況］４（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」をご参照ください。野村は、顧客へのトータル・リターン・スワップをヘッジするために、原資産を保有していました。しかしながら、この特定のヘッジ戦略は、顧客によるデフォルトのリスクや、変動の激しい市場環境において当該ポジションを処理する必要が出る場面のリスクをヘッジすることを意図したものではありませんでした。このようなリスクが顕在化した際、原資産を保有するというヘッジ戦略において市場の変動に晒され、損失を計上するに至りました。

（４）野村のリスク管理方針や手続きがリスクの管理において十分に効果を発揮しない場合があります

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村の方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合があります。例えば、野村のリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されていますが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限りません。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性があります。また、野村が使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村が入手可能な情報の評価をよりどころとしています。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村は、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性があります。加えて、市場の変動などにより野村の評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性があります。さらに、当社の組織構造やガバナンスの枠組みにおける潜在的な弱点があった場合には、各自の役割や責任について誤解を招く可能性もあります。また、規程や手続き自体の精度にかかわらず、その趣旨が有効に機能するためには適切に実行に移され、遵守されなければなりません。

例えば、米国顧客取引に関する損失においては、顧客のカウンターパーティ・リスクや、顧客とのプライム・ブローカレッジ取引の原資産である有価証券に関する市場リスクのエクスポージャーにより巨額の損失が生じました。当社は、リスク管理の方針・手続きおよびその実施状況を総合的に見直し、改訂し、強化するための諸施策を検討し、実施しております。詳細は「第４［提出会社の状況］４（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」をご参照ください。それら対策は進行中ですが、完了したとしても、将来の同様のリスク管理上の弱点を防止したり、同じ事業内または他の事業において将来の損失を防止するための規程や手続きが有効ではなくなるようなその他の弱点を特定して修正したりするためには十分ではない可能性があります。

（５）市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性があります

前述の野村のビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性があります。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがあります。

また、野村が市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村の流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村の信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性があります。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村の顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、先だっての米国顧客取引に関する損失に見られるように顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性があります。

（６）野村の仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村が顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性があります。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村は顧客のポートフォリオを管理することで報酬を得ており、その報酬額はポートフォリオの価値に基づいています。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村がアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性があります。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低報酬率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性があります。

（７）野村の投資銀行業務からの収入が減少する可能性があります

金融市場や経済情勢の変動によって、野村の行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性があります。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村が取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村の投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性があります。

例えば新型コロナウイルスの世界的流行による2020年２月以降の市場低迷を受けて、2019年３月期と比べて2020年３月期の投資銀行業務の収益は落ち込みました。2021年３月期および2022年３月期は回復しているものの、M&A案件やその他の投資銀行業務の減少により収益が低迷する可能性もあります。

（８）野村の電子取引業務からの収入が減少する可能性があります

電子取引システムは、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために、野村にとっては必要不可欠なシステムです。野村はこれらのシステムを利用しながら、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供しております。電子取引における競争は激化しており、競合他社における大幅な手数料の引き下げや無手数料取引の導入は、野村の電子取引収益と旧来型の取引の両方にかかる収入を圧迫する可能性があります。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務に付随する収入は、野村が扱う取引の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢変動によって顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合には、これらの収入が減少することが予想されます。電子取引による利便性向上によって取引量は今後も増加する可能性がありますが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村の収入が減少する可能性があります。野村は今後も効率的な取引プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定ですが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収入を最大限に確保できない可能性があります。

６．野村に債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性があります

野村の取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村に対して債務あるいは担保差入れ等の一定の義務を負うことがあります。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村は大きな損失を被る可能性があります。米国顧客取引に関する損失では、米国のプライム・ブローカレッジ取引の顧客が、トレーディング業務に関して追加証拠金を差し入れる義務と、当社が保有する担保に対して貸し付けた金額を返済する債務を履行しませんでした。詳細は「第４［提出会社の状況］４（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」をご参照ください。貸倒引当金の準備と維持は行っていますが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいています。しかしながら、これらの判断および仮定は、不正確であることが判明する可能性があります。

信用リスクは、次のような場合からも生じます。

・第三者が発行する証券の保有
・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引の取引相手である金融機関やヘッジファンドなど野村の取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれます。

（1）大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村に影響を及ぼす可能性があります

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に連関しています。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村が日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性があります。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村に影響を及ぼす可能性があります。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村の資金調達にも影響を及ぼす可能性があります。

（2）信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はありません

野村は信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直しています。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合があります。また、野村が取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない、あるいは情報を正確に管理・評価できない可能性があります。例えば、米国顧客取引に関する損失の原因となった債務不履行に陥った顧客に関する信用リスク評価では、顧客の取引活動の全容が十分に反映されていませんでした。さらに、野村が担保提供を条件として与信をしている場合に、米国顧客取引に関する損失の場合において当該顧客に対して行った融資のように、当該担保の市場価格が急激に下落して担保価値が減少した場合、担保不足に陥る可能性があります。

（3）野村の顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村に対する債務を履行できない可能性があります

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性があります。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村に対する債務の履行に影響を与える可能性があります。

7．野村は持株会社であり、野村の子会社からの支払に依存しています

野村は持株会社であり、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村の子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存しています。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性があります。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けています。例えば、野村の主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc、ノムラ・インターナショナルPLCおよびノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDは、自己資本規制の適用を受けており、自己資本規制の変更や要求水準によっては、野村への資金移動が制限される可能性があります。野村は、関連する法規制に基づき野村グループ間における資金移動について日々確認し管理しておりますが、これらの法規制は野村の債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性があります。

8．投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村が期待する収益を実現できない可能性があります

野村は、プライベートエクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有しています。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村の損益に大きな影響を与えます。例えば、2020年３月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱により、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損失164億円および投資持分証券の評価損166億円を認識しました。市場の環境によっては、野村はこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性があります。

９．野村が提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性があります

マネー・マーケット・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられています。しかし急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合があります。また、野村は運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドに対し繰上償還や入金制限を行う可能性があります。

また、野村が提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合があります。

上記事象の結果、野村は顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村が保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性があります。

財務に関するリスク

10．連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性があります

野村は、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村が適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みです。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村の連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしています。例えば、野村は2020年４月１日にGreentech Capital, LLC（以下「グリーンテック」）の全持分を取得し12,480百万円を連結貸借対照表に計上しております。また、その他にも有形・無形資産を所有しております。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性があり、野村の経営成績および財政状態に影響を与える可能性があります。例えば、野村は2019年３月期において、ホールセール部門での過去の海外での買収に関連して、81,372百万円ののれんの減損を認識しております。

11．資金流動性リスクの顕在化によって野村の資金調達能力が損なわれ、野村の財政状態が悪化する可能性があります

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村のビジネスにとって極めて重要です。野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村は、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めています。しかし、野村は一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っています。その内容は以下のとおりです。

（１）野村が無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合があります

野村は、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っています。また、トレーディング業務のための資金調達活動として、レポ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っています。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村の資金流動性は大きく損なわれる可能性があります。例えば、野村の短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合です。

・多額のトレーディング損失
・市場の低迷にともなう野村の営業活動水準の低下
・規制当局による行政処分
・信用格付の低下

上記に加え、市場金利の上昇、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村に固有でない要因によって、野村の資金調達が困難になることもあります。

（２）野村が資産を売却できなくなる可能性があります

野村が資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村は期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければなりません。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性があります。このような場合、野村は資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性があり、結果的に野村の経営成績や財政状態に影響を与える場合があります。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村の資産売却に影響を及ぼすことがあります。

（３）信用格付の低下により、野村の資金調達能力が損なわれる可能性があります

野村の資金調達は、信用格付に大きく左右されます。格付機関は野村の格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがあります。例えば、2021年３月の米国顧客取引に関する損失の後、フィッチ・レーティングス社は当社の信用格付をネガティブ・ウォッチに設定し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社は当社の信用格付の見通しをネガティブに変更しましたが、いずれも将来的に当社の信用格付を格下げする可能性があります。詳細は「第４［提出会社の状況］４（１）［コーポレート・ガバナンスの状況等］リスク管理体制の整備」をご参照ください。将来格下げがあった場合、野村の資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性があります。その結果、野村の経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村に固有でない要因によっても、野村の資金調達が困難になることもあります。

12. 連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性があります

野村は上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されています。野村が保有する関連会社の株式の市場価格が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村が判断したときには、野村は対応する会計年度に減損を認識しなければなりません。このことは、野村の経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性があります。例えば、野村は2021年３月期に野村不動産ホールディングスに対する投資にかかる減損損失47,661百万円を計上しました。

非財務リスク

13. 役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村の役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村やその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村が行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村のレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

例えば、2019年３月５日、東京証券取引所（以下「東証」）が設置した「市場構造の在り方等に関する懇談会」の委員を務める、株式会社野村総合研究所の研究員から、野村證券のリサーチ部門に所属するチーフストラテジスト（以下「ストラテジスト」）に対し、東証で議論されている市場区分の見直しについて、上位市場の指定基準および退出基準が時価総額250億円以上とされる可能性が高くなっている旨の情報が伝達され、さらに、当該情報は、同日および翌日に、ストラテジストから、野村證券およびノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITEDの日本株営業担当の社員等に伝達されました。また、当該情報を受領した一部の社員は、顧客である一部の機関投資家に対して当該情報を提供しました。当該情報提供は、法令違反ではありませんでしたが、野村および野村證券やその役職員に対する市場参加者からの信頼を損なう行為で不適切な情報伝達であったといえます。外部有識者による特別調査を経て、2019年５月24日、野村は、上記の不適切な情報伝達が発生したことを踏まえ、再発防止策ならびに野村および野村證券の関係役員の役員報酬の一部返上を公表しました。さらに、2019年５月28日、野村および野村證券は、上記の不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から、責任の所在の明確化、詳細な改善計画策定およびその提出、再発防止策の実施状況の定期的報告ならびにその実効性を定期的に検証して検証結果の報告を求めること等を内容とする業務改善命令を受け、2019年８月28日には、株式会社東京証券取引所より過怠金1,000万円の処分を受けました。

また、野村は、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性があります。野村は、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているた

め、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合があり、こうした行為に巻き込まれることにより、野村の将来のレピュテーションや財政状態に影響がおよび、野村が被る損失が多額になり、また野村に対する信頼が損なわれる等の悪影響を受けるおそれがあります。

野村は、「野村グループ行動規範2022」を2022年３月18日に策定するとともに、コンプライアンス研修等の実施、内部通報制度での対応の充実等を通じて、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を防止または発見するための対策を講じていますが、これらの実装済の対策または今後追加する対策により役職員や第三者による不正行為や詐欺的行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為や詐欺的行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限りません。そのような不正行為や詐欺的行為の結果として野村に対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村はビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村との取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失し、将来の収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

14. 利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関です。それにともない、野村の日々の業務において利益相反が発生するおそれがあります。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村の利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生します。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがあります。野村は利益相反を特定し対処するための野村グループ利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制を整備していますが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村のレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失い、収益や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性があります。

15. 野村のビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーショナル・リスクに影響される可能性があります

野村が重大な法的責任を負うことまたは野村に対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村のレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性があります。また、野村や野村が業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村のビジネスに悪影響を与える可能性があります。野村に対する主な訴訟その他の法的手続きについては、「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］ (1)［連結財務諸表］ ［連結財務諸表注記］ 20　コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

野村は、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されています。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村との取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれます。野村は、重大な法的責任が発生した場合、専門家や第三者機関等にも助言を求め、適切な方針を策定の上、これらへの対応を行っておりますが、紛争等の動向によっては、野村のレピュテーションや財政状態に影響がおよび、経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

（１）市場低迷等を原因とした法的責任の可能性が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村に対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性があります。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村のレピュテーションが悪化する可能性もあります。例えば、2022年３月期においては、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生の軽減を目的とした一定の取引を含みます。）が認識されました。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もあります。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もあります。

（２）規制による業務制限や、業務処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

金融業界は広範な規制を受けています。野村は、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けています。また、野村のビジネスの拡大とともに、適用

される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性があります。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加しています。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村の顧客および野村と取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村の活動を制限し、野村の収益に影響を与えることがあります。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村のビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性があります。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村もそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されています。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村の米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施しました。2018年10月15日、これらの当社米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意しました。この点、野村は、法令諸規制を遵守するため、随時モニタリングや社内管理体制の構築といった対策を講じてはおりますが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性があります。野村が行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村のレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性があります。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村との金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村がビジネスの機会を喪失する可能性があります。さらに、野村が国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村への投資や野村との取引を控える可能性があります。

（３）金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります

野村のビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村は、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがあります。規制の導入・改正・撤廃により、野村の全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規制の対応に膨大な費用が生じる可能性があります。

加えて、野村に適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」）によるいわゆるバーゼルⅢと呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルⅢの最終規則文書が公表されました。また、2012年10月、バーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行（以下「D-SIBs」）に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表しました。2015年12月、金融庁は野村をD-SIBsに指定し、2016年３月以降の追加的な資本賦課水準を３年間の経過措置はありますが0.5％といたしました。さらに、金融安定理事会（以下「FSB」）は、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIBs」）に対して破綻時の総損失吸収力（以下「TLAC」）を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表しました。これを受けて、金融庁は、2018年４月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年３月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表しました。野村は、現時点ではG-SIBsに選定されてはおりませんが、これにより、2021年３月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになりました。これらの規制により、野村の資金調達コストが上昇する、あるいは野村のビジネス、資金調達活動や野村の株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村のビジネスの制限を行わなければならない可能性があります。

（４）経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります

野村は、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上しております。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村の連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性があります。その結果、野村の経営成績および財政状態に影響が生じる可能性があります。繰延税金資産の内訳につきましては「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　15　法人所得税等」をご参照ください。

（５）マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります

近年、金融犯罪の手口は複雑化・高度化・多様化してきています。国際的にも戦争、テロ犯罪やサイバー攻撃の脅威が増す中、犯罪者やテロリスト等につながる資金を断つことの重要性は極めて高く、世界的に金融業界は対応の強

化が求められています。野村グループではこのような状況に適切に対応するため、金融活動作業部会（FATF）の勧告や金融庁「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」等をはじめ各国の規制等に基づき、グループ全体で一貫したマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢整備および強化に継続的に取り組んでおります。しかしながら、かかる対策が有効に機能せず、適用される規制に反する取引を未然に防ぐことができなかった場合またはそのような取引に適切に対処できなかった場合には、行政処分や罰金等の対象となる可能性があります。関連する処分等やその影響については「非財務リスク　[15.]野村のビジネスは、重大はリーガルリスクおよびレギュラトリー・リスクに影響される可能性があります　－[（２）]規制による業務制限や、業務処分等による損失が発生し、野村のビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります」をご参照ください。

16. 野村の保有する個人情報の漏洩により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理しています。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられています。

野村は個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じておりますが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村のビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性があります。例えば、野村は、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩（業務委託先による漏洩を含む）または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性があります。また、顧客からお預かりした個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村に対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村のブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性があります。

17. 野村の情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村のビジネスは、個人および機密情報を野村のシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠しています。野村は、過去において、野村のシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村のサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきましたが、今後も再び標的になる可能性があります。例えば、2018年６月に、海外子会社において、当該子会社のデスクトップ・ネットワークにマルウェア(不正・有害な動作を行う目的で作成されたソフトウエア)による不正なアクセスがあったことが判明しました。それを受けて、野村は、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して報告し、また、顧客その他の個人に対してその情報が影響を受ける可能性があることを伝えております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っています。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがあります。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もありますが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もあります。また、野村のシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村にもその悪影響が及ぶ可能性があります。当該事象により、野村のシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村の財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性があります。

野村は、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じていますが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村を十分に保護できる保証はありません。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性があります。

18. 人材の確保・育成ができないことにより、野村のビジネスに悪影響が及ぶ可能性があります

野村は、人材こそが野村グループの最大の財産であるとの理念のもと、人材の採用・育成・評価・登用および配置について１つのサイクルとしてとらえ、総合的な観点から各種のタレントマネジメント施策に取り組んでおります。適切な人材の確保や育成が想定どおりに進まない場合、野村のビジネスや業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。報酬、労働環境、利用できる研修や福利厚生、雇用者としての評判などの要因により、人材確保において厳しい競争が起きています。また、当該人材確保のための支出は、野村の収益性を損なう可能性があります。加えて、人材育成や企業文化の定着

には継続的かつ徹底的な取り組みが必要であり、成功しない可能性もあります。

３【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

以下の業績の概況は、「第１［企業の概況］　１［主要な経営指標等の推移］」および「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］」の部とあわせてご覧ください。また、以下の内容には、一部、将来に対する予測が含まれており、その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれています。野村の実際の経営成績はここに記載されている将来に対する予測と大きく異なる可能性があります。

エグゼクティブ・サマリー

《全体の業績について》

当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期比2.7％減の１兆3,639億円、金融費用以外の費用は同2.9％減の１兆1,373億円となりました。税引前当期純利益は2,266億円、当社株主に帰属する当期純利益は1,430億円となりました。自己資本利益率は5.1％となり、また、当期のEPS（注）は前期の48.63円から45.23円となっております。なお、2022年３月末を基準日とする配当金は、１株当たり14円とし、年間での配当は１株につき22円といたしました。

（注）希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益

《当期の業績に特に影響を与えた事象の経営者評価》

営業部門では、資産コンサルティング業への転換が進展しており、当期は投資信託や投資一任残高純増をともなってストック収入の拡大やコンサルティング収入の増加が見られました。一方で、新型コロナウイルスの感染再拡大や各国中央銀行による金融政策の転換、地政学リスクの顕在化などによりお客様のリスク回避姿勢が顕著になり、その結果として株式取引や投資信託買付などのフローからの収益が減少しました。インベストメント・マネジメント部門では、マーケット要因により投資損益が悪化しました。その一方で、4四半期連続で資金が流入し、昨年12月には過去最高の運用資産残高を更新しています。その結果、運用報酬を中心とした事業収益が増加しました。ホールセール部門では、特に海外を中心にアドバイザリー・ビジネスが好調で、直近６年間で最も高い収益となっています。フィクスト・インカムはマクロ・プロダクト中心に好調であった前年比で減収、エクイティでは米国顧客取引に起因する損失が減少しました。

当期は、一時的な要因による影響を受けました。まず、米国顧客取引に関連して、2021年３月期に引き続き、第１四半期に654億円の損失を計上しました。なお、当該損失に関する債権の一部について回収可能額を合理的に見積もることが可能になったことを受け、第３四半期および第４四半期に計147億円の利益を計上しております。また、米国における世界金融危機以前の取引に起因して証券の信託受益者などからローンの買取請求等を受けていた事案については、法的費用として約620億円を計上しています。一方で、関連会社である株式会社野村総合研究所の普通株式を第１四半期および第４四半期に売却し、約790億円の売却益を計上しております。

2021年３月期に比べて難しい環境ではありましたが、中長期の取り組みの成果が着実にみられたと考えております。また、当期をもって米国における世界金融危機以前の取引事案について会計上の処理がほぼ終了し、経営リソースを成長分野へ振り向ける大きな転換点になりました。

《資本政策と株主還元の考え方》
当社は、適正な資本比率を確保しつつ、最適な資本配分を通じて持続可能な成長を実現したいと考えております。経営ビジョン達成に向けた布石として、コスト水準は抑制しながらも、パブリックに加え、プライベート領域のビジネスを拡大する為の成長投資も行うことで、投資と株主還元のバランスを図るとともに、当社の生産性向上と収益源の拡大を通じた株主価値の最大化を目指しています。
配当については、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30%を重要な指標の１つとして設定しており、また、自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。各期の株主還元の総額は、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定することとしています。詳細は「第４［提出会社の状況］　３［配当政策］」をご参照ください。

各部門の状況については以下のとおりです。

2022年３月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比11.1%減の3,280億円、金融費用以外の費用は同2.8%減の2,687億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同35.8%減の592億円となりました。営業部門では、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、お客様一人ひとりに寄り添い、「最も信頼できるパートナー」を目指してコンサルティング営業に取り組んでまいりました。当期は、不透明なマーケット環境下において、株式・投信の買付は低調でしたが、お客様の資産全体に対するコンサルティングにより、ストック資産の拡大を実現しております。また、コンタクトセンターを通じたリモートコンサルティング体制の強化により、現役世代へのアプローチを図っています。今後は資産運用に加え、不動産・相続・資産承継といった多様な悩みの解決に向けた商品・サービスの充実を図るとともに、人とデジタルを融合した新しいビジネス・モデルの構築に取り組んでおり、今後一層強化してまいります。

2022年３月期のインベストメント・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比9.3%減の1,480億円、金融費用以外の費用は同6.0%増の765億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同21.4%減の715億円となりました。2021年４月１日付で新設されたインベストメント・マネジメント部門では、多様化するお客様の運用ニーズに応える商品ラインナップの拡充やサービスの向上を目的に、広義のアセット・マネジメント・ビジネスに取り組んでまいりました。当期は、4四半期連続で資金が流入し、運用資産残高が高水準を維持したことにより、安定収益である事業収益が増加しました。一方、野村キャピタル・パートナーズの投資先企業の新規上場にともない評価益・売却益を計上したものの、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益が減少したことにより、投資損益は前期比で減少しました。プライベート市場プロダクトの拡充の一環として、スパークス・グループ株式会社との合弁で資産運用会社「野村スパークス・インベストメント株式会社」を新設し、非上場企業へ投資する投資法人の運用を開始しました。また、株式会社Japan Search Fund Acceleratorと共同で、事業承継のための投資に特化した「ジャパン・サーチファンド・プラットフォーム投資事業有限責任組合」を設立し、初回投資家募集を行いました。

2022年３月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は、前期比1.7%増の7,031億円、金融費用以外の費用は、同0.2%増の6,286億円となりました。その結果、税引前当期純利益は15.8%増の745億円となりました。グローバル・マーケッツは、当期は、リスク管理を強化しながら引き続きそれぞれの地域で強みのあるコアビジネスに注力するとともに、ボラティリティが高まる中で投資家のポートフォリオのリバランス取引などに丁寧に流動性を提供しました。フロービジネスに加えて、ストラクチャード・ファイナンスやソリューションビジネスなど顧客ニーズへの適切な対応を通じ、堅調に収益を積み上げました。インベストメント・バンキングは、当期は、グローバルに顧客アクティビティが活発であり、顧客のニーズを丁寧に汲み取りながら、国内外の業界再編・事業再編や大型ファイナンスなど、多くの案件を執行しました。グローバルにアドバイザリー・ビジネスや株式および債券引受ビジネスからの収益が伸長したことに加え、海外における買収ファイナンスの増加もあり、通期では大幅な増収となりました。ノムラ・グリーンテックによる執行案件が増加し、大きく収益に貢献したほか、ウルフ・リサーチ社との提携の深化として、共同ブランディングを開始しております。

主要なパフォーマンス指標の進捗

《経営指標》
当社は、社会課題の解決を通じた持続的成長の実現を経営ビジョンとして掲げ、2025年３月期に向け自己資本利益率（ROE）を最も重視する指標の１つとして設定しています。国内でコーポレートガバナンス・コードが導入された後、日本企業においては資本コストを意識した経営の重要性が高まっております。加えて、金融業界においては、金融資本規制の影響下に置かれることから、さらなる資本の有効活用が求められています。そのため、今後、当社にとっては、経営資源の最適配分という観点がより一層重要になるということを鑑み、2021年３月期より、重要な経営指標として自

己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図ることとしました。なお、下記に述べるような経営指標や経営の基本方針等については、2020年５月に開催された取締役会において深度ある議論が実施されております。

自己資本利益率（ROE）

ROEは当社株主に帰属する当期純利益を前期末当社株主資本合計および当期末当社株主資本合計の平均で除した値と定義しています。ROEの開示は、企業価値の向上や、投資家の皆様が当社の経営状況や資本の有効活用状況を把握するためにも有益だと考えています。

ROEの中長期的な目標水準としては、当社に求められる資本コストを意識し、2025年３月期において８～10％の水準を掲げております。しかしながら、ROEは必ずしも財務の健全性を反映するものではないと考えられることから、ROE向上を企図した過度な資本効率の追求を行うことのないよう、財務健全性に十分に配慮した上での企業価値の創造を重視し、ROEの向上に努めております。2021年３月期が5.7％だったのに比べ、2022年３月期は5.1％と微減となりました。

CET１比率

また、野村グループが遵守しなくてはならないグローバル金融規制は複数ありますが、なかでもバーゼル委員会および金融庁が定める自己資本規制は、当社のビジネスの在り方に、直接影響を及ぼすものです。そのため当社は、普通株式等Tier １比率（CET １比率）を11％以上に維持することを掲げ、厳しいマーケットストレス等がかかった際のバッファーを含む財務健全性についても考慮しております。2022年３月期は2021年３月期の15.81％から増加し17.22％となりました。当社の普通株式等Tier １比率の詳細と算定方法については、「第２［事業の状況］３［経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析］　(5)流動性資金調達と資本の管理」の「連結自己資本規制」の項目をご参照ください。

《事業セグメント別の指標》

営業部門

営業部門の事業活動の成果を定量的に示す指標として、ストック資産、コンサルティング関連収入、現金本券差引、買付顧客数の４項目を設定し、ビジネスの持続的な推進と発展を目指しております。これらの指標の開示は、営業部門のお客様との接点における進捗とともに持続可能な成長性を投資家の皆様が把握するに際して有益だと考えています。

（単位：十億円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率	2022年３月期	増減率
ストック資産 ……	15,300	18,200	19.0%	19,600	7.7%
コンサルティング関連収入 ……	14.9	13.4	△10.1%	16.7	24.6%
現金本券差引 ……	△429.4	887.7	-%	351.5	△60.4%
買付顧客数 ……	1,071,000	1,019,000	△4.9%	1,009,000	△1.0%

ストック資産は、投資信託や投資一任など、お預かり資産に対し運用管理費用等の手数料を頂戴する資産の総額に関連ローンを加算して算出しています。当該ローン金額は2022年３月期の連結財務諸表の貸付金として報告されているうちの約6,143億円です。当期は投資信託や投資一任残高といった資産の純増を背景に積み上がり、ストック収入の増加に寄与しました。

コンサルティング関連収入は、保険や不動産に関連する収入など、有価証券の売買等に基づかない収入を指しています。当期は、通年での年金保険・事業保険の契約とＭ＆Ａの成約が貢献し、2021年３月期を上回りました。

現金本券差引は、地域金融機関を除く、現金および本券の流入から流出を差引したものです。当期はマーケット要因もあり年間で3,515億円となり、３月末の顧客資産残高は122.1兆円となりました。

買付顧客数は、４月１日以降に一度でも買付を行った顧客数の累計です。当期は2021年３月と比較すると、第３四半期までは上回っていたものの、米国の金融政策や地政学リスクの高まり等を受けやや伸び悩みが見られました。

インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門の事業活動の成果を定量的に示す指標として、運用資産残高を設定しております。運用資産残高は、インベストメント・マネジメント部門における運用ビジネスの収益源であり、運用ビジネスの進捗状況を把握する上で有効であると考えております。また、運用プロダクトがどの程度投資家の皆様に受け入れられたか把握する上で、重要な指標になります。

（単位：兆円）

	2020年３月期＊	2021年３月期	増減率	2022年３月期	増減率
運用資産残高 ……	N/A	64.7	－%	67.9	4.9%

*2020年３月期については比較可能なデータなし。

運用資産残高は、野村アセットマネジメント、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント、ウエルス・スクエアの運用資産の単純合計(グロス)から重複資産を控除したものに加えて、野村スパークス・インベストメント、野村メザニン・パートナーズ、野村キャピタル・パートナーズおよび野村リサーチ・アンド・アドバイザリーが運用するファンドに対する第三者による投資額を含むものとなります。

当期は、投資信託では、銀行等チャネルとETFを中心に残高が増加しました。また投資顧問ビジネスでは国内の年金資金からの大きな資金流入が生じたのに加え、海外では、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメントのハイイールド債券戦略に資金が流入しました。これらの資金流入に加え、市場要因により残高が増加しました。

ホールセール部門

ホールセール部門では経費率と収益/調整リスクアセットを主要なパフォーマンス指標として採用しています。これらKPIの開示は投資家に対してコストおよびリソース運用の効率性を示すうえで有効であり、マネジメントはビジネスにおけるコスト削減と収益力の評価に活用しています。

	2020年３月期	2021年３月期	増減率	2022年３月期	増減率
経費率 ……	86 %	91 %	5.8%	89 %	△ 2.2%
収益／調整リスクアセット ……	6.5%	6.4%	△1.5%	7.0%	9.4%

経費率は、対象期間の金融費用以外の費用を同期間の収益合計（金融費用控除後、年換算）で除して算出しており、部門運営の効率性を確認するために使用しています。2022年３月期は、米国顧客取引に関する影響の減少により前期に比べて比率は減少しましたが、当社の採用に関する戦略および市場要因により費用が増加しています。2021年３月期は、米国顧客取引に関する損失による当期の収益および費用への影響により前期に比べて比率は増加しましたが、積極的なコスト削減と他の要因による収益の増加およびペイ・フォー・パフォーマンス（業績に応じた報酬の支払い）等により影響は緩和されています。

収益／調整リスクアセットは、対象期間の収益合計（金融費用控除後、年換算）を部門が使用する同期間の調整リスクアセット（各会計期間の日次平均）で除して算出しており、使用リソースに対する収益率をそれぞれ確認するために使用しています。調整リスクアセットは、(1) バーゼル３規制のリスクアセットと、(2) バーゼル３規制の資本調整項目を当社が内部で設定する最低資本比率で除したリスクアセット相当額の合計です。各部門の活動に起因する控除額は内部の最低資本比率（12.5%）で除したうえで各部門のリソース使用額にチャージしたものを、調整リスクアセットとしています。当社の収益／調整リスクアセットは、計算手法等の違いにより他社の提示している同様の指標とは定義が異なる可能性があります。当社の信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は金融庁の承認を経て基礎的内部格付手法および標準的手法によりそれぞれ算出しています。市場リスク相当額については、内部モデル方式により算出しています。ホールセール部門のRWAの調整RWAへの換算は、社内の最低自己資本比率目標を反映して調整しています。また、収益／調整リスクアセットは、RWAに適用される調整が当社の事業部門に帰属するRWAの適切な金額を（規制上の資本として計算されるRWAとは対照的に）把握することを目的としたものであり、当社内部でのリスク許容度を反映した推定値であるという点で、その有用性が制限される可能性があり、当該調整は実際のリソースの用途については正確に反映していない可能性もあります。2022年３月期の収益／調整リスクアセットの増加は、主に前述の米国顧客取引に関する損失の影響が減少したことおよび、投資銀行業務手数料が増加したことによるものです。2021年３月期の収益／調整リスクアセットの減少は、主に前述の米国顧客取引に関する損失の影響によるものです。

経営成績

損益概況

野村の主要な連結損益計算書情報は以下のとおりであります。

	2020年３月期（百万円）	2021年３月期（百万円）		2022年３月期（百万円）	
金融収益以外の収益：			増減率		増減率
委託・投信募集手数料	308,805	376,897	22.1%	332,344	△11.8%
投資銀行業務手数料	103,222	108,681	5.3%	149,603	37.7%
アセットマネジメント業務手数料	238,202	230,047	△3.4%	269,985	17.4%
トレーディング損益	356,609	310,040	△13.1%	368,799	19.0%
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	△93	12,734	－	30,768	141.6%
投資持分証券関連損益	△14,726	14,053	－	5,446	△61.2%
その他	165,991	208,317	25.5%	152,832	△26.6%
金融収益以外の収益合計	1,158,010	1,260,769	8.9%	1,309,777	3.9%
純金融収益	129,819	141,103	8.7%	54,113	△61.7%
収益合計（金融費用控除後）	1,287,829	1,401,872	8.9%	1,363,890	△2.7%
金融費用以外の費用	1,039,568	1,171,201	12.7%	1,137,267	△2.9%
税引前当期純利益	248,261	230,671	△7.1%	226,623	△1.8%
法人所得税等	28,894	70,274	143.2%	80,090	14.0%
当期純利益	219,367	160,397	△26.9%	146,533	△8.6%
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	2,369	7,281	207.3%	3,537	△51.4%
当社株主に帰属する当期純利益	216,998	153,116	△29.4%	142,996	△6.6%
自己資本利益率（ROE）	8.2%	5.7%		5.1%	

2022年３月期の収益合計（金融費用控除後）は減少しました。この減少は、主に営業部門において委託・投信募集手数料が減少したことによります。委託・投信募集手数料は、株式買付や投資信託募集買付にかかる手数料が減少しました。投資銀行業務手数料はアドバイザリー・ビジネスが収益増加に貢献しました。アセットマネジメント業務手数料は営業部門におけるストック収入の増加やインベストメント・マネジメント部門における運用資産残高の増加のよる手数料の増加等を受けて増加しました。トレーディング損益は、主に米国顧客との取引に起因する損失の縮小により増収となりました。またトレーディング損益には、デリバティブ負債に対して認識する自社クレジットの変化による収益82億円が含まれております。この収益は主にクレジット・スプレッドが拡大したことによるものであります。投資持分証券関連損益は、株価の上昇は限定的で減収となりました。また投資持分証券関連損益には、野村が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券です。その他は、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益などにより減少しております。

2021年３月期の収益合計（金融費用控除後）は、ホールセール部門において米国顧客との取引に起因する損失を計上したものの増加しました。この増加は、主に営業部門において委託・投信募集手数料が増加したことによります。委託・投信募集手数料は、株式買付や投資信託募集買付にかかる手数料が増加しました。投資銀行業務手数料はＭ＆Ａやファイナンスに付随するソリューション・ビジネスが収益増加に貢献しました。アセットマネジメント業務手数料は手数料率の低下等を受けて減少しました。トレーディング損益は、主に米国顧客との取引に起因する損失により減収となりました。またトレーディング損益には、デリバティブ負債に対して認識する自社クレジットの変化による損失額134億円が含まれております。この損失は主に新型コロナウイルスの感染が拡大した2020年３月末に一時的に拡大したクレジット・スプレッドが縮小したことによるものであります。投資持分証券関連損益は、2021年３月期中の株価の上昇を受け増収となりました。また投資持分証券関連損益には、野村が営業目的で保有する株式等の評価損益と売買損益が含まれます。これらの投資は、取引促進の目的で長期保有する関連会社以外の投資持分証券です。その他は、日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換にともなう一時的な利益711億円を計上したことなどにより増加しております。

純金融収益は、トレーディング資産およびレポ・リバースレポ取引を含む総資産・負債の水準と構成、ならびに、金利の期間構造とボラティリティに左右されます。純金融収益は、トレーディング業務と不可分な１つの要素であり、野村は、特にグローバル・マーケッツについて、純金融収益と金融収益以外の収益との合計額で、ビジネス全体の収益性を評価しております。2022年３月期においては、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当を含む金融収益は前期比20％減少、また、金融費用も前期比7％増加し、その結果、2022年３月期の純金融収益は2021年３月期から減少しました。2021年３月期においては、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ社からの配当を含む金融収益は前期比55％減少、また、金融費用も前期比68％減少し、その結果、2021年３月期の純金融収益は2020年３月期から増加しました。

2022年３月期の金融費用以外の費用は、米国顧客との取引に起因する貸倒引当金の追加計上による損失があったものの前年度比で減少、および前期に計上した当社の持分法適用関連会社である野村不動産ホールディングス株式会社に対する投資にかかる減損損失477億円の剥落などにより減少しました。

2021年３月期の金融費用以外の費用は、米国顧客との取引に起因して認識した貸倒引当金の計上による損失416億円および当社の持分法適用関連会社である野村不動産ホールディングス株式会社に対する投資にかかる減損損失477億円などにより増加しました。

野村は、日本においてさまざまな税金を課されており、日本の税法に基づき連結納税制度を適用しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。国内の法定実効税率は、2020年３月期、2021年３月期、2022年３月期において、31％となっております。海外子会社は現地で課税を受けており、通常国内より低い税率が適用されています。そのため野村の各期の実効税率は、各地域での損益状況や、各地域で適用される特有の税務上の取扱いにも影響を受けています。

2022年３月期の実効税率は35.3％となりました。この実効税率35.3％と法定実効税率31％の差異の重要な要因は、海外の税制改正の影響により14.4％実効税率が引き下げられた一方で、評価性引当金の増減により18.0％実効税率が引き上げられたことがあげられます。

2021年３月期の実効税率は30.5％となりました。この実効税率30.5％と法定実効税率31％の差異の重要な要因は、子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込みにより8.7％実効税率が引き下げられた一方で、評価性引当金の増減により8.7％実効税率が引き上げられたことがあげられます。

2020年３月期の実効税率は11.6％となりました。この実効税率11.6％と法定実効税率31％の差異の重要な要因は、益金に算入されない収益項目により23.5％実効税率が引き下げられた一方で、損金に算入されない費用項目により2.9％実効税率が引き上げられたことがあげられます。

事業セグメント別経営成績

2021年４月１日に、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。これにより、2022年３月期の野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われており、この部門体制に基づき、事

業別セグメント情報を開示しております。経済的ヘッジ取引に関連する損益、一部の営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社利益（損失）の持分額、本社勘定、その他財務調整項目等は、事業セグメント別情報においては、“その他”として表示されています。

営業目的で保有する投資持分証券評価損益の一部は、セグメント情報には含まれておりません。なお、事業セグメント別経営成績については、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　21　セグメントおよび地域別情報」にも記載がございます。また、そこでは、連結財務諸表数値と事業セグメント別数値の調整計算についても説明がありますのでご参照ください。

営業部門

営業部門の経営成績

（単位：百万円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率（%）	2022年３月期	増減率（%）
金融収益以外の収益	329,983	366,271	11.0	324,642	△11.4
純金融収益	6,376	2,538	△60.2	3,343	31.7
収益合計（金融費用控除後）	336,359	368,809	9.6	327,985	△11.1
金融費用以外の費用	286,926	276,480	△3.6	268,745	△2.8
税引前当期純利益	49,433	92,329	86.8	59,240	△35.8

2022年３月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、主に委託・投信手数料の減少により、全体として減少しました。

2021年３月期の営業部門の収益合計（金融費用控除後）は、主に株式委託手数料の増加により、全体として増加しました。

2022年３月期の金融費用以外の費用は、収益減少にともなう賞与の減少により、減少しました。

2021年３月期の金融費用以外の費用は、不動産関連費が減少しました。

下の表は、2021年３月期、2022年３月期の商品別の金融収益以外の収益構成の内訳を示しています。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期	増減率（%）
委託・投信募集手数料	187,678	138,525	△26.2
株式委託手数料	92,589	67,419	△27.2
投資信託募集手数料	68,352	43,537	△36.3
その他手数料	26,737	27,569	3.1
トレーディング損益	58,357	43,981	△24.6
投資銀行業務手数料	20,354	19,003	△6.6
投資信託残高報酬	88,996	109,300	22.8
その他	10,886	13,833	27.1
金融収益以外の収益	366,271	324,642	△11.4

2022年３月期の委託・投信募集手数料は、主に株式委託手数料、投資信託募集手数料の減少より減少しました。2022年３月期のトレーディング損益は、前期に比べ、主に債券関連収入が減少したことにより減少しました。

営業部門顧客資産残高

下の表は、2021年３月末、2022年３月末の営業部門顧客資産残高と、その内訳を示しています。

（単位：兆円）

	2021年３月31日				
	期首顧客資産残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末顧客資産残高
株式	62.7	24.4	△24.9	20.1	82.3
債券	18.4	12.3	△9.9	△2.7	18.1
株式型投資信託	7.6	3.1	△3.0	2.5	10.2
債券型投資信託	7.3	1.4	△0.6	△0.1	8.0
外国投資信託	1.0	0.2	△0.1	0.0	1.1
その他	7.0	0.9	△0.7	△0.3	6.9
合計	104.0	42.3	△39.2	19.5	126.6

（単位：兆円）

	2022年３月31日				
	期首顧客資産残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末顧客資産残高
株式	82.3	19.5	△19.8	△4.5	77.5
債券	18.1	15.5	△13.3	△2.6	17.7
株式型投資信託	10.2	2.4	△2.1	0.3	10.8
債券型投資信託	8.0	0.3	△0.6	△0.2	7.5
外国投資信託	1.1	0.2	0.0	0.0	1.3
その他	6.9	1.1	△0.5	△0.2	7.3
合計	126.6	39.0	△36.3	△7.2	122.1

2022年３月末の営業部門顧客資産残高は、2021年３月末に比べ減少しました。2022年３月末の株式関連資産残高は、株価の下落により時価評価益が減少し、77.5兆円となりました。また、2022年３月末の投資信託残高は、2021年３月末の19.3兆円から0.3兆円増加し、19.6兆円となりました。

2021年３月末の営業部門顧客資産残高は、2020年３月末に比べ増加しました。2021年３月末の株式関連資産残高は、株価の上昇により時価評価益が増加し、82.3兆円となりました。また、2021年３月末の投資信託残高は、2020年３月末の15.9兆円から3.4兆円増加し、19.3兆円となりました。

インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門の経営成績

（単位：百万円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率（%）	2022年３月期	増減率（%）
金融収益以外の収益	101,130	153,523	51.8	129,848	△15.4
純金融収益	6,807	9,627	41.4	18,145	88.5
収益合計（金融費用控除後）	107,937	163,150	51.2	147,993	△9.3
金融費用以外の費用	74,364	72,142	△3.0	76,478	6.0
税引前当期純利益	33,573	91,008	171.1	71,515	△21.4

2022年３月期の収益合計（金融費用控除後）は、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益の減少により減少しました。

2021年３月期の収益合計（金融費用控除後）は、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益の増加により増加しました。

2022年３月期の金融費用以外の費用は、主に事業収益の増加にともなう人件費の増加により増加しました。

2021年３月期の金融費用以外の費用は、主に投資信託の運用管理にかかる支払手数料の減少により減少しました。

インベストメント・マネジメント部門の収益合計（金融費用控除後）の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率（%）	2022年３月期	増減率（%）
事業収益(1)	121,495	111,946	△7.9	119,920	7.1
投資損益(2)	△13,558	51,204	－	28,073	△45.2
収益合計（金融費用控除後）	107,937	163,150	51.2	147,993	△9.3

（注）当期の開示様式に合わせて過年度の数値を組み替えて表示しております。

(1) 投資損益を除く部門収益であり、主にアセット・マネジメント事業からの収益(アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損益を除く)、野村バブコックアンドブラウン株式会社の航空機リース関連事業収益およびプライベート・エクイティ等の投資事業における管理報酬により構成

(2) 部門収益のうち投資に起因するものであり、主にアメリカン・センチュリー・インベストメンツ社への投資、プライベート・エクイティ等の投資事業における投資および株式会社めぶきフィナンシャルグループへの投資にかかる損益（公正価値の変動、資金調達コストおよび配当金を含む）により構成

下の表は、2021年３月末、2022年３月末のインベストメント・マネジメント部門の運用会社別の運用資産残高を示しています。

（単位：十億円）

	2021年３月31日				
	期首運用資産残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末運用資産残高
野村アセットマネジメント	50,648	28,675	△27,705	14,540	66,158
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント他	2,543	906	△927	778	3,300
単純合計	53,191	29,581	△28,632	15,318	69,458
グループ運用会社間の重複資産	△3,860	△1,169	1,431	△1,194	△4,792
合計	49,331	28,412	△27,201	14,124	64,666

（単位：十億円）

	2022年３月31日				
	期首運用資産残高	資金流入額	資金流出額	時価評価損益	期末運用資産残高
野村アセットマネジメント	66,158	26,883	△25,549	2,100	69,592
ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネジメント他	3,300	944	△690	313	3,867
単純合計	69,458	27,827	△26,239	2,413	73,459
グループ運用会社間の重複資産	△4,792	△1,462	1,163	△455	△5,546
合計	64,666	26,365	△25,076	1,958	67,913

2022年３月期の運用資産残高は、ETF等の株式型投信への資金流入等により増加しました。

下の表は、2020年、2021年、2022年それぞれの３月末時点の、野村アセットマネジメントの日本の公募投資信託市場におけるシェア（純資産残高ベース）を示しています。

	2020年３月31日	2021年３月31日	2022年３月31日
公募投資信託合計	28%	28%	27%
株式型投資信託	26%	26%	25%
公社債型投資信託	44%	44%	44%

（出所）一般社団法人投資信託協会の統計データを基に作成

2022年３月末における野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、47.9兆円と、対前期比1.3兆円、3%増加しました。その内訳は、1.0兆円の資金流入と0.3兆円の運用増によるものです。主に「ＴＯＰＩＸ連動型上場投信」といった上場投資信託で残高が増加しました。

2021年３月末における野村アセットマネジメントの運用資産残高に占める国内投資信託残高は、46.6兆円と、対前期比12.6兆円、37%増加しました。その内訳は、2.8兆円の資金流入と9.8兆円の運用増によるものです。主に「ＴＯＰＩＸ連動型上場投信」「日経２２５連動型上場投信」といった上場投資信託で残高が増加しました。

ホールセール部門

ホールセール部門の経営成績

ホールセール部門の経営成績はグローバル・マーケッツとインベストメント・バンキングにより構成されています。また、グローバル・マーケッツはフィクスト・インカムとエクイティにより構成されています。

（単位：百万円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率（%）	2022年３月期	増減率（%）
金融収益以外の収益	506,203	524,019	3.5	617,227	17.8
純金融収益	142,416	167,337	17.5	85,828	△48.7
収益合計（金融費用控除後）	648,619	691,356	6.6	703,055	1.7
金融費用以外の費用	556,399	627,051	12.7	628,563	0.2
税引前当期純利益	92,220	64,305	△30.3	74,492	15.8

2022年３月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は増加しました。グローバル・マーケッツにおけるフィクスト・インカムは、マクロ・プロダクトを中心に好調だった前期比で減収となりました。グローバル・マーケッツにおけるエクイティは、米国顧客との取引に起因する損失が縮小し増収となりました。またインベストメント・バンキングは、アドバイザリー・ビジネスにより増収となりました。

2021年３月期のホールセール部門の収益合計（金融費用控除後）は米国顧客との取引に起因する損失を計上したものの増加しました。グローバル・マーケッツにおけるフィクスト・インカムは、金利プロダクト、クレジットおよび証券化商品を中心に増収となりました。グローバル・マーケッツにおけるエクイティは、米国顧客との取引に起因するトレーディング損失を計上したことで減収となりました。またインベストメント・バンキングは、Ｍ＆Ａアドバイザリーおよびエクイティファイナンス案件の増加により増収となりました。

2022年３月期の金融費用以外の費用は、前期の米国顧客との取引に起因する信用損失の剥落を、円安による海外拠点の円建て費用の増加が相殺し、前期からわずかに増加しました。

2021年３月期の金融費用以外の費用は、当第４四半期に米国顧客との取引に起因する信用損失を計上したことを主因として増加しました。

次の表は、ホールセール部門における収益合計（金融費用控除後）における、グローバル・マーケッツおよびインベストメント・バンキングの内訳表であります。

（単位：百万円）

	2020年３月期	2021年３月期	増減率（%）	2022年３月期	増減率（%）
ホールセール部門 収益合計（金融費用控除後）：					
グローバル・マーケッツ	562,927	575,533	2.2	556,417	△3.3
インベストメント・バンキング	85,692	115,823	35.2	146,638	26.6
収益合計（金融費用控除後）	648,619	691,356	6.6	703,055	1.7

グローバル・マーケッツ

野村は長年にわたって主に国内外の機関投資家を対象として、債券・株式や為替およびそれらのデリバティブ商品のセールスとトレーディングをグローバルに展開してきました。近年では、より多様化・複雑化するお客様からのご要望にお応えするため、トレーディング能力と商品組成能力の強化に取り組み、国内外の機関投資家のみならず、営業部門およびインベストメント・マネジメント部門にさまざまな高付加価値商品を提供すると同時に、インベストメント・バンキングとも協働し、付加価値の高いソリューションを提供しています。また、国内外の機関投資家に加えて、国内の富裕層・諸法人や地域金融機関、国内外の政府機関や金融機関・事業法人などと強固な関係を構築し、ビジネスを拡大しております。これにより、お客様がどのような商品を求めているかを把握し、そのニーズに合わせた商品を国内外のプロダクトラインにおいて迅速に開発・提供することが可能となっております。

2022年３月期のグローバル・マーケッツの収益合計（金融費用控除後）のうち、フィクスト・インカムの2022年３月期の収益合計（金融費用控除後）は、2021年３月期の4,419億円から3,269億円となりました。マクロ・プロダクトを中心に好調だった前期比で減収となりました。エクイティの2022年３月期の収益合計（金融費用控除後）は2021年３月期の1,336億円から2,295億円となりました。米国顧客との取引に起因する損失の縮小を主因として増収となりました。

2021年３月期のグローバル・マーケッツの収益合計（金融費用控除後）のうち、フィクスト・インカムの2021年３月期の収益合計（金融費用控除後）は、2020年３月期の3,375億円から4,419億円となりました。金利プロダクト、クレジットおよび証券化商品を中心に増収となりました。エクイティの2021年３月期の収益合計（金融費用控除後）は2020年３月期の2,254億円から1,336億円となりました。当第４四半期に米国顧客との取引に起因するトレーディング損失を計上したことを主因として減収となりました。

インベストメント・バンキング

野村は、引受け、アドバイザリー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しています。アジア、欧州、米国といった世界の主要な金融市場で、債券、株式、その他の引受業務を行っており、日本国内、クロスボーダーおよび海外のM&A／財務コンサルティング業務を継続的に強化してきました。また、グローバルでのオーダーメイド型サービス提供による、顧客との強固で長期的な関係を構築することを追求しております。

2022年３月期のインベストメント・バンキングの収益合計（金融費用控除後）は、アドバイザリー・ビジネスにより前期比で増収となりました。

2021年３月期のインベストメント・バンキングの収益合計（金融費用控除後）は、Ｍ＆Ａアドバイザリーおよびエクイティファイナンス案件の増加により前期比で増収となりました。

その他の経営成績

その他の経営成績には、経済的ヘッジ取引に関連する損益、一部の営業目的で保有する投資持分証券の実現損益、関連会社損益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。詳細につきましては、「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　21　セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

その他の経営成績における税引前当期純利益（△損失）は、2020年３月期、2021年３月期、それぞれ944億円、△285億円、2022年３月期は主に株式会社野村総合研究所普通株式の売却益約790億円を認識したものの、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生の軽減を目的とした一定の取引を含みます。）を計上したことから158億円となりました。

2022年３月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益67億円、カウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失12億円がその他の業績に含まれております。

2021年３月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する損失121億円、カウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する利益120億円がその他の業績に含まれております。

2020年３月期に生じたデリバティブ負債に対する自社クレジットの変化に起因する利益163億円、カウンターパーティ・クレジット・スプレッドの変化に起因する損失121億円がその他の業績に含まれております。

地域別経営成績

地域別の収益合計（金融費用控除後）、税引前当期純利益（損失）については「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　21　セグメントおよび地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5) 流動性資金調達と資本の管理」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　２　公正価値測定　および　３　デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

野村はトレーディング業務における市場リスクの測定方法として、バリュー・アット・リスク（VaR）を採用しております。

(1) VaRの前提

・信頼水準：95％

・保有期間：１日

・商品の価格変動等を考慮

野村は、2022年３月期より開示に使用する保有期間１日のVaRの信頼水準を99％から95％に変更しました。詳細は「VaRメソドロジーの前提」をご参照ください。新たな基準（信頼水準95％）を使用した、2022年３月31日期の保有期間１日のVaRデータは以下のとおりです。

(2) VaRの実績

	2022年３月31日 （億円）
株式関連	14
金利関連	23
為替関連	9
小計	46
分散効果	△19
バリュー・アット・リスク（VaR）	27

	2022年３月期		
	最大値（億円）	最小値（億円）	平均値（億円）
バリュー・アット・リスク（VaR）	232	27	45

（参考情報）

(1) VaRの前提

・信頼水準：99%

・保有期間：１日

・商品の価格変動等を考慮

野村は、2022年３月期より開示に使用する保有期間１日のVaRの信頼水準を99%から95%に変更しました。詳細は「VaRメソドロジーの前提」をご参照ください。これまでの基準（信頼水準99%）を使用した、2022年３月31日期および2021年３月31日期の保有期間１日のVaRデータは以下のとおりです。

(2) VaRの実績

	2021年３月31日 （億円）	2022年３月31日 （億円）
株式関連	934	17
金利関連	86	35
為替関連	42	13
小計	1,062	65
分散効果	△128	△17
バリュー・アット・リスク（VaR）	934	48

	2022年３月期		
	最大値（億円）	最小値（億円）	平均値（億円）
バリュー・アット・リスク（VaR）	897	40	82

(3) 重要な会計方針および見積もり

重要な会計方針は当社の連結財務諸表の作成に最も重要な影響を与える会計方針であり、適用にあたって経営者による会計上の見積もりに関する最も困難かつ主観的で複雑な判断を必要とするものを指します。これらの見積もりは金融商品の公正価値や訴訟の判決に関する経営者の判断が含まれており、連結債務諸表の関連する注記において資産や負債の開示金額に影響を与えています。見積もりはその性質上、経営者の判断を必要とする仮定や利用可能な情報の範囲に依拠しています。将来の実績は直近の見積もりと乖離する可能性があり、結果として連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

下表は、連結財務諸表に含まれる重要な会計方針やこれらの会計方針の適用に含まれる重要な会計上の見積もり、見積もりの要素、経営者による仮定、当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響について当期特に重要なものを要約したものです。適用された重要な会計方針および重要な会計上の見積もりの詳細については「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］(1)［連結財務諸表］［連結財務諸表注記］１ 会計処理の原則および会計方針の要旨」および下表に含まれる各連結財務諸表注記をご参照ください。

重要な会計方針	重要な会計上の見積もり	経営者による重要な仮定	当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)
金融商品の公正価値評価 連結財務諸表注記　２ 公正価値測定	金融商品の公正価値の見積もり	野村が保有する金融商品は主に公正価値で評価されており、野村の連結財務諸表において重要な残高を構成しております。それらの金融商品は観察可能な市場価格で評価されるもののほか、評価モデルや仮定等を使用して評価されるものもあり、その場合評価方法やモデルの選択には判断が含まれます。 適切な評価手法の選択 ･活発な市場において観察可能な市場価格によって公正価値評価される金融商品については、野村は一般的に、当該金融商品の公正価値を決定するため、レベル１のインプットとして当該価格を使用します。 ･このような観察可能な価格が入手できない金融商品については、レベル２もしくは３のインプットにより公正価値が測定されます。異なる評価手法および仮定が適用された場合公正価値の測定結果は異なりうるため、適切な評価手法の選択と評価手法に適用される仮定の評価に重要な判断が含まれます。評価手法を選択する際には、これらの金融商品が取引される特定の状況、信頼性のあるインプットの利用可能性、関連する観察可能なインプットの使用の最大化、観察不能なインプットの使用の最小化などのさまざまな要因が考慮されます。 レベル３インプットの重要性 ･市場で観察不能なインプットが用いられる、公正価値レベル３の金融商品の公正価値評価は、より多くの判断を必要とします。	当社の公正価値の階層に関する方針および活発または活発でない主要市場における当社の評価手法については、連結財務諸表注記２　「公正価値測定」を参照してください。 当連結会計年度において公正価値レベル３の金融商品（デリバティブ負債相殺後資産）の公正価値は前連結会計年度の566十億円から792十億円に増加しました。毎期経常的に公正価値評価される資産の合計に対するレベル３に分類された資産の比率は、2022年３月31日現在で6%（2021年３月31日現在で5%）となりました。 レベル３インプットに関する定性的、定量的な情報およびそれらが公正価値測定に与える影響についての詳細については連結財務諸表注記２　「公正価値測定」を参照してください。

重要な会計方針	重要な会計上の見積もり	経営者による重要な仮定	当連結会計年度における見積もりおよび仮定の変更の影響(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)
訴訟引当金 連結財務諸表注記　20 コミットメント、偶発事象および債務保証	損失の蓋然性の判定および、引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定	野村は通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として野村が負担する違約金や和解金等は野村の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。 損失の蓋然性の判断 ・訴訟引当金の計上は、損失発生の蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合に必要とされます。 ・訴訟、調査、請求またはその他の行為について損失が生じる蓋然性が高いか、もしくは損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないかどうかの決定には重要な判断が要求されます。 ・このような判断には、通常、外部の弁護士の見解、裁判または類似案件に関する当社の過去の経験、規制当局による調査または訴訟手続きの進捗状況、および和解に対する当社または相手方の意向を考慮します。 ・損失発生の蓋然性が高いとまではいえない場合、引当金の計上は不要です。 引当金と合理的に発生する可能性のある損失の測定 ・損失が発生する蓋然性が高いと判断された場合で、かつ当該損失の金額または範囲を合理的に見積もることができる場合に引当金を計上します。 ・損失が生じる合理的な可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合で、かつ連結会計年度末において入手可能な情報に基づき発生し得る損失の範囲を合理的に見積ることができる場合には、引当金を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額を開示しております。 ・これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、これら法的手続き等が初期段階にある場合や、新たな法的論点が争われている場合この決定は特に困難です。 ・その他の事象と同様に、起こりうる結果は多岐にわたる可能性があります。 ・損失が生じる蓋然性が高い、または損失が発生する合理的な可能性はあるものの、その金額を見積もることができない場合にはその旨を開示します。	引当金を計上している、または損失発生の可能性が合理的な場合を含む、野村が現在関与している法的事案の詳細については、連結財務諸表注記20「コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照してください。 新型コロナウイルス感染症の拡大は訴訟に関する特定の手続きを遅らせていますが、最大損失の開示額や当連結会計年度末の引当金の計上額に直接重要な影響を与えることはありません。 2022年６月24日現在、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができる事案において発生の蓋然性が高いと判断された場合、約610億円の追加的費用が計上されます。ただし、当該金額には損失の金額を合理的に見積もることができないものによる影響は含まれておりません。連結財務諸表注記20「コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照してください。

一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

市場環境は、野村が一定のエクスポージャーを有するさまざまな金融商品に影響を与え続けています。また、野村は通常の業務においても、特別目的事業体などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

レバレッジド・ファイナンス

野村は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、野村は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、2022年３月31日現在において未実行コミットメントがあるレバレッジ・ファイナンスのエクスポージャーを実行済および未実行分に分けて、対象企業の地域別に表しております。

（単位：百万円）

	実行済残高	未実行コミットメント残高	合計
欧州	6,361	69,040	75,401
米州	17,370	106,915	124,285
アジア・オセアニア	10,448	27,289	37,737
合計	34,179	203,244	237,423

特別目的事業体

野村が行う特別目的事業体との関与は、これらの事業体を組成すること、またマーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケットメーク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。特別目的事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。

変動持分事業体への関与に関するより詳しい説明は、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　６　証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

新しい会計基準の公表

「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　１　会計処理の原則および会計方針の要旨：会計方針の変更および新しい会計基準の公表」をご参照ください。

(4) 繰延税金資産の状況

1）繰延税金資産・負債の主な発生原因

2022年３月31日現在、連結貸借対照表上、その他の資産－その他として記載されている繰延税金資産、およびその他の負債として記載されている繰延税金負債の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2022年３月31日
繰延税金資産	
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	30,441
子会社・関連会社株式投資	21,390
金融商品の評価差額	102,021
未払退職・年金費用	20,492
未払費用および引当金	79,061
繰越欠損金	370,481
リース負債	49,060
その他	15,425
繰延税金資産小計	688,371
控除：評価性引当金	△466,145
繰延税金資産合計	222,226
繰延税金負債	
子会社・関連会社株式投資	91,040
金融商品の評価差額	85,301
海外子会社の未分配所得	2,745
固定資産の評価	23,962
使用権資産	48,519
その他	7,044
繰延税金負債合計	258,611
繰延税金資産（負債）の純額	△36,385

2）繰延税金資産の算入根拠

繰延税金資産は、米国会計基準に基づき、将来において実現すると予想される範囲内で認識しており、将来において実現が見込まれない場合には評価性引当金を計上しております。なお、将来の課税所得の見積期間は納税単位ごとに個別に判断し、適正な期間見積もっております。

3）過去５年間の課税所得および見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

当社は、日本にて連結納税制度を採用しており、野村證券を含む主要子会社は当制度に含まれております。上記１）に記載されている繰延税金資産のうち、日本の連結納税グループにおける繰延税金資産（負債）の純額は△34,690百万円となっており、野村の連結財務諸表における繰延税金資産（負債）の純額の大部分を占めております。そのため、以下の記載では連結納税グループの合算数値を記載しております。

過去５年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）

（単位：百万円）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
日本の連結納税グループ合算値	160,769	79,397	61,984	134,721	214,001

（注）　法人確定申告書上の繰越欠損金控除前の課税所得であり、その後の変動は反映しておりません。

見積もりの前提とした税引前当期純利益、調整前課税所得の見込額

日本の連結納税グループについては、５年を課税所得見積もり期間とし、見込み税引前当期純利益合計および見込み調整前課税所得合計はそれぞれ、620,421百万円、707,137百万円となっております。

(5) 流動性資金調達と資本の管理
資金調達と流動性管理

概況

野村では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村の信用格付けが低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としております。野村の資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ１年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

野村は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな資金流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、(1) 余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持、(2) 流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用、(3) 資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、(4) 野村グループ各社に対する与信枠の管理、(5) 流動性ストレステストの実行、(6) コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

経営会議は、野村の資金流動性に関する重要事項についての決定権を有しており、財務統括責任者(以下「CFO」)は、経営会議の決定に基づき、野村の資金流動性管理に関する業務を執行する権限と責任を有しております。

１．余剰資金の集中管理と流動性ポートフォリオの維持
野村は、野村グループ内で資金流動性を有効に活用することを可能とするため、野村グループ各社の余剰資金の集中管理を行っております。資金の使用に関しても、野村では、無担保で提供される資金を一元的に管理しており、内部で上限を設けております。この上限は、CFOによって決定され、経営会議において各部門へ配分が行われます。ファイナンス部門において、資金流動性の管理を行う組織であるグローバル・トレジャリーは、使用状況についてモニタリングを行い、経営会議へ報告しております。

また、グループ会社間の資金移動を円滑なものにするため、規制対象ブローカーあるいは銀行における資金調達は限定的にしか行っておりません。野村は、無担保による資金調達の当社あるいは主要規制外発行体への集中を積極的に行っております。このことにより、野村は調達コストを最小化し、投資家からの認知度を高め、さまざまなグループ会社間の資金供給のフレキシビリティを高めております。

潜在的な資金流動性必要額を考慮し、十分な資金流動性を確保するために、野村は、現金ならびに売却や担保提供することで流動性資金を供給することができる流動性の高い担保未提供資産等で構成される流動性ポートフォリオを維持しており、グローバル・トレジャリーにて他の資産と区別して管理をしております。流動性ポートフォリオの金額は、2022年３月31日現在、７兆742億円となっております。

以下の表は2021年３月31日、2022年３月31日現在の野村の流動性ポートフォリオの内訳をアセットタイプ別に表示したものです。年間平均は月末の残高を用いて算出されております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日 年間平均	2021年３月31日	2022年３月31日 年間平均	2022年３月31日
現預金(1)	2,775.9	2,765.0	3,151.6	2,997.5
国債	3,082.8	2,641.2	3,629.8	3,674.2
その他(2)	254.0	252.1	298.3	402.5
流動性ポートフォリオ	6,112.7	5,658.3	7,079.7	7,074.2

(1) 現預金には、現金、現金同等物および必要に応じて即時利用可能な中央銀行、市中銀行への預金を含みます。
(2) その他にはMMF、米国政府機関債などのアセットタイプが含まれています。

以下の表は2021年３月31日、2022年３月31日現在の野村の流動性ポートフォリオの内訳を通貨別に表示したものです。年間平均は月末の残高を用いて算出されております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日 年間平均	2021年３月31日	2022年３月31日 年間平均	2022年３月31日
円	2,298.1	966.5	1,913.7	1,409.8
米ドル	2,441.2	3,367.1	3,567.3	3,924.1
ユーロ	795.1	793.5	792.3	868.5
英国ポンド	405.4	333.8	578.3	597.5
その他(1)	172.9	197.5	228.1	274.3
流動性ポートフォリオ	6,112.7	5,658.3	7,079.7	7,074.2

(1) その他には豪ドル、カナダドル、スイスフランなどの通貨が含まれています。

野村は流動性ポートフォリオの要件をグローバル基準、および各主要オペレーティングエンティティによって評価しています。野村は、主に当社および野村證券株式会社（以下「NSC」）、他の主要なブローカーディーラーおよび銀行子会社で流動性ポートフォリオを管理しています。流動性ポートフォリオの保有量とエンティティを決定する際に、野村グループ内で自由に流動性を移す能力に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制を考慮しています。規制の制限の詳細については、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　18　法的規制」を参照してください。

以下の表は2021年３月31日、2022年３月31日現在の野村の流動性ポートフォリオをエンティティ別に表示したものです。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
当社およびNSC(1)	981.8	1,395.4
他の主要なブローカーディーラー	2,632.6	3,118.5
銀行子会社(2)	752.6	1,008.5
その他の関連会社	1,291.3	1,551.8
流動性ポートフォリオ	5,658.3	7,074.2

(1) NSCは日本のブローカーディーラーであり、日本銀行に口座を維持し、日本銀行のロンバード貸付制度を直接利用することにより、同日資金調達が可能です。当社における余剰流動性資金は必要な時に即時解約可能な短期社内貸付により、NSCに貸し出しております。

(2) ノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）、ノムラ・シンガポールLIMITEDおよびノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A.

２．流動性ポートフォリオ以外の担保未提供資産の活用

流動性ポートフォリオに加えて、主にトレーディング資産で構成される有担保資金調達の際の追加担保として使用可能な担保未提供資産を2022年３月31日現在、２兆6,657億円所有しております。グローバル・トレジャリーは、その他担保未提供資産のモニタリングを行っており、流動性ストレス下においては、当該資産を現金化し、野村グループの流動性供給のために利用することができます。なお、流動性ポートフォリオとその他担保未提供資産の合計は、９兆7,399億円となりました。これは、野村の１年以内に満期の到来する無担保債務の合計に対して、332.2%に相当します。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
その他担保未提供資産	2,771.6	2,665.7
流動性ポートフォリオ	5,658.3	7,074.2
合計	8,429.9	9,739.9

３．資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散

野村は、保有資産を継続して維持していくうえで必要となる長期性資金を確保するために、長期無担保債務の額、および株主資本を十分な水準に維持するように努めております。また、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために、資金調達を行う市場やプロダクト、投資家、通貨および返済期限の分散にも努めております。

野村は、さまざまな種類の債券を発行することによって、資金調達手段の分散を図っております。これらには、仕組ローンや仕組債が含まれ、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしたリターンが付いております。野村は、資金調達方法の多様性が増すように仕組ローンや仕組債を発行しております。これらについて、野村は、通常、デリバティブや原資産に対する支払い義務をヘッジすることにより、無担保調達債務と同様の効果を得ております。なお、日本円以外の長期債務比率は、2021年３月31日現在47.2％から2022年３月31日現在51.4％に増加しております。

３．１　短期無担保債務

野村の短期無担保債務は、短期銀行借入（長期銀行借入のうち、満期まで１年未満のものを含む）、その他の短期借入、コマーシャル・ペーパー、銀行業務受入預金、譲渡性預金、および償還まで１年以内の社債で構成されております。銀行業務受入預金および譲渡性預金は、銀行子会社の預金および譲渡性預金を表しております。短期無担保債務には、長期無担保債務のうち残存期間が１年以内となったものを含んでおります。

以下の表は、2021年３月31日、2022年３月31日現在の野村の短期無担保債務明細を表示したものです。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
短期無担保債務	2,929.5	2,932.1
短期銀行借入	265.8	148.0
その他の短期借入	138.7	228.1
コマーシャル・ペーパー	460.0	131.9
銀行業務受入預金	1,149.9	1,520.7
譲渡性預金	83.6	127.8
償還まで１年以内の社債	831.5	775.6

３．２　長期無担保債務

野村は、常に十分な長期性資金を確保し、適切なコストでの調達および適切な長期債務償還プロファイル維持を満たすために、満期や通貨の分散を行い定期的に長期性資金の調達を行っております。

野村の長期無担保債務には、米国発行登録および登録ミディアム・ターム・ノートプログラム、ユーロ・ミディアム・ターム・ノートプログラム、国内発行登録およびさまざまな発行プログラムより発行される普通社債や劣後社債が含まれております。

日本のグローバルな金融サービスグループとして、野村は、世界中のさまざまな市場と資金調達センターへのアクセスを持っております。主として当社、NSC、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、NBI、ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入、債券発行その他資金調達を行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

野村は、市場や投資家のタイプごとに、効率的かつ十分に多様化された資金調達を行うために、さまざまなプロダクトや通貨による調達をしております。野村の無担保債務の大部分は、発行コストの上昇や債務償還満期を早める財務制限条項（格付け、キャッシュ・フロー、決算あるいは財務レシオ）は、付されておりません。

以下の表は、2021年３月31日、2022年３月31日現在の野村の長期無担保債務明細を表示したものです。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
長期無担保債務	6,696.3	7,898.1
長期銀行業務受入預金	109.0	112.3
長期銀行借入	2,635.2	2,820.5
その他の長期借入	74.2	219.5
社債(1)	3,877.9	4,745.8

(1) 編纂書810「連結」に定義される変動持分事業体の要件を満たす“連結変動持分事業体（VIE）が発行する社債”と編纂書860「譲渡とサービシング」により、会計上担保付金融取引として取り扱われる譲渡取消にともなう担保付借入を含んでおりません。

３．３　償還プロファイル

プレーン・バニラ物（プレーン・バニラ債および長期借入金）の調達に関しては、平均残存年数が３年以上となるように努めており、2022年３月31日現在の平均残存年数（残存期間１年超のものの平均）は、4.4年となっております。また、仕組ローンや仕組債については、その大部分が、金利・為替・株式・コモディティやこれらのインデックスにリンクしており、これらの償還確率は、内部数理モデルによって継続的に評価され、グローバル・トレジャリーによりモニターされております。予定された満期日以前に償還される可能性のあるものについては、野村の内部ストレスオプション評価モデルにより、評価されております。このモデルは、ストレス市場環境下で、いつその債券が償還される可能性があるかを評価します。下図は、このモデルにおいて評価された野村の長期債券と長期借入の満期の分散状況を示したものです。

上記のモデルに基づき評価された仕組ローンや仕組債の平均残存期間（残存期間１年超のものの平均）は、2022年３月31日現在で、10.1年となっており、プレーン・バニラ物を合わせた長期債務全体の平均残存期間（残存期間１年超のものの平均）は、2022年３月31日現在で、7.2年となっております。

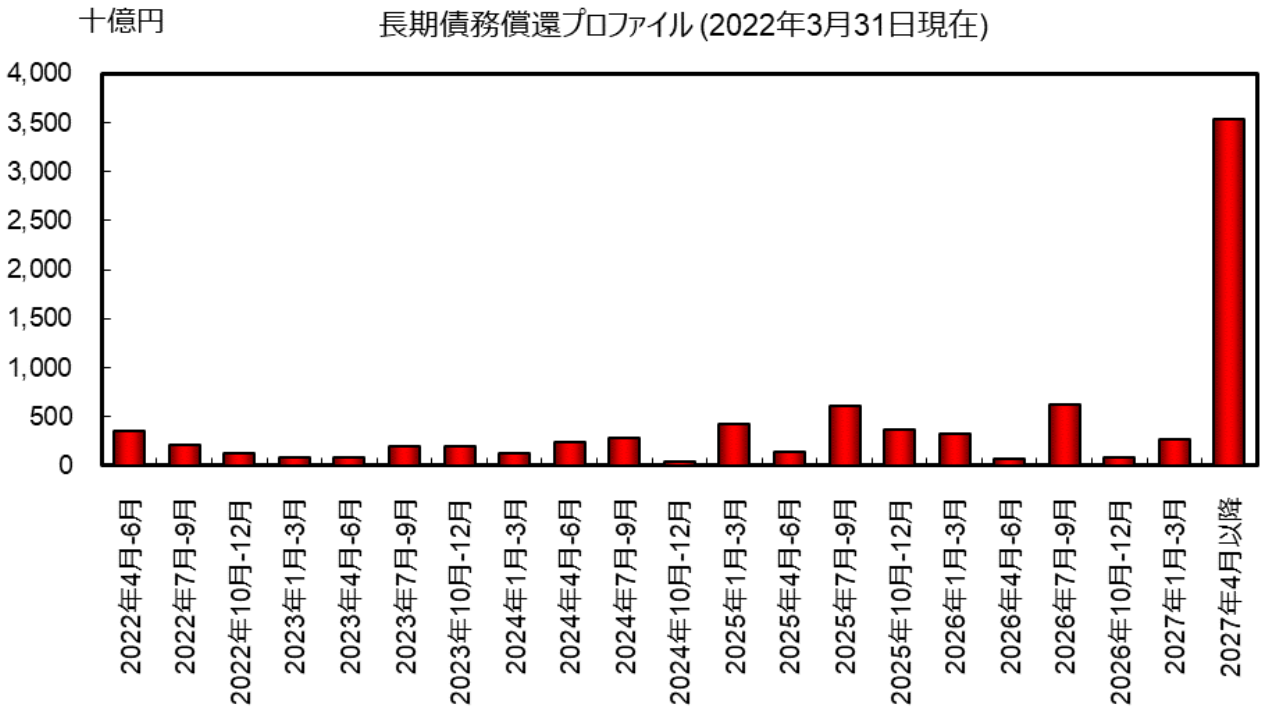

３．４　有担保資金調達

野村は、トレーディング業務のための資金調達活動は、担保付借入、レポ契約、日本の現先レポ取引によって、通常行っております。これらの有担保資金調達は、無担保資金調達に比べコストが低く、格付けの影響を受けにくいものと考えております。有担保資金調達は、担保資産の質や市場環境の影響を受けます。流動性の高い資産を担保として用いる場合は短期の契約で資金調達を行う一方で、流動性の低い資産を担保として用いる場合は、契約期間の長期化に努めております。野村は、有担保資金調達にともなう資金流動性リスクを低減させるために、カウンターパーティのグローバルな分散、担保の種類の多様化にも努めております。また、流動性の低い資産を用いた短期有担保資金調達の借り換えが難しくなる場合のリスクに備えて、流動性ポートフォリオを保有しております。詳細は、「第５［経理の状況］１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表注記］　５　担保付取引」をご参照ください。

４．野村グループ各社に対する与信枠の管理

野村は、資金調達の安定性を確保するために、金融機関から野村グループに対する与信枠の維持、拡大に努めております。また、資金流動性リスク管理の一環として、野村は、借入の契約満期日が一時期に集中しないように分散させております。

５．流動性ストレステストの実行

野村は、先に述べた流動性管理方針に沿うよう、一定のストレスシナリオ下でのキャッシュ流出をシミュレートする内部モデルに基づいて流動性ポートフォリオをモニターしております。

資金流動性必要額は、さまざまなストレスシナリオ下において、異なるレベルで、さまざまな時間軸に沿って見積もられております。そこでは、親会社や子会社レベルでの格下げといった野村固有および市場全体のイベント下で発生する資金流動性必要額を見積もっております。野村では、このリスク分析を「マキシマム・キュームレーティブ・アウトフロー（以下「MCO」）」と呼んでおります。

MCOフレームワークは、主たる資金流動性リスクを考慮したうえで構築し、以下の２つのシナリオに基づいて、将来のキャッシュ・フローをモデル化しております。

・ストレスシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にある場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく１年間適切な流動性を維持すること。
・アキュートシナリオ：市場全体が流動性ストレス下にあることに加え、野村の信用リスクに過度なストレスを想定した場合において、無担保による資金調達、資産の売却をすることなく30日間適切な流動性を維持すること。

野村は、これらの各モデルで用いられている時間軸の中で、資産の流動化を行ったり、ビジネス・モデルを修正することはできないと想定しております。したがって、MCOフレームワークは、ストレス状況下においても、野村が適切と考える流動性リスク・アペタイトを満たすために必要な資金流動性額を定義するものです。

2022年３月末時点において、野村の流動性ポートフォリオは、上述のシナリオ下で想定された資金流出予想額を上回っておりました。

野村は、規制環境や市場の変化に基づいた資金流動性リスクの前提条件を継続的に評価し、調整をしております。ストレスの影響をシミュレートするために用いるモデルでは、以下のような事象を考慮、想定しております。

・資産の売却ができない状況
・追加の無担保調達を行うことができない状況
・既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（１年以内）
・発行済み社債の買い取りの可能性
・流動性の低い資産を担保とする資金調達ラインの喪失
・通常の事業環境下での運転資金需要の変化
・ストレス時における受入銀行預金および担保の流出
・既存のレポ調達時の担保掛目の拡大
・決済銀行からの担保・預託金追加要求
・コミットメント提供先のドローダウン
・損失にともなう資金の喪失
・野村の信用格付けが２ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引にかかる契約上の追加担保要請、および清算・決済機関からの潜在的な追加担保要請
・グループ会社間の資金や証券の移動を制限する法規制を考慮した資金流出

６．コンティンジェンシー・ファンディング・プラン

野村は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（以下「CFP」）を定め、包括的リスク管理の枠組みに組み込むとともに、定量的なコントロールを強化しております。この中で、リクイディティ・イベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。そのうえで、野村固有のあるいは市場全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、野村が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうるように作られております。なお、野村は、定期的にさまざまな市場や野村固有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。野村は、日本銀行等中央銀行が行うさまざまな証券に対して実施する資金供給オペレーションへのアクセスも持っております。これらのオペレーションは、通常のビジネスでも利用しておりますが、市場の悪化による不測のリスクを軽減させる重要な手段のひとつです。

流動性規制

2008年にバーゼル委員会は、流動性フレームワークの基盤となる「健全な流動性リスク管理およびその監督のための諸原則」を公表しました。続いて、バーゼル委員会は資金流動性にかかる２つの最低基準を策定し、流動性管理の枠組みをさらに強化しました。これらの基準は、それぞれ独立しているものの相互補完的な２つの目的を達成するために策定されております。

第１の基準の目的は、金融機関の流動性リスク態様の短期的強靭性を高めることにあり、その手段として、金融機関が流動性の高い資産を十分に保有し、30日間継続する強いストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保することにあります。バーゼル委員会は、この目的を達成するために流動性カバレッジ比率（以下「LCR」）を策定しました。

第２の基準の目的は、長期的な強靭性を高めることにあり、その手段として、金融機関に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで、業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けました。安定調達比率（以下「NSFR」）は、対象期間を１年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つよう策定されました。

これら２つの基準を構成するパラメータは、主として、国際的に統一された既定の数値です。しかしながら、各国固有の状況を反映させるため、一部のパラメータには各国裁量の要素が含まれております。LCRについては、本邦においてバーゼル委員会の国際合意文書に必要な修正を加えた金融庁告示が公布され、2015年３月末から最低基準として段階導入されております。当第４四半期連結会計期間におけるLCRの平均値は241.7％となっており、上記金融庁告示の定める要件についても満たしております。また、NSFRについては金融庁より流動性比率規制に関する告示の改正が2021年３月31日付で公布され、2021年９月末から導入されております。当第４四半期連結会計期間末におけるNSFRは告示の定める要件を満たしております。

キャッシュ・フロー

野村のキャッシュ・フローは、主に顧客ビジネスフローやトレーディングからなる営業活動およびそれと密接な繋がりのある財務活動によりもたらされます。金融機関はビジネスを展開していくことにより営業活動および投資活動において現金支出となる傾向にあり、野村のキャッシュ・フローは以下に記載しておりますとおり2021年３月期は営業活動において現金収入である一方、投資活動において現金支出となり、2022年３月期は営業活動および投資活動において現金支出となりました。下の表は、野村の2021年３月期および2022年３月期の連結キャッシュ・フロー計算書の抜粋です。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
営業活動から得た（△営業活動に使用された）現金（純額）	665.8	△1,368.7
当期純利益	160.4	146.5
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	1,468.4	1,254.3
トレーディング負債	777.7	△284.7
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）	△1,453.9	△2,220.5
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金（純額）	△1,242.5	595.1
その他（純額）	955.7	△859.4
投資活動に使用された現金（純額）	△139.0	△45.3
財務活動から得た（△財務活動に使用された）現金（純額）	△269.9	1,070.7
長期借入の増加（△減少）（純額）	△1.0	1,225.0
短期借入の減少（純額）	△325.2	△475.5
受入銀行預金の増加（純額）	126.2	448.1
その他（純額）	△69.9	△126.9
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額	60.8	149.7
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の増加額	317.7	△193.6
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期首残高	3,192.3	3,510.0
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高	3,510.0	3,316.4

詳細につきましては、「第５　［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　⑤　連結キャッシュ・フロー計算書」をご参照ください。

2022年３月期を通じて、野村の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物は1,936億円減少し３兆3,164億円となりました。長期借入の増加により１兆2,250億円の現金収入があり、財務活動から得た現金（純額）は１兆707億円となりました。トレーディングにおいては、主にトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資の減少による現金収入の結果、9,696億円の現金収入となりました。一方、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券や借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金のようなレポ取引、有価証券貸借取引から１兆6,254億円の現金支出がありました。この結果、営業活動に使用された現金（純額）は１兆3,687億円となりました。

2021年３月期を通じて、野村の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物は3,177億円増加し３兆5,100億円となりました。短期借入の減少により3,252億円の現金支出があり、財務活動に使用された現金（純額）は2,699億円となりました。トレーディングにおいては、主にトレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資の減少による現金収入の結果、２兆2,461億円の現金収入となりました。一方、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券や借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金のようなレポ取引、有価証券貸借取引から２兆6,964億円の現金支出がありました。この結果、営業活動から得た現金（純額）は6,658億円となりました。

貸借対照表および財務レバレッジ

2022年３月31日現在の資産合計は、2021年３月31日現在の42兆5,165億円に対し、売戻条件付買入有価証券が増加したこと等により、8,957億円増加し、43兆4,122億円となりました。また、2022年３月31日現在の負債は、2021年３月31日現在の39兆7,600億円に対し、長期借入が増加したこと等により、6,793億円増加し、40兆4,394億円となりました。2022年３月31日現在の当社株主資本は、2021年３月31日現在の２兆6,949億円に対し、累積的その他の包括利益の増加にともない、2,197億円増加の２兆9,146億円となりました。

野村は、マーケットの極端な変動によってもたらされ得る大きな損失にも耐えられる規模の資本を維持することに努めております。野村の適正資本の維持にかかる基本方針は経営会議が決定し、その実践の責任を負います。適正資本の維持にかかる基本方針には、適正な総資産規模の水準やそれを維持するために必要な資本規模の決定などが含まれます。当社は、当社のビジネス・モデルに起因する経済的なリスクに耐え得る必要十分な資本を維持しているかにつき、定期的な確認を行っておりますが、こうした観点とは別に、銀行業や証券業を営む子会社は規制当局から要請される最低資本金額を満たす必要もあります。

レバレッジ・レシオは、野村と同様に他の金融機関でも、一般的に用いられており、当社のアニュアルレポートの利用者が野村のレバレッジ・レシオおよび調整後レバレッジ・レシオを他の金融機関と比較できるように、ベンチマークとする目的で、自主的に開示しております。調整後レバレッジ・レシオは、野村がレバレッジにかかる有用な補助的指標であると考える米国会計原則に基づかない指標です。

以下の表は、当社株主資本、総資産、調整後総資産と財務レバレッジの状況を示しています。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
当社株主資本	2,694.9	2,914.6
総資産	42,516.5	43,412.2
調整後総資産(1)	26,477.0	26,535.8
レバレッジ・レシオ(2)	15.8倍	14.9 倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	9.8倍	9.1 倍

(1) 調整後総資産は米国会計原則に基づかない指標であり、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものとなり、以下のように計算されます。
(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。
(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を当社株主資本の額で除して得られる比率です。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
総資産	42,516.5	43,412.2
控除：		
売戻条件付買入有価証券	10,775.1	11,879.3
借入有価証券担保金	5,264.4	4,997.1
調整後総資産	26,477.0	26,535.8

総資産は、主に売戻条件付買入有価証券が増加したことにより、2.1%増加しました。当社株主資本は、主に累積的その他の包括利益が増加したことにより、8.2%増加しました。この結果、野村の財務レバレッジは、2021年３月31日現在15.8倍、2022年３月31日現在14.9倍となりました。

調整後総資産が増加した理由は、貸付金の増加によるものです。この結果、調整後レバレッジ・レシオは、2021年３月31日現在9.8倍、2022年３月31日現在9.1倍となりました。

連結自己資本規制

金融庁は2005年６月に「金融コングロマリット監督指針」を策定し、連結自己資本規制に関する規定を設けました。この「金融コングロマリット監督指針」に基づき、2005年４月から、当社は、連結自己資本規制比率のモニタリングを開始しました。

2011年４月から、当社は、親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十号、以下「川上連結告示」といいます。）により、バーゼルⅡに基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。また、2011年12月末からは、マーケット・リスク相当額の計測方法を大幅に改定したバーゼル2.5に基づく連結自己資本規制比率の計測を開始しました。さらに、2013年３月末からは、より質の高い資本を具備させることを目的とした自己資本項目の再定義や、信用リスク・アセットの計測対象の大幅な追加を主な内容とするバーゼルⅢを受けて改正された川上連結告示の内容に基づいた連結自己資本規制比率の計測を行っております。

当社は、川上連結告示第２条の算式に従い、普通株式等Tier１資本の額、Tier１資本（普通株式等Tier１資本およびその他Tier１資本）の額、総自己資本（Tier１資本およびTier２資本）の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を計測しております。2022年３月31日現在の野村の連結普通株式等Tier１比率は17.22%、連結Tier１比率は19.60%、連結総自己資本規制比率は19.60%となり、川上連結告示等の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2022年３月31日現在、川上連結告示等の定める要件は適用される最低連結資本バッファーを含み、連結普通株式等Tier１比率について7.51%、連結Tier１比率について9.01%、連結総自己資本規制比率について11.01%となっております。

また、当社は2021年３月より「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」（以下「TLAC告示」といいます。)に基づく計測を開始しました。TLAC告示第２条の算式に従い、リスク・アセットベース外部TLAC比率を計測しております。2022年３月31日現在の野村のリスク・アセットベース外部TLAC比率は30.72%となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

2021年３月31日および2022年３月31日現在の連結自己資本規制比率およびリスク・アセットベース外部TLAC比率について、以下に示しております。

（単位：億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
自己資本		
普通株式等Tier１資本の額	25,221	27,264
Tier１資本の額	28,405	31,030
総自己資本の額	28,452	31,034
リスク・アセット		
信用リスク・アセットの額	85,509	83,012
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た値	49,516	48,990
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た値	24,485	26,297
リスク・アセット合計	159,510	158,299
連結自己資本比率		
連結普通株式等Tier１比率	15.81%	17.22%
連結Tier１比率	17.80%	19.60%
連結総自己資本規制比率	17.83%	19.60%
リスク・アセットベース外部TLAC比率	23.06%	30.72%

信用リスク・アセットおよびオペレーショナル・リスク相当額は、金融庁の承認を得て2011年３月末から基礎的内部格付手法および粗利益配分手法によりそれぞれ算出しております。また、マーケット・リスク相当額は内部モデル方式により算出しております。

また、当社は川上連結告示で定められた要件の遵守状況を示す他に、バーゼルⅢが適用される他の金融機関との比較を容易にするため、連結自己資本規制比率を開示しております。当社の経営者はこれらに関する報告を定期的に受けております。

連結レバレッジ規制

金融庁は2019年３月に「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（平成二十二年金融庁告示第百三十二号、以下「開示告示」といいます。）を改正するとともに「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」（平成三十一年金融庁告示第十三号、以下「連結レバレッジ比率告示」といいます。）を公表し、連結レバレッジ比率に関する計測ならびに開示にかかる要件、および連結レバレッジ比率3％の最低基準を定めました。
2020年６月に金融庁は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大が懸念される中、日本銀行による金融政策と銀行等への健全性規制との調和を図るため、例外的なマクロ経済環境を勘案して金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には連結レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外すること等を趣旨とした連結レバレッジ比率告示の一部改正を行いました。当社は開示告示等に基づき、2015年３月末から連結レバレッジ比率の計測および開示を開始しました。さらに2019年３月末からは、開示告示、連結レバレッジ比率告示および最低比率基準を下回った場合の早期是正措置を定めたその他の告示等の内容に基づいた連結レバレッジ比率の計測を行っております。なお、2022年３月31日現在の野村の連結レバレッジ比率は、5.98％となりました。

また、当社は2021年３月よりTLAC告示に基づく計測を開始しました。TLAC告示第２条の算式に従い、総エクスポージャーベース外部TLAC比率を計測しております。2022年３月31日現在の野村の総エクスポージャーベース外部TLAC比率は、10.30％となり、TLAC告示の定める要件を満たしました。

当社をめぐる規制動向

金融危機によって明らかになった脆弱性を踏まえ、規制資本の枠組みを強化するより広範な取組みについてバーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」）は一連の文書を公表しました。当社にとって関連が深いと思われる事項について、以下に概要を記載しております。

金融庁は、国際統一基準金融機関のバーゼルⅢ規制最終化にともなう改正告示の実施日を一年延期し、2024年３月31日とすること、また、2024年３月末までの間、日本銀行に対する預け金の額をレバレッジ比率の分母である総エクスポージャーの額から除外する措置を2022年３月に公表しております。

2010年12月16日にバーゼル委員会は銀行セクターの強靭性を高めるために、いわゆるバーゼルⅢテキスト「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」および「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」を公表しました。これには、資本の質、一貫性および透明性の向上、店頭デリバティブ取引における信用評価調整（Credit Value Adjustment）の導入のような自己資本の枠組みにおけるリスク捕捉の強化、リスク・ベースの枠組みに対する補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、現行の枠組みにおける「プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）」に対する懸念を抑制する一連の措置、また、30日間の流動性カバレッジ比率および資金調達構造の安定性を計測する安定調達比率といった流動性基準の導入が含まれています。これらのバーゼルⅢパッケージは、2013年より段階的に適用が開始されております。加えて、2012年７月25日に、清算機関（以下「CCP」）向けエクスポージャーに対する資本賦課についての暫定規則が公表され、バーゼルⅢの一部として2013年から実施されております。さらに、上記のとおり2015年３月末より開始した連結レバレッジ比率の算出および開示、ならびに2019年３月末より開始した連結レバレッジ比率の計測に加え、現在までに、バーゼル委員会から、ファンド向けエクイティ出資にかかる資本賦課、カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測にかかる標準的手法、CCP向けエクスポージャーに対する資本賦課、大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組み、証券化商品の資本賦課枠組みの見直し、マーケット・リスクの最低所要自己資本等に関して一連の最終規則が公表されております。

また、2011年11月のG-20サミットにおいて、金融安定理事会とバーゼル委員会は、グローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SIBs」）の監督手法および破綻処理計画の策定を含むG-SIBsに対する追加的要件を公表しました。同時に、G-SIBsのリストは毎年11月に金融安定理事会とバーゼル委員会により、更新されております。なお、2011年11月の公表以来、当社はG-SIBsには指定されておりません。一方で、G-SIBsの枠組みを国内のシステム上重要な金融機関（以下「D-SIBs」）まで拡張するようにとの要請を受け、バーゼル委員会は2012年10月、D-SIBsに関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定・公表しました。2015年12月、金融庁は当社をD-SIBsに指定し、2016年３月以降の追加的な資本賦課水準を0.5％（３年間の経過措置あり）といたしました。

2015年11月、金融安定理事会は、G-SIBsに対して総損失吸収力（以下「TLAC」）にかかる最終基準を公表しました。TLAC基準は、破綻したG-SIBsが、当局の秩序ある処理を実施するため、利用可能な十分な損失吸収力および資本増強能力を確保するように設計されています。金融庁は、金融安定理事会のTLAC基準の公表を受けて、2016年４月に本邦G-SIBsに適用される本邦TLACの枠組みを整備する方針を公表しましたが、その後、2018年４月に、本邦G-SIBsのみならず、（i）国際的な破綻処理対応の必要性が高く、（ii）破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関である本邦D-SIBsについても適用対象とする方針とされました。改訂された方針においては、本邦G-SIBsおよび野村（以下「本邦TLAC対象SIBs」）は、本邦TLAC規制の適用対象となりました。さらに、2019年３月には「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」（平成三十一年金融庁告示第十号）および「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」がそれぞれ公表および改訂されており、野村は現時点で本邦G-SIBsに選定されておりませんが、野村を含む本邦TLAC対象SIBsは、バーゼルⅢの枠組みに定められている最低要求水準に従ってTLACにかかる規制要件を満たすことが求められます。具体的には、野村は、2021年３月31日からリスク・アセットの16％、2024年３月31日以降は18％のTLACリスク・アセット最低基準を満たす必要があります。同様に、2021年３月31日からレバレッジエクスポージャーの6％、2024年３月31日以降は6.75％のTLACレバレッジエクスポージャー最低基準を満たす必要があります。

さらに、2018年４月に公表された金融庁の改訂後の方針によれば、将来の国際的な議論に基づき変更される可能性がありますが、本邦TLAC対象SIBsに適用される破綻処理戦略は、実際の処理は破綻時の本邦TLAC対象SIBsの実態を考慮のうえで個別事案毎に決定されるものの、金融庁のような、単一の当局が金融グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使するシングル・ポイント・オブ・エントリー（以下「SPE」）とされました。SPE破綻処理戦略を実効的に実現するためには、金融庁は持株会社である本邦TLAC対象SIBsの国内における破綻処理対象会社（以下「国内処理対象会社」）について、（i）外部TLACの最低所要水準以上を確保すること、（ii）金融安定理事会によるTLAC合意文書による選定を踏まえて金融庁が指定した金融機関の主要子会社が調達する、損失吸収力を有すると認められる資本・負債を一定の水準以上引き受ける、即ち内部TLACの分配対象となることが求められます。
また、金融庁の改訂後の方針によれば、預金保険制度に鑑み、本邦TLAC対象SIBsの国内処理対象会社について規制導入時からリスク・アセットの2.5％相当分（野村は2021年３月31日）、規制導入後３年間以降はリスク・アセットの3.5％相当分（野村は2024年３月31日）を外部TLACとして算入することが認められる方針であります。

今後も、川上連結告示を始めとする各業態の自己資本規制、流動性規制、レバレッジ規制等の諸規制はバーゼル委員会、証券監督者国際機構または金融安定理事会等の一連の規制強化の動きに沿って改定される可能性があります。

格付会社による信用格付

無担保資金の調達コストおよび調達可能金額は一般的に格付会社による長期あるいは短期の信用格付の影響を受けます。当社および野村證券には、S&P Global Ratings、Moody's Investors Service、Fitch Ratings、格付投資情報センターおよび日本格付研究所より長期および短期の信用格付が付与されています。

2021年９月２日に、Fitch Ratingsは、野村ホールディングスおよび野村證券の存続性格付「bbb+」の格付ウォッチ「ネガティブ」を解除しました。

2022年５月20日現在の当社および野村證券の格付会社による格付は以下のとおりです。

野村ホールディングス（株）	短期債務	長期債務
S&P Global Ratings	A-2	BBB+
Moody's Investors Service	―	Baa1
Fitch Ratings	F1	A-
格付投資情報センター	a-1	A
日本格付研究所	―	AA-

野村證券（株）	短期債務	長期債務
S&P Global Ratings	A-2	A-
Moody's Investors Service	P-2	A3
Fitch Ratings	F1	A-
格付投資情報センター	a-1	A+
日本格付研究所	―	AA-

(6) オフ・バランス・シート取引

非連結事業体との取引

野村は通常の業務において、将来の財政状態や業績に影響を与える可能性があるさまざまなオフ・バランス・シート取引を非連結事業体と行っております。

野村が行う非連結事業体とのオフ・バランス・シート取引には、以下のものが含まれます。

・債務保証契約上の義務
・譲渡した資産に対する留保持分または偶発的な持分、もしくは、譲渡した資産に関し信用リスク、流動性リスク、市場リスクを補完するような類似の取引
・デリバティブとして会計処理される契約による一切の義務（偶発債務を含む）
・非連結事業体が資金調達リスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスクの補完を野村に対し提供している場合、またはリース、ヘッジ、研究開発契約を野村と結んでいる場合、野村が保有しかつ野村にとって重要な非連結事業体の変動持分から発生する一切の義務（偶発債務を含む）

非連結事業体は、会社、パートナーシップ、ファンド、信託、その他法的事業体の形態をとり、限定された特定の目的を履行するために、発起人によって設立されます。野村は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

野村の非連結事業体との関与は、マーケットの状況に応じて、これらの事業体が発行する負債証券および受益権を組成し、引受け、売出し、販売することが含まれております。また野村は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、これらの事業体に対する金融資産の譲渡、これらの事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。さらに野村は、マーケットメーク業務、投資業務、組成業務に関連し、特別目的事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。非連結事業体とのそのほかの関与には、債務保証やデリバティブ契約などが含まれます。これらの事業体との重要な関与は、たとえ期末日における損失の可能性が低くても、取引すべてに基づいて評価されています。

変動持分事業体との取引については、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　６　証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

(7) 契約上の義務の開示

野村の業務の一部として、将来支払いが必要となるかもしれないさまざまな契約上の義務および偶発的コミットメントを有しております。これらの取引は以下のものを含んでおります。

スタンドバイ信用状およびその他の債務保証

野村は、通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

長期借入および約定金利の支払

野村の業務に関連して、野村の資金調達政策に従い、日本円建ておよび日本円建て以外の長期借入、それにかかわる変動および固定金利の支払いを行っております。

オペレーティング・リース・コミットメント

野村は、国内外でオフィス、特定の従業員用住宅、器具備品および情報・通信関連資産を通常業務の範囲内で主にオペレーティング・リースにより貸借しております。また、野村は、不動産および器具備品をオペレーティング・リースにより転貸借しております。

ファイナンス・リース・コミットメント

野村は、国内外で特定の器具備品および施設をファイナンス・リース契約により賃借しております。

購入義務

物品およびサービスを購入する義務には、建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約が該当します。

貸出コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、こうした契約義務には一般に固定満期日が設定されております。

投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる有価証券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。

中央清算機関の会員として、野村は他の会員が債務不履行に陥った際に、国債および政府系機関債を裏付けとしたリバース・レポの取引相手になり、流動性資金の提供を行う確約をしております。

投資コミットメント

野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントおよび当該投資に関連してパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。

「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　８　リース」に野村のオペレーティング・リース、ファイナンス・リースにかかわる追加的情報を、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　11　借入」に野村の短期借入および長期借入にかかわる追加的情報を、「第５［経理の状況］　１［連結財務諸表等］　(1)［連結財務諸表］　［連結財務諸表注記］　20　コミットメント、偶発事象および債務保証」にこれらにかかわる追加的情報を記載しております。

こうした貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、こうした信用関連コミットメントの契約金額は将来の現金所要額を必ずしも表しているわけではありません。こうした契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なったものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

下記の表は2022年３月31日現在での満期年限別の契約上の義務および偶発的コミットメントを表示しております。

	（単位：百万円）				
	契約総額	満期年限			
		１年以内	１～３年	３～５年	５年超
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証	1,698,193	1,684,360	7,705	4,519	1,609
長期借入(1)	8,988,356	456,663	2,085,430	2,273,072	4,173,191
約定金利の支払(2)	1,032,515	134,019	220,913	152,920	524,663
オペレーティング・リース・コミットメント(3)	209,040	44,493	57,884	42,761	63,902
購入義務(4)	98,214	14,012	18,652	65,397	153
貸出コミットメント(5)	2,012,851	1,354,834	269,828	163,515	224,674
投資コミットメント	32,286	149	4,102	6,175	21,860
合計	14,071,455	3,688,530	2,664,514	2,708,359	5,010,052

(1) 長期借入で開示されている金額は、編纂書860にしたがって金融資産の譲渡を売却取引ではなく金融取引として会計処理されている金融負債を含んでおりません。これらは野村の資金調達を目的とした借入ではなく、したがって野村が現金を返済する実際の契約上の義務を表しておりません。

(2) 約定金利の支払金額は、長期借入金に関連し、その償還期日および2022年３月31日現在適用される金利に基づいて見積もられる将来の支払金利の総額であります。

(3) 割引前の年限別将来支払リース料を示しております。また、ファイナンス・リースの契約額は重要な金額ではありませんでした。

(4) 購入義務の金額は、重要な条件がすべて特定されている法的な強制力のある契約に基づく、契約上の義務となる最低金額が記載されています。購入義務の金額には、既に貸借対照表に負債または支払債務として計上されているものは除かれています。また、日本橋地区の再開発不動産の一部を組合から購入する義務が含まれております。

(5) 中央清算機関への流動性資金の提供を行う確約を含んでおります。

上記に記載されている契約上の義務および偶発的コミットメントには、通常の場合短期の義務の性格を有する短期借入、受入銀行預金、その他の支払債務、担保付契約および担保付調達（例えば、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引）およびトレーディング負債などを含んでおりません。

上記の金額に加えて、野村は担保付契約および担保付調達に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2022年３月31日現在、売戻契約に対して1,565十億円および買戻契約に対して2,673十億円となっております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

野村は、今後もお客様のニーズの変化に的確に応えながら、お客様からの信頼の獲得、およびビジネスの拡大を図るために、地域の特性に合った柔軟な形態での店舗展開を行っていきます。2022年３月期は、主要な設備である店舗等の建物および構築物に関し8,770百万円の投資を行いました。

２【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年３月31日現在

事業所名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数（人）	摘要（注）３、４
			帳簿価額（注）１、２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（注）２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（百万円）		
本店	東京都中央区	その他	－	93	－	－	－	187	賃貸
大手町本社	東京都千代田区		－	5,154	－	－	－		賃貸
豊洲本社	東京都江東区		－	4,324	－	－	－		賃貸

(2) 国内子会社

2022年３月31日現在

会社（事業所）名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数（人）	摘要（注）３、４
			帳簿価額（注）１、２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（注）２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（百万円）		
野村證券株式会社本店	東京都中央区	営業部門、ホールセール部門およびその他	80	5,665	132	176	212	5,681	賃借
野村證券株式会社大手町本社	東京都千代田区		1,492	44,549	－	－	1,492		賃借
野村證券株式会社豊洲本社	東京都江東区		499	17,089	－	－	499		賃借
野村證券株式会社大阪支店	大阪市中央区	営業部門およびホールセール部門	196	12,214	－	－	196	152	賃借
野村證券株式会社名古屋支店	名古屋市中区	営業部門およびホールセール部門	700	8,321	2,736	2,052	3,436	153	所有
野村アセットマネジメント株式会社本社	東京都江東区	インベストメント・マネジメント部門	461	11,958	－	－	461	854	賃借
野村バブコックアンドブラウン株式会社本社	東京都中央区	インベストメント・マネジメント部門	15	1,117	－	－	15	68	賃借
野村信託銀行株式会社本社	東京都千代田区	その他	75	4,457	－	－	75	493	賃借
野村プロパティーズ株式会社本社（注）5	東京都中央区	その他	59	1,837	－	－	59	98	賃借
株式会社杉村倉庫	大阪市港区	その他	40	1,471	36	2,489	76	18	所有

(3) 在外子会社

2022年３月31日現在

会社（事業所）名	所在地	主な事業別セグメントの名称	建物および構築物		土地		合計	従業員数（人）	摘要（注）３、４
			帳簿価額（注）１、２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（注）２（百万円）	面積（㎡）	帳簿価額（百万円）		
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	4,454	18,540	－	－	4,454	2,440	賃借
インスティネットIncorporated本社	アメリカ、ニューヨーク市	ホールセール部門	58	6,114	－	－	58	279	賃借
ノムラ・インターナショナルPLC本社	イギリス、ロンドン市	ホールセール部門	13,480	23,283	－	－	13,480	2,120	所有（土地は賃借）
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED本社	香港	ホールセール部門	113	9,648	－	－	113	742	賃借
ノムラ・シンガポールLIMITED本社	シンガポール、シンガポール市	ホールセール部門	718	9,418	－	－	718	660	賃借
ノムラ・サービシズ・インディア・プライベート・リミテッド本社	インド、ムンバイ市	その他	165	20,222	－	－	165	3,550	賃借

（注）１　賃借物件の場合、建物造作工事にかかる額を記載しております。
２　連結会社の所有にかかる金額が含まれております。なお、所有物件の場合、帳簿価額は総額で記載しております。
３　所有物件には、連結会社による所有が含まれております。
４　2022年３月期の支払賃借料（建物および構築物ならびに器具備品および設備等にかかるものを含む）は、45,880百万円であります。
５　連結会社の所有にかかる建物および構築物の帳簿価額ならびに土地の帳簿価額および面積は野村證券株式会社本店、大手町本社に含まれております。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画は、以下のとおりです。

会社名	所在地	主な事業別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額（百万円）	既支払額（百万円）		着手	完了
野村ホールディングス	東京都中央区	その他	日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業	120,000	8,267	自己資金	2021年12月	2026年３月

(2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第１種優先株式	200,000,000
第２種優先株式	200,000,000
第３種優先株式	200,000,000
第４種優先株式	200,000,000
計	6,000,000,000

（注）　「発行可能株式総数」の欄には、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2022年３月31日現在）	提出日現在発行数（株）（2022年６月24日現在）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,233,562,601	3,233,562,601	東京証券取引所 市場第一部（事業年度末現在） プライム市場（提出日現在） 名古屋証券取引所 市場第一部（事業年度末現在） プレミア市場（提出日現在） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株
計	3,233,562,601	3,233,562,601	―	―

（注）　提出日（2022年６月24日）現在の発行数には、2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

新株予約権の名称	決議年月日	付与対象者の区分及び人数	割当日	新株予約権の数（注）１、２ 2022年３月	2022年５月	新株予約権の行使期間	行使価額（１株当たり）	資本組入れ額
第48回	2012年５月16日	当社の取締役、執行役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人514名	2012．６．５	343 個	64 個	2017．４．20～2022．４．19	1円	150円
第50回	2012年５月16日	当社の使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役および使用人58名	2012．６．５	364 個	364 個	2016.10.20～2022．４．19	1円	150円
第58回	2014年５月15日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人994名	2014．６．５	1,248 個	135 個	2017．４．20～2022．４．19	1円	308円
第64回	2015年５月18日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等955名	2015．６．５	1,339 個	92 個	2017．４．20～2022．４．19	1円	365円
第65回	2015年５月18日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等954名	2015．６．５	7,993 個	6,763 個	2018．４．20～2023．４．19	1円	352円
第68回	2015年10月27日	当社の子会社の取締役および使用人1,165名	2015.11.18	25,658 個	25,658 個	2017.11.18～2022.11.17	801円	489円
第69回	2016年５月16日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等721名	2016．６．７	1,382 個	37 個	2017．４．20～2022．４．19	1円	216円
第70回	2016年５月16日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等721名	2016．６．７	8,834 個	8,292 個	2018．４．20～2023．４．19	1円	208円
第71回	2016年５月16日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等721名	2016．６．７	11,624 個	11,182 個	2019．４．20～2024．４．19	1円	198円
第74回	2016年10月26日	当社の子会社の使用人1,141名	2016.11.11	23,654 個	23,644 個	2018.11.11～2023.11.10	593円	360円

新株予約権の名称	決議年月日	付与対象者の区分及び人数	割当日	新株予約権の数（注）１、２ 2022年３月	2022年５月	新株予約権の行使期間	行使価額（１株当たり）	資本組入れ額
第75回	2017年５月12日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等859名	2017．６．９	7,297 個	6,913 個	2018．４．20～2023．４．19	1円	342円
第76回	2017年５月12日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等859名	2017．６．９	9,084 個	8,801 個	2019．４．20～2024．４．19	1円	334円
第77回	2017年５月12日	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等868名	2017．６．９	12,800 個	12,253 個	2020．４．20～2025．４．19	1円	325円
第78回	2017年５月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等131名	2017．６．９	3,986 個	3,667 個	2021．４．20～2026．４．19	1円	312円
第79回	2017年５月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等131名	2017．６．９	8,099 個	8,077 個	2022．４．20～2027．４．19	1円	303円
第80回	2017年５月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等12名	2017．６．９	1,362 個	1,362 個	2023．４．20～2028．４．19	1円	282円
第81回	2017年５月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等12名	2017．６．９	1,362 個	1,362 個	2024．４．20～2029．４．19	1円	273円
第82回	2017年５月12日	当社使用人ならびに当社の子会社の取締役、執行役および使用人等30名	2017．６．９	2,021 個	990 個	2017.10.30～2022.10.29	1円	346円
第84回	2017年10月27日	当社の子会社の使用人1,203名	2017.11.17	24,753 個	24,743 個	2019.11.17～2024.11.16	684円	398円
第85回	2018年10月30日	当社の子会社の使用人1,204名	2018.11.20	23,103 個	23,083 個	2020.11.20～2025.11.19	573円	329円

（注）１　新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数は新株予約権１個あたり普通株式１単元（100株）です。

２　５月末の内容は新株予約権の数を除き３月末と同一であるため、記載を省略します。

３　１個の新株予約権の一部の行使は行うことができません。

４　譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

５　本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{交付株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{交付株式数}}$$

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2017年12月18日（注１）	△179,000,000	3,643,562,601	－	594,493	－	559,676
2018年12月17日（注１）	△150,000,000	3,493,562,601	－	594,493	－	559,676
2020年12月１日（注１）	△260,000,000	3,233,562,601	－	594,493	－	559,676

（注）１　自己株式の消却による減少であります。

（５）【所有者別状況】

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府および地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	150	71	3,125	861	556	338,864	343,627	－
所有株式数（単元）	－	7,637,371	1,311,345	1,402,305	10,313,520	11,982	11,643,445	32,319,968	1,565,801
所有株式数の割合（%）	－	23.63	4.06	4.34	31.91	0.04	36.02	100.00	－

（注）１　自己株式215,394,467株のうち、2,153,944単元は「個人その他」に、67株は「単元未満株式の状況」に含まれております。
２　「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

（６）【大株主の状況】

2022年３月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町２丁目11－３	488,832	16.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－12	140,171	4.64
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK（東京都中央区日本橋３丁目11－１）	60,965	2.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A.（東京都港区港南２丁目15－１）	52,950	1.75
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE U.S. TAX EXEMPTED PENTION FUNDS（常任代理人　香港上海銀行東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK（東京都中央区日本橋３丁目11－１）	46,432	1.53
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5JP, UK（東京都港区港南２丁目15－１）	39,066	1.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	240 GREENWICH STREET, 8TH FL WEST, NEW YORK, NY 10286, U.S.A.（東京都千代田区丸の内２丁目７－１）	36,833	1.22
野村グループ従業員持株会	東京都中央区日本橋１丁目13－１	33,620	1.11
GOVERNMENT OF NORWAY（常任代理人　シティバンクエヌエイ東京支店）	BANKPLASSEN ２, 0107 OSLO １ OSLO 0107, NO（東京都新宿区新宿６丁目27－30）	32,331	1.07
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人　株式会社みずほ銀行）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101, U.S.A（東京都港区港南２丁目15－１）	30,928	1.02
計	－	962,128	31.83

（注）１　当社は、2022年３月31日現在、自己株式を215,394千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２　所有株式数は千株未満を切り捨てております。

３　2022年２月３日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、BLACK ROCK, INC.が、2021年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2022年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2021年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
BLACK ROCK, INC.	55 EAST 52nd STREET NEW YORK, NY 10055	206,811	6.40

4　2022年２月４日付で米国証券取引委員会へ提出された開示書類において、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が、2021年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2022年３月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

2021年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目４－１	176,175	5.40

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式　215,394,400	－	－
	（相互保有株式） 普通株式　1,567,200	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　3,015,035,200	30,150,352	－
単元未満株式	普通株式　1,565,801	－	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	3,233,562,601	－	－
総株主の議決権	－	30,150,352	－

（注）　「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれております。また、「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が67株含まれております。

②【自己株式等】

2022年３月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） 野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋１丁目13－１	215,394,400	－	215,394,400	6.66
計		215,394,400	－	215,394,400	6.66

（注）　上記のほか、当社の子会社が有価証券関連業務として自己の名義で保有している株式が1,567,200株あります。

（８）【役員・従業員株式所有制度の内容】

RSUの名称	付与日	RSUの数（注）１ 2022年３月	2022年５月	払込期間
第４回RSU	2018．５．14	1,154,800個	－個	2022．４．20～2022．５．19
第５回RSU	2018．５．14	1,150,000個	1,149,000個	2023．４．20～2023．５．19
第６回RSU	2018．５．14	109,000個	109,000個	2024．４．20～2024．５．19
第７回RSU	2018．５．14	108,800個	108,800個	2025．４．20～2025．５．19
第10回RSU	2019．５．16	9,364,675個	－個	2022．４．20～2022．５．19
第11回RSU	2019．５．16	737,900個	642,100個	2023．４．20～2023．５．19
第12回RSU	2019．５．16	734,700個	639,100個	2024．４．20～2024．５．19
第13回RSU	2019．５．16	48,000個	48,000個	2025．４．20～2025．５．19
第14回RSU	2019．５．16	47,400個	47,400個	2026．４．20～2026．５．19
第16回RSU	2020．５．27	22,552,565個	－個	2022．４．20～2022．５．19
第17回RSU	2020．５．27	22,673,675個	22,141,675個	2023．４．20～2023．５．19
第18回RSU	2020．５．27	1,689,600個	1,513,000個	2024．４．20～2024．５．19
第19回RSU	2020．５．27	1,685,800個	1,509,400個	2025．４．20～2025．５．19
第20回RSU	2020．５．27	179,800個	179,800個	2026．４．20～2026．５．19
第21回RSU	2020．５．27	179,400個	179,400個	2027．４．20～2027．５．19
第22回RSU	2021．５．17	18,771,675個	－個	2022．４．20～2022．５．19
第23回RSU	2021．５．17	18,692,100個	18,250,700個	2023．４．20～2023．５．19
第24回RSU	2021．５．17	18,742,900個	18,302,700個	2024．４．20～2024．５．19
第25回RSU	2021．５．17	1,627,000個	1,455,000個	2025．４．20～2025．５．19
第26回RSU	2021．５．17	1,622,600個	1,450,800個	2026．４．20～2026．５．19
第27回RSU	2021．５．17	123,600個	123,600個	2027．４．20～2027．５．19
第28回RSU	2021．５．17	123,400個	123,400個	2028．４．20～2028．５．19
第29回RSU	2022．５．19	－個	31,404,700個	2023．４．20～2023．５．19
第30回RSU	2022．５．19	－個	31,329,200個	2024．４．20～2024．５．19
第31回RSU	2022．５．19	－個	31,425,300個	2025．４．20～2025．５．19
第32回RSU	2022．５．19	－個	3,664,400個	2026．４．20～2026．５．19
第33回RSU	2022．５．19	－個	1,652,800個	2027．４．20～2027．５．19
第34回RSU	2022．５．19	－個	172,800個	2028．４．20～2028．５．19
第35回RSU	2022．５．19	－個	172,600個	2029．４．20～2029．５．19

（注）１　５月末の内容はRSUの数を除き３月末と同一であるため、記載を省略します。

制度の概要につきましては「４［コーポレート・ガバナンスの状況等］」をご参照ください。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第３号および第７号に基づく普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2021年10月29日）での決議状況 （取得期間2021年11月16日～2022年３月31日）	80,000,000	50,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	80,000,000	39,639,408,040
残存決議株式の総数及び価額の総額	－	10,360,591,960
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	－	20.7
当期間における取得自己株式	－	－
提出日現在の未行使割合（%）	－	20.7

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2022年４月26日）での決議状況 （取得期間2022年５月17日～2023年３月31日）	50,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	－	－
当事業年度における取得自己株式	－	－
残存決議株式の総数及び価額の総額	50,000,000	30,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	19,551,600	9,565,730,970
提出日現在の未行使割合（%）	60.9	68.1

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式（注１）	20,237	11,035,077
当期間における取得自己株式（注２）	2,152	1,088,392

（注）１　単元未満株式の買取請求にともなう取得であります。

２　2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間（注２）	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割にかかる移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（注１）	34,682,937	18,541,085,123	32,958,431	16,691,391,220
保有自己株式数	215,394,467	－	201,989,788	－

（注）１　単元未満株式の買増にともなう処分および新株予約権の行使や譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）の割当にともなう処分を行ったものであります。

２　2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増にともなう処分および新株予約権の行使やRSUの割当にともなう処分は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
・監督規制上求められる水準を充足していること
・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期毎の連結業績を基準として、連結配当性向30％を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数については、原則として年２回（基準日：９月30日、３月31日）といたします。

また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50％以上とすることを、株主還元上の目処といたします。

内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

（当期の剰余金の配当）

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2021年９月30日を基準日とする配当金は、１株当たり８円をお支払いいたしました。2022年３月31日を基準日とする配当金につきましては、１株当たり14円をお支払いいたしました。これにより年間での剰余金の配当は１株につき22円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は以下のとおりです。

決議	基準日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
2021年10月29日　取締役会	2021年９月30日	24,761	8.00
2022年４月26日　取締役会	2022年３月31日	42,254	14.00

４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「社会からの信頼および株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高める」という経営目標を達成するうえで、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の１つと認識し、経営監督の実効性と経営の透明性を確保しつつ、持続的な成長と機動的なグループ経営を追求した体制の強化・充実に取り組んでおります。

当社は、株主、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーの立場を踏まえたうえで、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとしての実効性のあるコーポレート・ガバナンスの枠組みを示し、その実現に資することを目的として、「野村ホールディングス　コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」を定めております。

「野村ホールディングス　コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」は当社ホームページからご覧いただけます。
(https://www.nomuraholdings.com/jp/company/cg/data/cg_guideline.pdf)

また、当社は、野村グループの役員・社員一人ひとりが遵守すべき行動規範として、「野村グループ行動規範」を策定しております。これは、野村グループの役職員が、野村グループ企業理念を具体的な行動に移すための指針となるものであり、あらゆる企業活動を野村グループ行動規範に基づいて実行、その遵守を徹底し、株主のみならず、あらゆるステークホルダーに対する責任を果たすべく努めております。

「野村グループ行動規範」は当社ホームページからご覧いただけます。
(https://www.nomuraholdings.com/jp/company/basic/coc.pdf)

企業統治の体制の概要および当該企業統治の体制を採用する理由

当社は指名委員会等設置会社であり、以下の理由からこれが当社にとって現時点における最適な機関設計であると判断しております。

指名委員会等設置会社は、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の三委員会を設置し、経営の監督と業務執行の分離による監督機能の強化および透明性の向上を図るとともに、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を大幅に委任することで意思決定の迅速化が図られる体制です。また、指名委員会等設置会社は、当社が上場するNYSEの上場会社マニュアルに規定されるコーポレート・ガバナンスに関する基準に最も近いものであると考えております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりです。

＜取締役会および委員会について＞

経営の監督と業務執行が制度的に分離された指名委員会等設置会社である当社では、取締役会および法定の指名・監査・報酬の三委員会に加え、リスク管理に関して取締役会による監督の深化を目的とする委員会である「リスク委員会」、ならびに社外取締役が当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項について定期的に議論するための「社外取締役会議」を設置しております。

当社の取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることを目的とし、その主たる役割を経営の監督としております。取締役会は、経営の公正性・透明性を確保するとともに、「経営の基本方針」を決定し、当該方針を踏まえたグループCEOその他の会社を経営する執行役の選任および当社の重要な業務執行の決定を行っております。

当社の取締役会は、多角的な視点から活発な議論を行うことができるよう、性別、国際性および経歴等の多様性と、企業経営、国際ビジネス、金融業、会計・財務、法制度・規制、リスク管理を含む内部統制、ブロックチェーン技術などの専門性を備えた人員で構成することとしております。また、その監督機能を適切に発揮するため、社外取締役を過半とすることを原則としております。

当社の現在の取締役は、全12名のうち８名が社外取締役であり、そのうち外国人取締役が４名、女性取締役が３名という多様な構成となっております。特に、米国ビジネスの拡大を受けて、米国の金融業界、マクロ経済、規制環境に精通する取締役を選任しております。また、取締役の地理的分散にも考慮し、アジアから金融に精通する取締役を選任するとともに、グローバルに事業展開する日本企業の経営的知見の重要性も鑑みて、国内経営者である取締役を選任しております。

取締役会については、執行役を兼務しない取締役を議長とすることで、執行役の業務執行に対する監督に専念できる体制の強化を図っております。また、指名・監査・報酬・リスクの各委員会については、社外取締役を委員長とすることで、業務執行からの独立性を一層明確にしております。

当社の取締役会の構成は以下のとおりです。

取締役会長	永井浩二
取締役　代表執行役社長グループCEO	奥田健太郎
取締役　代表執行役副社長	寺口智之
取締役	小川祥司
社外取締役	石村和彦
社外取締役	高原豪久
社外取締役	島崎憲明
社外取締役	園マリ
社外取締役	Laura Simone Unger
社外取締役	Victor Chu
社外取締役	J. Christopher Giancarlo
社外取締役	Patricia Mosser

当社の各委員会の役割および構成は以下のとおりです。

①　指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案を決定する法定の機関であり、取締役会で３名の委員を選定しております。指名委員会においては、グループCEOの後継者計画について、今後の経営環境を踏まえて求められる資質や候補者案について議論を行うなどガバナンスの更なる発展に取り組んでおります。

指名委員会の構成は以下のとおりです。

指名委員（委員長）	社外取締役　石村和彦
指名委員	社外取締役　高原豪久
指名委員	取締役会長（非業務執行）　永井浩二

②　監査委員会

取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行う法定の機関であり、取締役会で４名の委員を選定しております。すべての委員は、米国企業改革法に基づく独立性の要件を満たしております。また、島崎憲明は同法に基づ

く財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査委員会の構成は以下のとおりです。

監査委員（委員長）	社外取締役　島崎憲明
監査委員	社外取締役　園マリ
監査委員	社外取締役　Victor Chu
監査委員（常勤）	取締役（非業務執行）　小川祥司

③　報酬委員会
取締役および執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針ならびに個人別の報酬等の内容を決定する法定の機関であり、取締役会で３名の委員を選定しております。
報酬委員会の構成は以下のとおりです。

報酬委員（委員長）	社外取締役　石村和彦
報酬委員	社外取締役　高原豪久
報酬委員	取締役会長（非業務執行）　永井浩二

④　リスク委員会
取締役会による野村グループのリスク管理の監督を補助し、リスク管理の高度化に資することを目的とする任意の機関であり、取締役会で６名の委員を選定しております。
リスク委員会の構成は以下のとおりです。

リスク委員（委員長）	社外取締役　Laura Simone Unger
リスク委員	社外取締役　島崎憲明
リスク委員	社外取締役　Victor Chu
リスク委員	社外取締役　J. Christopher Giancarlo
リスク委員	社外取締役　Patricia Mosser
リスク委員	取締役（非業務執行）　小川祥司

＜業務執行の仕組み＞
当社は指名委員会等設置会社であることから、取締役会が執行役に業務執行の決定の権限を、法律で認められる限りにおいて原則として委任し、執行役が当社の業務を機動的に執行する体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行については「経営会議」、「グループ・リスク管理委員会」、「野村グループ・コンダクト委員会」、「サステナビリティ委員会」、「内部統制委員会」といった会議体における審議を経て決定することとしております。また、これらの会議体での審議状況について、取締役会は各会議体から３ヵ月に１回以上の報告を受けることとしております。
各会議体の役割および構成については以下のとおりです。

①　経営会議
代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、執行役および代表執行役社長 グループCEOが指名する者から構成される会議体であり、野村グループの経営戦略、事業計画および予算ならびに経営資源の配分をはじめとする、野村グループの経営にかかる重要事項について審議・決定しております。

②　グループ・リスク管理委員会
代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、代表執行役社長 グループCEO以外の代表執行役のうち議長が指名する者、コンプライアンス統括責任者（CCO）、リスク管理統括責任者（CRO）、財務統括責任者（CFO）、部門長（ビジネスを行う部門の責任者）、その他議長が指名する者から構成される会議体であり、経営会議からの委任を受けて、野村グループの統合リスク管理に関する重要事項について審議・決定しております。

③　野村グループ・コンダクト委員会
代表執行役副社長寺口智之を委員長とし、グループ戦略統括責任者（CSO）、コンプライアンス統括責任者（CCO）、各部門の執行役員から構成される会議体であり、野村グループ行動規範の浸透ならびに野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理について審議しております。

④　サステナビリティ委員会

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、その他代表執行役社長 グループCEOが指名する経営会議と同じ構成員からなる会議体であり、野村グループにおけるサステナビリティ推進にかかる戦略等について審議・決定しております。

⑤　内部統制委員会

代表執行役社長 グループCEO 奥田健太郎を議長とし、代表執行役社長 グループCEOが指名する者、監査委員会が選定する監査委員 島崎憲明および取締役会が選定する取締役 小川祥司から構成される会議体であり、野村グループの業務にかかる内部統制、監査活動およびリスク管理等に関する重要事項について審議しております。

また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、執行役から業務執行権限の一部の委任を受け、個々の担当分野のビジネス、オペレーションに専念する役割を担う「執行役員」を設置しております。

コーポレート・ガバナンス体制

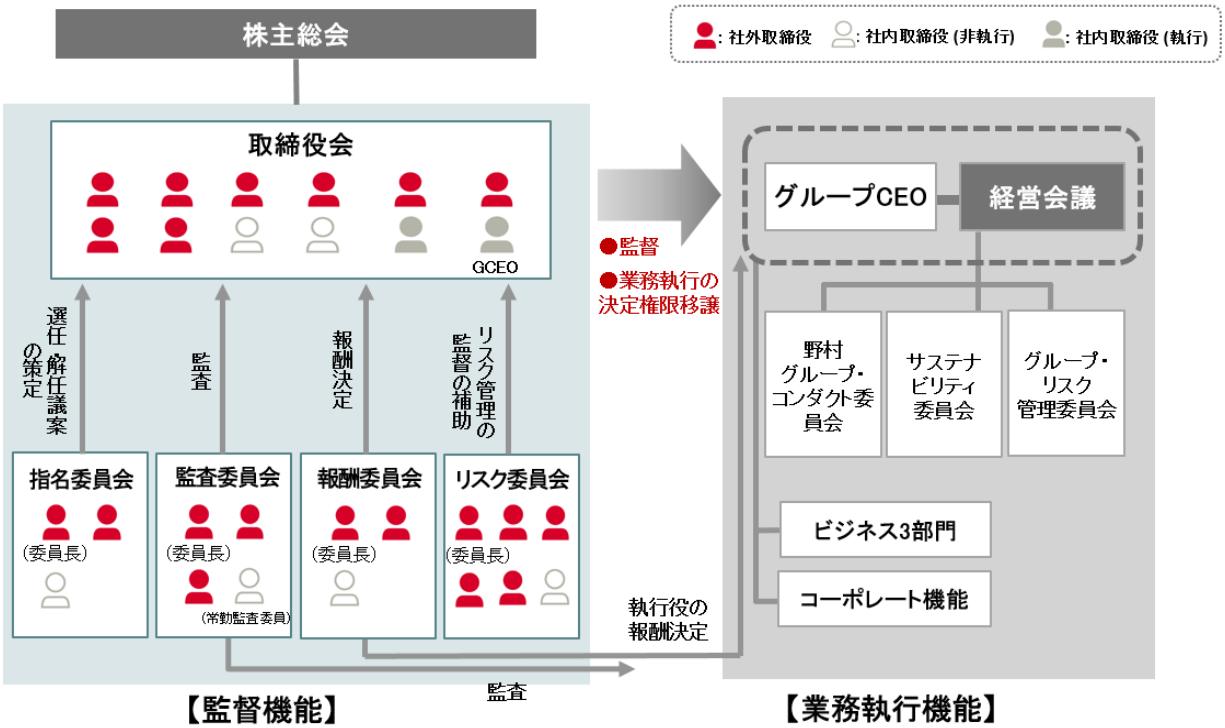

内部統制システム整備の状況および提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、事業・財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進といった観点から、グループ全体にわたる企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化・充実に努めております。

当社における内部統制システムは、取締役会において、「野村ホールディングスにおける業務の適正を確保するための体制」として決議しており、当該体制にはグループとしての内部統制システムの整備に関する事項も含まれております。また、野村グループ各社においても、当社の決議内容を踏まえ、それぞれ自社の実情に合った内部統制システムの整備を行っております。

■内部統制システムの構造

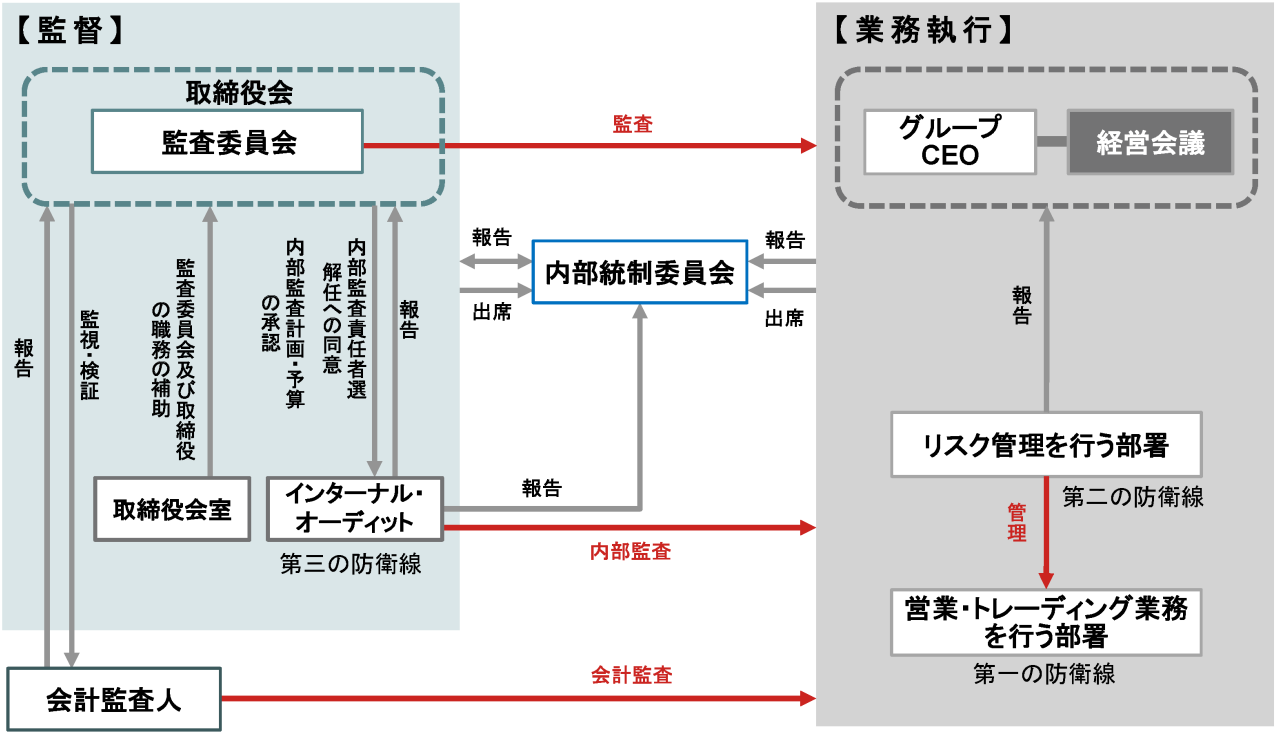

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

取締役および執行役の責任免除

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第１項の規定により、会社法第423条第１項に定める取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約

当社は、取締役 小川祥司および社外取締役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的もしくは不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

種類株式について

資金調達の選択肢を可能な限り広く確保し、将来にわたり経済やビジネスの環境変化に迅速に対応していくことが可能となるよう、当社は、普通株式のほか、無議決権優先株式を発行できる旨を定款に定めております。優先株式の単元株式数は普通株式と同数の100株であり、優先株主は、普通株主に先立ち優先配当金を受けている限り、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

なお、提出日現在、現に発行している株式は普通株式のみであります。

リスク管理体制の整備

リスク・マネジメント

野村の事業活動は、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、その他外生的事象に起因するリスクなどのさまざまなリスクに晒されております。野村では、財務の健全性を確保し、企業価値を維持・向上するために、これらのリスクを総合的にコントロールし、モニタリングし、報告するためのリスク管理体制を構築しております。

グローバル・リスク管理体制

リスク管理

野村では、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスクなど業務運営によって生じる不測の損失により当グループの資本が毀損する可能性、および自社の信用力の低下または市場環境の悪化により円滑な資金調達ができなくなるという資金流動性リスク、さらに収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により収益がコストをカバーできなくなるという戦略リスクなどを管理しております。

そのうえで、野村では全社員が自らリスク管理を行う主体であると認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを基本方針としております。野村では、組織内の全階層において積極的なリスク管理がなされるよう推進し、かつ、リスクをリスク・アペタイトの範囲内に抑制するよう努めております。野村のリスク管理の枠組みはリスク・アペタイト、リスク管理のガバナンスおよび監督、財務的経営資源の管理、すべてのリスク・カテゴリーの管理、およびリスクの計測および管理プロセスで構成されています。加えて、米国顧客との取引に関する事案を受けて、野村は、リスク・マネジメント・フレームワークの改善に向けた見直しを行っています。これら主要な項目については次に詳述いたします。

リスク・マネジメントを強化する施策の一部として、執行から独立して重要なリスクについて議論するためのリスク委員会を2021年10月29日に正式に設立しております。リスク委員会は、⑴リスク・アペタイト・ステートメントに対する同意の付与、⑵リスク・マネジメント・フレームワークの主要設計に対する同意の付与、⑶リスク環境の分析・検証結果および今後の予測、(4)リスク管理全般の執行状況および中長期的なリスク戦略を審議することにより、取締役会による監督を補助することになります。加えて、統合リスク管理会議をグループ・リスク管理委員会に改組します。これは、リスク管理に対するシニア・マネジメントの関与を強め、より実質的な議論・分析を活性化させるとともに、監督側のリスク委員会と有効に連携することを目的としています。

野村は、三つの防衛線による管理体制により、リスク管理を行うこととしております。

・第一の防衛線：　財務リスクについてはフロント部署の役職員、非財務リスクについては全ての役職員が、リスク管理に一義的な責任を負い、業務遂行から生じるリスクに伴う結果のみならず、そのリスクを許容することがリスク・アペタイトに沿っていることの説明責任を負います。
・第二の防衛線：　リスク管理を行う部署は、第一の防衛線での管理活動をサポート・監視し、取締役および経営陣等へ報告します。また、第一線が自ら策定したリスク管理体制を、独立した立場から評価します。
・第三の防衛線：　内部監査部署は、独立した立場からリスク管理に対する検証・評価を行い、改善のための助言を行うと共に、検証・評価結果を監査委員会に報告します。

リスク・アペタイト

野村は、規制上の資本、流動性、業務環境によって決定される制約条件を勘案のうえ、戦略的な目標と事業計画の達成のために許容するリスクの種類および水準を、リスク・アペタイト・ステートメントとして定めています。リスク・アペタイト・ステートメントは、リスク管理統括責任者（CRO）、財務統括責任者（CFO）およびコンプライアンス統括責任者（CCO）により提案され、経営会議の承認により決定されます。リスク・アペタイト・ステートメントはその後、執行側からの提案に対して同意を与える権限を有するリスク委員会でさらに審議されます。リスク・アペタイト・ステートメントには、自己資本充実度と手元流動性、財務リスク、および非財務リスクを含め、当グループの事業遂行により生じうるリスクが記載されています。またリスク・アペタイトの各項目の主管部署は、定期的にモニタリングを行い、違反が発生することがないよう、適切に管理を行うこととしています。

野村のリスク・アペタイト・ステートメントは、経営会議において、少なくとも年一回見直しを実施しております。また、見直しは必要に応じて随時、特に当社の戦略に重大な変更があった場合には必ず実施しております。リスク・アペタイトは、野村のリスク管理体制の基礎をなすものです。

リスク管理の組織体制

野村では、効果的な事業運営とリスク管理のための会議体を設置しています。リスク管理体制は以下のとおりです。

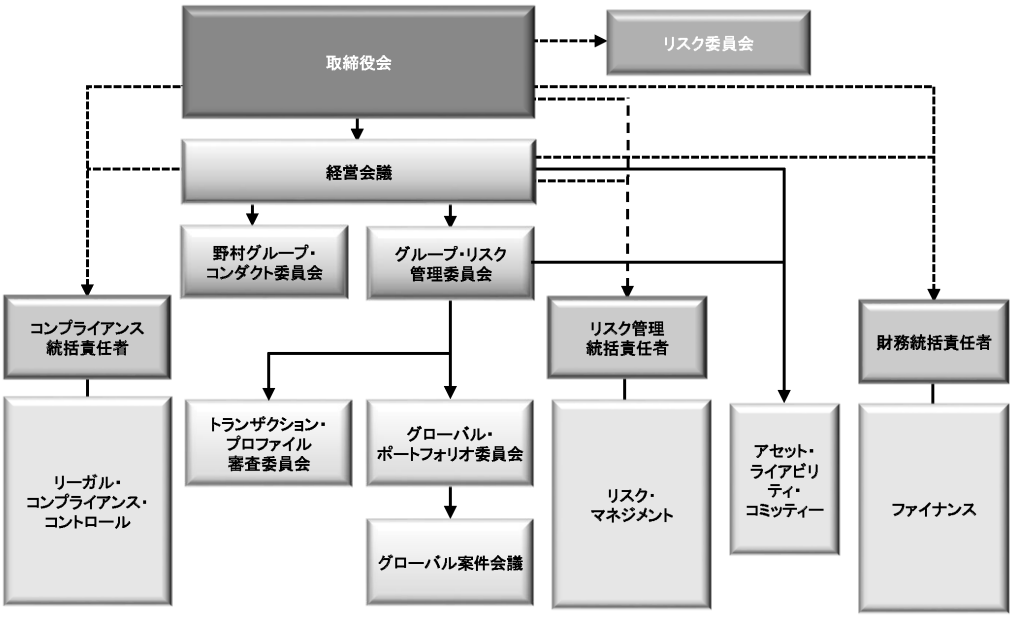

実線：審議または決定に関する権限委任
点線：任命

取締役会

取締役会は、野村グループの経営の基本方針、その他法令に定められた事項について決定し、取締役および執行役の職務執行状況を監督します。また取締役会は、経営会議規程の制定、改廃について決定する権限を有しております。

リスク委員会

リスク委員会は、取締役会の監督機能を更に強化するための専門監督機関です。執行からの独立性を確保するため、社外取締役を委員長としています。主として下記の事項に関し、取締役会による監督の深化に努め、グループのリスク管理の高度化に資することを目的とします。

・リスク・アペタイト・ステートメントに対する同意
・リスク管理フレームワークの主要設計に対する同意
・リスク環境の分析・検証結果および今後の予測
・リスク管理全般の執行状況および中長期的なリスク戦略の監督

経営会議

経営資源の有効活用と業務執行の意思統一を図ることにより、野村における経営戦略および経営資源の配分ならびに経営に係る重要事項を審議し、株主価値の増大に努めます。またリスク管理に関する審議事項の決定権限をグループ・リスク管理委員会に委譲しています。経営会議の主要な役割は以下のとおりです。

・経営資源の配賦－各年度の開始にあたり、経営会議はリスク・ウェイティド・アセットや無担保調達資金等の各種経営資源の配賦や経営資源のリミットの設定を行います。
・事業計画－各年度の開始にあたり、経営会議は野村の事業計画や予算を承認します。また、期中における、重要な新規ビジネス、事業計画の変更、予算や経営資源の配賦を承認します。
・レポーティング－経営会議は経営会議の内容等を取締役会へ報告します。

グループ・リスク管理委員会

業務の健全かつ円滑な運営に資することを目的として、経営会議の委任を受け、野村の統合リスク管理に係る重要事項を審議、決定します。グループ・リスク管理委員会は、野村のリスク・アペタイトに整合した統合リスク管理の枠組みの整備を行います。また、リスク管理の枠組みを整備することを通じて野村のリスク管理を監督します。リスク管理に関する重要な事項その他議長が必要と認める事項について、取締役会および経営会議に報告します。加えて、グループ・リスク管理委員会は、経営会議の委譲を受け、リスク管理規程を策定し、リスク管理の基本方針を含む野村のリスク管理の枠組みを整備しています。

野村グループ・コンダクト委員会

野村グループ・コンダクト委員会は、経営会議の委任を受け、野村グループにおけるコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理上必要な事項を審議し、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。

グローバル・ポートフォリオ委員会

グループ・リスク管理委員会の委任を受けたグローバル・ポートフォリオ委員会は、グローバル・ポートフォリオの集中リスクに加え、ホールセール部門全体の財務リスク管理に係る事案を審議・決定することを目的として運営されます。

アセット・ライアビリティ・コミッティー

アセット・ライアビリティ・コミッティーは、経営会議およびグループ・リスク管理委員会の委任を受け、経営会議が定める野村のリスク・アペタイトに基づきバランス・シート管理体制、財務的経営資源の配賦、流動性管理などを審議します。審議内容や議長が必要と認める事項について、グループ・リスク管理委員会に報告します。

グローバル案件会議

グローバル案件会議は、グローバル・ポートフォリオ委員会の委任を受け、経営会議が定める野村のリスク・アペタイトに沿って、個別取引の審議・承認を行い、業務の健全かつ円滑な運営に努めております。

トランザクション・プロファイル審査委員会

トランザクション・プロファイル審査委員会は、グループ・リスク管理委員会の委任を受け、野村グループの企業理念、行動規範、リスク・アペタイト・ステートメント、サステナビリティ・ステートメントに照らし、野村グループ全体のレピュテーションの観点から検討が必要な野村グループ各社の取引および顧客等に関する事項を審議し、必要な決定を行います。

その他の会議体

グローバル・リスク分析委員会およびモデル・リスク分析委員会などのモデル・リスク・マネジメント・コミッティーでは、CROの委任を受け、野村におけるモデルの開発、および管理に関する重要事項の審議・決定を行います。これらの委員会は、新規モデルや既存モデルの大幅な変更の承認など、モデルを管理する上での統制および監督について責任を有し、重要事項の審議や決定について、定期的にCROに報告します。一方、グローバル担保管理運営委員会は、CROの委任を受け、担保集中、流動性、担保再利用、リミットおよびストレス・テストを通じた担保リスク管理について審議または決定を行うほか、野村の担保戦略の方向性を示し、担保の規制要件を確実に遵守します。

リスク管理統括責任者

CROは、リスク・マネジメント部門における全般的な戦略および方針を構築する責任を有します。また、野村のリスク・マネジメント部門を統括し、収益責任を負う部門等から独立した立場で、リスク管理の枠組みの有効性を維持する責任を負います。また、リスク管理の状況について、定期的にグループ・リスク管理委員会へ報告するほか、リスク管理上必要な対応策の実施についてグループ・リスク管理委員会への付議または報告を行います。

財務統括責任者

CFOは、野村の財務戦略を統括します。また、経営会議の委任を受け、流動性管理について執行権限および責任を負います。

コンプライアンス統括責任者

CCOは、リーガル・コンプライアンス・コントロール部門（LCC部門）を統括し、非財務リスク（オペレーショナル・リスクおよびレピュテーショナル・リスク）の管理の枠組みの有効性を維持する責任を負います。

リスク・マネジメント部門、ファイナンス部門およびLCC部門

リスク・マネジメント部門、ファイナンス部門およびLCC部門は、収益責任を負う部門等から独立して設置された部署または組織で構成されております。これら３部門は、リスク管理にかかるプロセスの構築と運用、方針および規程類の整備と周知、手法の有効性の検証に責任を負うほか、グループ各社からの報告の受領や、担当役員およびグループ・リスク管理委員会等への報告や、行政当局への報告およびリスク管理手法等の承認申請も必要に応じて行います。リスク管理に関する重要な事項は、これら３部門が、CRO、CFOおよびCCOと緊密に連携します。一方、CRO、CFOおよびCCOは、定期的に経営会議やグループ・リスク管理委員会にリスクに関する事項を報告します。

リスク・ポリシー管理の枠組み

ガバナンス上必要不可欠なツールの規程や実施手続には、野村のリスク管理を円滑に行うための基本方針、規則、基準や特定のプロセスが定義されております。リスク管理の実務は、これらの規程および実施手続に基づいて運営されています。

モニタリング、報告およびデータ管理

リスクに関する経営情報（マネジメント・インフォメーション）の算出と集計、報告およびモニタリングは、適切なリスク管理体制に不可欠です。マネジメント・インフォメーションの目的は、適切な上申と意思決定、および対応策の策定に資する情報を提供することです。リスク・マネジメント部門、ファイナンス部門およびLCC部門は、リスク・アペタイトに対応するポジションの状況に関するマネジメント・インフォメーションを定期的に取りまとめる責任を有します。マネジメント・インフォメーションは、リスク・カテゴリー全般にわたる情報を含み、また各リスクの特定および評価のためのさまざまなリスク管理手法を使用して作成されます。上記３部門は、マネジメント・インフォメーションに関するデータを適切に管理する責任を有します。

リスク管理高度化プログラム

米国プライム・ブローカレッジ顧客との取引に起因した多額損失の件（以下「米国顧客取引に関する損失」）

2021年３月、米国顧客とのプライム・ブローカレッジ取引において顧客に追加証拠金を要請するも当該顧客から入金されないという事象が発生しました。事象を受け、当社米国子会社（以下、本項目において、単に「当社」ということがあります）としては当該顧客に対して債務不履行を通知し、契約解消を行い、当該顧客との取引のヘッジとして当社が保有していたポジションの処理を開始しました。当該ポジションの処理に際して時価が変動し、顧客から損失を回収できないと見込まれたため、第４四半期および2021年３月期通期において巨額の損失を計上し、2022年３月期通期において追加の損失を計上することになりました。本有価証券報告書においてこの事象を「米国顧客取引に関する損失」との名称で各項目にて参照しておりますが、詳細は下記になります。

当社と顧客との取引は、(1) 顧客が原資産である個別の株式や指数を保有することなく、それらに対するロングまたはショートのエクスポージャーを保有することができるトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」）と呼ばれるデリバティブ取引（以下「シンセティック・プライム・ブローカレッジ」）、および(2) 顧客の口座にある株式ポートフォリオに対する貸付（以下「キャッシュ・プライム・ブローカレッジ」）から構成されていました。プライム・ブローカレッジ顧客の信用リスク水準を管理するために、同顧客に適用される証拠金比率および保有ポジションに応じた担保（以下「証拠金」）を当社に預託することを求めています。その証拠金比率は、特定の取引先および取引先のポジション構成に関する内部リスク評価の結果に基づいて決定され、その比率に応じた市場動向の影響に基づいて追加証拠金の差入れを要求する場合があります。顧客とTRS取引を行った場合、当社はそのポジションに応じて個別の株式や指数のロング・ポジションやショート・ポジションの保有により市場リスクの観点からのヘッジを行います。具体的には、顧客がTRS取引で株式のロング・ポジションを保有する場合、当社には反対のショート・ポジションが生じるため、現物株をロング・ポジションし、ヘッジを行います。したがって、顧客が債務不履行になりTRS取引が解消されると、当社には株式のロング・ポジションが残ることになります。また、キャッシュ・プライム・ブローカレッジのポジションに対する貸付は、一般的に余分に担保が設定されているため、個別にヘッジされることはありませんが、当該担保の価値が下落した場合には個別にヘッジを行うこともあります。

特に2021年１月から３月にかけては、市場価格の変動や顧客の新規ポジション取得により、顧客との取引額・取引量が大幅に増加しました。2021年３月にはシンセティック・プライム・ブローカレッジにおいて大口ポジションを保有している一部銘柄の時価が大幅に下落したため、顧客との契約に基づき追加証拠金の差入れを要請しましたが、顧客による債務不履行となり、当社から契約解消を通知しました。当該顧客が他の金融機関とも同様に大口のポジションを保有しており、また、それらの金融機関とも債務不履行を起こしていたことも次第に明らかになりました。当社は市場への影響と当社の損失の最小化を図りながら当該TRS取引に紐づくヘッジおよびポジションの巻き戻しを進めましたが、当社と他の金融機関による大量のポジション処理およびそれにともなう市場価格の変動により、当社は2021年３月期第４四半期およ通期のトレーディング損益において2,042億円の損失を計上するに至りました。また、有価証券を担保とした顧客への貸付については、当該貸付分を回収できる可能性が低下したことから、当連結会計年度のその他の費用に貸倒引当金繰入額として416億円を計上しました。2021年５月17日までに当該顧客との取引をすべて解消し、ヘッジ取引を解消した結果、2021年３月期第１四半期において654億円の追加損失を計上しました。そのうち、うち561億円はトレーディング損失としてエクイティ収益に計上、93億円は貸倒引当金として費用認識しました。

当社は、本事象の課題に対処するべく多くの措置を講じてきており、リスク管理の強化を目的とした追加措置も検討しています。事象の発生直後から内部調査を実施するとともに、監査委員会から外部の法律事務所を起用して総合的な検証を行いました。その検証結果を受けて既にいくつかの施策を実施した他、プライム・ブローカレッジのビジネスを中心としたリスク管理フレームワークの見直しを行うとともに、外部専門家を起用し、ホールセール部門およびリスク・マネジメント機能の総合的な点検を行いました。また、リスク管理統括責任者（CRO）・財務統括責任者（CFO）・ホールセール部門長を委員とする委員会においてホールセール部門のリスクのモニタリングを深化・拡大させる取組みなどを通してリスク管理の強化を図っています。加えて、当社は、2021年10月29日付で、リスク委員会を設置しました。社外取締役を委員長とする同委員会では執行から独立した立場で重要なリスク関連事項を審議します。また同時に、監督側のリスク委員会との連携を効果的に行うべく、執行側でリスク管理を従来審議してきた統合リスク管理会議を発展的に改組し、「グループ・リスク管理委員会」を設置しました。リスク委員会およびグループ・リスク管理委員会の詳細についてが「リスク管理の組織体制」をご参照ください。

さらに、グローバルな金融機関として価値ある商品・サービスを提供するための更なる体制強化を図る目的で、2021年５月３日付で米国金融業界に精通するクリストファー・ウィルコックス氏を、米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル，Inc.（米国の登録ブローカー・ディーラー）およびノムラ・グローバル・フィナンシャル・プロダクツ，Inc.（米国の登録スワップ・OTCデリバティブディーラー）のCEO兼社長に、そして、ノムラ・ホールディングス・アメリカ，Inc.のCo-CEOに任命しました。

リスク管理高度化プログラムのガバナンス体制

当社は、全社的な課題に適時に対応すべく、リスク管理のさらなる高度化に関する諸施策の実行およびリソースの確保に取り組んでまいりました。特に、ガバナンス・プロセスの強化として、「リスク管理高度化推進委員会」等を2021年に設置しました。リスク管理高度化推進委員会の委員長はグループCEO、副委員長は代表執行役副社長が務めます。リスク管理高度化推進委員会では、諸施策の策定・執行の監督、関連するリソースの確保、施策達成に向けたグローバルな協力体制の整備等について審議し、高度化施策の実施を確実なものとしていきます。またチーフ・トランスフォーメーション・オフィサーおよびリスク管理高度化推進委員会委員は、そのリーダーシップの下で、グループ全体の諸施策を推進し、地域間の連携と一貫性を担保していきます。また、高度化施策に対する監督体制を確保すべく、リスク管理高度化推進委員会は、取締役会および経営会議に対して定期的に報告を行っています。

リスク管理高度化推進委員会のもと、既に具体的な高度化施策が検討され、実装に向けた取組みを始めています。具体的な高度化施策の実施にあたっては、「ビジネス戦略」、「業務執行管理」、「リスク管理」および「リスク・カルチャー」の4つに分類し、それぞれに執行役または執行役員を責任者として設置し、必要な経営資源を優先して投入しています。

ビジネス戦略

グローバル・マーケッツのビジネス戦略を明確化し、ビジネスポートフォリオをさまざまな形式で定期的にレビューすることで、リスク・プロファイルが当社の戦略的方向性やリスク・アペタイト、リソース配分等に整合的であるように保っていきます。具体的には、ビジネスの安全かつ健全な執行におけるリスク管理体制を担保するため、ビジネスや戦略立案プロセスを見直し、必要なリソースの確保や投資を行っています。例えば、当社はプラ

イム・ブローカレッジ・ビジネス戦略を大幅に見直し、競争力、リスク・アペタイト、財務リソースとの整合性を高めました。

業務執行管理

より堅牢なグローバル・クロスボーダー・ガバナンス・フレームワークを構築するために、クロスボーダー・ブッキングモデルおよび現地エンティティにおける統制について、フロント・オフィスからバック・オフィスまでのレビューを行っています。第1線におけるリスク管理機能の強化が重要であることに鑑み、多国間で複合的に展開されるビジネスに対し、より強固な執行管理を行うため、例えばホールセール・フロント・オフィスにおいてリスク・コントロールを統括する役割を担うグローバル・ヘッドや、グローバルにホールセール顧客のアクティビティのマネジメントや社内連携を統括する役割を担うグローバル・ヘッドを採用しました。

リスク管理

第１線の中のリスク・コントロール機能および第2線におけるリスク管理機能の強化のため、それぞれ大幅な人員増強を進めており、さらに第3線であるインターナル・オーディットにおいても人員増強を進めています。

2021年10月末までに、当社はリスク管理機能における専門性を強化しました。リスク・マネジメントを担当する新任の執行役員を東京本社に置く等により、リスク管理機能におけるマネジメント層の拡充およびグローバルな連携と統制の体制を強化し、リスク管理の一層の高度化を図っております。また、リスク管理の高度化の取組みおよび業務運営の実務を統括し、推進する体制の強化を図る目的で、当社に「グループ・リスク・マネジメント統括部（Group Risk Management Head Office)」を新設しました。当部はグローバルに展開されるリスク管理業務についてその状況を把握し、CROの業務を支援するとともに、関連各部署との連携強化を図ります。

また、リスク・アペタイトの関連プロセスにも改善を加え、「リスク・アペタイト・ステートメント」への定量的な指標の追加や、ビジネス全体にわたるリミット・フレームワークや経営情報（MI）の見直しなどに取り組んでいます。

リスク・カルチャー

リスク管理およびそれに対する責任感をより強く根付かせるための全社プログラムを立ち上げています。具体的には、適切な行動を積極的に評価し、浸透させていくため、2022年3月までに野村グループ行動規範の改訂を行った他、コンダクト関連のワークショップや年次研修を全地域へ展開し、また、インセンティブ付与の方針や実務を体系的に見直し、変更するといった取り組みに着手しています。それらの進捗状況を測定するため、リスク・カルチャー・サーベイや指標の検討といった、プログラムの実効性を確認する枠組みを構築する予定です。

財務的経営資源の管理

野村は、財務的経営資源を適切に使用するため、財務的経営資源の管理体制を構築しております。経営会議は、期初に、各部門に財務的経営資源の配賦を行います。各部門では、財務的経営資源の配賦により収益予算の策定を行います。財務的経営資源の主要な構成要素は以下のとおりです。

リスク・ウェイティド・アセット

経営会議は毎年、連結自己資本比率（連結Tier１比率）の最低基準値を決定します。自己資本比率を算出する際の重要な構成要素はリスク・ウェイティド・アセットとなり、このリスク・ウェイティド・アセットは経営会議により、各部門やそれ以下の階層に配賦されております。詳しくは第２「事業の状況」の「連結自己資本規制」の項目をご参照ください。

社内資金

財務統括責任者は、野村グループ内に無担保で提供される資金の上限額を決定し、経営会議は各部門へ配分を行います。グローバル・トレジャリーは部門毎の資金使用量をモニタリングし、経営会議に報告します。

リスクの分類と定義

野村では、リスクを以下のとおり分類、定義したうえで、各リスクを管理する部署または組織を設置しております。

リスク・カテゴリー	リスクの概要
財務リスク	
市場リスク	市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。
信用リスク	債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいいます。信用リスクは、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント(CVA)により損失を被るリスクを含みます。
モデル・リスク	モデルの誤謬、またはモデルの不正確もしくは不適切な適用により、財務的損失を被るリスク、意思決定を誤るリスク、または顧客からの信頼低下を引き起こすリスクをいいます。
資金流動性リスク	野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。
非財務リスク	
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・システム・役職員の行動が不適切であること、機能しないこと、もしくは外生的事象から生じる財務上の損失、または法令諸規則の違反や野村グループの評判の悪化といった非財務的影響を被るリスクをいいます。オペレーショナル・リスクには、野村グループの非財務リスク分類に定義されているコンプライアンス、リーガル、ITおよびサイバーセキュリティ、不正、外部委託先に関わるリスクその他の非財務リスクが含まれます。
レピュテーショナル・リスク	野村グループのステークホルダーから見た場合に、不適切、非倫理的、または野村の価値観や企業理念と矛盾していると判断される行為等が行われた結果、野村グループの評判を損なうリスク、またそれにともない当社の利益、資本、流動性が影響を受けるリスクをいいます。
その他のリスク	
ESG: 環境、社会、ガバナンス	ESGとは、環境（E）、社会（S）、およびガバナンス（G）の総称であり、「環境」とは気候変動を含む自然環境に関する課題、「社会」とは人権、労働環境に関する課題への対応、その他のステークホルダーおよび地域社会との関係、そして「ガバナンス」とは企業統治、企業行動、および開示の透明性確保への取組みなどに関する課題を指します。
戦略リスク	誤った経営判断、拙速な事業の推進、又は業界や外部環境の変化に対する不作為により、現在および将来の収益、自己資本、資金流動性、企業価値、または野村グループのレピュテーションが被るリスクをいいます。

市場リスク管理

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券の価格等）の変動により、保有する金融資産および負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクです。

市場リスク管理プロセス

市場リスクを適切に管理するためには、複雑かつ不断に変動する市場環境をグローバルに分析し、損失に繋がる可能性のある傾向を把握したうえで、適時に適切な対応を取る能力が必要となります。

野村では継続して市場リスクを統計的に計測・モニタリングする主要な手段として、バリュー・アット・リスク（VaR）、ストレスVaR（SVaR）および追加的リスクを利用しております。また、感応度分析やストレス・テストも市場リスクを評価・分析する手段として利用しております。感応度は、市場リスク・ファクターの単位当たりの変

動によるポートフォリオ価値変化を示す尺度として利用されます。感応度は、資産種別によって異なり、通常、異なるリスク・ファクターに関する感応度を合算することはできません。ストレス・テストにおいては、ポートフォリオ・リスクやテイル・リスクをその非線形な性質を含めて分析し、グループ全体から各部門、個々のトレーディング・デスクに到るあらゆる階層で、市場リスク・ファクターを横断した合算が可能となります。市場リスクは、ビジネス部門やシニア・マネジメントに報告される日次レポートその他の経営情報により、社内手続きに基づいて承認されたリミット内であるかどうかモニタリングされます。

VaR

VaRは、株価、金利、クレジット・スプレッド、為替レート、コモディティ価格とこれらのボラティリティや相関を含む市場要因の不利な動きにより発生しうる損失額を計測するものです。

VaRメソドロジーの前提

野村は、グループ全体のトレーディングに関するVaRの計測にあたり、グローバルに実装された単一のVaRモデルを利用しています。野村は、このVaRモデルにおいてヒストリカル・シミュレーション法を採用しており、過去２年間のヒストリカルな市場の動きを、野村の現在のエクスポージャーに適用することにより収益分布を構成します。この分布を利用して、将来発生しうる損失を必要な信頼水準（確率）において推定することができます。市場変動性の変化を反映するようシナリオの重みを付ける手法を採用した、保有期間１日のVaR（以下に掲載）は、リスク管理やリスク・リミットに対するモニタリングに利用されます。市場変動性の変化を過度に反映しないようシナリオの重みを均等にする方法の保有期間10日のVaRは、規制資本の計算に利用されます。保有期間10日のVaRは、実際の10日間における市場変動のヒストリカル・データを利用して計算されます。野村は、これらのVaRの計算に加え、バーゼル2.5規制のもとでVaRを補完するためにSVaRの計算を行っています。SVaRはストレス下にある金融市場のある１年間のデータを利用して計測されます。このSVaRの対象期間は、定期的に調整されますが、SVaRに利用されるヒストリカル・データは、重みを付けていません。

野村のVaRモデルは、可能な限り、個々のヒストリカル・データを利用します。しかし、高品質な個別データが存在しない場合、代理変数ロジックにしたがって当該エクスポージャーに適切なヒストリカル・データを割り当てます。代理変数の妥当性は、内部のリスク管理プロセスを通じて慎重にモニタリングされると共に、VaR計算に利用されるヒストリカル・データの拡大にも継続的に取り組んでおります。

野村は、2022年３月末より開示に使用する保有期間1日のVaRの信頼水準を99%から95%に変更しました。これは、信頼水準95%で計測する保有期間1日のVaRが、野村のトレーディング・ポートフォリオから発生する日々の期待損益変動を、より的確に捉えているとのこれまでの経験を踏まえて変更したものです。また野村は、95%の信頼水準で計測した2022年３月期データに加え、これまで使用していた99％の信頼水準で計測した2021年３月期と2022年３月期のデータも提供しています。

VaRバックテスティング

野村のVaRモデルのパフォーマンスが、目的に合致しているかは、注意深くモニタリングされております。VaR検証の主な方法は、１日分の損失とそれに対応するVaR値の比較（バックテスティング）です。野村は、VaRモデルのバックテスティングを、さまざまな異なるレベルで行っており、バックテスティングの結果はリスク・マネジメント部門が月次でレビューしております。2022年３月31日以前の250営業日において、野村グループの１日分の損失が、（現在の規制資本計算の要件である）信頼水準99％VaRを超過した日はありませんでした。

VaRの限界と利点

VaRの主な利点は、さまざまな資産区分のリスクの合算が可能であることです。しかしながら、リスク計測方法としてのVaRには、リスク計測に利用する際に留意すべき点としてよく知られている限界があります。主な限界のひとつは、過去データに基づいたリスク計測であることです。つまり、目先の市場変動を推測する場合、直近の変動要因に基づく分布および相関から推測することが適していることを暗黙のうちに仮定しております。また、VaRは流動性のある市場におけるリスクの把握に適しておりますが、急に不連続に変動する市場要因の把握には適しておりません。それゆえに、VaRは厳しい事象の影響について、すべてを表しているとは言えません。野村はVaRモデルが有する限界を認識しており、VaRを多様なリスク管理プロセスのひとつの要素としてのみ利用しております。

ストレス・テスト

野村は、VaRや感応度分析がすべてのポートフォリオ・リスクやテイル・リスクを捕捉できないという限界を有することから、市場リスクのストレス・テストを行っております。このストレス・テストは定期的に行われ、ストレス・シナリオはトレーディング・ストラテジーの特性に応じて柔軟に設定されます。野村では、デスク・レベルのみならず、市場変動が野村全体に与える影響を反映するためにグローバルに統一されたシナリオによるグループ・レベルでのストレス・テストも行っております。

ノン・トレーディング・リスク

野村におけるノン・トレーディング・ポートフォリオの主な市場リスクは、取引関係維持やビジネス推進を目的として長期的に保有している投資有価証券にかかるもので、主に日本の株式市場の変動の影響を受けます。このポートフォリオの市場リスクを推定する手法のひとつに、東京証券取引所第一部上場銘柄に対する主要インデックスであるTOPIXの変化に対する市場感応度分析があります。

野村では、TOPIXとビジネス推進を目的として保有する株式の直近90日間の市場価格の変動に基づく回帰分析を行います。野村の試算では、取引関係維持やビジネス推進を目的として保有する株式は、TOPIXが10％変動すると、2021年３月末で約98億円、2022年３月末で約109億円の損失が予想されました。TOPIXは2021年３月末は1954.00ポイント、2022年３月末は1946.40ポイントで引けております。このシミュレーションは、TOPIXとの回帰分析により算出された結果です。したがって、投資有価証券の個々の株式の価格変動により、実際の結果はこの試算とは異なる点にご留意ください。

信用リスク管理

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続き等の結果として、予め合意した条件どおりに契約上の義務を履行できないことにより、損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産にかかる損失を含みます。当該リスクはまた、カウンターパーティの信用力低下を反映したクレジット・バリュエーション・アジャストメント（CVA）により損失を被るリスクを含みます。なお、野村では、グローバルおよびリーガル・エンティティ単位で信用リスクを管理しています。

信用リスク管理体制

野村における信用リスクの計測、モニタリングおよび管理に関する事項は、グローバル・ポリシー、プロシージャーで規定しています。クレジット・リスク・マネジメント部門（CRM）は、リスク・マネジメント部門内のグローバルな組織として、これらのポリシーやプロシージャーの実装、および維持、管理に責任を負います。これらのポリシーは、グループ・リスク管理委員会、グローバル・リスク・ストラテジック・コミッティの承認を受けて制定され、信用リスク管理の基本方針のほか、クレジット・リミット設定にかかる承認権限を定めています。

信用リスク・エクスポージャーは、CRMならびに、グローバルおよび地域の各種リスク・コミッティにより管理されており、重大な信用リスクの把握やクレジット・リミットの遵守の徹底のほか、多額の与信の提供に関する承認や、シニア・マネジメントがリスクの集中に関する承認を行う態勢を確保しています。

信用リスク管理プロセス

CRMは、リスク・マネジメント部門内の信用リスクを管理するための組織であり、CROに報告します。野村における信用リスク管理プロセスには、以下を含みます。

・カウンターパーティの債務不履行の可能性の評価
・すべてのアクティブなカウンターパーティに対する内部格付の付与
・与信の供与およびクレジット・リミットの設定に関する承認
・時価および将来のポテンシャル・エクスポージャーの計測、モニタリングおよび管理
・契約書における信用リスクに関する条件の設定
・一括清算、担保徴求およびヘッジを含む適切な信用リスク削減手法の活用

信用リスク管理の対象には、カウンターパーティとの取引に加えて、ローン、プライベート・エクイティ投資、ファンド投資、投資有価証券のほか、信用リスク管理が必要と考えられる各種の債券や株式商品を含みます。

カウンターパーティの信用力の評価は、対象先の事業環境、競争力、経営陣や財務面での強みや柔軟性に関する詳細なデュー・ディリジェンスや分析に基づき行います。また、クレジット・アナリストは、対象先の組織体制や、明示的なまたは暗黙の信用補完も考慮します。なお、CRMは、カウンターパーティのみでなく、カウンターパーティ・グループ単位でも信用リスクを評価します。

CRMは、信用分析の結果に基づき、カウンターパーティまたは債務者のデフォルト確率を評価し、格付機関と同様のアルファベット記号や所定の番号を付与します。クレジット・アナリストは、内部格付を付与するとともに、年１回以上、見直しを行う責任を負います。

野村の内部格付制度では、さまざまな格付モデルを使用して、グローバルに一貫性と正確性を確保しています。これらのモデルは、リスク・メソドロジー・グループにより開発され、見直しが行われています。内部格付は、野村におけるカウンターパーティの信用リスク管理における重要な構成要素として、以下のプロセスで幅広く活用されています。

・個々のカウンターパーティまたはカウンターパーティ・グループに対して野村が許容するカウンターパーティ・クレジット・リスクの上限額の設定（クレジット・リミットの設定）
・クレジット・リミット設定の承認権限の委譲に係る基準額の決定（テナーを含む）
・クレジット・レビュー（クレジット・リミットの見直し）の頻度の決定
・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する野村のシニア・マネジメント向けの報告
・カウンターパーティ・クレジット・リスクに関する社外ステークホルダー向けの報告

信用リスク管理部署（CRCU）はリスク・モデル・バリデーション・グループ内に設置されており、CRMから独立した立場で、野村の内部格付制度に関する検証が適切に実施される体制を確保し、制度に問題があればその速やかな解決のために、シニア・マネジメントに報告します。CRCUは、内部格付制度が正確、かつリスクを予知できるものであることを確認し、シニア・マネジメントに対して定期的に制度に関する報告を行います。

野村は、規制自己資本を算出するための信用リスク・アセットの計算において、2011年３月より基礎的内部格付手法を採用しています。なお、信用リスク・アセットの計算において、重要性の低い一部のビジネスまたは資産については、標準的手法を採用しています。

内部格付はデフォルト確率（PD）と紐付けされ、信用リスク・アセット額算出に使用されています。PDは毎年リスク・メソドロジー・グループによって推計され、CRCUによるその保守性のチェックと使用されたPDのバックテストを通じ検証されています。

<u>クレジット・リミット/リスク計測</u>

内部格付は、カウンターパーティに対してクレジット・リミットを設定するために必要不可欠なものです。また、野村のクレジット・リミットの枠組みは、リスク・アペタイトに沿って、適切に信用リスクを取ることができるように設計されています。グローバルのクレジット・ポリシーでは、内部格付に基づき、個々のカウンターパーティ・グループに対して設定できるクレジット・リミットおよびテナーの上限を定めた承認権限の表を定めています。

野村では、カウンターパーティ・エクスポージャーは、主にデリバティブ取引、証券貸借取引（総称して「デリバティブ等取引」）により発生しています。カウンターパーティに対して発生するクレジット・エクスポージャーは、個々のカウンターパーティの信用力の分析に基づき設定するクレジット・リミットにより管理しています。信用リスクは、設定したクレジット・リミットによるクレジット・エクスポージャーのモニタリングや、カウンターパーティの信用力に関する継続的なモニタリングを通して、日次で管理しています。特定のカウンターパーティ、セクター、産業または国に対する野村のリスク・アペタイトを変更させるような状況下では、その内容、程度に応じて、内部格付やクレジット・リミットの変更を行います。

野村のグローバル・クレジット・マネジメント・システムには、カウンターパーティに対するクレジット・リミットおよびクレジット・エクスポージャーが記録されています。これにより、CRMは、クレジット・リミットの使用状況を把握、監視、管理し、リミット超過が発生した場合、適切に報告を行う態勢を確保しています。

野村では、デリバティブ等取引については、主に所定の信頼水準でのポテンシャル・エクスポージャーを計測するモンテ・カルロ・シミュレーション・モデルで信用リスクを計算しています。信用リスク管理に使用されるエクスポージャー計測モデルは、2012年12月末より、期待エクスポージャー方式による連結自己資本規制比率の算出にも利用されています。なお、ローンおよびローン・コミットメントは、使用分および未使用分の双方について、計測およびモニタリングを行っています。

ロング・ウェイ・リスク

ロング・ウェイ・リスクは、カウンターパーティに対するエクスポージャーが、当該カウンターパーティの信用力の悪化と高い相関関係にある場合に発生するリスクをいいます。野村は、ロング・ウェイ・リスクを管理するためのグローバルのポリシーを設置しています。また、ポートフォリオのロング・ウェイ・リスクの評価ではストレス・テストも活用し、クレジット・エクスポージャーや規制自己資本について必要に応じて調整を行っています。

ストレス・テスト

ストレス・テストは、野村の信用リスク管理において必要不可欠であり、定期的に実施するストレス・テストにより、カウンターパーティ、セクター、および地域ごとの信用リスクの評価を行っています。なお、ストレス・テストには、リスク・ファクター、デフォルト確率または格付遷移に一定のストレスを与えることでリスクの集中度合いを確認するテストも含まれます。

リスク削減手法

野村では、信用リスク管理において、金融商品、契約書、さらに一般的な取引慣行を活用しています。野村は、多くのカウンターパーティとの間で、国際スワップデリバティブ協会の基本契約書、またはそれに準ずる契約書（総称して「マスター・ネッティング契約」）を締結しています。マスター・ネッティング契約を締結することで、債権、債務を相殺し、カウンターパーティのデフォルトにより発生する潜在的な損失額を減少させています。また、信用リスクをさらに削減するため、担保契約も活用し、取引開始時、またはエクスポージャーの水準、格付の変更、もしくはその他の事由が発生した際に、カウンターパーティから担保を受領できるようにしています。

デリバティブ等取引における与信相当額

以下は、2022年３月末における野村のトレーディング目的のデリバティブ等取引における与信相当額になります。カウンターパーティの信用格付と満期までの年限ごとに公正価値で表示しており、これらの信用格付は野村のCRMが付与した内部格付です。

（単位：十億円）

信用格付	満期までの年限					異なる満期間の相殺(1)	公正価値の合計(a)	受入担保額(b)	再構築コスト(3)(a)－(b)
	１年未満	１年から３年	３年から５年	５年から７年	７年超				
AAA	50	25	5	4	39	△107	16	2	14
AA	571	325	252	74	578	△1,454	346	75	271
A	843	846	324	194	868	△2,658	417	239	178
BBB	285	239	121	67	518	△838	392	91	301
BB以下	166	79	62	20	46	△170	203	295	0
その他(2)	33	51	90	50	363	△648	△61	46	0
小計（店頭取引デリバティブ）	1,948	1,565	854	409	2,412	△5,875	1,313	748	764
上場デリバティブ	352	46	1	0	0	△158	241	234	7
合計	2,300	1,611	855	409	2,412	△6,033	1,554	982	771

(1) 同一のカウンターパーティとのデリバティブ等取引の異なる満期の債権、債務の相殺額を表示しています。また、同一のカウンターパーティとの同一の満期の取引については、債権、債務の相殺後の金額を各年限の欄に表示しています。なお、編纂書210－20「貸借対照表－相殺」および編纂書815に基づき、デリバティブ等取引にかかる現金担保による相殺効果も勘案されています。

(2) 「その他」は、無格付のカウンターパーティおよび特定のカウンターパーティを対象としない、ポートフォリオ・レベルでの評価調整を含んでいます。

(3) 受入担保額がデリバティブ等取引の公正価値の合計を上回っている場合、野村の与信相当額を適切に表示しないためゼロと表記しております。

カントリー・リスク

野村では、カントリー・リスクを、カウンターパーティや発行体に影響を及ぼし、金融債務の履行を不可能にさせるような、ある国特有のカントリー・イベント（政治、経済、法制度にかかるイベント等）に起因した損失発生の可能性と定義しています。野村において、カントリー・リスク管理の枠組みは、その他のリスク管理の枠組みを補完する役割を果たしていますが、この枠組みは、特定国に対するクレジット・エクスポージャーの集中を制限するためのカントリー・リミット、カントリー・レーティング、さらに役割分担や承認権限およびその委任等について定めたカントリー・リスク管理のポリシーやプロシージャーなど多数の管理ツールで構成されています。

野村のクレジット・ポートフォリオは、国別に十分に分散されており、集中がみられるのは、高格付の国のみとなっています。エクスポージャー残高の上位10か国の内訳は、以下のとおりです。

カントリー・エクスポージャー上位10か国(1)	（ 単位 ： 十億円 ）
	(2022年３月31日)
米国……	3,384
日本……	2,971
英国……	1,130
ドイツ……	589
シンガポール……	231
インド……	186
中国……	171
フランス……	170
韓国……	164
スイス……	136

(1) 上表には、2022年３月末時点のカントリー・エクスポージャーの上位10か国を記載しています。カントリー・エクポージャーは、カウンターパーティ・エクスポージャーとインベントリー・エクスポージャーを合算して算出します。
- カウンターパーティ・エクスポージャーには、現金・現金同等物、清算参加者として当社から中央清算機関に預託される清算基金・当初証拠金の残高、デリバティブ取引および有価証券貸借取引の公正価値（法的に有効な担保契約に基づく担保考慮後）、引当金考慮後のコミットメント総額の公正価値が含まれます。
- インベントリー・エクスポージャーには、債券、株式、エクイティ・デリバティブ、クレジット・デリバティブの公正価値が含まれ、ロング・ポジションとショート・ポジションをネットしたものとなっています。

ロシア・ウクライナ紛争

野村は2022年2月にロシアのウクライナ侵攻が始まって以来、ウクライナやロシア経済、その他の金融市場への影響をモニタリングしてきました。2022年3月末時点における、ウクライナとロシアに対する野村の直接的なエクスポージャーは限定的です。

オペレーショナル・リスク管理

野村はオペレーショナル・リスクを、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義しています。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれませんが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に至るリスクを含みます。

野村におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み

野村は、オペレーショナル・リスクの特定、評価、管理、モニタリング、報告が可能となるオペレーショナル・リスク管理の枠組みを整備しております。経営会議より委任を受けたグループ・リスク管理委員会がこの枠組みに基づくオペレーショナル・リスク管理全般を監督しています。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下のように構成されております。

・管理の枠組みの基盤
  ・ポリシー・フレームワークの構築と維持：オペレーショナル・リスク管理に関して定められた各種基本的事項をポリシー等として明文化します。

・研修および理解の促進：オペレーショナル・リスク管理について、野村内の認識を高めるための取組みです。

・主要な管理活動

・オペレーショナル・リスク事象等の報告：オペレーショナル・リスクに起因して損失または利益、もしくはその他の影響が発生した、あるいは発生する可能性があった事件および事故、あるいは他社事例についての情報を収集・報告するプロセスです。

・RCSA（Risk & Control Self Assessment、リスクとコントロールの自己評価）：自らの業務におけるオペレーショナル・リスクや、リスク削減のために導入されているコントロールを特定、評価し、更なるリスク削減に向けた対応策を策定するために、ビジネス・ユニットが用いるプロセスです。オペレーショナル・リスク管理部署は、RCSAプロセスを構築し、ビジネス・ユニットへの導入を支援します。

・KRI（Key Risk Indicator、リスク指標）：オペレーショナル・リスクにかかる主要な計数の収集と監視を行い、予め定めた水準を超えた場合には必要な対応を行うプロセスです。

・シナリオ分析　：テール・リスク（低頻度大規模損失が発生する可能性）を評価し、必要に応じて統制の改善を行うプロセスです。

・管理活動結果の活用

・分析および報告：オペレーショナル・リスク管理部署の主要な役割として、ビジネス・ユニットからもたらされるオペレーショナル・リスク情報について事実確認や原因分析を行ったうえで経営陣等へ報告を行います。

・所要資本の計算と配賦：バーゼル規制および地域規制当局の要件に基づき、オペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本を計算しております。

<u>オペレーショナル・リスクの所要自己資本額計算</u>

野村は、金融庁告示に定められた粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスクにかかる所要自己資本額を算出しております。粗利益配分手法では、業務区分に配分した粗利益に金融庁に定められた一定の掛目を乗じたものの過去３年間の平均値を計算し、オペレーショナル・リスク相当額としております。

野村では、所要自己資本額を算出する際に用いる粗利益として、連結ベースの金融費用控除後の収益を用います。ただし、一部の子会社については、売上総利益を粗利益として用いております。これら粗利益を、管理会計上のセグメント情報を用いて、下表の業務区分に配分します。

業務区分	内容	掛目
リテール・バンキング	リテール向け預貸関連業務等	12%
コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等	15%
決済業務	顧客の決済にかかる業務	18%
リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務	12%
トレーディングおよびセールス	特定取引にかかる業務および主として大口の顧客を対象とする証券・為替・金利関連業務等	18%
コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受け・売出し・募集の取扱い、その他顧客の資金調達関連業務等	18%
代理業務	顧客の代理として行う業務	15%
資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務	12%

・各業務区分に配分された金融費用控除後の収益額と、上表のとおり各区分に設定された掛目をそれぞれ乗じることにより「業務区分配分値」を算出します。いずれの業務区分にも配分されない収益額については18%を乗じ、「配分不能値」を算出します。これらの業務区分配分値と配分不能値をすべての業務区分について合計することにより、「年間合計値」を算出します。この年間合計値を直近３年間について計算し、それらの平均値がオペレーショナル・リスクに相当する所要自己資本の額となります。年間合計値が負の場合にはゼロとして

平均値を算出します。業務区分配分値を合計する際、ある業務区分配分値が負であった場合には、他の区分における正の業務区分配分値と相殺します。ただし、配分不能値が負の場合には、相殺は行わず、ゼロとして取り扱います。

・オペレーショナル・リスク所要自己資本額の計算基準時点は３月末と９月末であり、年２回計算されます。

モデル・リスク管理

モデル・リスクとは、モデルの誤謬、又はモデルの不正確もしくは不適切な適用により、財務的損失を被るリスク、意思決定を誤るリスク、又は顧客からの信頼低下を引き起こすリスクをいいます。

野村では、モデル・リスクを効果的に管理するため、モデルの開発、管理、検証、承認、使用、継続的モニタリング、定期レビューを監督するモデル・リスク管理の枠組みを整備しています。また、規程および実施手続において、当社のリスク・アペタイトに照らしたモデル・リスクのモニタリングをはじめとする、モデルの開発、検証、使用、および維持管理に至るまでの各段階における各種手続きの要件を定めています。

新規モデルの導入および承認済みモデルの重要な変更にあたっては、正式使用の前に、モデル開発チームから独立したチームによる検証を受ける必要があります。モデル変更の重要度の判定基準は、モデル・リスク管理の実施手続に定めています。独立検証において、モデル検証チームは、複数の分析を通しモデルの適切性を評価、モデルの限界を特定し、モデル・リスクの定量化を図ります。モデル・リスクは、モデルの承認時にモデルの使用制限、モデル・リザーブ、資本調整等の条件を適用することにより低減されます。モデルが適切であることを継続的に評価するため、承認されたモデルに対して定期検証手続き、およびモデルのパフォーマンスのモニタリングを実施しています。モデル・リスク管理を担う委員会において、全体の監督、精査、ガバナンス、検証済みモデルの最終承認を行います。

リスク計測と管理手法

リミット管理の枠組み

堅牢なリミット・モニタリングおよび管理を構築することは、リスクの適切なモニタリングおよび管理の要となります。リミット管理の枠組みにおいては、適正な水準の権限を有する組織階層においてリミットの承認が行われるように、エスカレーションの方針が策定されます。リスク・マネジメント部門、ファイナンス部門およびLCC部門は、リミットの承認、モニタリング、必要に応じて実施する報告を含む、日々のリミット管理の運用に責任を有します。ビジネス部門は、当該リミットを遵守する責任を有します。リミットは、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどの定量的指標に適用されます。

ニュー・ビジネス・リスク管理

ニュー・ビジネス承認プロセスは、野村にとっての新規ビジネスに取り組む際の最初の手続きであり、経営陣の意思決定を支援し、新商品および案件に関連して確実にリスクを認識し適切な管理を行うためのものです。ニュー・ビジネス承認プロセスは以下のとおり２つのプロセスで構成されます。

（１）案件の承認プロセス：案件のレビューを実施し、意思決定をするプロセスであり、権限を有する各種の案件会議が設置されます。遵守されない場合の責任についても文書として明確に定められています。

（２）新商品承認プロセス：ビジネス部門のスポンサーが新商品の取扱を申請し、関連部署からさまざまな意見を得ることができるプロセスです。新商品の組成および取引を実施した結果生じるあらゆるリスクを横断的に把握し、分析することを目的とします。

野村は、市場環境における様々な変化に適切に対応するため、今後もニュー・ビジネス承認プロセスを通じて、健全かつ実効性のある管理を継続して参ります。

ストレス・テスト

野村グループでは、さまざまな階層におけるリスクを網羅し、さまざまなストレス期間、ショック水準、蓋然性、およびメソドロジーを使ったストレス・テストを実施しております。ストレス・テストの結果は、資本計画、資本の十分性評価、流動性の十分性評価、再建・破綻処理計画の策定、リスク・アペタイトの適切性の評価、および通常のリスク管理において利用します。

ストレス・テストは定期的に実施する他、外部環境、または野村のリスク・プロファイルに大きな変化が生じ

た場合には必要に応じ行います。ストレス・テストの結果は、ストレス・テストの種類に応じて、詳細な分析と共にシニア・マネジメントおよび他のステークホルダーへ適切に報告します。

ストレス・テストの手法は、大きく以下に分類されます。

・感応度分析は、他のリスク・モデルでは計測が容易でないリスクを補足するために、１種類、ないしは関連する２種類のリスク・ファクター（株価、または株価とそのボラティリティ等）における市場変動の影響を計測する目的で行われます。

・シナリオ分析は、複数の資産区分およびリスク区分にわたり定義されたイベントによる影響を計量化する目的で利用されます。また野村のさまざまな階層に対してストレス・テストを行う際の主たる方法として利用されます。

シナリオ分析の実施例としては、以下のものがあります。

・事業環境とビジネスのリスク・プロファイルや、国内外の経済環境とその見通しを勘案したストレス・シナリオを複数策定し、資本充実度と手許流動性に関するリスク・アペタイトの妥当性の検証。

・少なくとも四半期に一度実施する、野村グループの資本充実を評価するための、蓋然性が一定程度ある厳しいシナリオを採用したストレス・テスト。

・少なくとも年に一度実施する、リバース・ストレス・テスト（当社の事業継続が困難となる状況を引き起こす可能性のある脆弱性がどこにあり、そのような状況でいかに対応するかを分析し、当該分析の結果を検証するプロセス）。

野村グループでは、ストレス・テストを、グループ全体のガバナンスの重要な機能と位置付け、コーポレート機能、ビジネス部門、および経営陣の間の意思疎通をもとに実施し、将来を見据えたリスク管理や、意思決定のプロセスにおいて活用しています。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

男性　14名　女性　3名（役員のうち女性の比率　17.64％）

(1) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役会長	永　井　浩　二	1959年１月25日生	1981年４月　当社入社 2003年４月　野村證券株式会社取締役 2003年６月　同社執行役 2007年４月　同社常務執行役 2008年10月　同社常務（執行役員） 2009年４月　同社執行役兼専務（執行役員） 2011年４月　同社Co-COO兼執行役副社長 2012年４月　当社執行役員 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2012年８月　当社代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2013年６月　当社取締役兼代表執行役グループCEO 野村證券株式会社取締役兼代表執行役社長 2017年４月　当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社取締役会長 2020年４月　当社取締役会長（現職） 野村證券株式会社取締役会長（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社取締役会長	（注１）	3,931
取締役	奥 田 健 太 郎	1963年11月７日生	1987年４月　当社入社 2010年４月　野村證券株式会社執行役員 2012年４月　同社常務（執行役員） 2012年８月　当社常務（執行役員） 野村證券株式会社常務（執行役員） 2013年４月　当社執行役員 野村證券株式会社常務（執行役員） 2015年４月　当社執行役員 野村證券株式会社専務（執行役員） 2016年４月　当社執行役員 野村證券株式会社執行役兼専務（執行役員） 2017年４月　当社執行役員 野村證券株式会社専務（執行役員） 2018年４月　当社執行役グループCo－COO 野村證券株式会社取締役兼執行役副社長 2019年４月　当社執行役副社長グループCo－COO 2020年４月　当社代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2020年６月　当社取締役兼代表執行役社長グループCEO 野村證券株式会社代表取締役 2021年６月　当社取締役兼代表執行役社長グループ CEO（現職） 野村證券株式会社代表取締役社長（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社代表取締役社長	（注１）	2,640

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役	寺　口　智　之	1962年８月４日生	1986年４月　当社入社 2009年４月　野村證券株式会社執行役員 グローバル・エクイティ・ストラテジー担当 2011年４月　同社執行役員 グローバル・マーケッツジョイントCOO 2013年２月　同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO 2013年４月　同社執行役員 グローバル・マーケッツCOO兼グローバル・リサーチ担当 2016年４月　当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当 野村證券株式会社代表執行役 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者 2017年４月　当社執行役員 グループ・コンプライアンス統括責任者兼オペレーション担当 野村證券株式会社代表執行役常務 業務管理本部兼オペレーション担当、内部管理統括責任者 2019年５月　当社執行役 コンプライアンス統括責任者（CCO） 野村證券株式会社代表取締役専務 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者 2020年４月　当社執行役 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者（CCO） 野村證券株式会社代表取締役副社長 コンプライアンス・リーガル管掌、内部管理統括責任者 2021年４月　当社代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者（CCO） 野村證券株式会社代表取締役副社長 コーポレート統括 2021年６月　当社取締役兼代表執行役副社長 コーポレート統括兼コンプライアンス統括責任者（CCO） 野村證券株式会社代表取締役副社長 コーポレート統括 2022年４月　当社取締役兼代表執行役副社長（現職） 野村證券株式会社代表取締役副社長（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社代表取締役副社長	（注１）	2,488
取締役	小　川　祥　司	1964年８月９日生	1987年４月　当社入社 2007年４月　野村證券株式会社IB企画部長 2008年10月　同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長 2009年７月　同社キャピタル・マーケット部長 2012年４月　同社IB企画部長 2013年７月　当社グループ監査業務室長 野村證券株式会社監査業務室長 2016年８月　当社取締役会室長 野村證券株式会社取締役会室長 2017年４月　当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当 野村證券株式会社執行役員 インターナル・オーディット担当 2021年４月　当社顧問 2021年６月　当社取締役（現職） ＜主要な兼職＞ 野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役 Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター	（注１）	386

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役	石　村　和　彦	1954年９月18日生	1979年４月　旭硝子株式会社（現、AGC株式会社）入社 2006年１月　同社執行役員関西工場長 2007年１月　同社上席執行役員エレクトロニクス＆エネルギー事業本部長 2008年３月　同社代表取締役兼社長執行役員COO 2010年１月　同社代表取締役兼社長執行役員CEO 2015年１月　同社代表取締役会長 2018年１月　同社取締役会長 2018年６月　当社社外取締役（現職） 2020年３月　AGC株式会社取締役 2020年４月　国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長（現職） ＜主要な兼職＞ 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 株式会社リコー社外取締役	（注１）	－
取締役	高　原　豪　久	1961年７月12日生	1991年４月　ユニ・チャーム株式会社入社 1995年６月　同社取締役 1996年４月　同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長 1997年６月　同社常務取締役 1998年４月　同社常務取締役 サニタリー事業本部長 2000年10月　同社常務取締役 経営戦略担当 2001年６月　同社代表取締役社長 2004年６月　同社代表取締役社長執行役員（現職） 2021年６月　当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 カルビー株式会社社外取締役	（注１）	8
取締役	島　崎　憲　明	1946年８月19日生	1969年４月　住友商事株式会社入社 1998年６月　同社取締役 2002年４月　同社代表取締役 常務取締役 2003年１月　金融庁 企業会計審議会委員 2004年４月　住友商事株式会社代表取締役 専務執行役員 2005年４月　同社代表取締役 副社長執行役員 2009年１月　国際会計基準委員会財団（現、IFRS財団）評議員 2009年７月　住友商事株式会社特別顧問 2011年６月　公益財団法人財務会計基準機構 理事 日本証券業協会公益理事 自主規制会議議長 2013年９月　IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス アドバイザー 日本公認会計士協会 顧問（現職） 2016年６月　当社社外取締役（現職） 野村證券株式会社取締役（現職） 2019年８月　IFRS財団 アジア・オセアニア オフィス シニアアドバイザー（現職） ＜主要な兼職＞ 株式会社ロジネットジャパン社外取締役 野村證券株式会社取締役	（注１）	256

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役	園　　マ　リ	1952年２月20日生	1976年10月　日新監査法人（＊）入所 1979年３月　公認会計士登録 1988年11月　センチュリー監査法人（＊）社員 1990年11月　大蔵省公認会計士審査会「公認会計士試験制度小委員会」委員 1992年４月　大蔵省企業会計審議会委員 1994年12月　センチュリー監査法人（＊）代表社員 2002年10月　内閣府情報公開審査会（現、総務省情報公開・個人情報保護審査会）委員 2005年４月　東京都包括外部監査人 2008年７月　新日本有限責任監査法人（＊）シニアパートナー 2012年８月　同監査法人退所 2013年12月　証券取引等監視委員会委員 2017年６月　当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ 学校法人早稲田大学監事 （＊）いずれも、現、EY新日本有限責任監査法人	（注１）	－
取締役	Laura Simone Unger 〔ローラ・アンガー〕	1961年１月８日生	1988年１月　U.S. Securities and Exchange Commission(SEC)エンフォースメント・アトーニー 1990年10月　U.S. Senate Committee on Banking, Housing and Urban Affairs カウンセル 1997年11月　SEC委員 2001年２月　同　委員長代行 2002年７月　CNBC レギュラトリー・エキスパート 2003年５月　JPMorgan Chase & Co. インディペンデント・コンサルタント 2004年８月　CA Inc. インディペンデント・ディレクター 2010年１月　Promontory Financial Group スペシャル・アドバイザー 2010年12月　CIT Group Inc. インディペンデント・ディレクター 2014年11月　Navient Corporation インディペンデント・ディレクター（現職） 2018年６月　当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ Navient Corporation インディペンデント・ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター	（注１）	(1,000 ADR) （注５）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役	Victor Chu ［ビクター・チュー］	1957年６月20日生	1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター 1988年１月 First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO（現職） 1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンセルメンバー 1992年６月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー 2003年８月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー 2018年４月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター（現職） 2021年６月 当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・カウンセル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター	（注１）	－
取締役	J.Christopher Giancarlo ［クリストファー・ジャンカルロ］	1959年５月12日生	1984年９月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトーニー 1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトーニー 1992年１月 Giancarlo & Gleiberman アトーニー兼ファウンディング・パートナー 1997年９月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトーニー兼（エクイティ）パートナー 2000年４月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセル 2001年４月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント 2014年６月 U.S. Commodity Futures Trading Commission コミッショナー 2017年１月 同 チェアマン 2019年10月 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター（現職） 2020年１月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル（現職） 2021年６月 当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター Digital Dollar Project プリンシパル Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター	（注１）	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （百株） （注４）
取締役	Patricia Mosser ［パトリシア・モッサー］	1956年２月14日生	1986年７月　Economics Department, Columbia University アシスタント・プロフェッサー 1991年１月　Federal Reserve Bank of New York（FRBNY）エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント 2006年11月　同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific（EMEAP）Central Banks, Bank for International Settlements メンバー 2007年１月　American Economic Association’s Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー 2007年６月　Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー 2009年１月　Federal Open Market Committee（FOMC） アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー 2013年10月　Office of Financial Research（OFR）, U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター 2013年10月　Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Counsel（FSOC） メンバー 2015年６月　Columbia University’s School of International and Public Affairs（SIPA）シニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター（現職） 2021年６月　当社社外取締役（現職） ＜主要な兼職＞ コロンビア大学国際公共政策大学院(SIPA) ・シニア・リサーチ・スカラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター	（注１）	－
計					9,711

（注）１　取締役の任期は、2022年６月20日の定時株主総会での選任後、2023年３月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

２　取締役　石村和彦、高原豪久、島崎憲明、園マリ、Laura Simone Unger、Victor Chu、J.Christopher Giancarlo、およびPatricia Mosserは、社外取締役であります。

３　当社は指名委員会等設置会社であります。また、当社は法定の三委員会（指名委員会、報酬委員会および監査委員会）に加え、野村グループのリスク管理の高度化に資することを目的として、社外取締役と非業務執行取締役により構成される「リスク委員会（英文名称：Board Risk Committee）」を設置しております。委員会体制につきましては次のとおりであります。

指名委員会	委員長	石村　和彦
	委員	高原　豪久
	委員	永井　浩二
報酬委員会	委員長	石村　和彦
	委員	高原　豪久
	委員	永井　浩二
監査委員会	委員長	島崎　憲明
	委員	園　　マリ
	委員	Victor Chu
	委員(常勤)	小川　祥司
リスク委員会	委員長	Laura Simone Unger

委員	島崎　憲明
委員	Victor Chu
委員	J.Christopher Giancarlo
委員	Patricia Mosser
委員	小川　祥司

4　2022年５月末現在の所有株式数を記載しております。
5　ADRとは米国預託証券です。なお、合計株数にADRは算入しておりません。

(2) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株) (注３)
代表執行役 執行役社長 グループ CEO	奥 田 健 太 郎	1963年11月７日生	(注１)	(注２)	(注１)
代表執行役 執行役副社長	寺 口 智 之	1962年８月４日生	(注１)	(注２)	(注１)
執行役 中国委員会主席 健康経営推進 最高責任者 (CHO)	飯 山 俊 康	1965年２月24日生	1987年４月 当社入社 2012年４月 野村證券株式会社執行役員 2015年４月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役員 2016年４月 当社執行役員 野村證券株式会社常務（執行役員） 2018年４月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役専務 2019年４月 当社執行役員 野村證券株式会社専務（執行役員） 2020年４月 当社執行役員 野村證券株式会社代表取締役副社長 2021年４月 当社執行役健康経営推進最高責任者（CHO）（現職） 野村證券株式会社代表取締役副社長（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社代表取締役副社長	(注２)	951
執行役 財務統括 責任者 (CFO)	北 村 巧	1966年11月26日生	1990年４月 当社入社 2016年４月 当社執行役財務統括責任者（CFO） 野村證券株式会社執行役財務統括 2019年４月 当社執行役財務統括責任者（CFO） 野村證券株式会社取締役常務 2021年４月 当社執行役財務統括責任者（CFO） 野村證券株式会社取締役専務 2021年10月 当社執行役財務統括責任者（CFO）兼総務統括責任者（CAO） 野村證券株式会社取締役専務 2022年４月 当社執行役財務統括責任者（CFO）（現職） 野村證券株式会社取締役専務（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社取締役専務	(注２)	642
執行役 リスク管理統括 責任者（CRO）	加 藤 壮 太 郎	1969年10月９日生	2002年９月 当社入社 2020年４月 当社執行役リスク管理統括責任者（CRO）（ニューヨーク駐在）（現職） 野村證券株式会社取締役常務（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社取締役常務	(注２)	82
執行役 コンプライアンス統括 責任者（CCO）	稲 井 田 洋 右	1967年10月６日生	1991年４月 当社入社 2015年４月 野村證券株式会社執行役員 2020年４月 野村證券株式会社常務（執行役員） 2022年４月 当社執行役コンプライアンス統括責任者（CCO）（現職） 野村證券株式会社常務（執行役員）（現職）	(注２)	842
執行役 グループ戦略統括 責任者（CSO）	大 塚 徹	1967年６月５日生	1991年４月 当社入社 2018年４月 当社執行役員 野村證券株式会社執行役員 2019年５月 当社執行役員グループ戦略統括責任者（CSO） 野村證券株式会社執行役員 2021年４月 当社執行役グループ戦略統括責任者（CSO）（現職） 野村證券株式会社取締役常務（現職） ＜主要な兼職＞ 野村證券株式会社取締役常務	(注２)	277
計 (注４)					2,798

(注) １ (1) 取締役の状況参照

２ 執行役の任期は、2022年６月20日の取締役会での選任後、2023年３月期にかかる定時株主総会の終結後最初

に招集される取締役会の終結の時までであります。
3　2022年５月末現在の所有株式数を記載しております。
4　合計株数に取締役を兼任する執行役の持株数は算入しておりません。

② 社外役員の状況

＜社外取締役＞

当社の社外取締役は、その経験と知見を活かして必要に応じて経営に対する助言を行い、独立した客観的な立場から執行役の職務執行を監督することを、その主たる役割としています。

当社の指名委員会は、人格・識見、企業経営の経験や専門性などの一定の選任基準を定め、当該基準を踏まえて、取締役の選任を行っております。さらに、社外取締役の独立性については、野村グループに対する独立性を保つため、「独立性基準」を指名委員会において定めています。当社の社外取締役の「独立性基準」は、以下のとおりです。なお、社外取締役は全員、取引所が定めている独立性に疑義があるとされる類型には一切該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないことから、当社は社外取締役８名全員を「独立役員」として指定し、取引所に届け出ております。

＜野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」＞

当社の社外取締役は、野村グループ（＊１）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たす者とする。

(1) 本人が、現在または過去３年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

① 当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

・当社の業務執行者（＊２）が役員に就任している会社の業務執行者

・当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者

・当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

② 野村グループの主要な借入先（＊３）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③ 野村グループの主要な取引先（＊４）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④ 野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤ 一定額を超える寄付金（＊５）を当社より受領している団体の業務執行者

(2) 本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

① 野村グループの業務執行者

② 上記(1)①～⑤に掲げる者

（注）＊１ 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

＊２ 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

＊３ 主要な借入先とは、連結総資産の２%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

＊４ 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

＊５ 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

当社の取締役会は、取締役12名のうち８名を社外取締役が占めております。また、社外取締役は、独立性基準を満たすとともに、国籍・性別・経歴などの多様性と、金融業界、国際ビジネス、企業経営についての豊富な経験、会計、法制度、リスク管理を含む内部統制、金融関連デジタル先進技術、サステナビリティなどの専門性を備えた人員で構成されています。それぞれの専門分野における豊富な経験や知見を活かし意見を述べていただくことで、取締役会および指名・監査・報酬の各委員会の議論が多角化、活性化していると考えております。また、取締役会とは別に定期的に開催する社外取締役会議において、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項などについて議論し、監督機能の強化に努めています。これらの活動を通じて、社外取締役はその求められる役割を果たしており、当社として社外取締役の選任状況は適切であると考えております。

③ 社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

詳細につきましては、「（３）監査の状況」をご参照ください。

（３）【監査の状況】

①　監査委員会監査の状況

監査委員会監査の組織、人員および手続き

2022年３月31日現在、当社の監査委員会は、２名の社外取締役および執行役を兼務せず業務執行を行わない１名の常勤取締役で構成されています。監査委員会は、米国企業改革法ならびに関連する米国証券取引委員会規則およびニューヨーク証券取引所規則で定めるところにより、委員の全員は独立でなければならないとしており、また、原則として委員のうち１名以上は財務専門家としています。

監査委員長（社外）の島崎憲明は、企業経営についての豊富な経験を有するとともに、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、また、監査委員(社外）の園マリは、長年の公認会計士としての経験を有しており、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。2021年６月21日まで監査委員（常勤）を務めた宮下尚人は、当社を含む複数の証券会社において長年法務・コンプライアンス業務に従事し、野村グループのコンプライアンス統括責任者を務めるなど、コンプライアンス分野における豊富な経験と知見を有し、また、2021年６月21日に監査委員（常勤）に就いた小川祥司は、グループ・インターナル・オーディット担当を務めるなど、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。

なお、企業経営および金融業についての豊富な経験を有し、法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有するVictor Chu[ビクター・チュー]が2022年６月20日に監査委員に就任し、その後の監査委員会の構成は、３名の社外取締役と執行役を兼務せず業務執行を行わない１名の常勤取締役となっております。

当社は、監査委員会による監査の実効性を高めるため、執行役を兼務しない常勤の取締役を常勤監査委員または「監査特命取締役」として必要に応じて任命することができるとしております。また、監査委員会および取締役の職務を補助する専任の部署として「取締役会室」を設置しております。取締役会室の業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が行っており、同室の使用人にかかる採用・異動・懲戒についても監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の同意を必要としております。

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い、野村グループの内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証し、取締役および執行役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行います。また、監査委員長は主たる子会社である野村證券の監査等委員長を兼務しており、監査委員会は、野村證券の社外の監査等委員２名を含む監査等委員会および３名の監査特命取締役と連携して監査活動を行っております。監査委員会は、社内の内部統制部門等および野村證券以外の国内外の子会社の監査委員、監査等委員、監査役等とも連携するとともに、内部監査部門および会計監査人と協働して実効的かつ効率的に監査を行っており、毎年自己評価を実施し、課題を明確にすることで監査活動の高度化につなげております。

また、監査委員会は、会計監査人の職務の執行状況を監視・検証し、年次評価を実施しており、監査委員会が定めた「監査法人に関する評価基準」に基づき、会計監査人の法令等の遵守の状況、独立性および審査体制を含む品質管理体制、監査の有効性等について確認し、常勤監査委員が会計監査人の品質管理の責任者との面談も行っております。その結果、会計監査人は当グループの監査に必要な体制および監査品質を維持しており、監査委員会の定める「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に該当する事実は認められないため、2023年３月期について会計監査人を再任することを監査委員会で決定しております。

監査委員会の活動状況

監査委員会は、グループワイドかつグローバルおよびリスク・ベースという観点から、1）健全な企業文化の定着、2）グループのガバナンス態勢と実効性の強化、3）中長期的な経営戦略の実現に向けた取り組み、4）堅固な内部統制システムの構築と経営管理の強化、を重点監査項目とし、監査を行いました。特に、2021年３月に発生した米国顧客との取引に起因する多額の損失事案について、監査委員会は、外部法律事務所を起用して調査を実施し、調査結果を踏まえ、リスク管理態勢の更なる強化の必要性について意見および提言を取締役会に報告するとともに、当社がリスク管理フレームワークの総合的な検証を実施し、社外専門家の意見も取り入れつつ、グループ一体となってリスク管理の高度化に取り組んでいることを確認いたしました。

重点監査項目	監査の主なポイント
1）健全な企業文化の定着	①高い職業倫理とコンプライアンス、野村グループ行動規範のグループワイドな浸透 ②リスク・カルチャーの定着 ③第１線管理の強化、お客様本位の業務運営の実現
2）グループのガバナンス態勢と実効性の強化	①グループ全体ならびに各地域ガバナンス態勢の適切な構築と運営 ②委託先の適切な管理 ③戦略投資における意思決定と投資後のモニタリング ④開示拡大への対応、非財務情報の適切な開示
3）中長期的な経営戦略の実現に向けた取り組み	①ビジネス領域をパブリックからプライベートへ広げる経営方針に沿った施策の実行 ②各事業のリスク・リターンや事業間のシナジー効果等の検証、課題への迅速な対処 ③コーポレート・トランスフォーメーションやデジタル・トランスフォーメーションへの対応 ④本業を通じたサステナビリティへの取り組み強化と推進 ⑤次世代を見据えた人材確保のための採用、育成・キャリア開発と適切な評価
4）堅固な内部統制システムの構築と経営管理の強化	①全社的なコンダクト・リスク管理態勢の整備ならびに強化 ②野村グループのリスク管理態勢およびリスク・ガバナンスの整備、リスク管理フレームワークの進化 ③資本管理、負債管理、流動性管理などの財務関連規制への対応 ④反社会的勢力との絶縁とマネー・ローンダリング防止、不正行為の防止 ⑤サイバー攻撃への防御レベルの向上

当連結会計年度は、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大により、直接の対面による会議やヒアリング、および訪問による国内外の往査等の実施が困難だったため、書面による質疑応答や電話会議またはWeb会議等を活用し、監査の実効性に支障を来すことなく、監査計画に沿った活動を行いました。

当連結会計年度において監査委員会は、野村證券の監査等委員会との合同開催を含め、24回開催され、単独で開催したうちの２回は、海外地域を統括する持株子会社の監査委員長が参加するグローバル会議でした。各監査委員とも、そのすべてに出席しております。

単独・合同の別	主な内容	回数	平均所要時間
単独開催	・監査活動等に関する審議 ・執行役、執行役員等からの報告 ・各地域監査委員長とのディスカッション ・常勤監査委員等からの監査活動報告	10回	約1時間15分
野村證券監査等委員会との合同開催	・監査基本計画、内部監査にかかる実施計画および予算の承認、会計監査人の解任または不再任、会計監査人の報酬に関する同意、取締役会への職務執行状況報告、監査報告書作成等の決議事項の審議 ・執行役、執行役員等からの報告 ・会計監査人からの報告 ・常勤監査委員等からの監査活動報告	14回	約3時間30分
	合計	24回	約2時間30分

監査委員会は、代表執行役をはじめとする執行役、執行役員、内部統制部門等の主要な社員等および会計監査人等に延べ50回のヒアリングを実施し、常勤監査委員および野村證券の３名の監査特命取締役から監査活動の報告を受けたほか、監査委員自ら重要な会議への出席、執行役、執行役員等および会計監査人へのヒアリング等を行い、取締役および執行役等の職務執行の状況や内部統制システムの整備・運用状況について検討いたしました。

監査委員会は、取締役会への定期的な職務執行状況報告の中で、特に重要と判断される事項については、「監査活動所見」という形で指摘または提案を行い、監査委員以外の取締役とも意見の交換を行っております。また、監査委員会は執行との双方向のコミュニケーションを図り、「監査活動所見」に対する執行の対応を監視・検証いたしました。

加えて、監査委員会は、会計監査人および内部監査部門と、監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。会計監査人には、当社の事業の状況および監査委員の問題意識について理解を深められるよう、執行役、執行役員等の考えを聞く機会を提供しており、会計監査人は監査委員会の主なヒアリングに陪席しております。また、監査委員長および常勤監査委員は、会計監査人および内部監査部門担当執行役員との三様監査の月次会議を行っており、その中で、会計監査人の海外メンバーファームの監査チームのメンバーとも意見交換を行っております。さらに、前期と同様に当連結会計年度の期末監査において、コロナ禍対応としてのリモートワークなどが監査実務に影響し従来以上に関係者間の緊密な調整を要するという認識のもと、常勤監査委員は会計監査人および内部監査部門担当執行役員と週次の会議を行い、会計監査人より監査上の主要な検討事項および監査の進捗状況、内部監査部門担当執行役員より内部統制評価の状況について報告を受け、協議を行いました。

なお、当連結会計年度に監査委員会が聴取した主な内容は、次のとおりです。

監査活動	主な内容
執行役、執行役員等からの報告	・グループCEO、中国委員会主席、営業部門長、ホールセール部門長、インベストメント・マネジメント部門長、未来共創カンパニー長、コーポレート統括兼CCO、CFO、CRO、CSO等の職務執行状況 ・グループCEO、CFOからの年次報告書（フォーム20-F）に添付される宣誓書、有価証券報告書に関する確認書および内部統制報告書についての報告 ・CFOからの四半期決算概要 ・内部監査部門報告（内部監査にかかる実施計画および予算の申請を含む。）
会計監査人からの報告	・監査および四半期レビュー計画（日本基準および米国基準） ・四半期レビュー結果 ・会社法監査結果 ・CAM/KAM（監査上の主要な検討事項） ・内部統制に関する統合監査の状況および結果 ・日本公認会計士協会の品質管理レビューおよび公認会計士・監査審査会検査の結果等 ・先端デジタル技術を活用した監査の推進状況

また、当連結会計年度の各監査委員の重要な会議への出席または陪席および会計監査人との連携の状況は、次のとおりです。

監査活動	主な内容	監査委員長（社外）	監査委員（社外）	監査委員（常勤）(*)
重要な会議への出席または陪席	・取締役会	12回/12回	12回/12回	12回/12回
	・リスク委員会	４回/４回	―	４回/４回
	・内部統制委員会	５回/５回	―	５回/５回
会計監査人との連携	・会計監査人および内部監査部門担当執行役員との月次会議（三様監査定例）	12回/12回	―	12回/12回

(*)宮下尚人または小川祥司

常勤の監査委員および野村證券の３名の監査特命取締役は、他の監査委員との間で職務を分担し、上記の他にも経営会議、グループ・リスク管理委員会、リスク管理高度化推進委員会等の重要な会議への出席または陪席、執行役・執行役員および内部統制関連部署の主要な社員等に対するヒアリング、営業部店および本社部署ならびに海外拠点へのヒアリングを行うなどの方法により、業務執行の状況等を監査し、その結果を監査委員会に報告しています。

さらに、常勤の監査委員、野村證券の３名の監査特命取締役、および取締役会室員は、主要な子会社について当該会社の取締役または監査役等を務め業務執行の状況等を監視するなどの方法により、野村グループの監査活動の充実に努めております。

当連結会計年度において常勤の監査委員、野村證券の監査特命取締役、または国内子会社の監査役を務める取締役会室員は、執行役、執行役員、それらの傘下の国内外の主要な社員等および会計監査人等との延べ270回のヒアリング等を行った他、営業部店および本社部署あわせて46部室店へのヒアリング、海外４拠点へのヒアリングを行いました。

② 内部監査の状況

内部監査の組織、人員および手続き

当社は内部統制の有効性および妥当性を確保するため、業務執行から独立したグループ・インターナル・オーディット部を設置するとともに、傘下の国内外の主要な子会社にも同様に内部監査専任部署（人員）を設置し、総勢200名弱で野村グループにおけるビジネスやコーポレート・ファンクションを横断的に監査する態勢を構築しております。野村グループの内部監査部門では、監査資源を有効かつ効率的に活用するために、内部監査の対象となるビジネスや業務毎にリスク・アセスメントを行い、内在するリスクの種類や程度に応じて監査資源を割り当てるべく、内部監査実施計画の策定や実施に努めております。なお、内部監査の実施状況は、監査委員会へ報告されております。

内部監査、監査委員会監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査委員会は、内部監査を担当する執行役員または監査委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況の報告を受けるなど、内部監査部門との連携を図っており、特筆すべき事項については、監査委員会から取締役会への定期的な報告の中で報告しています。当社の社外取締役は、これらの報告を通じて内部監査における課題等を認識し、必要に応じて執行に対する助言等を行っております。

また、監査委員は執行役に対し、内部監査にかかる実施計画の変更、追加監査の実施および改善策の策定を勧告することができることとしております。

さらに、監査委員会は、内部監査が業務改善を通じた組織の価値向上と保全を推進すべく、監査範囲の適切性や監査人員の十分性について判断できるよう、内部監査部門の責任者に適宜報告を求めることができることとなっています。内部監査にかかる実施計画および予算の策定については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の承認を得るものとし、内部監査部門の責任者の選解任については、監査委員会または監査委員会の選定する監査委員の同意を必要としております。

会計監査人について、監査委員会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告および説明を受けるほか、随時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法および結果の相当性について監査するとともに、計算書類等につき検証しています。また、会計監査人に対する監査報酬については、CFOの説明を受け監査委員会として同意しております。これに加えて、会計監査人およびその関連会社が、当社および当社の子会社に対して提供する業務の内容および報酬については、米国企業改革法および関連する米国証券取引委員会（SEC）規則に基づき、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続きを定めております。

また、監査委員は、必要に応じて会計監査人から直接報告を受けるほか、監査委員長と常勤の監査委員は、会計監査人および内部監査を担当する執行役員と、定例の会議を設けて監査上の問題認識などの共有と意見の交換を行っており、野村グループの監査活動の充実に努めております。

③ 会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ｂ．継続監査期間

1973年以降（1978年から2002年までの他の監査人との共同監査期間を含む）

ｃ．業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員　業務執行社員　松村　洋季	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　業務執行社員　湯原　尚	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　業務執行社員　津村　健二郎	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員　業務執行社員　桒田　俊郎	EY新日本有限責任監査法人

（注）監査年数については７年以内であるため記載を省略しております。

ｄ．監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士　29名

その他　126名

（注）　その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

e．監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人から直接、職務の執行状況を聴取したほか、社内の財務部門、内部監査部門からも意見を聴取し、会計監査人の職務執行状況等を確認、検証したところ、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に該当する事実は認められず、再任するのが妥当と判断しました。

f．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

1. 会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
2. 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

g．監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、監査委員会が定めた評価基準に従い、会計監査人について評価を行いました。

会計監査人の関係法令等の遵守状況、独立性、監査法人が整備し運用すべきとされる品質管理システムの状況、当社の監査の状況等について確認した結果、監査委員会は、会計監査人が当社の監査を行うために必要とされる金融商品の評価や米国会計基準等に関する専門的能力とともにグローバルなネットワークを備えており、当連結会計年度において適切な監査が実施されたものと認識しております。

④　監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	963	50	966	66
連結子会社	391	53	394	64
計	1,354	103	1,360	130

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、公認会計士法第２条第１項に規定する業務以外の会計事項にかかる助言等の役務提供等およびコンフォートレター作成業務等があります。

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	－	0	－	0
連結子会社	2,088	294	2,437	340
計	2,088	294	2,437	340

当社および連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告サポート業務および税務コンプライアンスに関するアドバイザリー業務等があります。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬については、財務統括責任者（CFO）が、過年度の実績、監査の実施範囲、監査手続、監査体制、年間計画等を勘案し、品質の高い会計監査を実施するために妥当な金額であるかを検討の上、監査委員会の同意または事前承認を経て決定しております。また、EY新日本有限責任監査法人、その提携会計事務所であるアーンスト　アンド　ヤングならびに同一のネットワークに属している関係会社等が野村に対して提供する非監査業務の内容および報酬については、CFOの申請を受け、監査委員会で協議・事前承認する手続を定めております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積もりの算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意をいたしました。

（４）【役員の報酬等】

役員の報酬等

野村の報酬制度の概要は、以下のとおりです。

１．役員報酬の決定方法について（概要）

項目	報酬制度の概要
業績連動報酬にかかる指標（KPI）	自己資本利益率（ROE）
業績連動報酬の額の決定方法	KPIのターゲット値に対する実績値での達成度合いを基礎として、報酬委員会による定性評価等を勘案して決定。
個人別の報酬決定方法	各人の職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ決定。
指名・報酬委員会	委員長：石村　和彦（社外取締役） 委員：高原　豪久（社外取締役） 委員：永井　浩二（取締役会長・業務非執行）

２．報酬の方針と報酬の体系について

(1)報酬の方針

当グループの持続的な成長と株主価値の長期的な増加、顧客への付加価値の提供ならびにグローバルな競争力と評価の向上等に資するため、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「グループの基本方針」）および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」（以下「役員の方針」）を定め、毎期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

また、当社の取締役および執行役を除く野村グループの役職員を対象とする「野村グループ役職員の報酬の方針」（以下「役職員の方針」）を定め、役職員に対する報酬のあり方、具体的な運用指針等を明確化しております。

＜報酬の方針：概念図＞

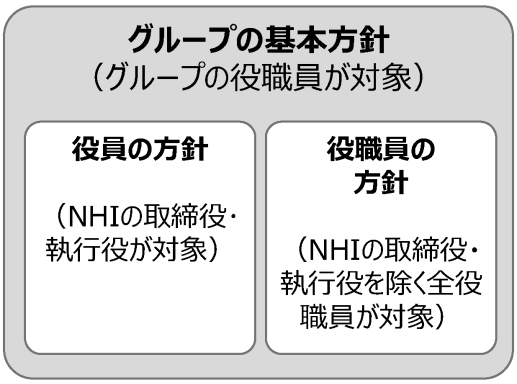

（ア）　「グループの基本方針」は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

<u>報酬のガバナンス</u>

・ 当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。
・ 当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務統括責任者およびリスク管理統括責任者等を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

<u>野村グループ人材に対する報酬のあり方</u>

・ 野村グループは、「野村グループ企業理念」における「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命を果たすうえで、人材こそが最も重要であると認識している。
・ 野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。
また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。

③株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。
また、株式関連報酬等の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、株式関連報酬等が減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

（イ）　「役員の方針」は以下のとおりです。

取締役および執行役の報酬は、ベースサラリー、年次賞与、長期インセンティブプランで構成されるものとする。

①　ベースサラリー

・ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職務ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。
・執行役については、ベースサラリーの一部を株式関連報酬の形で支払うことがある。この場合、株式関連報酬

に一定の繰延期間を設けることにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図るものとする。

② 年次賞与

・年次賞与は、グループ全体の業績、部門業績といった定量的な要素に加え、個人毎の目標達成度、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定する。
・年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。
・代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の最重要指標の実績値に基づき年次賞与の基礎額を算定し、これに定性的な要素も考慮して、年次賞与を決定する。
・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与を決定する。
・監査委員である常勤取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、年次賞与の対象外とする。

・中期インセンティブ
　－ 年次賞与のうち一定の割合を、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬により支払うことを原則とする。これにより、適切な中期インセンティブを付与するとともに、株主との利益の一致を図ることとする。
・クローバック
　－ 繰延報酬については、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、停止、権利喪失または支給後の返還の対象となることがある。

③ 長期インセンティブプラン

・業績等に応じて長期インセンティブプランを提供することがある。
・長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。また、その支払い形態としては、株主との長期的な利益の一致を図るため、所定の繰延期間を設けた株式関連報酬等を利用する。

（ウ） 「役職員の方針」は以下のとおりです。

「野村グループの報酬の基本方針」（以下「基本方針」）を踏まえ、野村ホールディングス（以下「当社」）の取締役および執行役以外の野村グループの役職員（当社の執行役員、子会社等の取締役等を含み、以下「役職員」）に関する「野村グループ役職員の報酬の方針」（以下「本方針」）を以下のとおり定める。

本方針に定めのない事項は、基本方針の定めに従うものとする。

<u>報酬のガバナンス</u>

各地域における報酬に関する委員会は、当社の人事委員会の監督の下、財務、リスク管理、コンプライアンス、人事および必要に応じてほかの部門とともに、野村グループのグローバルな報酬に関するガバナンスルールを実践する。
コントロールファンクション（リスク管理、コンプライアンス、内部監査部門）の役職員の報酬案はビジネス部門によって決定されず、また、これらの役職員の業績評価はそれらの役職員が担当するビジネスの財務上の業績のみによって決定されないものとする。

<u>役職員に対する報酬のあり方</u>

野村グループは、「野村グループ企業理念」における「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命を果たすうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

役職員に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

① 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

役職員に対する報酬は、「金融資本市場を通じて、真に豊かな社会の創造に貢献する」という社会的使命、

「最も信頼できるパートナーとしてお客様に選ばれる金融サービスグループ」という会社のあるべき姿、および「挑戦」「協働」「誠実」という価値観という野村グループの企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った健全かつ多様性のある企業文化・正しい行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。
また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

役職員に対する報酬は、原則として、野村グループのビジネス戦略と市場競争力を考慮しながら、野村グループ全体、部門および個人の業績に基づいて決定される。

② 健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて、総合的な調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。

役職員に支給される報酬は、主に以下の2つに分けられる。

- 固定報酬：基本的な報酬として、役職員の役割、責任および経験等を反映する。
- 変動報酬：役職員に対し、パフォーマンスを動機づけ、正しい行動および能力開発を促進することを目的とする。また、野村グループの中長期の利益とのバランスをとるため、一定以上の報酬を受け取る役職員に対する変動報酬の一部は繰り延べられることがある。

固定報酬と変動報酬の組み合わせは、役職員の役割、責任等に応じて適切に調整される。
変動報酬における繰延報酬の比率（繰延比率）は、原則として、役職員の報酬額に比例する。
報酬額の保証は、一部の新規採用や戦略的な事業目的等の限られた場合にのみ行う。複数年の報酬額の保証は原則として行わない。

③ 株主との利益の一致

繰延変動報酬は、役職員と当社の株主との利益の一致を図り、当社の重要な役職員および一定以上の報酬を受け取る役職員による当社の業務執行が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとなることを目的とする。一定以上の報酬を受け取る役職員については、原則として、変動報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。
また、株式関連報酬等の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、株式関連報酬等が減額、停止、権利喪失または（一部の国・地域においては）支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

本方針の改廃

本方針の改廃は、当社の人事委員会の決議による。

(2)役員報酬の体系と内容

① 役員報酬の体系と決定方法

役員報酬の構成と、報酬項目別の決定方法

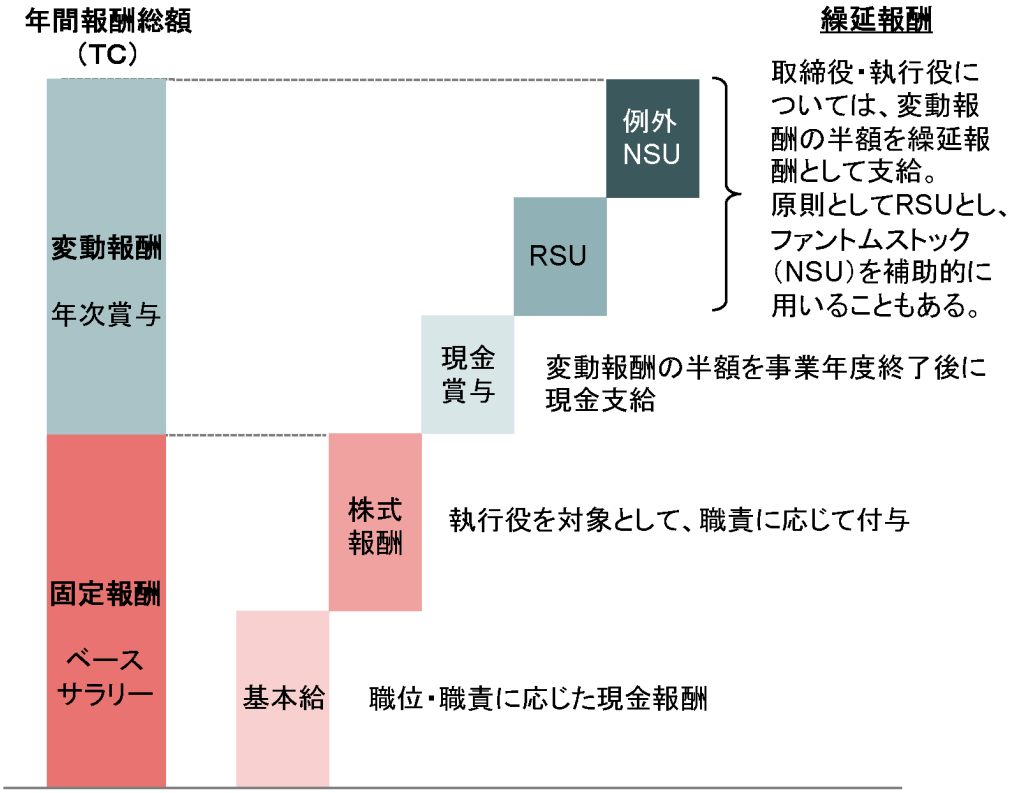

2022年３月期における代表執行役社長グループCEOの報酬実績は以下のとおりです。

（単位：百万円）

ベースサラリー（固定報酬）			年次賞与（変動報酬）			総報酬（TC）
基本給	株式報酬（RSU）	計	現金賞与	繰延報酬（株式関連報酬）主としてRSU	計	
102.0	17.4	119.4	116.5	116.5	233.0	352.4
28.9%	4.9%	33.9%	33.1%	33.1%	66.1%	100.0%

・2022年３月期の総報酬に占めるベースサラリー（固定報酬）と年次賞与（変動報酬）の割合は、約３割：約７割となっております。

・また、ベースサラリー（固定報酬）には、繰延報酬と同様、支払時期が翌事業年度以降であり、当社株式により支給する株式関連報酬を含んでおります。当社グループ全体の業務執行の責任を負う代表執行役社長グループCEOの職責を反映し、（ベースサラリー（固定報酬）の一部である）株式関連報酬と繰延報酬を合わせた、総報酬の約４割が翌事業年度以降に株式関連報酬として支払われる設計とすることで、株主との利益の一致、中期インセンティブの適切な付与を図っております。

② 年次賞与の算定方法

＜算定方法の概要＞

取締役および執行役の年次賞与の算定にあたっては、職位に応じて異なる算定方法を適用しております。

＜職位別の具体的な算定方法＞

・年次賞与の決定にあたっては、当社グループの経営ビジョン・ビジネス戦略との整合性を担保するため、当社グループの最重要指標として設定している自己資本利益率（ROE）を、算定に用いる業績指標として選定しております。

・代表執行役社長グループCEOについては、当社グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、ROEのターゲット値に対する実績値に基づき、年次賞与の基礎額を算定いたします。これに、報酬委員会の定性評価等を必要に応じて勘案し、年次賞与とベースサラリーを含む総報酬額（TC：Total Compensation）を決定しております。

・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、年次賞与を決定しております。

・監査委員である常勤取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持・担保する観点から、年次賞与の対象外としております。

＜本事業年度の年次賞与の算定に用いた業績指標に関する実績値＞

業績指標	ターゲット値	当事業年度実績
ROE	8.0%	5.1%

③ 非金銭報酬等に関する事項

１）非金銭報酬等としての繰延報酬（株式関連報酬）

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として、非金銭報酬等に該当する株式関連報酬（RSUおよびファントム・ストックプラン）を用いております。

２）現在の株式関連報酬プログラム

現在の株式関連報酬プログラムは下表のとおりです。

種類	概要
譲渡制限株式ユニット（RSU）	１ユニット当たり当社普通株式１株を株式報酬として支給します。 繰延期間は原則として３年としております。 2018年３月期に対応する繰延報酬より導入しております。 原則として毎年５月に付与いたします。
ファントム・ストックプラン	当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 RSU同様、繰延期間は原則として３年としております。 2018年３月期に対応する繰延報酬からはRSUの適用を原則としているため、同期以降は補助的な位置付けとして運用しております。 RSU同様、原則として毎年５月に付与いたします。

上記のとおり、2018年３月期よりRSUを繰延報酬の基本的な支給方法として導入し、従来のストック・オプション等を代替しております。

３）繰延報酬を株式関連報酬として支給することによる効果

繰延報酬を株式関連報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

・株主との利益の一致
・自己都合による退任、規程違反等の要件を定めることによるクローバック
・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中期インセンティブ（※）、および、リテンション

（※）株式関連報酬のうち、RSUを繰延報酬の基本的な支給方法としたことにともない、原則として、付与された事業年度の翌事業年度から３年間の繰延期間にわたって、現金ではなく、当社株式を支給することとなります。支給株式数は付与の時点における当社の株価に基づき決定されていることから、当社の株価が上昇することにより、繰延報酬は受給時の経済的価値が増大することとなります。なお、株価の上昇には、企業価値の増大が反映されることから、取締役および執行役にとっての中期インセンティブに加え株主との利益の一致等も図られることとなります。

・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。

なお、当社グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から３年以上としております。

４）繰延報酬に定めるクローバック

繰延報酬の付与にあたっては、自己都合による退任、財務諸表の重大な修正、当社グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、減額、没収または支給後の返還の対象となることを定めております（いわゆる「クローバック条項」を含む個別契約を締結）。

３．取締役および執行役の報酬（役員区分別・社内外別・種類別の報酬額）

上記の報酬に関する基本的な考え方や枠組みのもと、日本の会社法上の指名委員会等設置会社である当社では、法定の報酬委員会が、グループの基本方針および役員の方針に基づき、取締役および執行役の報酬等の額を決定しております。

(1)取締役・執行役の報酬等の総額

（単位：百万円）

役員区分	人数（注１）	ベースサラリー等（注２，３）	業績連動報酬等（注４）	非金銭報酬（繰延報酬）（注５）	総額
取締役	13名	323	70	63	456
（うち、社外）	（10名）	(166)	(0)	(0)	(166)
執行役	7名	430	301	258	989
合計	20名	753	371	321	1,445

（注）１　上記人数には、2021年６月に退任した取締役３名および執行役１名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役１０名、執行役６名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

２　ベースサラリー等の額753百万円には、ベースサラリーのほか、その他の報酬（通勤定期券代等）として支給された報酬6万円が含まれております。

３　ベースサラリー等のほかに、執行役に対して社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。

４　年次賞与のうち、当事業年度終了後に現金により支給する金額を示しております。

５　当事業年度以前に付与された繰延報酬（RSU、ストック・オプション等）のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額をここに示しております。

６　上記のほか、当事業年度において、社外取締役に対し、当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計56百万円支給しております。

(2)連結報酬等の総額が１億円以上の役員の報酬等

（単位：百万円）

氏名	会社	役員区分	固定（基本報酬）			変動報酬（注１）			合計
			基本給	株式報酬（譲渡制限株式ユニット）	合計	現金賞与	繰延報酬（譲渡制限株式ユニット等）	合計	
永井　浩二	提出会社	取締役	91.2	0	91.2	69.9	69.9	139.8	231.0
奥田　健太郎（注２）	提出会社	代表執行役（グループCEO）	102.0	17.4	119.4	116.5	116.5	233.0	352.4
寺口　智之	提出会社	代表執行役	75.6	14.4	90.0	65.0	65.0	130.0	220.0
飯山　俊康	提出会社	執行役	66.0	13.2	79.2	45.4	45.4	90.8	170.0
北村　巧	提出会社	執行役	60.0	13.2	73.2	28.4	28.4	56.8	130.0
加藤　壮太郎	提出会社	執行役	51.3	9.6	60.9	23.3	23.3	46.6	107.5
大塚　徹	提出会社	執行役	54.0	9.6	63.6	22.7	22.7	45.4	109.0

（注）１　上記の年次賞与は、当事業年度の業績に応じた報酬として決定された金額を表示しております。
２　上記の報酬金額のほかに、社宅関連費用（社宅課税額および課税調整額等）として16百万円を支給しております。

上記を決定するにあたっての2022年３月期の報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2021年４月15日	討議：2021年３月期の役員報酬額と今後の対処法案について	全員出席
2021年４月27日	決議：2021年３月期の賞与案について	（同上）
2021年５年14日	決議：役員報酬決定方法の運用見直しについて 討議：会社法の改正に伴う役員報酬開示の変更について 討議：「取締役および執行役にかかる報酬の方針」の変更について	（同上）
2021年６年20日	決議：役員報酬の減額処分について	（同上）
2021年７月１日	決議：取締役会の招集権を有する取締役、委員会の職務執行状況を取締役会に報告する取締役の選定 決議：報酬の方針について 決議：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について 討議：今年度以降の役員報酬（賞与）決定プロセスについて	（同上）
2021年８月30日	決議：取締役および執行役に付与するRSUについて	（同上）
2021年９月24日	決議：取締役の2021年11月以降のベースサラリーについて 討議：「野村グループの報酬の基本方針」の改正について 決議：「取締役および執行役にかかる報酬の方針」の改正について 討議：「役職員の報酬の基本方針」新設について	（同上）
2021年12月６日	決議：「野村グループの報酬の基本方針」の改正について	（同上）
2022年３月24日	決議：2022年４月以降のベースサラリーについて	（同上）

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2022年３月期にかかる役員報酬は、グループの基本方針および役員の方針に沿ったものであり、かつ、妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準および考え方

保有目的が純投資目的とは、専ら株式の価値の変動または株式にかかる配当によって利益を受けることを目的とする場合をいいます。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a.　保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の株式の政策保有に関する基本方針ならびに保有の合理性を検証する方法は以下のとおりです。

・野村グループにおける政策保有株式については、株式の保有にともなうリスクやコストに留意しつつ、株式保有先企業との取引の拡大や事業上の連携などによる当社ビジネスの収益拡大の機会などの事業戦略的な観点を考慮したうえで、株式の保有が野村グループの企業価値の維持・向上に資する場合のみ、同株式を保有するものとする。
・取締役会は、野村グループにおける政策保有株式の保有の意義について継続的な検討を行うことを目的として政策保有株式検討委員会を設置する。
・政策保有株式検討委員会は政策保有株式の保有状況を検討し、売却することが合理的と判断される株式については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を進める。
・取締役会は、政策保有株式検討委員会において検討された内容を検証する。

当社は、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ、原則政策保有株式については、売却を進める方針ですが、継続保有とする株式については、社内検証プロセスに基づき、その保有の合理性を検証、対応を検討しております。

具体的には、当社は、保有するすべての政策保有目的の株式について、定期的に定量的分析を実施しております。必要資本に対するリターン（株式保有先企業との取引による収益や受取配当金等）が目安となる水準を上回るかどうかを検証し、基準を満たしていれば継続保有を認め、継続的なモニタリングを実施します。満たしていない場合、定性分析を実施いたします。定性分析では、中長期を含む今後の収益見込み、保有目的や保有期間、発行体や地域経済との関係性、その他有意な要素を考慮して、継続保有か売却かを検討いたします。

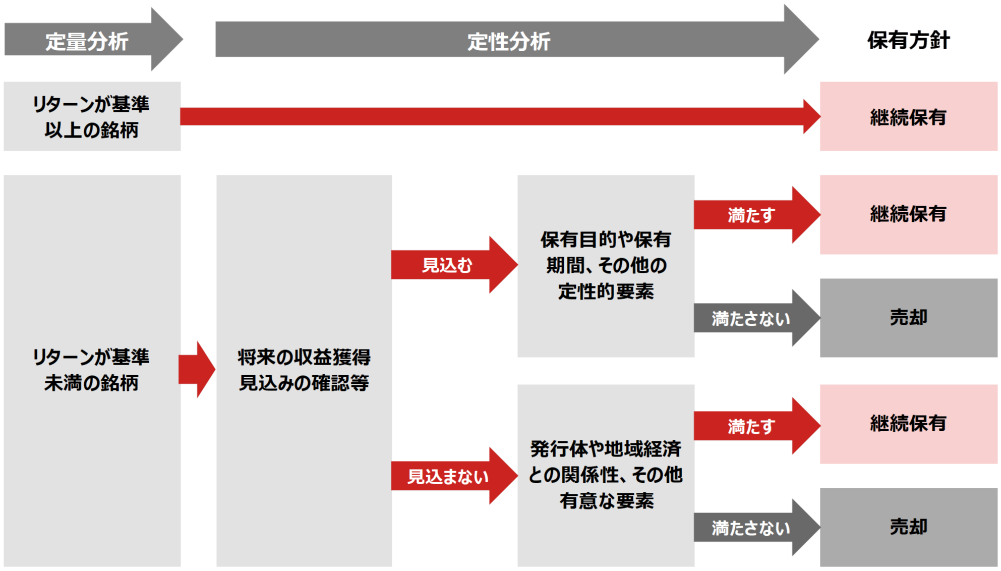

当社は、政策保有株式検討委員会を原則年１回開催しております。同委員会においては、先述の定量的、定性的な要素について、個別に検証し、保有の意義について確認、追加の対応の方針を議論しております。2021年７月30日に開催した取締役会においては、政策保有株式検討委員会において検討された内容を踏まえ、保有の適否を検証するとともに、同委員会における検討結果としての保有株式の削減、売却の進捗の状況について確認しました。

b. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	145	16,190
非上場株式以外の株式	77	101,345

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加にかかる取得 価額の合計額（百万円）	株式数の増加の理由
非上場株式	2	300	トレーディング・ビジネスのデジタル化促進等に関する投資
非上場株式以外の株式	1	378	株式上場にともなう増加

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の減少にかかる売却 価額の合計額（百万円）
非上場株式	6	56
非上場株式以外の株式	10	1,620

c．特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
トヨタ自動車株式会社	17,765	3,553	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため(注４)	有
	39,483	30,613		
株式会社電通グループ	2,400	2,400	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
	12,048	8,520		
アサヒグループホールディングス株式会社	2,650	2,650	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	11,822	12,362		
株式会社日本取引所グループ	4,429	4,429	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	10,125	11,493		
株式会社千葉銀行	5,693	5,693	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
	4,128	4,128		
ヒロセ電機株式会社	110	110	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
	1,969	1,876		
NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社	206	206	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	1,735	1,697		
上村工業株式会社	229	114	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため(注４)	無
	1,306	901		
株式会社静岡銀行	1,500	1,500	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
	1,295	1,305		
大塚ホールディングス株式会社	300	300	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	1,270	1,406		
株式会社群馬銀行	3,168	3,168	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
	1,121	1,258		
株式会社ひろぎんホールディングス	1,500	1,500	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
	972	1,016		
北興化学工業株式会社	836	836	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
	782	980		
株式会社平和	400	400	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	729	723		
日本テレビホールディングス株式会社	548	548	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
	698	797		

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス	922 698	922 733	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	109 635	109 487	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
イオンフィナンシャルサービス株式会社	474 577	474 704	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
株式会社十六フィナンシャルグループ	262 568	262 578	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社伊予銀行	934 560	934 620	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社九州フィナンシャルグループ	1,395 560	1,395 663	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社武蔵野銀行	313 551	313 572	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
第一生命ホールディングス株式会社	200 500	200 380	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
スルガ銀行株式会社	1,136 465	1,136 485	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社阿波銀行	200 434	200 498	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社北洋銀行	1,670 401	1,670 534	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社青森銀行	204 390	204 515	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社めぶきフィナンシャルグループ	1,519 389	1,519 396	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ	218 383	218 306	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社紀文食品	333 378	－ －	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため(注５)	無

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	413 369	413 425	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社八十二銀行	693 282	693 279	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社アルファシステムズ	59 250	59 214	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
トモニホールディングス株式会社	723 237	723 234	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社名古屋銀行	78 224	78 244	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
日本トランスシティ株式会社	368 222	368 206	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
株式会社日本触媒	40 213	40 254	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ	88 208	88 184	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社石井鐵工所	70 206	70 210	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
株式会社岩手銀行	100 185	100 239	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社山梨中央銀行	187 178	187 172	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社愛知銀行	38 172	38 115	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社第四北越フィナンシャルグループ	54 136	54 142	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社宮崎銀行	62 129	62 146	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社大垣共立銀行	62 117	62 137	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社池田泉州ホールディングス	626 108	626 111	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社中国銀行	119 104	119 111	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社鳥取銀行	85 101	85 97	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
平和不動産株式会社	20 79	20 69	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
株式会社福井銀行	50 71	50 98	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
新日本建設株式会社	94 69	94 83	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社東邦銀行	312 64	312 77	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社清水銀行	38 59	38 64	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社愛媛銀行	61 57	61 63	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社山形銀行	58 50	58 66	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社大分銀行	25 49	25 55	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有
株式会社山口フィナンシャルグループ	69 47	* *	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
平河ヒューテック株式会社	40 46	* *	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	有
株式会社中京銀行	26 41	* *	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	無
株式会社佐賀銀行	25 37	* *	営業部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係、地域経済との関係性の維持、強化、拡大のため	有

銘柄	当事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	前事業年度 株式数（千株） 貸借対照表計上額（百万円）	保有目的、定量的な保有効果および株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社髙島屋	－	690	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	－	814		
株式会社トクヤマ	－	100	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	－	279		
株式会社御園座	－	80	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	－	180		
株式会社ＡＴグループ	－	105	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	－	179		
長谷川香料株式会社	－	52	ホールセール部門を中心とした、ビジネス機会創出、取引関係の維持、強化、拡大のため	無
	－	110		

（注）１　相手方の保有の有無について、信託口保有については除いております。
２　定量的な保有の効果については、多岐にわたるため記載は困難です。検証した方法については、（５）②a.をご参照ください。
３　「＊」は、当該銘柄の貸借対照表計上額が当社の資本金額の100分の１以下であり、かつ貸借対照表計上額の大きい順の60銘柄に該当しないために記載を省略していることを示しております。
４　株式数が増加した理由は、株式分割によるものです。
５　株式数が増加した理由は、株式上場によるものです。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	14	827	－	－
非上場株式以外の株式	－	－	－	－

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額（百万円）	売却損益の合計額（百万円）	評価損益の合計額（百万円）
非上場株式	－	－	（注）
非上場株式以外の株式	－	－	－

（注）非上場株式については、市場価格がないことから、評価損益の合計額は記載しておりません。

④　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１　連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1) の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」）に基づき作成しております。

　また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の連結財務諸表および事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。会計基準等の内容を適切に把握し、かつ会計基準等の変更等について的確に対応するための社内組織や、当社の開示すべき重要情報の網羅性、適正性を確保するための社内組織を設置しております。

1 【連結財務諸表等】

（1）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

区分	注記番号	2021年３月31日 金額（百万円）	2022年３月31日 金額（百万円）
（資産）			
現金・預金：			
現金および現金同等物		3,509,754	3,316,238
定期預金		281,422	320,754
取引所預託金およびその他の顧客分別金		373,559	426,519
計		4,164,735	4,063,511
貸付金および受取債権：			
貸付金	※2,7	2,943,472	3,579,727
（2021年３月31日現在　818,523百万円、 2022年３月31日現在　1,210,590百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
顧客に対する受取債権	※2,4	459,090	417,661
（2021年３月31日現在　163,388百万円、 2022年３月31日現在　86,839百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
顧客以外に対する受取債権		793,669	1,069,660
（2021年３月31日現在　－百万円、 2022年３月31日現在　10,362百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
貸倒引当金	※７	△53,784	△66,346
計		4,142,447	5,000,702
担保付契約：			
売戻条件付買入有価証券	※２	10,775,078	11,879,312
（2021年３月31日現在　366,506百万円、 2022年３月31日現在　297,653百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
借入有価証券担保金		5,264,360	4,997,129
計		16,039,438	16,876,441
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資：			
トレーディング資産	※2,3	15,674,354	15,230,817
（2021年３月31日現在　5,587,555百万円、 2022年３月31日現在　4,643,412百万円の 担保差入有価証券を含む。） （2021年３月31日現在　10,122百万円、 2022年３月31日現在　14,328百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
プライベートエクイティ・デット投資	※２	63,825	65,193
（2021年３月31日現在　3,599百万円、 2022年３月31日現在　10,770百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
計		15,738,179	15,296,010
その他の資産：			
建物、土地、器具備品および設備		464,449	419,047
（2021年３月31日現在　395,429百万円、 2022年３月31日現在　426,081百万円の減価償却累計額控除後）			
トレーディング目的以外の負債証券	※２	426,758	484,681
（2021年３月31日現在　9,427百万円、 2022年３月31日現在　17,823百万円の担保差入有価証券を含む。）			
投資持分証券	※２	126,649	133,897
（2021年３月31日現在　－百万円、 2022年３月31日現在　606百万円の担保差入有価証券を含む。）			
関連会社に対する投資および貸付金	※7,19	364,393	364,281
（2021年３月31日現在　－百万円、 2022年３月31日現在　5,038百万円の担保差入有価証券を含む。）			
その他	※2,10	1,049,432	773,586
（2021年３月31日現在　171,482百万円、 2022年３月31日現在　169,080百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
計		2,431,681	2,175,492
資産合計		42,516,480	43,412,156

区分	注記番号	2021年３月31日 金額（百万円）	2022年３月31日 金額（百万円）
（負債および資本）			
短期借入	※2, 11	1, 368, 098	1, 050, 141
（2021年３月31日現在　634, 714百万円、 2022年３月31日現在　710, 629百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
支払債務および受入預金：			
顧客に対する支払債務	※４	1, 454, 755	1, 522, 961
顧客以外に対する支払債務		1, 773, 699	1, 636, 725
受入銀行預金	※２	1, 342, 464	1, 760, 679
（2021年３月31日現在　49, 874百万円、 2022年３月31日現在　71, 156百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
計		4, 570, 918	4, 920, 365
担保付調達：			
買戻条件付売却有価証券	※２	13, 360, 429	12, 574, 556
（2021年３月31日現在　224, 056百万円、 2022年３月31日現在　411, 847百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
貸付有価証券担保金	※２	1, 380, 629	1, 567, 351
（2021年３月31日現在　128, 886百万円、 2022年３月31日現在　104, 606百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
その他の担保付借入		392, 515	396, 291
計		15, 133, 573	14, 538, 198
トレーディング負債	※2, 3	9, 473, 261	9, 652, 118
その他の負債	※2, 10	1, 239, 167	1, 020, 225
（2021年３月31日現在　44, 708百万円、 2022年３月31日現在　52, 110百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
長期借入	※2, 11	7, 975, 012	9, 258, 306
（2021年３月31日現在　4, 098, 457百万円、 2022年３月31日現在　4, 557, 326百万円の 公正価値オプション適用により公正価値評価をした金額を含む。）			
負債合計		39, 760, 029	40, 439, 353
コミットメントおよび偶発事象	※20		
資本：	※17		
資本金		594, 493	594, 493
無額面：			
授権株式数－			
2021年３月31日現在　6, 000, 000, 000株			
2022年３月31日現在　6, 000, 000, 000株			
発行済株式数－			
2021年３月31日現在　3, 233, 562, 601株			
2022年３月31日現在　3, 233, 562, 601株			
発行済株式数（自己株式控除後）－			
2021年３月31日現在　3, 063, 155, 434株			
2022年３月31日現在　3, 017, 804, 012株			
資本剰余金		696, 122	697, 507
利益剰余金		1, 533, 713	1, 606, 987
累積的その他の包括利益	※16	△38, 144	127, 973
計		2, 786, 184	3, 026, 960
自己株式（取得価額）		△91, 246	△112, 355
自己株式数－			
2021年３月31日現在　170, 407, 167株			
2022年３月31日現在　215, 758, 589株			
当社株主資本合計		2, 694, 938	2, 914, 605
非支配持分		61, 513	58, 198
資本合計		2, 756, 451	2, 972, 803
負債および資本合計		42, 516, 480	43, 412, 156

次の表は連結貸借対照表上の連結変動持分事業体の資産および負債を表しております。連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。詳細は「［連結財務諸表注記］６　証券化および変動持分事業体」をご参照ください。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
現金・預金	13	62
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	984	1,024
その他の資産	77	125
資産合計	1,074	1,211
トレーディング負債	2	0
その他の負債	2	6
借入	837	892
負債合計	841	898

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

②【連結損益計算書】

		2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
収益：			
委託・投信募集手数料	※４	376,897	332,344
投資銀行業務手数料	※４	108,681	149,603
アセットマネジメント業務手数料	※４	230,047	269,985
トレーディング損益	※2,3	310,040	368,799
プライベートエクイティ・デット投資関連損益		12,734	30,768
金融収益		356,466	284,222
投資持分証券関連損益		14,053	5,446
その他	※4,10	208,317	152,832
収益合計		1,617,235	1,593,999
金融費用		215,363	230,109
収益合計（金融費用控除後）		1,401,872	1,363,890
金融費用以外の費用：			
人件費		507,906	529,506
支払手数料		111,550	105,204
情報・通信関連費用		178,835	184,319
不動産関係費		72,367	69,742
事業促進費用		13,520	15,641
その他	※10	287,023	232,855
金融費用以外の費用計		1,171,201	1,137,267
税引前当期純利益		230,671	226,623
法人所得税等	※15	70,274	80,090
当期純利益		160,397	146,533
差引：非支配持分に帰属する当期純利益		7,281	3,537
当社株主に帰属する当期純利益		153,116	142,996

		2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	注記番号	金額（円）	金額（円）
普通株式１株当たり：	※12		
基本－			
当社株主に帰属する当期純利益		50.11	46.68
希薄化後－			
当社株主に帰属する当期純利益		48.63	45.23

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

③【連結包括利益計算書】

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
当期純利益	160,397	146,533
その他の包括利益：		
為替換算調整額：		
為替換算調整額	46,821	122,468
繰延税額	△1,287	△946
計	45,534	121,522
確定給付年金制度：		
年金債務調整額	20,720	△404
繰延税額	△1,626	78
計	19,094	△326
自己クレジット調整額：		
自己クレジット調整額	△91,666	60,777
繰延税額	15,943	△12,930
計	△75,723	47,847
その他の包括利益合計	△11,095	169,043
包括利益	149,302	315,576
差引：非支配持分に帰属する包括利益	8,225	6,463
当社株主に帰属する包括利益	141,077	309,113

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

④【連結資本勘定変動表】

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	683,232	696,122
株式に基づく報酬取引	11,775	1,421
関連会社の子会社に対する持分変動	1,115	―
関連会社に対する持分変動	―	△36
期末残高	696,122	697,507
利益剰余金		
期首残高	1,645,451	1,533,713
会計原則の変更による累積的影響額(1)	△18,200	―
当社株主に帰属する当期純利益	153,116	142,996
現金配当金	△107,104	△67,007
自己株式売却損益	△346	△2,715
自己株式の消却	△139,204	―
期末残高	1,533,713	1,606,987
累積的その他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△26,274	18,316
当期純変動額	44,590	118,596
期末残高	18,316	136,912
確定給付年金制度		
期首残高	△62,571	△43,477
年金債務調整額	19,094	△326
期末残高	△43,477	△43,803
自己クレジット調整額		
期首残高	62,740	△12,983
自己クレジット調整額	△75,723	47,847
期末残高	△12,983	34,864
期末残高	△38,144	127,973
自己株式		
期首残高	△243,604	△91,246
取得	△11	△39,650
売却	0	0
従業員に対する発行株式	13,165	18,541
消却	139,204	―
期末残高	△91,246	△112,355
当社株主資本合計		
期末残高	2,694,938	2,914,605

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
非支配持分		
期首残高	77,797	61,513
現金配当金	△1,416	△1,421
非支配持分に帰属する当期純利益	7,281	3,537
非支配持分に帰属する累積的その他の包括利益		
為替換算調整額	944	2,926
子会社株式の購入・売却等（純額）	673	1,307
その他の増減（純額）	△23,766	△9,664
期末残高	61,513	58,198
資本合計		
期末残高	2,756,451	2,972,803

(1)　「会計原則の変更による累積的影響額」は、ASU第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」に関連する初年度適用期首残高調整額です。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	160,397	146,533
当期純利益の営業活動から得た （△営業活動に使用された）現金（純額）への調整		
減価償却費および償却費	63,846	59,524
株式報酬費用	28,251	27,941
投資持分証券関連損益	△14,053	△5,446
子会社および関係会社株式売却損益	45,086	△79,396
持分法投資損益（受取配当金控除後）	△15,716	△20,235
建物、土地、器具備品および設備の処分損益	△64,730	△3,490
繰延税額	△21,113	3,106
営業活動にかかる資産および負債の増減：		
定期預金	43,560	△23,064
取引所預託金およびその他の顧客分別金	13,878	△18,408
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資	1,468,357	1,254,261
トレーディング負債	777,741	△284,747
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券（純額）	△1,453,871	△2,220,493
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金（純額）	△1,242,489	595,116
その他の担保付借入	△326,450	2,120
貸付金および受取債権（貸倒引当金控除後）	1,145,429	△412,429
支払債務	△33,994	△247,980
賞与引当金	15,840	△1,865
未払法人所得税（純額）	55,712	△37,639
その他（純額）	20,089	△102,119
営業活動から得た （△営業活動に使用された）現金（純額）	665,770	△1,368,710

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△119,875	△111,331
建物、土地、器具備品および設備の売却	49,642	94,985
投資持分証券の購入	―	△300
投資持分証券の売却	6,502	2,502
銀行業務貸付金の増加（純額）	△83,412	△112,782
トレーディング目的以外の負債証券の減少（△増加）（純額）	38,409	△51,065
事業の取得および売却（純額）	△11,152	―
関連会社に対する投資の減少（△増加）（純額）	△9,182	103,437
その他投資およびその他資産の減少(△増加)(純額)	△9,958	29,253
投資活動に使用された現金（純額）	△139,026	△45,301
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
長期借入の増加	2,067,725	3,895,059
長期借入の減少	△2,068,695	△2,670,106
短期借入の減少（純額）	△325,237	△475,509
受入銀行預金の増加（純額）	126,177	448,099
自己株式の売却に伴う収入	215	11
自己株式の取得に伴う支払	△11	△39,650
配当金の支払	△76,358	△70,714
非支配持分との取引（純額）	6,257	△16,475
財務活動から得た（△財務活動に使用された）現金（純額）	△269,927	1,070,715
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物に対する為替相場変動の影響額	60,884	149,693
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の増加（△減少）額	317,701	△193,603
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期首残高	3,192,310	3,510,011
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の期末残高	3,510,011	3,316,408

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
補足開示：		
期中の現金支出額－		
利息の支払額	222,024	225,679
法人所得税等支払額（純額）	35,675	114,623

次の表は、連結貸借対照表に含まれる現金および現金同等物ならびに取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物と連結キャッシュ・フロー計算書の現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物の調整表です。制限付き現金および制限付き現金同等物は、野村以外の第三者により、そのアクセス、引出、または使用が実質的に制限されているものの残高です。

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
区分	金額（百万円）	金額（百万円）
現金および現金同等物	3,509,754	3,316,238
取引所預託金およびその他の顧客分別金に含まれる制限付き現金および制限付き現金同等物	257	170
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物合計	3,510,011	3,316,408

現金支出を伴わない取引

2021年３月期および2022年３月期において、新たに認識した使用権資産はそれぞれ41,279百万円および32,208百万円です。

関連する連結財務諸表注記をご参照ください。

［連結財務諸表注記］

１　会計処理の原則および会計方針の要旨：

2001年12月、野村ホールディングス株式会社（以下「当社」）はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会（以下「米国SEC」）に提出しました。以後当社は、年次報告書である「様式20－Ｆ」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年１回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、野村（以下、当社および当社が財務上の支配を保持する事業体を合わせて「野村」）の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続きならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に基づき作成されております。なお、2022年３月期において野村が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続きならびに連結財務諸表の表示方法（以下「日本会計原則」）との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額を併せて開示しており、米国会計原則に基づいた場合の税引前当期純利益が上回る場合には当該影響額の後に「（利益）」と記載し、下回る場合には「（損失）」と記載しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および主たる受益者を特定することにより連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

また、米国会計原則では特定の会計指針が適用される投資会社が定義されており、当該指針の対象となる投資会社におけるすべての投資は公正価値で評価され、公正価値の変動は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、財務諸表提出会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社の株式を所有しているなどの場合においては、当該他の会社を支配していることに該当する要件を満たす場合であっても子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、9,712百万円（利益）および5,907百万円（利益）であります。

・営業目的以外の投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、営業目的以外の投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、2,921百万円（利益）および748百万円（利益）であります。営業目的以外の投資持分証券は連結貸借対照表上、その他の資産－その他に含まれております。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、2,300百万円（損失）および10,749百万円（損失）であります。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、年金数理上の仮定の変更や仮定と異なる実績から生じた損益は、当該損益純額の期首時点の残高が回廊額（予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10％と定義される）を超過している場合に、当該超過部分が従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却
米国会計原則では、のれんに対しては定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ3,874百万円（利益）および3,251百万円（利益）であります。

・持分法投資の減損
米国会計原則では、持分法投資に一時的でない投資の価値の減少が発生した場合、帳簿価額が公正価値を超過する金額を減損損失として認識します。日本会計原則では、持分法投資に内包されるのれんは20年以内の期間にわたって合理的な方法により償却するとともに、必要な場合はのれんの未償却残高の一部または全部を減損処理します。2021年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、41,053百万円（損失）であり、2022年３月期においては該当ありません。

・デリバティブ金融商品の評価差額
米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は、損益またはその他の包括利益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除しその他の包括利益に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値
米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権（公正価値オプション）が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておりません。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ46,132百万円（利益）および6,795百万円（損失）であります。なお、証券会社に適用される米国会計原則では公正価値で計上されている市場価格のない株式は、日本会計原則では、取得原価から減損損失を控除した金額で計上されます。

・特定の契約に関連した相殺処理
米国会計原則では、マスター・ネッティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておりません。

・新株発行費用
米国会計原則では、新株発行費用を控除した純額で払込金額を資本として計上することとされております。日本会計原則では、新株発行費用を支出時に全額費用化するか、または繰延資産に計上して新株発行後３年以内の一定期間において均等償却を行うこととされています。

・子会社に対する支配の喪失時の会計処理
米国会計原則では、子会社に対する支配を喪失し、持分法適用の投資先になる場合、従前の子会社に対する残余の投資は、支配喪失日における公正価値で評価され、評価差損益が認識されます。日本会計原則においては、従前の子会社に対する残余の投資は、連結貸借対照表上、親会社の個別貸借対照表上に計上している当該関連会社株式の帳簿価額に、当該会社に対する支配を喪失する日まで連結財務諸表に計上した投資の修正額のうち売却後持分額を加減した、持分法による投資評価額により評価されます。

・株式報酬費用
米国会計原則では、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）は資本型報酬として扱われ、その総報酬費用は付与日の当社の普通株式の公正価値に基づき算定されます。日本会計原則では、RSUの総報酬費用は、従業員等に付与された金銭報酬債権額としております。2021年３月期および2022年３月期の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は、それぞれ114百万円（利益）および5,481百万円（利益）であります。

事業の概況

当社ならびに証券業務、銀行業務およびその他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府などの顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびこれらに関連するサービスを提供しております。

野村の事業は、主要な商品・サービスの性格、顧客基盤および経営管理上区分された部門に基づいて行われております。2021年４月１日付けで、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の区分で行われております。

営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によるサービスを提供しております。インベストメント・マネジメント部門は、主に投資信託の設定や運用、国内外の投資家に対する投資一任サービス、投資法人や機関投資家向けファンドの運用や管理、匿名組合管理など、さまざまな投資運用サービスを提供しております。ホールセール部門は、全世界的な規模で債券、株式、デリバティブや為替のセールスおよびトレーディング業務を行うとともに、債券および株式の引受および売出し業務、M&Aの仲介、財務アドバイザリー業務などの多様な投資銀行サービスを提供しております。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、当社および当社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。野村はまず事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、米国財務会計基準審議会編纂書の規定に従い、事業体が「変動持分事業体」であるかを判定しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとはいえない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合には業務を遂行するための充分なリスク資本を確保していない事業体であります。野村は変動持分を保有することにより変動持分事業体の最も重要な活動を支配するパワーを有し、かつ、利益を享受する権利または損失を負担する義務が重要と判定される持分を有し、かつ受託者として他の受益者のために行動していない場合には当該変動持分事業体を連結しております。

野村は、変動持分事業体に該当しない事業体については野村が議決権の過半を所有する場合には通常野村が財務上の支配を保持しているものと判定しております。

野村が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常、会社の議決権の20％から50％またはリミテッド・パートナーシップ等の3％以上を保有する場合）事業体へのエクイティ投資については持分法会計を適用し（以下「持分法適用投資」）、その他の資産－関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上するか、または編纂書825「金融商品」（以下「編纂書825」）で許容される公正価値オプションを選択し公正価値で計上され、連結貸借対照表上は投資の性質に応じてトレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産－その他の勘定に計上しております。野村が財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体へのエクイティ投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されるとともに連結貸借対照表上は投資の性質に応じてトレーディング資産、プライベートエクイティ・デット投資またはその他の資産－その他の勘定に計上しております。

野村の投資先には編纂書946「ファイナンシャル・サービス-投資会社」（以下「編纂書946」）に基づく投資会社がいくつかあります。野村はこれら投資会社におけるすべての投資は連結や持分法は適用されずすべて公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

当社の主要な子会社には野村證券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.、ノムラ・インターナショナル PLCおよび野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社があります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。

連結財務諸表作成上の見積もり

野村は会計上の見積もりを用いて連結財務諸表を作成しており、経営者による困難かつ主観的で複雑な判断を必要とします。これらの見積もりのうち、経営者が重要な会計上の見積もりと判断したものには金融商品の公正価値や訴訟引当金が含まれます。見積もりはその性質上、経営者の判断を必要とする仮定や利用可能な情報の範囲に依拠しています。将来の実績は直近の見積もりと乖離する可能性があり、結果として連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経営者の判断に基づく見積もりや見積もりの要素、経営者による仮定が現時点または継続的に見積もりに与える影響や関連する連結財務諸表数値については、関連する連結財務諸表注記に記載しております。

金融商品の公正価値

野村の金融資産および金融負債の大半は経常的に公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書や連結包括利益計算書を通じて認識されます。公正価値評価は米国会計原則により明確に適用が要求される場合と、野村が公正価値オプションを選択できる対象に公正価値オプションを選択して適用する場合があります。

その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や金融負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は減損の測定など当初認識以降の限定的な状況で使用されます。

ほとんどの場合、公正価値は編纂書820「公正価値評価と開示」（以下「編纂書820」）に基づき、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、野村が各金融資産または金融負債を取引する場合において主に利用すると想定される市場（当該主要な市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。野村が通常扱っている金融商品のタイプ毎の公正価値評価方法の詳細については、「注記２　公正価値測定」をご参照ください。

連結債務担保金融事業体に該当する変動持分事業体が保有する金融資産および金融負債は、いずれかの公正価値のうち、より観察可能な方で測定する代替法を使用しております。

貸倒引当金

野村は公正価値で測定されていない金融債権および公正価値で測定されていない未実行のローン・コミットメントを含むオフ・バランスの金融商品の現在予想信用損失（以下「CECL」）に対する引当てを、編纂書326「金融商品－信用損失」（以下「編纂書326」）に従い認識しております。適用日以前のこれらの貸倒引当金は、金融資産およびオフ・バランスの金融商品に見込まれる損失について経営者の最善の見積もりを反映した予想信用損失ではなく、発生した損失に対して認識されておりました。

CECL減損モデルに準拠した貸倒引当金を決定するにあたり野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が当社で適用されているかどうかに依拠しております。

CECLを決定するにあたって野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の便法が当社で適用されているかどうか、および金融債権から生じる予想信用損失が重大であるかどうかに依拠しております。

金融商品のCECLに対する引当ては連結貸借対照表上、貸倒引当金として計上され、オフ・バランスの金融商品に対するCECLに対する引当ては連結対象対照表上、その他の負債として計上されます。引当ての変動は連結損益計算書上、その他の費用に計上されます。

CECLに対する貸倒引当金の計算方法を含む詳細については「注記７　金融債権」をご参照ください。

金融資産の譲渡

野村は金融資産の譲渡について、次の条件をすべて満たすことにより野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理いたします：(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合または財産管理下に置かれた場合においても）。(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、もしくは譲渡する権利を有していること、または譲受人の唯一の目的が証券化やアセットバックファイナンスの場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れる、もしくは譲渡する権利を有していること。(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと。

証券化活動に関連して、野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府債および事業会社の負債証券ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は証券化により譲渡した金融資産に対する支配を喪失したときにオフ・バランス処理し、当該特別目的事業体は連結対象としておりません。野村が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて連結損益計算書上、収益－トレーディング損益として認識しております。

外貨換算
当社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、当社株主資本に累積的その他の包括利益として表示しております。

外貨建資産および負債は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の連結損益計算書に計上されています。

顧客へのサービス提供から生じる収益
野村はすべての部門において、顧客への金融サービス提供から生じる報酬および手数料により、収益を獲得しております。これらのサービスのうち主要なものとは、取引執行・清算サービス、投資信託募集サービス、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービス、およびアセットマネジメント業務サービスが該当します。

顧客との契約内で野村が約束した主要な区分可能かつ実質的な義務（「履行義務」）それぞれが充足され、野村が提供するサービスに対する支配を顧客が獲得した時、または獲得するにつれて、収益が認識されます。一般的に、これらの履行義務は一定の時点もしくは、特定の基準を満たした場合には一定の期間にわたって充足されます。

取引執行、清算および投資信託募集サービスから得られる収益は連結損益計算書の委託・投信募集手数料に計上され、アセットマネジメント業務サービスから得られる収益はアセットマネジメント業務手数料に計上され、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから得られる報酬は投資銀行業務手数料に計上されます。

顧客へサービスを提供するための契約を獲得ないし履行するための費用は、一定の基準を満たした場合、資産として繰り延べられます。連結貸借対照表のその他の資産に計上されるこれらの繰り延べられた費用は、サービスの提供によって関連する収益が認識された時、もしくは、それ以前にその費用が回収不能となり、減損された場合に連結損益計算書で認識されます。

トレーディング資産およびトレーディング負債
トレーディング資産は、主に連結貸借対照表上約定日基準で認識される負債証券、持分証券およびデリバティブならびに決済日基準で認識される貸付金から構成されます。
以下の基準のいずれかが満たされた場合、金融資産はトレーディング目的として分類されます。

・当該資産が短期的な売買により利益を生み出すことを目的として組成または取得されている場合
・当該資産が短期的な利益の獲得または裁定取引を目的とした金融商品ポートフォリオの一部である場合
・当該資産がデリバティブ資産である場合

トレーディング負債は主に有価証券のショート・ポジションのおよびデリバティブ負債で構成され、連結貸借対照表上は約定日基準で認識されております。トレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値で評価され、その変動は連結損益計算書上、原則として収益－トレーディング損益に計上されております。

デリバティブに関連しない特定のトレーディング負債は、営業目的で保有する投資持分証券の価格変動リスクを経済的にヘッジするため保有されます。このようなトレーディング負債の公正価値の変動は、連結損益計算書上、投資持分証券関連損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達
担保付契約は、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付有価証券買入取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されます。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券に計上される買戻条件付有価証券売却取引、貸付有価証券担保金に計上される有価証券貸付取引およびその他の一定の担保付借入から構成されます。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引（以下「レポ取引」）は、主に有価証券を顧客との間において売戻条件付で購入する、または買戻条件付で売却する取引であります。当該取引は概ね担保付契約または担保付調達として会計処理されており、買受金額または売渡金額で連結貸借対照表に計上しております。一部のレポ取引は公正価値オプションの適用により公正価値で計上されます。

野村は日本の金融市場において一般的な、日本版のレポ取引（以下「現先レポ取引」）を行っております。現先レポ取引では、値洗いが要求され、有価証券の差換権があり、また一定の場合に顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利が制限されております。現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達として会計処理されており、買受金額または売渡金額で連結貸借対照表に計上されております。

有価証券借入取引および有価証券貸付取引は、それぞれ概ね担保付契約および担保付調達として会計処理されております。当該取引は通常、現金担保付の取引であり、差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、それぞれ借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上されております。有価証券借入取引のCECLに対する貸倒引当金は、担保請求が厳密に行われていることや契約上の満期が短期間であることから重要な金額ではありませんでした。野村が有価証券の貸借取引において貸手となり、担保として売却または差入可能な有価証券を受け取る場合、野村は受領した有価証券を公正価値で評価しその他の資産―その他で認識するとともに当該有価証券の返還義務をその他の負債で認識します。

編纂書326に基づくCECLに対する貸倒引当金の決定や新型コロナウイルス感染症の拡大がCECLの計算に与えた影響を含む詳細については「注記７　金融債権」をご参照ください。

担保付契約および担保付調達の相殺

担保付契約および担保付調達として会計処理される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引（現先レポ取引を含む）のうち、同一の取引相手とマスター・ネッティング契約を締結しているものは、編纂書210－20「貸借対照表－相殺」（以下「編纂書210－20」）に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決めおよびマスター・ネッティング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。同様に、担保付契約および担保付調達として会計処理される有価証券借入取引および有価証券貸付取引のうち、同一の取引相手とマスター・ネッティング契約を締結しているものも、編纂書210－20に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。

その他の担保付借入は主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの借入であり、契約金額で計上されております。

譲渡取消による担保付借入は編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）において売却取引ではなく金融取引として会計処理された金融資産の譲渡に関連する負債であり、連結貸借対照表上、長期借入に含まれております。これらには通常、公正価値オプションを適用し、経常的に公正価値で計上しております。詳細については、「注記６　証券化および変動持分事業体」および「注記11　借入」をご参照ください。

野村の自己所有の有価証券のうち、取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有するもの（現先レポ取引にかかる差入担保を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産に担保差入有価証券として括弧書きで記載しております。

詳細については「注記５　担保付取引」をご参照ください。

デリバティブ取引

野村はトレーディング目的およびトレーディング目的以外で、先物取引、先渡契約、スワップ、オプションなどのデリバティブ取引を行っております。会計上のデリバティブの定義を満たす独立した金融商品はそれぞれ、その貸借対照表日の公正価値が正の価値か負の価値かにより、連結貸借対照表上トレーディング資産またはトレーディング負債として計上されています。仕組債や仕組預金などの複合金融商品に組み込まれた一定のデリバティブは、主契約から区分され公正価値で評価され、主契約の満期日に応じて短期借入または長期借入に計上されております。公正価値の変動はデリバティブの使用目的により連結損益計算書または連結包括利益計算書に計上されます。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ取引は、公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。

トレーディング目的以外のデリバティブ取引

野村は、トレーディング目的のほかに、認識された資産・負債、予定取引や確定したコミットメントから生じるリスクを管理するためにデリバティブ取引を利用しております。トレーディング目的以外のデリバティブ取引には、下記の

とおり編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）における公正価値ヘッジや純投資ヘッジを指定した取引や経済的ヘッジで構成されています。

・公正価値ヘッジ

野村は一定のデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および為替リスク管理のため、公正価値ヘッジに指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスク低減に有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象の金融資産および金融負債、公正価値の変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象の金融負債およびトレーディング目的以外の負債証券にかかる損益とともに、連結損益計算書上、それぞれ金融費用および収益－その他に計上されております。

・純投資ヘッジ

海外事業への純投資についてヘッジ指定されたデリバティブは、日本円以外が機能通貨である特定の子会社に関連付けられています。純投資ヘッジの有効性は、スポット・レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分で判定されます。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。

その他の有効と判定されたデリバティブの公正価値の増減は、当社株主資本に累積的その他の包括利益として計上されております。

・経済的費用ヘッジ

野村は予定取引や確定したコミットメントから生じる特定の費用について野村は株価や為替の変動を管理するために特定のデリバティブを経済的費用ヘッジとしてヘッジ指定しております。これらのデリバティブの公正価値の変動は連結損益計算書上、ヘッジ対象の損益と同じ科目に報告されます。

デリバティブの相殺

法的拘束力のあるマスター・ネッティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債、さらに関連する現金担保の請求権（債権）および現金担保の返済義務（債務）は、編纂書210－20および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は、連結貸借対照表上相殺して表示しております。

デリバティブの清算

取引所で取引されるデリバティブと清算機関で清算されるOTCデリバティブは、公正価値の変動を反映する変動証拠金が日々収受されています。このような変動証拠金は中央清算機関との契約内容によって、デリバティブの部分決済または現金担保の未収もしくは未払として会計処理されます。

詳細については「注記３　デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

貸付金

予見し得る将来にわたって保有することを意図している貸付は貸付金に区分されております。貸付金は公正価値または償却原価により計上されております。貸付金の利息収入は連結損益計算書上、収益－金融収益に計上されております。

公正価値により計上される貸付金

公正価値ベースでリスク管理している貸付金は、公正価値による測定が選択されております。この公正価値オプションの選択は、貸付金と当該貸付金のリスク低減目的で使用しているデリバティブの測定方法の違いによって生じる連結損益計算書上の変動軽減を目的としております。公正価値オプションを選択した貸付金の公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。

償却原価により計上されている貸付金

公正価値オプションを選択していない貸付金は、償却原価で計上されております。償却原価は、繰延収益および直接費用ならびに購入した貸付金に関しては未償却プレミアムまたはディスカウントを調整した原価から、野村が2020年４月１日に初度適用した編纂書326のCECLに対する貸倒引当金を控除した価額であります。

ローン貸出手数料収入は貸出に関連する費用を控除後、金利の調整としてローン期間にわたり償却され収益－金融収益に計上されております。

借手の財政的困難を理由に野村が借手に対する譲歩として与える貸付金の条件変更は、通常、不良債権のリストラクチ

ャリング（Troubled Debt Restructuring （以下「TDR」））として扱います。新型コロナウイルス感染症の拡大にともない米国銀行業務規制から2020年３月に発表された指針では新型コロナウイルス感染症の拡大が発生する前において借手の返済状況に遅延が認められず、また条件緩和は短期的な措置でありその内容が返済の猶予や利子の減免、または返済期間の延長に限定される場合に限り、貸付金の条件変更をTDRとして扱わず条件変更された貸付金は減損貸付金に区分しませんが、野村は2020年10月よりこの指針を適用しておりません。

編纂書326に基づくCECLに対する貸倒引当金の決定がCECLの計算に与えた影響を含む詳細については「注記７　金融債権」をご参照ください。

その他の債権

顧客に対する受取債権には、顧客との有価証券取引に関する債権、顧客との有価証券の引渡未了（フェイル）にかかる受取債権、および手数料の純受取額の金額が含まれており、顧客以外に対する受取債権には、信用預託金、ブローカーやディーラーとの有価証券の引渡未了（フェイル）にかかる受取債権、デリバティブ取引にかかる現金担保の受取債権、未決済有価証券取引の純受取額の金額が含まれております。純額表示される約定見返勘定資産残高は2022年３月31日においては残高はありませんでした。

これらの受取債権は野村が2020年４月１日に初度適用した編纂書326に従い認識されたCECLに対する貸倒引当金を差し引いた金額で計上されております。

編纂書326に基づくCECLに対する貸倒引当金の決定に関する詳細については「注記７　金融債権」をご参照ください。

貸出コミットメント

野村が提供する未実行貸出コミットメントは、簿外債務として処理されるか、またはトレーディング商品への分類もしくは公正価値オプションの選択により公正価値で会計処理されております。

貸出コミットメントは通常貸出が実行された際の貸付金と同様に会計処理されています。貸付金がトレーディング資産への分類または公正価値オプションの選択により公正価値評価される場合には、貸出コミットメントも通常同様に公正価値評価され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益－トレーディング損益として認識しております。貸出コミットメントの提供に不可欠な貸出コミットメント手数料はコミットメントの公正価値の一部として収益認識されます。

貸付金が予見できる将来にわたって保有され、公正価値オプションが適用されない場合の貸出コミットメントについて、野村は2020年４月１日に初度適用した編纂書326に従いCECLに対する引当てを認識しております。2020年３月31日における貸倒引当金は、減損が明らかな貸出コミットメントに見込まれる損失について経営者の最善の見積もりを反映しています。貸出コミットメント手数料は通常繰り延べられ、金利の調整として貸出日から契約期間にわたり認識されます。貸出コミットメントから貸出が実行される可能性がほとんどないと考えられる場合には、貸出コミットメント手数料はコミットメント期間にわたって役務収益として認識されます。

編纂書326に基づくCECLに対する貸倒引当金の決定に関する詳細については「注記７　金融債権」をご参照ください。

支払債務および受入預金

顧客に対する支払債務は、顧客との有価証券取引に関する債務の金額が含まれており、通常契約金額で測定されております。

顧客以外に対する支払債務は、有価証券の受入未了（フェイル）にかかる支払債務、デリバティブ取引や一定の担保付調達および資金調達取引にかかる現金担保の支払債務、未決済有価証券取引の純支払額の金額が含まれており、契約金額で測定されております。純額表示される約定見返勘定負債残高は顧客以外に対する支払債務に含まれており、2021年３月期および2022年３月期においてそれぞれ205,211百万円および67,258百万円が計上されています。

受入銀行預金は、銀行子会社が受け入れた銀行預金の金額を示しており、契約金額で測定されております。

建物、土地、器具備品および設備

野村が自己使用のために所有する建物、土地、器具備品および設備は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良は、連結損益計算書上、当期の費用に計上しております。

野村が借手または貸手として関わるリース取引およびサブリース取引は、野村が2019年４月１日から適用した編纂書842「リース」に従いリース取引開始日にオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースに分類されます。野村は借手である場合、リース取引開始日に使用権資産およびリース負債を認識し、それぞれ連結貸借対照表上その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他の負債－その他に計上しております。

リース負債は、リース期間にわたる最低リース料支払額の現在価値で当初測定されます。将来の最低リース料支払額は、リース取引開始日における野村の追加借入利子率を用いて割引計算されます。リース期間は通常、リース契約の満期に、野村が行使することが合理的に予見される延長または解約オプションにより調整される期間を加味して決定されます。使用権資産は、リース負債の金額に、リース料の前払い、当初直接費用およびリース・インセンティブを加算した金額で当初測定されます。

リース取引開始日後、野村が借手となるオペレーティング・リースについてはリース契約期間にわたりリース費用を原則として定額法で認識し、連結損益計算書上不動産関係費または情報・通信関係費用に計上しております。ファイナンス・リースについては使用権資産にかかる減価償却費とリース債務にかかる利息費用をリース契約期間にわたり認識します。

野村が所有する資産の減価償却費は、原則として定額法により計算され、各資産の見積耐用年数に基づき認識されます。資産の見積耐用年数は、技術革新、経年劣化および物理的費消を考慮して決定します。リース物件の改良費は、それ自体の耐用年数またはリース期間のいずれか短い期間にわたり減価償却されます。

主要な資産の種別の見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	３年から50年
器具備品および設備	２年から20年
ソフトウエア	３年から10年

のれんおよび非償却性無形資産を除く長期性資産は、帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には、減損テストの対象となります。将来の資産からの割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額と公正価値の差額を損失計上しております。

詳細については「注記８　リース」をご参照ください。

投資持分証券

野村は、既存および潜在的な取引関係をより強化することを目的とし、非関連会社である日本の金融機関や企業のエクイティ証券を一部保有しており、同様に、これらの企業が野村のエクイティ証券を一部保有していることがあります。こうした株式の持合は日本の商慣行に基づいており、株主との関係を管理する方法のひとつとして用いられております。

野村が営業目的で保有するこれらの投資は公正価値で評価され、連結貸借対照表上、その他の資産－投資持分証券に分類され、公正価値変動は、連結損益計算書上、収益－投資持分証券関連損益に計上されます。

その他のトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券

一部のトレーディング活動を行っていない子会社はトレーディング目的以外の負債証券および営業目的以外の投資持分証券を保有しております。トレーディング活動を行っていない子会社によって保有されるトレーディング目的以外の有価証券は連結貸借対照表上その他の資産－トレーディング目的以外の負債証券およびその他の資産－その他に計上され、公正価値の変動は連結損益計算書上、収益－その他で認識されております。トレーディング目的以外の有価証券に関する実現損益は連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。

短期および長期借入

短期借入は、借入金のうち要求払のもの、借入実行日において契約満期が１年以下のもの、または契約満期は１年超であるが借入実行日より１年以内に野村のコントロールが及ばない条件により貸付人が返済を請求できるものと定義しております。短期および長期借入は、主にコマーシャル・ペーパー、銀行借入、野村および野村により連結される特別目的事業体により発行された仕組債、編纂書860に基づき売却ではなく金融取引として会計処理された取引から生じた金融負債（以下「譲渡取消による担保付借入」）により構成されます。これら金融負債のうち、一部の仕組債、譲渡取消による担保付借入および一部の仕組借入は、公正価値オプションを適用し経常的に公正価値で会計処理されております。それ以外の短期および長期借入は償却原価で計上されております。

仕組債とは、投資家への単純な固定または変動金利のリターンを、株価もしくは株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数に応じたリターンに変換する特徴（多くの場合、会計上のデリバティブの定義に該当する）が組み込まれた負債証券です。また、仕組借入は、仕組債と同様の特徴を持つ借入です。

すべての仕組債および一部の仕組借入は、公正価値オプションの適用により経常的に公正価値で計上されております。この仕組債および仕組借入への包括的な公正価値オプション適用の主な目的は、仕組債と当該仕組債のリスク管理に使用するデリバティブの測定基準の違いから生じる連結損益計算書上の変動軽減と、これら金融商品に適用される会計処理の全般的な簡素化にあります。

公正価値オプションが選択された仕組債の公正価値の変動額は、連結包括利益計算書上、その他の包括利益に計上されている仕組債にかかる野村の自己クレジットの変動に起因するものを除き、連結損益計算書上、収益－トレーディング損益に計上されております。

詳細については「注記11　借入」をご参照ください。

法人所得税等

資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の将来の税金への影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現すると予想される範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、繰延税金資産に対し評価性引当金を設定しております。

繰延税金資産および繰延税金負債のうち、特定の課税管轄区域内における同一納税主体に関連するものは、連結貸借対照表上相殺表示されております。繰延税金資産および繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表上、その他の資産－その他およびその他の負債にそれぞれ計上されております。

野村は、税務ポジションが将来の税務調査で是認される確率を、専門的な観点から事実および状況ならびに期末日時点に入手可能な情報に基づき見積もり、未認識の税金費用減少効果（以下「未認識税務ベネフィット」）を認識および測定しております。野村は、追加情報を入手した、または変更を要する事象が発生した場合、未認識税務ベネフィットの水準を調整しております。未認識税務ベネフィットの再測定は、発生期における実効税率に重要な影響を及ぼす可能性があります。

野村は、法人所得税に関する利息および加算税を、連結損益計算書上、法人所得税等に計上しております。

詳細については「注記15　法人所得税等」をご参照ください。

株式報酬制度

野村により役員または従業員に付与される株式報酬は付与の条件により資本型または負債型として処理されます。

ストック・オプションや譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）のように当社株式の交付により決済される予定のある株式報酬は資本型に分類されます。資本型報酬の総報酬費用は通常付与日に固定され、付与日の公正価値に従業員が支払義務を負う金額および見積権利喪失額を差し引いて評価されます。

ファントム・ストックやカラー付ファントム・ストックプランのように現金で決済される株式報酬は負債型に分類されます。負債型報酬は貸借対照表日ごとに見積権利喪失額を差し引いた公正価値で再評価され、最終的な報酬費用の合計は決済額と一致します。

資本型および負債型の報酬の双方について、その公正価値は、オプション価格決定モデル、当社株式の市場価額または第三者機関の株価指数に基づいて適切に測定されます。報酬費用は、必要とされる勤務期間（契約上の受給権確定までの期間と通常一致する）にわたって連結損益計算書に認識されております。報酬が段階的に確定する場合には、段階ごとに費用計算が行われます。

特定の繰延報酬には、野村での職位と勤務期間にかかる一定の条件を満たした場合、自己都合退職時点または事前に決定された期間内におけるフル・キャリア・リタイアメントの申請時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。これら報酬にかかる必要勤務期間は、契約上の受給権確定日または対象者がフル・キャリア・リタイアメントの条件を満たした日もしくはフル・キャリア・リタイアメントの申請をした日のいずれか早い日に終了します。

詳細については「注記14　繰延報酬制度」をご参照ください。

１株当たり当期純利益

１株当たり当期純利益は期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後１株当たり当期純利益は、希薄化効果のあるすべての有価証券が投資家にとって最も有利な転換価格または行使価格に基づき転換され、かつ転換負債は転換仮定方式に基づき転換されると仮定して計算しております。

詳細については「注記12　１株当たり当期純利益」をご参照ください。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

企業結合の完了時に買収価額と純資産の公正価値との差額がのれんとして認識されます。当初認識以降、のれんは償却されず、減損の判定がレポーティング・ユニットのレベルで毎年第４四半期に、あるいは減損の兆候の可能性を示す事象がある場合にはそれ以上の頻度で第４四半期を待たずして行われます。野村のレポーティング・ユニットは事業別セグメントと同じレベルまたはひとつ下のレベルになります。

野村は、それぞれのレポーティング・ユニットにつき、まず定性的に事象を検証し、レポーティング・ユニットの公正価値が簿価を下回っている可能性が高い（50%超の見込み）か否かを判断します。公正価値が簿価を下回っていないと判断された場合には、それ以上の分析は必要とされません。公正価値が簿価を下回る可能性が高いと判断された場合には、定量的なテストを行います。2020年４月１日に適用したASU第2017-04号「のれんの減損テストの簡略化」（以下「編纂書350」）に従い、のれんを含むレポーティング・ユニットの簿価が公正価値を超過する差額をそれぞれのレポーティング・ユニットに割り当てられたのれんの金額に限定して減損損失として認識します。編纂書350の適用日以前は、のれんの暗示的な見積公正価値が簿価を下回る場合にのみ減損損失を認識していました。

償却されない無形資産（以下「非償却性無形資産」）は、毎年第４四半期に、または減損の兆候の可能性を示す事象または状況がある場合にはそれ以上の頻度で第４四半期を待たずして、減損の判定が行われます。のれんと同様に、野村は非償却性無形資産について、まず当該無形資産の公正価値が簿価を下回っている可能性が高い（50%超）か否かを定性的に判断します。この定性的テストで公正価値が簿価を下回っていないと判断された場合、それ以上の分析は不要となります。もし公正価値が簿価を下回る可能性が高いと判断された場合、無形資産の簿価は現時点での公正価値と比較されます。簿価が現時点の公正価値を上回る場合には減損損失が認識されます。

耐用年数に限りのある無形資産（以下「償却性無形資産」）は見積耐用年数にわたって償却され、個別単位または他の資産と合わせた単位（以下「資産グループ」）で当該無形資産（または資産グループ）の簿価が回収できない可能性を示す事象または状況がある場合に減損テストが行われます。

償却性無形資産は、その簿価または資産グループの簿価が公正価値を上回る場合に減損されます。減損損失は、無形資産（または資産グループ）の簿価が回収不可能で、かつ公正価値を上回る場合にのみ計上されます。

のれんと無形資産の両方について、減損損失が計上された場合は新たな取得原価が構築されるため、その後における当該損失の戻入れは認められません。

詳細については「注記10　その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他 / その他の負債」をご参照ください。

野村の持分法適用投資について減損の兆候がある場合には、投資総額について一時的な減損か否かが判定されます。のれんを含む持分法適用投資先の資産に対する個別の減損判定は行われません。

従業員給付制度

野村は、特定の従業員に対して、年金およびその他の退職後給付を含むさまざまな退職給付制度を提供しております。これらの退職給付制度は、確定給付型制度または確定拠出型制度のいずれかに分類されます。

確定給付型の年金制度またはその他の退職後給付制度にかかる年金資産および予測給付債務ならびに退職給付費用は、貸借対照表日における、割引率、年金資産の期待運用収益率、将来の給与水準といったさまざまな数理上の見積もりに基づき認識されます。年金数理上の損益のうち予測給付債務または年金資産の公正価値のいずれか大きい額の10%を超える部分および未認識の過去勤務費用は、給付を受ける在籍従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で償却され、退職給付費用に計上されます。年金資産の積立超過または積立不足の状況は、連結貸借対照表上、その他の資産－その他およびその他の負債にそれぞれ計上され、積立状況の変化は、退職給付費用および法人税控除後の金額で連結包括利益計算書上、その他の包括利益に計上されます。

確定給付型制度にかかる退職給付費用およびその他の給付費用は、従業員が野村へサービスを提供したとき（通常は制度への掛金拠出時と一致）に、連結損益計算書上、人件費に計上されます。

詳細については「注記13　従業員給付制度」をご参照ください。

会計方針の変更および新しい会計基準の公表

野村が当連結会計年度から適用した新しい会計基準はありませんでした。

ただし、下表のとおり新しい会計基準における実務上の便法を選択適用しました。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2020-04号「参照金利改革」	・参照金利改革の影響を受ける契約およびヘッジ関係に対する現行の会計基準の適用について、一時的な実務上の便法および例外処理を提供します。 ・参照金利の変換のみを行う契約変更は、救済措置の対象として現行の会計基準の契約変更の会計処理を適用せず、既存契約の継続として会計処理します。 ・参照金利改革の影響を受けるヘッジ関係のうち一定の要件を満たすものについては、参照金利の移行が継続される期間においてさまざまな実務上の便法を適用することが認められます。	本ASUで提供される実務上の便法および例外処理は2022年12月31日まで適用が認められます。	野村は当連結会計年度に参照金利の切替を実施し、契約変更に対して実務上の便法を選択適用しました。 参照金利の切替による連結財務諸表への影響は重要ではありませんでした。

新しい会計基準の進展

野村が2022年３月期以降において適用を予定する、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある新しい会計基準は下表のとおりです。

新会計基準	概要	適用日および適用方法	連結財務諸表への影響
ASU第2022-02号「金融商品-信用損失：不良債権のリストラクチャリングおよび年度別開示」	・不良債権の認識および測定について特定の規定が削除されます。条件変更により新しい債権を計上するか、既存の債権を継続させるかの判断について適用する単一の指針を提供します。 ・条件変更後の債権にかかる信用損失の測定方法は割引キャッシュ・フロー法またはその他の調整可能な方法が要求されていましたが、当該規定は削除され、実効金利を使用した測定が要求されます。 ・債権者に対し、債務者の財政的困難に起因した貸し付け条件の譲歩や金利の引き下げ、重要な支払いの遅延や支払期限の延長に関する開示要求を拡大します。 ・公開企業の債権者に対し、金融債権およびリース債権に関する当期の償却額について債権の組成年度（すなわち、ヴィンテージイヤー）別の開示要件を増強します。	野村は当該変更について2023年４月１日からの適用を暫定的に予定しております。	将来に重要な数の不良債権が発生しない限り、野村の連結財務諸表に対する重要な影響は見込まれません。 条件変更を実施した債権およびその償却に関する特定の開示が更新または削除される予定です。

２　公正価値測定：
金融商品の公正価値
　野村が保有する金融商品の多くは公正価値で計上されております。経常的に公正価値で計上される金融資産は、連結貸借対照表上トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資、貸付金および受取債権、担保付契約、その他の資産に計上されており、金融負債は、トレーディング負債、短期借入、支払債務および受入預金、担保付調達、長期借入、その他の負債に計上されております。

　その他の一義的な評価基準が公正価値に基づかない金融資産や負債は非経常的に公正価値評価されます。その場合、公正価値は当初認識以降の減損の測定など限定的な状況で使用されます。

　すべての公正価値は、編纂書820「公正価値評価と開示」の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られるであろう金額または金融負債を移転するのに必要とされるであろう金額と定義されます。ここでいう取引は、各金融資産または金融負債を取引する場合、主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

　金融商品の公正価値は原則、金融商品の会計単位と整合したうえで、個別商品ごとに決定されております。ただし、ポートフォリオ単位で管理される特定の金融商品は、ポートフォリオ単位で公正価値が測定されております。この場合、公正価値は、ネット・ロング・ポジション（純額での金融資産）の譲渡の対価として得られるであろう金額、あるいはネット・ショート・ポジション（純額での金融負債）を移転するのに必要とされるであろう金額に基づいており、測定日において市場参加者がネット・エクスポージャーに対して行う評価と整合しております。

　公正価値で測定される金融資産には、特定のファンドへの投資も含まれております。こうしたファンドへの投資は、１株当たり純資産価額が公正価値算定の方法として業界で一般的に使用されている場合には、実務上の簡便的な方法として１株当たり純資産価額で公正価値を測定しております。

　資産負債の公正価値の増減は、野村のポジション、パフォーマンス、流動性および資本調達に大きな影響を与えます。後述のとおり、採用している評価手法は元来不確実性を内包しているため、将来の市場動向の正確な影響を予測することはできません。金融商品の評価は、2020年および2021年の新型コロナウイルス感染症の拡大や2022年のロシアによるウクライナ侵攻などによるボラティリティの高まりや価格の透明性の低下のために市場がストレス下にある時には、公正価値算定により多くの判断が必要となります。野村は、市場リスクを軽減するために可能な場合には経済的なヘッジ戦略をとっております。ただし、それらのヘッジ戦略も予測することのできない市場の動向の影響を受けます。

毎期経常的に公正価値評価される金融商品の評価手法
　金融商品の公正価値は、市場指数を含む取引所価格、ブローカーやディーラー気配、その時点における市場環境下で当社が出口価格と推測する見積もり価格に基づいております。現物取引と店頭取引を含めたさまざまな金融商品は、市場で観察可能なビッド価格とオファー価格を有しています。こうした商品は、ビッド価格とオファー価格の間の野村の見積公正価値をもっとも良く表している価格で公正価値評価されます。取引所価格もしくはブローカーやディーラー気配が取得できない場合は、類似する商品の価格や時価評価モデルが公正価値を決定するにあたって考慮されます。

　活発な市場の取引価格が取得できる場合、それらの価格で評価された資産もしくは負債の公正価値に調整を加えることはありません。その他の商品については、観察可能な指標、観察不能な指標、またはその両方を含んだ時価評価モデルなどの評価手法が用いられます。時価評価モデルは市場参加者が類似する金融商品を評価する際に考慮するであろう指標を用いています。

　時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、未実現および実現損益の金額および計上時期に影響を与えます。異なる時価評価モデルや基礎となる仮定の使用は、異なる財務上の損益に結びつくことがあります。評価の不確実性は、評価手法やモデルの選定、評価モデルに用いられる数量的な仮定、モデルに用いられるデータや他の要素などといったさまざまな要素に起因します。これらの不確実性を考慮したうえで、評価は調整されます。通常用いられる調整としてはモデル・リザーブ、クレジット・アジャストメント、クローズアウト・アジャストメント、譲渡や売却の制限といった個別の商品特有の調整が含まれます。

評価の調整の程度は概して主観的なものであり、市場参加者が類似する金融商品の公正価値を決定する際に用いるであろうと当社が推測する要素に基づくものです。行われる調整のタイプ、それらの調整の計算方法、計算に用いられるデータなどは、その時々の市場慣行や新たな情報の利用可能状況を反映するように定期的に見直されます。

例えば、ある金融商品の公正価値には、野村の資産に関する取引先の信用リスクと負債に関する自社クレジットの両方に関連した信用リスクの調整を含んでおります。金融資産の信用リスクは、担保やネッティング契約などの信用補完により、大幅に軽減されています。相殺後の信用リスクは、実際の取引先の入手可能で適用可能なデータを用いて測定されます。野村の資産に対する取引先の信用リスクを測定するのと同様の手法が、野村の金融負債に対する信用リスクを測定するために用いられています。

こうした時価評価モデルは定期的に市場動向に合うよう見直され、用いられるデータは最新の市場環境とリスクに応じて調整されます。リスク・マネジメント部門内のバリュエーション・モデル・バリデーション・グループが、収益責任を負う部門から独立した立場で評価モデルをレビューし、モデルの妥当性や一貫性を評価しております。モデル・レビューにあたっては、評価の適切性や特定の商品の感応度など多くの要素を考慮しております。評価モデルは定期的に観察可能な市場価格との比較、代替可能なモデルとの比較、リスク・プロファイルの分析により市場に合うよう見直されます。

上述のとおり、債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、野村の将来の公正価値の見積もりに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、客観的な市場データが得にくくなることから、野村の公正価値の見積もりはより主観的になる可能性があります。

公正価値の階層

公正価値で測定されたすべての金融商品（公正価値オプションの適用により公正価値で測定された金融商品を含む）はその測定に使用された基礎データの透明度によって３段階のレベルに分類されます。金融商品は、公正価値算定にあたり有意なデータのうち最も低いレベルによって分類されます。以下のように３段階のレベルに公正価値評価の階層は規定されており、レベル１は最も透明性の高いデータを有し、レベル３は最も透明性の低いデータを有しております。

レベル１

測定日現在の、同一の金融商品の（未調整の）取引価格を反映した観察可能な評価インプット

レベル２

レベル１に含まれる取引価格以外の、直接的に、または、間接的に観察可能な評価インプット

レベル３

野村の仮定や特定のデータを反映する観察不能な評価インプット

市場で観察可能なデータの利用可能性は商品によって異なり、種々の要素の影響を受ける可能性があります。以下に限りませんが、有意な要素には、特に商品がカスタマイズされたものである場合、市場における類似する商品の普及度、例えば新商品であるかまたは比較的成熟しているかどうかというような市場での商品の様態、現在のデータが取得できる頻度および量などの市場から得られる情報の信頼性などが含まれます。市場が著しく変動している期間は、利用可能で観察可能なデータが減少する場合があります。そのような環境の下では、金融商品は公正価値評価の階層の下位レベルに再分類される可能性があります。

金融商品の分類を決定する際の重要な判断には、商品が取引される市場の性質、商品が内包するリスク、市場データの種類と流動性、および類似した商品から観察された取引の性質が含まれます。

評価モデルに市場においてあまり観察可能ではないデータあるいは観察不能なデータを使用する場合には、公正価値の決定過程には当社の重要な判断が含まれます。そのため、レベル１やレベル２の金融商品に比べて、レベル３の金融商品の評価にはより多くの判断が含まれます。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、より多くの判断が含まれます。

市場が活発であるかどうかを判断するために当社が用いる重要な基準は、取引数、市場参加者による価格更新の頻度、市場参加者による取引価格の多様性および公表された情報の量などです。

次の表は、野村が保有する毎期経常的に公正価値評価される金融商品の2021年３月31日および2022年３月31日現在のレベル別の金額を示しています。

（単位：十億円）

	2021年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	取引相手毎および現金担保との相殺（1）	2021年３月31日残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資（2）					
エクイティ（3）	2,338	968	16	－	3,322
プライベートエクイティ・デット投資（5）	－	－	58	－	58
日本国債	1,637	－	－	－	1,637
日本地方債・政府系機関債	－	76	2	－	78
外国国債・地方債・政府系機関債	2,838	1,987	12	－	4,837
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	－	1,259	135	－	1,394
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	－	0	8	－	8
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	－	2,387	6	－	2,393
政府系機関発行・保証	－	2,325	－	－	2,325
その他	－	62	6	－	68
不動産担保証券	－	0	106	－	106
債務担保証券（CDO）等（6）	－	36	23	－	59
受益証券等	573	29	0	－	602
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	7,386	6,742	366	－	14,494
デリバティブ資産（7）					
エクイティ・デリバティブ	9	1,318	75	－	1,402
金利デリバティブ	29	9,577	26	－	9,632
信用デリバティブ	4	427	24	－	455
為替取引	0	4,479	37	－	4,516
商品デリバティブ	1	0	－	－	1
取引相手毎および現金担保との相殺	－	－	－	△14,786	△14,786
デリバティブ資産合計	43	15,801	162	△14,786	1,220
小計	7,429	22,543	528	△14,786	15,714
貸付金および受取債権（8）	－	878	104	－	982
担保付契約（9）	－	349	18	－	367
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	123	304	－	－	427
その他（2）(3)(4)	353	173	185	－	711
合計	7,905	24,247	835	△14,786	18,201
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	2,341	20	0	－	2,361
日本国債	1,039	－	－	－	1,039
日本地方債・政府系機関債	－	1	－	－	1
外国国債・地方債・政府系機関債	2,912	1,172	1	－	4,085
銀行および事業会社の負債証券	－	230	5	－	235
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	－	0	－	－	0
債務担保証券（CDO）等（6）	－	0	1	－	1
受益証券等	243	13	0	－	256
トレーディング負債合計	6,535	1,436	7	－	7,978

（単位：十億円）

	2021年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	取引相手毎および現金担保との相殺（1）	2021年３月31日残高
デリバティブ負債（7）					
エクイティ・デリバティブ	1	2,112	116	―	2,229
金利デリバティブ	21	8,948	69	―	9,038
信用デリバティブ	3	458	62	―	523
為替取引	―	4,380	22	―	4,402
商品デリバティブ	0	0	―	―	0
取引相手毎および現金担保との相殺	―	―	―	△14,697	△14,697
デリバティブ負債合計	25	15,898	269	△14,697	1,495
小計	6,560	17,334	276	△14,697	9,473
短期借入（10）	―	532	103	―	635
支払債務および受入預金（10）(11)	―	49	1	―	50
担保付調達（9）	―	352	1	―	353
長期借入（10）(12)(13)	5	3,546	547	―	4,098
その他の負債（14）	231	179	35	―	445
合計	6,796	21,992	963	△14,697	15,054

（単位：十億円）

	2022年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	取引相手毎および現金担保との相殺（1）	2022年３月31日残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資（2）					
エクイティ（3）	2,100	1,041	14	－	3,155
プライベートエクイティ・デット投資（5）	22	－	32	－	54
日本国債	1,730	－	－	－	1,730
日本地方債・政府系機関債	－	184	2	－	186
外国国債・地方債・政府系機関債	3,220	2,010	10	－	5,240
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	－	1,134	220	－	1,354
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	－	0	7	－	7
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	－	1,450	8	－	1,458
政府系機関発行・保証	－	1,376	－	－	1,376
その他	－	74	8	－	82
不動産担保証券	－	58	79	－	137
債務担保証券（CDO）等（6）	－	34	26	－	60
受益証券等	293	23	0	－	316
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	7,365	5,934	398	－	13,697
デリバティブ資産（7）					
エクイティ・デリバティブ	3	874	97	－	974
金利デリバティブ	120	11,755	63	－	11,938
信用デリバティブ	12	398	33	－	443
為替取引	－	4,777	29	－	4,806
商品デリバティブ	1	0	－	－	1
取引相手毎および現金担保との相殺	－	－	－	△16,608	△16,608
デリバティブ資産合計	136	17,804	222	△16,608	1,554
小計	7,501	23,738	620	△16,608	15,251
貸付金および受取債権（8）	－	1,103	205	－	1,308
担保付契約（9）	－	282	16	－	298
その他の資産					
トレーディング目的以外の負債証券	117	367	－	－	484
その他（2）(3)(4)	146	136	197	－	479
合計	7,764	25,626	1,038	△16,608	17,820
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	1,796	8	0	－	1,804
日本国債	1,098	－	－	－	1,098
日本地方債・政府系機関債	－	0	－	－	0
外国国債・地方債・政府系機関債	3,451	1,328	0	－	4,779
銀行および事業会社の負債証券	－	222	3	－	225
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	－	0	－	－	0
債務担保証券（CDO）等（6）	－	3	0	－	3
受益証券等	76	0	0	－	76
トレーディング負債合計	6,421	1,561	3	－	7,985

（単位：十億円）

	2022年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	取引相手毎および現金担保との相殺（1）	2022年３月31日残高
デリバティブ負債（7）					
エクイティ・デリバティブ	2	1,368	87	－	1,457
金利デリバティブ	60	10,826	74	－	10,960
信用デリバティブ	14	434	66	－	514
為替取引	0	4,795	19	－	4,814
商品デリバティブ	0	1	－	－	1
取引相手毎および現金担保との相殺	－	－	－	△16,079	△16,079
デリバティブ負債合計	76	17,424	246	△16,079	1,667
小計	6,497	18,985	249	△16,079	9,652
短期借入（10）	－	653	58	－	711
支払債務および受入預金（10）(11)	－	63	8	－	71
担保付調達（9）	－	516	－	－	516
長期借入（10）(12)(13)	23	4,055	479	－	4,557
その他の負債（14）	32	155	32	－	219
合計	6,552	24,427	826	△16,079	15,726

(1) デリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
(2) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している投資は公正価値の階層から除いております。2021年３月31日および2022年３月31日において、これらの投資は連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資にそれぞれ24十億円および45十億円、その他の資産－その他にそれぞれ4十億円および3十億円含まれています。
(3) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
(4) 営業目的で保有する上場および非上場の投資持分証券が含まれ、2021年３月期には、それぞれ93,230百万円および33,419百万円、2022年３月期には、それぞれ101,503百万円および32,394百万円が計上されております。
(5) プライベートエクイティ・デット投資は営業目的以外で保有する非支配持分のプライベートエクイティ投資、ベンチャー・キャピタル投資または他の劣後資本（メザニン債等）の非上場・上場商品を含んでおります。また、ASC 825で認められている公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
(6) ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。
(7) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。
(8) 貸付金および受取債権のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
(9) 担保付契約および担保付調達のうち公正価値オプションを選択したものを含んでおります。
(10) 公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
(11) 区分処理されている受入預金の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が受入預金から控除されております。
(12) 区分処理されている発行済み仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、野村にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が借入から控除されております。
(13) 売却取引ではなく金融取引として会計処理された担保付金融取引によって認識される負債を含んでおり、当該負債について公正価値オプションを選択しております。
(14) 公正価値オプションを選択した貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

主要な金融商品の評価手法

金融商品の公正価値評価額の推定にあたり、野村が用いた主要な金融商品種別毎の評価手法、および公正価値階層帰属先決定にあたって有意となったデータは、以下のとおりです。

エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券：エクイティおよびその他の資産に含まれる投資持分証券は、上場・非上場のエクイティ証券およびファンド投資を含みます。上場エクイティ証券の公正価値は、取引の活発な市場における同一証券の取引価格が利用可能であれば、それを用いて決定されております。そのような評価は市場慣行に即していなければならず、そのためビッド価格もしくは仲値に基づきます。野村は、証券取引の数量および取引頻度によって、取引の活発な市場であるかどうかを判断しております。これら証券がレベル１の階層に分類される場合、公正価値の調整は行われません。取引の活発ではない市場で取引されている上場エクイティ証券も同様に通常は取引所価格を用いて評価され、レベル２に分類されます。非常に稀ながら、実務上、取引の活発ではない市場で取引されている取引所価格が適切な公正価値を示していないと考えられる場合、取引所価格にディスカウントや流動性アジャストメントを反映させることがあります。こうした調整の有無は個別銘柄毎に判断されており、野村の当該銘柄の保有数量は判断の材料とはなっておりません。取引が活発ではない市場で取引される上場エクイティ証券に対するこうした調整について、2021年３月31日および2022年３月31日現在に認識している金額はありません。非上場エクイティ証券の公正価値は後述のプライベートエクイティ・デット投資と同様の評価手法を用いて決定され、流動性ディスカウントやクレジット・スプレッドのような有意な評価データが観察不能であるため、通常レベル３に分類されます。

プライベートエクイティ・デット投資：非上場プライベートエクイティ・デット投資は元来価格の透明性がない、ないしは低いため、公正価値の決定に際しては当社独自の重要な判断が求められます。プライベートエクイティ・デット投資は当初は公正価値であると見積もられた取得価額で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価額は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される出口価格が帳簿価額と異なると判断された場合は、帳簿価額を調整することがあります。こうした決定に際しては主に、割引現在価値法（Discounted Cash Flow（以下「DCF法」））またはマルチプル法を使用します。DCF法とは適切な成長率に基づいて調整した投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを、加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital（以下「WACC」））により割り引く内部評価モデルです。マルチプル法とはEV／EBITDA、株価収益率、株価純資産倍率、株価潜在価値比率、投資先の財務諸表数値と比較対象となる他社の株価の関係から導かれるその他の評価倍率などの比較数値を用いた評価手法です。また、投資先特有の属性を反映させるためDCF法ないしはマルチプル法に対して流動性ディスカウントを考慮することがあります。流動性ディスカウントは、時価評価モデルや評価インプットにおけるさまざまな不確実性も考慮しております。可能な場合にはこうした評価は、投資先の営業キャッシュ・フローおよび財務業績ないしは予算または見積もりに関連する資産、類似の公開企業の株価や利益数値、業種または地域内の傾向およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。プライベートエクイティ・デット投資は、前述した評価データの多くが観察不能あるいは不確実性が高いため、通常レベル３に分類されます。

国債、地方債ならびに政府系機関債：日本を含むG７の政府が発行する国債の公正価値は、主に取引所価格、執行可能なブローカーやディーラー気配、あるいはこれらに代替し得る価格情報を用いて決定されております。これらの証券は活発な取引のある市場にて取引されており、したがって公正価値階層においてはレベル１に分類されております。G７以外の政府が発行する国債、政府系機関債および地方債についてはG７国債同様の価格情報を用いて評価されておりますが、これらの債券は取引の活発ではない市場で取引されているため、通常レベル２に分類されております。一部のG７以外の政府が発行する証券については、活発な取引のある市場にて取引されているため、レベル１に分類されることもあります。一部の証券については、取引が頻繁に行われず、比較可能な証券からレベル２に分類するために必要な価格情報が得られないため、レベル３に分類されることがあります。これらの証券は発行体のクレジット・スプレッドなどの有意な観察不能データを含むDCF法によって評価されます。

銀行および事業会社の負債証券：銀行および事業会社の負債証券の公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り曲線、アセット・スワップ・スプレッド、回収率、発行体のクレジット・スプレッドなどであります。銀行および事業会社の負債証券は通常こうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。しかし、一部の銀行および事業会社の負債証券については、取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル２に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される発行体のクレジット・スプレッドまたは回収率が観察不能であることから、レベル３に分類されることがあります。

商業用不動産ローン担保証券（CMBS）および住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）：CMBSおよびRMBSの公正価値は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CMBSおよびRMBSは通常こうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。しかし、一部のCMBSおよびRMBSについては取引が散発的であり、かつ比較可能な証券からレベル２に分類するために必要な情報が得られないこと、ないしはDCF法に使用される１つ以上の評価データが観察不能であることから、レベル３に分類されることがあります。

不動産担保証券：不動産担保証券の公正価値はブローカーやディーラー気配、直近の市場取引または比較可能な市場指数を参照して決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。有意なデータがすべて観察可能である場合、当該証券はレベル２に分類されます。一部の証券は直接的な価格のソースや比較可能な証券や指標が利用できません。そのような証券はDCF法を用いて評価されており、利回りまたは損失率などの有意な観察不能な評価データが含まれるため、レベル３に分類されます。

債務担保証券（CDO）等：CDO等は、主としてDCF法だけではなく、可能な場合には当該証券あるいは類似証券のブローカーやディーラー気配、直近の取引事例を用いて決定されております。ブローカーやディーラー気配については、価格が単なる気配か執行可能かという点、気配を取得できるブローカーやディーラーの社数、直近の市場動向や代替の価格情報と比較した気配の水準などの特性も考慮されております。DCF法に用いられる有意な評価データは、信用格付毎の市場スプレッド、利回り、期中償還率、デフォルト確率および損失率などであります。CDO等はこうした評価データが観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。しかし、一部のCDO等についてはDCF法に使用される１つ以上の有意な評価データが観察不能であるため、レベル３に分類されることがあります。

受益証券等：受益証券の公正価値は、主に１株当たり純資産価額を用いて決定されております。日々公表されている１株当たり純資産価額で評価されている上場投資信託は、公正価値階層のレベル１に分類されております。非上場投資信託について、野村が投信運用会社に対し、貸借対照表日現在の１株当たり純資産価額で当日あるいは相当の期間内に解約し得る場合はレベル２に分類されます。野村が相当の期間内に解約できないあるいはいつ解約が可能か不明な場合は、レベル３に分類されます。受益証券等に計上される特定の投資の公正価値はDCF法を用いて決定されております。こうした投資は、発行体のクレジット・スプレッドや相関係数のような有意な観察不能データで評価されているため、レベル３に分類されます。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：野村はインデックス・オプション、エクイティ・オプション、エクイティ・バスケット・オプション、インデックス・スワップ、エクイティ・スワップ等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場エクイティ・デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル１に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場エクイティ・デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル２に分類されます。店頭デリバティブの公正価値はブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより決定されております。使用される有意な評価データにはエクイティ価格、配当利回り、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型のエクイティ・デリバティブについて配当利回り、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル３に分類されます。

デリバティブ（金利デリバティブ）：野村は金利スワップ、為替スワップ、金利オプション、金利先渡契約、スワップション、キャップ取引、フロア取引等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。上場金利デリバティブの公正価値は、活発な市場で取引され、取引所価格が公正価値を表している場合は未調整の取引所価格を用いて決定され、公正価値階層のレベル１に分類されております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場金利デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル２に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭金利デリバティブについて金利、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル３に分類されます。

デリバティブ（信用デリバティブ）：野村は特定の相手先、指数、複数の相手先を参照するクレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・オプション等の店頭デリバティブを取引しております。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、クレジット・スプレッド、回収率、デフォルト確率、ボラティリティおよび相関係数が含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。一部の流動性の低いバニラ型、ないしはエキゾチック型の店頭信用デリバティブについてクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティ、相関係数などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル３に分類されます。

デリバティブ（為替取引）：野村は為替先物、通貨オプション等の上場デリバティブおよび店頭デリバティブを取引しております。取引が活発でない市場で取引される場合、ないしは取引所価格が公正価値を表していない場合の上場デリバティブの公正価値はモデル価格を用いて決定され、レベル２に分類されます。店頭デリバティブの公正価値は、DCF法や、ブラック・ショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーション等のオプションモデルにより評価されております。使用される有意な評価データには金利、先物為替、直物為替、ボラティリティが含まれております。加えて、モデル評価に際してはデリバティブ資産にかかる取引相手のクレジット・リスクならびにデリバティブ負債にかかる野村の信用リスクを反映させるために調整を行っております。店頭デリバティブはすべての有意な評価データおよび調整が観察可能ないしは市場で裏付けがあるため、一般的にはレベル２に分類されます。一部のデリバティブについて金利、ボラティリティ、相関関係などの評価データが有意かつ観察不能である場合は、レベル３に分類されます。

野村は、主要な市場における市場参加者が公正価値を算定するために使用するであろう手法に合致させるため、特定の店頭デリバティブ取引の公正価値を見積もる際にファンディングコストに基づく評価の調整を行っております。

貸付金および受取債権：トレーディング資産として、あるいは公正価値オプションの適用により公正価値で計上されている貸付金および受取債権の公正価値は通常は取引価格が利用できないため、主にDCF法により決定されております。評価データには銀行および事業会社の負債証券と同様のデータが用いられております。貸付金および受取債権は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル２に分類されます。しかし、一部の貸付金および受取債権については取引が散発的であり、当該貸付金および受取債権と比較可能な負債証券からレベル２に分類するために必要な情報が得られないため、もしくはDCF法に使用する発行体のクレジット・スプレッドあるいは回収率が有意かつ観察不能であるため、レベル３に分類されます。

担保付契約および担保付調達：公正価値で計上されている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は公正価値オプションを適用しており、公正価値は主にDCF法により決定されております。評価データには金利、GC取引やSC取引の貸借料を含みます。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券は通常こうした評価データが観察可能であるため、一般的にはレベル２に分類されます。

トレーディング目的以外の負債証券：トレーディング業務を行わない当社の子会社が保有する負債証券は、前述した国債、地方債ならびに政府系機関債および銀行および事業会社の負債証券と同様の評価手法により公正価値が決定され、公正価値階層に分類されております。

短期および長期借入（仕組債）：仕組債とは野村および連結変動持分事業体によって発行された負債証券で、投資家に対し単純な固定あるいは変動金利に代えて、株価または株価指数、商品相場、為替レート、第三者の信用格付、またはより複雑な金利等の変数によって決定されるリターンが支払われるという特徴が組み込まれたものを指します。仕組債の公正価値は、活発な取引のある市場における当該債務の取引価格があればそれを用いて評価され、それがない場合は同等債務が資産として取引された場合における取引価格、類似債務の取引価格、類似債務が資産として取引された場合における取引価格、仕組債に組み込まれた特徴に応じたDCF法とオプションモデルによる内部評価モデル等を組み合わせた評価手法により評価されております。内部評価モデルを使用する場合、野村は負債証券部分と組込デリバティブ部分の両方の公正価値を評価しております。仕組債のうち、負債証券部分の公正価値を評価するための有意な評価データには利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率が含まれます。組込デリバティブ部分の公正価値を評価するための評価データには前述した店頭デリバティブと同様のデータが用いられております。仕組債の公正価値には野村の信用リスクを反映するための調整が含まれております。この調整は直近の観察可能な流通市場における売買や野村の負債証券を含む執行可能な水準のブローカー気配に基づいて行われており、一般的にはレベル２として分類されております。仕組債は通常評価データと調整が観察可能であるため、一般的にはレベル２に分類されます。組込デリバティブの公正価値を評価する際に用いられる利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数といった観察不能なデータが有意な場合は、レベル３に分類されます。

長期借入（担保付金融取引）：担保付金融取引は、金融資産移転取引が編纂書860「譲渡とサービシング」（以下「編纂書860」）に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。これらの債務は、連結貸借対照表上に残存する移転された金融資産に適用された評価手法と同様の手法を用いて評価されます。したがって、公正価値評価階層も当該資産と同じレベルに分類されます。野村はこれらの債務に対して一般的な遡及義務を負わないことから、評価にあたっては野村の信用リスクを反映する調整は行いません。

レベル３金融商品

レベル３金融商品の評価は、市場で観察できない特定の有意なデータに基づいております。活発でない市場は、金融商品の取引量が少ない、価格の見積もりが最新ではない、価格の見積もりが時間の経過やマーケットメーカーにより大幅に変わる、執行可能ではないブローカー気配もしくは情報の公共性がほとんどないという共通する特性を持ちます。

仮にレベル３金融商品の評価に確定的な根拠が利用できない場合は、公正価値は市場にある他の同等の商品を参考として計算されます。特定のレベル３金融商品とベンチマークに適用される金融商品の相関の度合いは、観察不能なデータとしてみなされます。市場で観察不能なデータを適切に評価するために使用されるその他の手法では、特定の市場参加者間のコンセンサス・プライス・データ、過去のトレンド、観察可能な市場データからの推定、市場参加者が類似する商品の評価に使用すると野村が想定するその他の情報を考慮します。

レベル３金融商品の評価のために適当かつ代替可能なデータの仮定を使用した場合、公正価値の決定に重要な影響を与えます。最終的には、前述のデータの仮定に関する不確実性は、レベル３金融商品の公正価値が主観的な見積もりであることを示します。それぞれの金融商品における特定の評価は、野村の定めている評価方針および手続きに沿った、一般的な市場環境下の経営判断に基づきます。

有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在のレベル３金融商品の公正価値を決定するのに使用される有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報を示しております。レベル３金融商品は、一般的に公正価値階層のレベル１ないしはレベル２に使用される観察可能な評価データも含んでおりますが、これらの評価データは表に含まれておりません。また、レベル３金融商品は多くの場合、レベル１ないしはレベル２に分類される金融商品によってヘッジされております。

野村が使用する有意な観察不能のデータの変動は、金融商品に対する公正価値測定に影響を与えます。以下の表には、これらの有意な観察不能なデータが異なる値を取った場合、報告日現在の公正価値測定がより高くまたは低く算定される可能性の情報、および公正価値を決定するのに２つ以上の有意な観察不能なデータが使用されている場合には、そのデータ間の相関についての定性的な情報も記載しております。

2021年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
資産： トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資							
エクイティ	16	DCF	流動性ディスカウント	75.0%	75.0%	公正価値の減少	－
プライベートエクイティ・デット投資	58	DCF	WACC	6.3－11.5%	8.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			成長率	0.0－1.0%	0.5%	公正価値の増加	
			クレジット・スプレッド	7.6－8.8%	8.1%	公正価値の減少	
			流動性ディスカウント	5.0－30.0%	12.8%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV／EBITDA	1.9－10.8倍	6.5倍	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			株価収益率	11.1倍	11.1倍	公正価値の増加	
			流動性ディスカウント	5.0－20.0%	12.2%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・政府系機関債	12	DCF	クレジット・スプレッド	0.0－1.5%	0.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	9.2－9.3%	9.2%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	135	DCF	クレジット・スプレッド	0.0－23.1%	7.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	0.0－100.0%	73.3%	公正価値の増加	
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	8	DCF	利回り	4.2－10.6%	5.0%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			損失率	27.5－69.5%	50.3%	公正価値の減少	
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	6	DCF	利回り	0.0－14.3%	1.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			期中償還率	6.4－15.0%	7.2%	公正価値の減少	
			損失率	0.8－100.0%	5.8%	公正価値の減少	
不動産担保証券	106	DCF	損失率	0.0－18.6%	2.4%	公正価値の減少	－
債務担保証券（CDO）等	23	DCF	利回り	5.4－35.0%	11.0%	公正価値の減少	一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動します
			期中償還率	20.0%	20.0%	公正価値の減少	
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	
			損失率	77.0－100.0%	88.1%	公正価値の減少	

2021年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・デリバティブ	△41	オプション・モデル	配当利回り	0.0－9.8%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	4.0－102.0%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.80－0.98	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	△43	DCF／オプション・モデル	金利	0.1－2.3%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	9.6－13.1%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	24.9－94.0bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△38	DCF／オプション・モデル	クレジット・スプレッド	0.0－20.8%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			回収率	0.0－100.4%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	41.9－65.0%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.29－0.72	－	公正価値の増加	
為替取引	15	オプション・モデル	金利	0.1－2.1%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	2.6－31.5%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	16.2－25.5bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.25－0.80	－	公正価値の増加	

2021年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
貸付金および受取債権	104	DCF	クレジット・スプレッド	0.0－25.6%	6.6%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	26.4－100.0%	95.8%	公正価値の増加	
担保付契約	18	DCF	レポレート	2.8－5.8%	4.0%	公正価値の減少	－
その他の資産							
その他(7)	185	DCF	WACC	9.2%	9.2%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			成長率	2.0%	2.0%	公正価値の増加	
			流動性ディスカウント	10.0%	10.0%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV／EBITDA	5.0－6.2倍	5.4倍	公正価値の増加	収益水準が一定と仮定した場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます
			株価収益率	8.2－32.0倍	13.8倍	公正価値の増加	
			株価純資産倍率	0.3－1.6倍	0.9倍	公正価値の増加	
			流動性ディスカウント	10.0－40.0%	30.6%	公正価値の減少	
負債：							
トレーディング負債							
銀行および事業会社の負債証券	5	DCF	回収率	3.4－3.5%	3.4%	公正価値の増加	－
短期借入	103	DCF／オプション・モデル	ボラティリティ	13.8－82.3%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			相関係数	△0.69－0.96	－	公正価値の増加	
長期借入	547	DCF／オプション・モデル	ボラティリティ	9.5－82.3%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	29.6－77.0bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	

2022年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
資産： トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資							
エクイティ	14	DCF	流動性ディスウント	75.0%	75.0%	公正価値の減少	－
プライベートエクイティ・デット投資	32	DCF	WACC	7.1－13.0%	10.2%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			成長率	0.0－2.0%	0.7%	公正価値の増加	
			流動性ディスウント	5.0－30.0%	18.5%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV/EBITDA	2.0－11.2倍	6.9 倍	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			株価収益率	10.7－12.6倍	11.6 倍	公正価値の増加	
			流動性ディスウント	5.0－20.0%	11.9%	公正価値の減少	
外国国債・地方債・政府系機関債	10	DCF	クレジット・スプレッド	0.0－1.3%	0.7%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	6.0%	6.0%	公正価値の増加	
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	220	DCF	クレジット・スプレッド	0.1－114.7%	7.2%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	0.0－100.0%	84.4%	公正価値の増加	
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	7	DCF	利回り	4.3－11.1%	4.6%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			損失率	28.3－73.0%	40.8%	公正価値の減少	
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	8	DCF	利回り	0.0－22.2%	8.4%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			期中償還率	6.9－15.0%	9.5%	公正価値の減少	
			損失率	0.0－99.9%	6.9%	公正価値の減少	
不動産担保証券	79	DCF	損失率	0.0－21.2%	2.9%	公正価値の減少	－
債務担保証券（CDO）等	26	DCF	利回り	5.5－27.5%	13.1%	公正価値の減少	一般的に、デフォルト確率は損失率とは同じ方向に、期中償還率とは反対の方向に変動します
			期中償還率	18.0－20.0%	19.5%	公正価値の減少	
			デフォルト確率	2.0%	2.0%	公正価値の減少	
			損失率	0.0－100.0%	44.0%	公正価値の減少	

2022年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
デリバティブ（純額）：							
エクイティ・デリバティブ	10	オプション・モデル	配当利回り	0.0－12.6%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	0.0－109.7%	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.80－0.97	－	公正価値の増加	
金利デリバティブ	△11	DCF／オプション・モデル	金利	0.3－3.3%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	9.2－13.9%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	34.8－128.3bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	
信用デリバティブ	△33	DCF／オプション・モデル	クレジット・スプレッド	0.0－428.7%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			回収率	0.0－90.0%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	50.0－67.6%	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.00－0.90	－	公正価値の増加	
為替取引	10	オプション・モデル	金利	0.3－2.9%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	2.4－39.3%	－	公正価値の増加	
			ボラティリティ	13.9－24.0bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△0.25－0.84	－	公正価値の増加	

2022年３月31日

金融商品	公正価値（十億円）	評価手法	有意な観察不能データ	データの範囲(1)	加重平均(2)(3)	観察不能なデータの増加に対する公正価値の感応度(4)(5)	観察不能なデータ同士の相関(6)
貸付金および受取債権	205	DCF	クレジット・スプレッド	0.0－21.5%	6.0%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			回収率	44.0－100.0%	98.2%	公正価値の増加	
担保付契約	16	DCF	レポレート	2.8－6.0%	3.6%	公正価値の減少	－
その他の資産							
その他(7)	197	DCF	WACC	10.1%	10.1%	公正価値の減少	予測可能な相関はありません
			成長率	2.0%	2.0%	公正価値の増加	
			流動性ディスカウント	10.0%	10.0%	公正価値の減少	
		マルチプル	EV／EBITDA	3.6－5.9倍	4.4 倍	公正価値の増加	収益水準が一定と仮定した場合、一般的にマルチプル法に対する仮定の変動は、公正価値の変動に対して同方向の影響を与えます
			株価収益率	6.7－30.8倍	13.1 倍	公正価値の増加	
			株価純資産倍率	0.3－1.7倍	0.9 倍	公正価値の増加	
			流動性ディスカウント	25.0－40.0%	30.6%	公正価値の減少	
負債：							
トレーディング負債							
銀行および事業会社の負債証券	3	DCF	回収率	3.9－97.0%	84.1%	公正価値の増加	－
短期借入	58	DCF／オプション・モデル	ボラティリティ	5.0－97.0%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			相関係数	△0.80－0.93	－	公正価値の増加	
支払債務および受入預金	8	DCF／オプション・モデル	ボラティリティ	9.2－11.3%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	41.2－69.6bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	0.34－0.98	－	公正価値の増加	
長期借入	479	DCF	損失率	0.0%	0.0%	公正価値の減少	－
		DCF／オプション・モデル	ボラティリティ	5.0－97.0%	－	公正価値の増加	予測可能な相関はありません
			ボラティリティ	41.2－69.6bp	－	公正価値の増加	
			相関係数	△1.00－0.98	－	公正価値の増加	
その他の負債	32	DCF	回収率	90.0%	90.0%	公正価値の増加	－

(1) データ範囲はパーセント、係数、倍の単位で示しており、各金融商品を公正価値評価する有意な観察不能の評価データの最大値および最小値を表しております。データ範囲が広範であることは必ずしも評価データの不確実性や主観性を示すものではなく、性質の異なる金融商品を含んでいることによるものであります。
(2) 現物取引の金融商品の加重平均数値は、各金融商品の公正価値毎に各評価データを加重平均したものであります。
(3) 現物取引の金融商品と異なり、デリバティブのリスクは貸借対照表価額とは区別され、ネッティングの影響を受けるため、デリバティブに関する加重平均数値を提供しておりません。
(4) 観察不能なデータの増加が公正価値に与える影響のみを記載しています。観察不能なデータの減少は上記の記載と反対方向の影響を与えます。例えば、ある観察不能なデータの増加が公正価値を減少させる場合、当該観察不能なデータの減少は、公正価値を増加させます。

(5) デリバティブに対する観察不能なデータの増加による影響は、野村が例えばボラティリティなどのリスクに対しロング・ポジションであることを仮定しています。野村がショート・ポジションを取っている場合、観察不能なデータの増加は上記と反対方向の影響を与えます。
(6) 観察不能なデータの相関は、公正価値を決定するのに２つ以上の観察不能なデータを使用している場合にのみ適用されます。
(7) 連結貸借対照表上、その他の資産に含まれる投資持分証券の評価手法および観察不能データを表しております。

有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報

レベル３金融商品に使用される有意な観察不能のデータ範囲に関する定性的情報は以下のとおりです。

デリバティブ（エクイティ・デリバティブ）：有意な観察不能のデータは配当利回り、ボラティリティおよび相関係数です。配当利回りは、収益が欠如している、または会社が成長ステージにある間は配当を行わない方針などの理由により、配当を行わず配当利回りがゼロとなる企業を含む一方で、投資家に資金を還元するために多額の配当を支払う企業を含むためにデータの範囲は変動します。ボラティリティは、満期までの期日が短いあるいは単一のエクイティ証券を参照するエクイティ・デリバティブの方が、満期までの期日が長いあるいは指数を参照するものよりもボラティリティが高くなる傾向にあるため、データの範囲は広範になります。相関係数はあるデータと他のデータの関連性（以下「ペア」）を表しており、正の値にも負の値にもなり得ます。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

デリバティブ（金利デリバティブ）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっているためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い金利デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。すべての有意な観察不能のデータは当該範囲の中に偏りなく分布しています。

デリバティブ（信用デリバティブ）：有意な観察不能のデータはクレジット・スプレッド、回収率、ボラティリティおよび相関係数です。クレジット・スプレッドのデータの範囲は、ポートフォリオに内在する異なるデフォルトの危険性を反映します。デフォルトの危険性がほとんどない参照資産の場合はデータの範囲の下限になり、デフォルトの危険性がより高い参照資産の場合はデータの範囲の上限になります。回収率は、シニアのエクスポージャーの方が劣後エクスポージャーよりも回収率が高くなるため、主に参照資産の優先順位によってデータの範囲は変動します。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長いものよりも短い信用デリバティブの方が高いために、データの範囲は広範になります。相関係数は、一般的にクレジット・スプレッドは同一方向に動くため、データの範囲は正の値となります。強い正の相関係数にある場合、密接に関係して同一方向に動きますが、相関係数が下がると関係は弱くなります。

デリバティブ（為替取引）：有意な観察不能のデータは金利、ボラティリティおよび相関係数です。金利は国や通貨により金利水準は異なっており、絶対的水準が極めて低い国がある一方で、水準が相対的に低くなっている国があるためにデータ範囲に幅が生じます。ボラティリティは、（主に米ドルに対し）狭い範囲で取引される通貨の場合はデータの範囲の下限に近くなり低くなる一方で、新興市場の通貨の場合はデータの範囲の上限に近くなり高くなります。相関係数は、ペアによって異なる関係性を有しており、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で動きます。

短期借入および長期借入：有意な観察不能のデータは、利回り、期中償還率、デフォルト確率、損失率、ボラティリティおよび相関係数です。ボラティリティは、一般的に満期までの期日が長い金融商品よりも短いものの方が高くなるため、データの範囲は広範になります。相関係数は、同一方向に非常に密接に関連して動くペアが高い正の相関となる一方で、逆方向に非常に密接に関連して動くペアが高い負の相関となるため、データの範囲は正の値から負の値の間で変動します。

レベル３金融商品の推移

次の表は、毎期経常的に公正価値評価されるレベル３金融商品の2021年３月期および2022年３月期の損益と推移を示しております。レベル３金融商品は多くの場合、レベル１または２の金融商品によってリスクヘッジされております。以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル３金融商品の公正価値は、市場で観察不能なデータと観察可能なデータの両方を使用して算定されます。したがって、以下の表は観察不能なデータの変動による実現および未実現損益と観察可能なデータの変動による実現および未実現損益の両方が反映されております。

2021年３月期および2022年３月期において、レベル３金融商品の損益は、野村の流動性と資金調達の管理に重要な影響を及ぼしませんでした。

（単位：十億円）

	2021年３月期									
	2021年３月期期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル３への移動(4)(5)	レベル３からの移動(5)	2021年３月期期末残高
資産：										
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資										
エクイティ	14	5	－	23	△29	－	1	2	0	16
プライベートエクイティ・デット投資	31	11	－	19	△4	－	1	－	－	58
日本地方債・政府系機関債	2	0	－	0	0	－	－	0	0	2
外国国債・地方債・政府系機関債	8	1	－	21	△16	－	0	5	△7	12
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	228	1	－	66	△165	－	9	31	△35	135
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	1	1	－	6	0	－	0	0	0	8
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	62	0	－	12	△46	－	1	－	△23	6
不動産担保証券	94	△5	－	170	△155	－	2	－	0	106
債務担保証券（CDO）等	32	0	－	102	△104	－	0	0	△7	23
受益証券等	0	0	－	16	△16	－	0	0	－	0
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	472	14	－	435	△535	－	14	38	△72	366
デリバティブ取引（純額）(3)										
エクイティ・デリバティブ	19	△43	－	－	－	△26	0	20	△11	△41
金利デリバティブ	△54	16	－	－	－	△6	1	△3	3	△43
信用デリバティブ	△1	△19	－	－	－	△14	△1	△4	1	△38
為替取引	7	20	－	－	－	△15	1	△2	4	15
デリバティブ取引（純額）合計	△29	△26	－	－	－	△61	1	11	△3	△107
小計	443	△12	－	435	△535	△61	15	49	△75	259
貸付金および受取債権	96	2	－	42	△69	－	7	41	△15	104
担保付契約	15	△1	－	－	△1	－	0	5	－	18
その他の資産										
その他	168	47	0	4	△39	－	5	－	0	185
合計	722	36	0	481	△644	△61	27	95	△90	566

（単位：十億円）

	2021年３月期									
	2021年３月期期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル３への移動(4)(5)	レベル３からの移動(5)	2021年３月期期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	0	0	―	1	△1	―	0	0	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	0	―	0	0	―	1	―	―	1
銀行および事業会社の負債証券	1	0	―	4	△1	―	0	2	△1	5
債務担保証券（CDO）等	1	1	―	11	△10	―	0	―	―	1
受益証券等	0	0	―	0	0	―	0	―	―	0
トレーディング負債合計	2	1	―	16	△12	―	1	2	△1	7
短期借入	29	△5	0	220	△137	―	0	13	△27	103
支払債務および受入預金	1	0	0	0	0	―	―	1	△1	1
担保付調達	―	△1	―	―	―	―	0	―	―	1
長期借入	409	△35	△1	343	△284	―	0	111	△68	547
その他の負債	0	△2	―	33	0	―	0	1	△1	35
合計	441	△42	△1	612	△433	―	1	128	△98	694

（単位：十億円）

	2022年３月期									
	2022年３月期期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル３への移動(4)(5)	レベル３からの移動(5)	2022年３月期期末残高
資産：										
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資										
エクイティ	16	3	―	2	△9	―	1	3	△2	14
プライベートエクイティ・デット投資	58	2	―	14	△30	―	1	―	△13	32
日本地方債・政府系機関債	2	0	―	0	0	―	―	―	―	2
外国国債・地方債・政府系機関債	12	1	―	13	△16	―	0	2	△2	10
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	135	△3	―	207	△194	―	16	89	△30	220
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	8	0	―	0	△1	―	0	―	0	7
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	6	0	―	5	△4	―	1	0	―	8
不動産担保証券	106	4	―	370	△395	―	10	―	△16	79
債務担保証券（CDO）等	23	△4	―	96	△89	―	1	―	△1	26
受益証券等	0	0	―	16	△16	―	0	0	―	0
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	366	3	―	723	△754	―	30	94	△64	398
デリバティブ取引（純額）(3)										
エクイティ・デリバティブ	△41	43	―	―	―	3	△1	△31	37	10
金利デリバティブ	△43	△7	―	―	―	13	0	14	12	△11
信用デリバティブ	△38	6	―	―	―	2	△2	△2	1	△33
為替取引	15	△1	―	―	―	△4	1	0	△1	10
デリバティブ取引（純額）合計	△107	41	―	―	―	14	△2	△19	49	△24
小計	259	44	―	723	△754	14	28	75	△15	374
貸付金および受取債権	104	18	―	95	△89	―	16	73	△12	205
担保付契約	18	△1	―	2	△5	―	2	―	―	16
その他の資産										
その他	185	△2	0	2	△1	―	14	0	△1	197
合計	566	59	0	822	△849	14	60	148	△28	792

（単位：十億円）

	2022年３月期									
	2022年３月期期首残高	当期純利益に含まれる額(1)	その他の包括利益に含まれる額	購入／発行(2)	売却／償還(2)	現金の授受	為替の変動による影響	レベル３への移動(4)(5)	レベル３からの移動(5)	2022年３月期期末残高
負債：										
トレーディング負債										
エクイティ	0	0	―	0	0	―	0	―	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	1	0	―	0	△1	―	0	―	―	0
銀行および事業会社の負債証券	5	0	―	5	△6	―	△1	8	△8	3
債務担保証券（CDO）等	1	0	―	2	△3	―	0	0	―	0
受益証券等	0	0	―	0	0	―	0	―	―	0
トレーディング負債合計	7	0	―	7	△10	―	△1	8	△8	3
短期借入	103	△8	0	152	△136	―	1	15	△85	58
支払債務および受入預金	1	0	0	2	―	―	―	7	△2	8
担保付調達	1	―	―	―	―	―	―	―	△1	―
長期借入	547	△6	2	487	△409	―	1	41	△192	479
その他の負債	35	△26	―	1	△36	―	6	0	0	32
合計	694	△40	2	649	△591	―	7	71	△288	580

(1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益に計上されており、投資持分証券関連損益、収益－その他および金融費用以外の費用－その他、金融収益および金融費用に計上されているものも含みます。

(2) 「購入／発行」にはトレーディング負債の増加、「売却／償還」にはトレーディング負債の減少を含みます。

(3) 複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。

(4) 2021年３月期および2022年３月期の移動が生じた期間で認識した損益は重要な金額ではありませんでした。

(5) 「レベル３への移動」は、関連する評価データが観測不能になったか、もしくは重要になったためです。「レベル３からの移動」は、関連する評価データが観測可能になったか、もしくは重要ではなくなったためです。各金融商品に関連する評価データは、「有意な観察不能なデータに関する定量的および定性的な情報」をご参照ください。

レベル３金融商品に含まれる未実現損益

次の表は、野村が公正価値階層の中でレベル３として分類し、貸借対照表日現在で保有している金融商品に関連する2021年３月期および2022年３月期の未実現損益を示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
	未実現損益（1）	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資		
エクイティ	4	2
プライベートエクイティ・デット投資	12	1
日本地方債・政府系機関債	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	1	0
銀行および事業会社の負債証券・売買目的の貸付金	△1	△2
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	0	0
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	0	0
不動産担保証券	△3	1
債務担保証券（CDO）等	△3	△7
受益証券等	0	0
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資合計	10	△5
デリバティブ取引（純額）(2)		
エクイティ・デリバティブ	△66	46
金利デリバティブ	16	0
信用デリバティブ	△21	5
為替取引	19	△13
デリバティブ取引（純額）合計	△52	38
小計	△42	33
貸付金および受取債権	△3	16
担保付契約	△1	0
その他の資産		
その他	41	△2
合計	△5	47
負債：		
トレーディング負債		
エクイティ	0	0
外国国債・地方債・政府系機関債	0	0
銀行および事業会社の負債証券	0	0
債務担保証券（CDO）等	0	0
トレーディング負債合計	0	0
短期借入(3)	4	2
支払債務および受入預金(3)	0	0
担保付調達(3)	0	－
長期借入(3)	△17	18
その他の負債	5	△7
合計	△8	13

（1）連結損益計算書のトレーディング損益、プライベートエクイティ・デット投資関連損益、投資持分証券関連損益、収益－その他および金融費用以外の費用－その他、金融収益および金融費用に計上されている損益を含みます。

（2）複数種類のリスクを含むデリバティブ資産および負債は、主要なリスクの種類に基づいて区分されます。

(3) 貸借対照表日現在で保有しているレベル３金融商品に関連する未実現損益でその他の包括利益に計上されるものを含みます。2021年３月31日および2022年３月31日において、それぞれ0十億円および 5十億円が当該未実現損益としてその他の包括利益に計上されております。

１株当たりの純資産価額を計算する事業体への投資

通常の営業活動で野村は、公正価値を測定するのが難しい投資会社の定義に該当するもしくは類似する性質を有する非連結の事業体に投資しております。それらの投資の一部は実務上の簡便法として公正価値を１株当たり純資産価額で算定しております。それらの投資のいくつかは１株当たり純資産価額とは異なる価格で償還されます。

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在の１株当たり純資産価額で計算または注記されている投資についての情報を記載しております。ビジネスの性質やリスクに関連させた主要なカテゴリー別に記載しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日			
	公正価値	コミットメント残高 (1)	償還頻度 (2)（現在償還可能なもののみ）	償還通知時期 (3)
ヘッジファンド	2	―	月次	当日-30 日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	4	2	―	―
プライベート・エクイティ・ファンド	18	21	―	―
リアル・エステート・ファンド	4	1	―	―
合計	28	24		

（単位：十億円）

	2022年３月31日			
	公正価値	コミットメント残高 (1)	償還頻度 (2)（現在償還可能なもののみ）	償還通知時期 (3)
ヘッジファンド	12	1	月次	当日-30 日
ベンチャー・キャピタル・ファンド	10	10	―	―
プライベート・エクイティ・ファンド	22	19	―	―
リアル・エステート・ファンド	4	1	―	―
合計	48	31		

(1) 投資先に野村が支払わなくてはならない契約上のコミットメント残高を示しております。
(2) 野村が投資の繰上償還等を受けられる頻度を示しております。
(3) 償還が可能になる前に義務付けられている通知の時期を示しております。

ヘッジファンド：

これらのファンドには、さまざまな資産クラスに投資するファンド・オブ・ファンズへの投資が含まれております。これらの投資の公正価値は１株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは６ヶ月以内に償還することができますが、契約上の理由、流動性および償還制限などのため６ヶ月以内に償還することができないファンドもあります。なお、償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

ベンチャー・キャピタル・ファンド：

これらのファンドには、主にスタートアップのファンドが含まれております。これらの投資の公正価値は１株当たり純資産価額を用いて決定されております。大部分のファンドは６ヶ月以内に償還することができません。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

プライベート・エクイティ・ファンド：

これらのファンドは、主に欧州、米国、日本のさまざまな業界に投資をしております。これらの投資の公正価値は１株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

リアル・エステート・ファンド：

これらのファンドには、商業用不動産やその他の不動産への投資が含まれております。これらの投資の公正価値は１株当たり純資産価額を用いて決定されております。これらのファンドの多くは中途償還に制限が課されています。償還停止中あるいは清算中のファンドの償還時期は明らかではありません。これらのファンドには、第三者への譲渡制限が設けられているものがあります。

金融商品の公正価値オプション

野村は編纂書815「デリバティブとヘッジ」（以下「編纂書815」）および編纂書825「金融商品」で容認された公正価値オプションを選択することにより公正価値で測定された特定の適格の金融資産と金融負債を有しております。野村が適格項目について公正価値オプションを選択した場合、当該項目の公正価値の変動は、損益において認識されます。公正価値オプションの選択は通常、その商品に対する会計上の取り扱いを改定させる事象が生じた場合を除いて、変更することはできません。

野村が公正価値オプションを適用している主な金融資産と金融負債および適用趣旨は以下のとおりであります。

・トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資およびその他の資産に計上されている、公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、恒久的に保有する目的ではなく、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、一般的に出口戦略を有する投資。野村はこれらの投資目的をより忠実に連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。

・貸付金および受取債権に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金、顧客からの受取債権および貸出が実行された際に公正価値オプションが選択される貸出コミットメント。野村は、貸付金とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・担保付契約および担保付調達に計上されている、公正価値ベースでリスク管理をしている売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券。野村は、売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券とリスク管理目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じうる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。

・短期借入または長期借入に計上されている、2008年４月１日以後に発行されたすべての仕組債。仕組債および仕組債のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。また、同様の目的により連結変動持分事業体が発行した社債や2008年４月１日より前に発行された一部の仕組債に対しても、公正価値オプションを選択しております。一部の子会社にて実行された一部の仕組借入および発行された仕組債以外の社債に対しても、公正価値オプションを選択しております。

・受入銀行預金に計上されている、一部の子会社にて実行された仕組預金。野村は、仕組預金および仕組預金のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。

・長期借入に計上されている、編纂書860の規定上、金融資産の譲渡が担保付金融取引として処理される金融負債。野村は、公正価値オプションを選択しない場合に生じる損益の変動を軽減する目的で、公正価値オプションを選択しております。当該取引にともなう金融資産については、野村のエクスポージャーが通常ない、もしくはほとんどないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は損益で認識されます。

・その他の資産に計上されている、再保険契約。野村は、測定基準の差異に起因する価格変動による損益の変動を軽減することを主に目的として公正価値オプションを選択しております。公正価値で評価された再保険契約の公正価値の変動は、連結損益計算書に計上されます。

野村はホールセール部門が組成および取得した2020年４月１日時点の特定の貸付金および貸出コミットメントに対し、編纂書326に従い公正価値オプションを適用しました。これらの貸付および貸出コミットメントは、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の渦中において積極的なリスク管理を行うために公正価値で測定することといたしました。
積極的なリスク管理とは、これらの金融商品に対するヘッジやポートフォリオ内での売買を指します。公正価値オプションの適用には、主に借手の活動や内部の信用格付け、信用リスクおよび市場リスクが考慮されます。

公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントの公正価値は2020年４月１日時点で帳簿価額を下回っているため、帳簿価額を9,774百万円減少し、貸出コミットメントにかかわるその他の負債が5,888百万円増加しております。いずれの場合も、主に信用市場が不安定であったこと、および新型コロナウイルス感染症が信用スプレッドに影響を与えたことが要因です。

利益剰余金に対する税効果考慮後の累積的影響額は15,662百万円の減少となりました。2020年４月１日以降の公正価値の変動は、連結損益計算書上トレーディング損益に計上しています。

2021年３月、野村は米国のプライム・ブローカレッジ取引に起因する受取債権について、公正価値ベースで積極的なリスク管理を行うため公正価値オプションを選択しました。これらの受取債権は、連結貸借対照表上貸付金および受取債権に計上され、その後の公正価値の変動は、連結損益計算書上トレーディング損益に計上されます。この事案に関する詳細は、「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

公正価値オプションを適用した金融商品から生じる利息および配当金は、金融収益、金融費用またはトレーディング損益に計上されます。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期において、公正価値オプションを使って公正価値で測定されている金融商品の公正価値変動による損益を表示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
	損益（1）	
資産：		
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資（2）		
トレーディング資産	2	1
プライベートエクイティ・デット投資	0	6
貸付金および受取債権	7	39
担保付契約（3）	5	△1
その他の資産（2）	51	△3
合計	65	42
負債：		
短期借入（4）	△83	60
支払債務および受入預金	3	4
担保付調達（3）	9	3
長期借入（4）(5)	△194	275
その他の負債（6）	3	4
合計	△262	346

(1) 主に連結損益計算書のトレーディング損益および収益－その他に計上されております。
(2) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたエクイティ投資を含んでおります。
(3) 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券を含んでおります。
(4) 仕組債とその他の金融負債等を含んでおります。
(5) 金融資産の移転が譲渡に該当しないため、担保付金融取引として取り扱われることにともない認識される負債を含んでおります。
(6) 貸付金の貸出コミットメントを含んでおります。

野村は2021年３月31日および2022年３月31日現在において、アメリカン・センチュリー・カンパニーズInc.への39.27%、39.21%の経済的持分に対して公正価値オプションを適用しており、連結貸借対照表上、その他の資産－その他に含めております。

公正価値オプションを適用した貸付金および受取債権の商品固有の信用リスクからの損益は、主に米国顧客との取引に起因した損失に関する債権の一部について回収可能額が合理的に見積もれるようになったことによる損益であり、その他の当該信用リスクからの損益は重要な金額ではありませんでした。この事案に関する詳細は、「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

野村は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジット・スプレッドの変動を反映したレートを用いた評価により計算しております。

その他の包括利益に計上されている自社クレジットの変化に起因する金融負債の公正価値の連結会計年度での変動、2021年３月期および2022年３月期に金融負債の消滅により純損益に組み替えられたその他の包括利益は下記のとおりであります。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
その他包括利益変動額 － 貸方(△借方)	△88	60
純利益に組み替えられたその他の包括利益 － 貸方(△借方)	△10	1
年度末累計その他包括利益変動額 － 貸方(△借方)	△11	49

前連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して219十億円下回っております。元本総額の大部分は、2021年３月の米国顧客取引に関する損失に対する請求権から生じております。この事案に関する詳細は、「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものはありませんでした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を45十億円下回っております。

当連結会計年度末において、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権のうち、契約上元本が保証されている未回収元本総額の公正価値は、その未回収元本総額に対して267十億円下回っております。元本総額の大部分は、2021年３月の米国顧客取引に関する損失に対する請求権から生じております。この事案に関する詳細は、「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、90日以上の延滞が生じたものは278十億円でした。また、公正価値オプションを選択した長期借入のうち、契約上元本を保証している未償還元本総額の公正価値は、その未償還元本総額を212十億円下回っております。

投資会社による投資

野村は、編纂書946「金融サービス―投資会社」に基づく投資会社におけるすべての投資を、公正価値で計上しており、公正価値の変動は連結損益計算書で認識されます。

信用リスクの集中

信用リスクの集中は、トレーディング業務、証券金融取引および引受業務から生じる場合があり、また政治的・経済的な要因の変化によって影響を受けることがあります。野村は、日本国政府、米国政府、英国政府（以下「U.K.」）、欧州連合（以下「EU」）加盟各国政府およびその地方自治体、政府系機関が発行した債券に対して、信用リスクが集中しております。こうした信用リスクの集中は一般的に、トレーディング目的有価証券の保有により発生しており、連結貸借対照表上トレーディング資産に計上されています。担保差入有価証券を含む政府、地方自治体および政府系機関の債券が当社の総資産に占める割合は、2021年３月期末に15%、2022年３月期末に16%となっております。

次の表は、野村が保有する政府、地方自治体および政府系機関債関連のトレーディング資産の地域別残高内訳を示しております。デリバティブ取引の信用リスクの集中については、連結財務諸表「注記３　デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

（単位：十億円）

	2021年３月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計（1）
政府債・地方債および政府系機関債	1,715	1,888	2,329	620	6,552

（単位：十億円）

	2022年３月31日				
	日本	米国	EU & U.K.	その他	合計（1）
政府債・地方債および政府系機関債	1,916	2,368	2,151	721	7,156

（1）上記金額のほかに、連結貸借対照表上その他の資産－トレーディング目的以外の負債証券に国債・地方債および政府系機関債が2021年３月31日に299十億円、2022年３月31日に331十億円含まれております。これらの大部分は日本における国債・地方債・政府系機関債で構成されております。

公正価値評価されない金融商品の見積公正価値

一部の金融商品はトレーディング目的として保有されず、公正価値オプションが選択されないため、連結貸借対照表上毎期経常的には公正価値評価されておりません。こうした金融商品は一般的に契約上の満期金額、ないしは償却原価で計上されております。

下記に詳述する大部分の金融商品の帳簿価額は、本来短期であり、ごくわずかな信用リスクしか含まないため、公正価値に近似しております。これらの金融商品は連結貸借対照表上、現金および現金同等物、定期預金、取引所預託金およびその他の顧客分別金、顧客に対する受取債権、顧客以外に対する受取債権、売戻条件付買入有価証券ならびに借入有価証券担保金として計上される金融資産と短期借入、顧客に対する支払債務、顧客以外に対する支払債務、受入銀行預金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入として計上される金融負債を含んでおります。

本来長期または少なからず信用リスクを含む可能性があるその他の金融商品の公正価値は、帳簿価額と異なることがあります。このような金融資産は連結貸借対照表上、貸付金に計上され、また金融負債は連結貸借対照表上、長期借入に計上されております。

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在における、帳簿価額と公正価値、および特定の金融商品の区分ごとの公正価値階層内の分類を示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル１	レベル２	レベル３
資産：					
現金および現金同等物	3,510	3,510	3,510	―	―
定期預金	281	281	―	281	―
取引所預託金およびその他の顧客分別金	374	374	―	374	―
貸付金 (2)	2,937	2,937	―	2,120	817
売戻条件付買入有価証券	10,775	10,775	―	10,757	18
借入有価証券担保金	5,264	5,264	―	5,264	―
合計	23,141	23,141	3,510	18,796	835
負債：					
短期借入	1,368	1,368	―	1,265	103
受入銀行預金	1,342	1,343	―	1,342	1
買戻条件付売却有価証券	13,360	13,360	―	13,360	0
貸付有価証券担保金	1,381	1,381	―	1,381	―
その他の担保付借入	393	393	―	393	―
長期借入	7,975	7,978	5	7,370	603
合計	25,819	25,823	5	25,111	707

（単位：十億円）

	2022年３月31日 (1)				
	帳簿価額	公正価値	レベル別公正価値		
			レベル１	レベル２	レベル３
資産：					
現金および現金同等物	3,316	3,316	3,316	―	―
定期預金	321	321	―	321	―
取引所預託金およびその他の顧客分別金	427	427	―	427	―
貸付金 (2)	3,515	3,515	―	2,461	1,054
売戻条件付買入有価証券	11,879	11,879	―	11,863	16
借入有価証券担保金	4,997	4,994	―	4,994	―
合計	24,455	24,452	3,316	20,066	1,070
負債：					
短期借入	1,050	1,050	―	993	57
受入銀行預金	1,761	1,761	―	1,752	9
買戻条件付売却有価証券	12,575	12,575	―	12,575	0
貸付有価証券担保金	1,567	1,568	―	1,568	―
その他の担保付借入	396	396	―	396	―
長期借入	9,258	9,236	23	8,688	525
合計	26,607	26,586	23	25,972	591

(1) 経常的に公正価値評価される金融商品を含みます。
(2) 帳簿価額は貸倒引当金を控除した後の金額です。

非経常的に公正価値評価される資産および負債

野村は毎期経常的に公正価値評価される金融商品に加えて、一義的には公正価値以外の方法で計測され、毎期経常的には公正価値評価されない資産および負債を有しております。公正価値は当初取得時認識の後、減損を認識するなど特定の場合にのみ用いられます。

2021年３月31日において、関連会社の野村不動産ホールディングス株式会社に対する持分法投資が非経常的に公正価値評価されております。当該投資は連結貸借対照表上の関連会社に対する投資および貸付金に含まれておりましたが、47,661百万円の減損を認識しております。一時的でない減損額は2021年３月31日の市場価格を用いて測定され、公正価値の階層においてレベル１に分類されます。詳細は「注記19　関連会社およびその他の持分法投資先」をご参照ください。

2022年３月31日において、非経常的に公正価値評価される資産および負債は、重要な金額ではありませんでした。

３　デリバティブ商品およびヘッジ活動：

野村は、トレーディング目的およびトレーディング目的以外として先物、先渡、オプションおよびスワップを含む多様なデリバティブ金融商品取引を行っています。

トレーディング目的のデリバティブ

通常の営業活動の中で野村は、顧客ニーズの充足のため、もしくは野村のトレーディング目的のためまたは金利・為替相場・有価証券の市場価格等の不利な変動により野村に生じる損失発生リスクの低減のため、デリバティブ金融商品の取引を行っております。当該デリバティブ金融商品には、金利支払の交換、通貨の交換、または将来の特定日に特定条件で行う有価証券およびその他金融商品の売買等の契約が含まれております。

野村は、多様なデリバティブ取引において積極的にトレーディング業務を行っております。野村のトレーディングは、大部分が顧客ニーズに応えるものであります。野村は、証券市場において顧客の特定の金融ニーズと投資家の需要を結びつける手段として多様なデリバティブ取引を活用しております。また野村は、顧客がそのリスク特性を調整することが可能となるよう、有価証券およびさまざまなデリバティブのトレーディングを積極的に行っております。こうした活動を行うにあたり野村は、資本市場商品の在庫を保有するとともに、他のマーケットメーカーへの売買価格の提示および他のマーケットメーカーとのトレーディングにより、市場において流動性を継続的に確保しております。こうした活動は、顧客に有価証券およびその他の資本市場商品を競争力のある価格で提供するために不可欠なものであります。

先物および先渡取引は、有価証券、外貨またはその他資本市場商品を将来の特定の日に特定の価格で購入または売却する契約であり、差金授受または現物受渡により決済が行われるものであります。外国為替取引は、直物、先渡取引を含み、契約当事者が合意した為替レートでの２つの通貨の交換をともなうものであります。取引相手が取引契約上の義務を履行できない可能性および市場価格の変動からリスクが発生します。先物取引は取引所を通じて行われ、当該取引所が取引の決済および取引相手の契約履行の保証を行うことになります。したがって、先物取引にかかる信用リスクはごくわずかであると考えられます。対照的に先渡取引は、一般的に当事者間で相対で取り決めるものであるため、該当する取引相手の契約履行の有無に影響されることになります。

オプション取引は、オプション料の支払を対価として、買い手に対し特定の期間または特定の日に特定の価格で金融商品をオプションの売り手から購入するかまたは当該売り手に売却する権利を付与する契約であります。オプションの売り手は、オプション料を受領し、当該オプションの原商品である金融商品の市場価格が不利な変動をするリスクを引き受けることになります。

スワップ取引は、合意内容に基づいて当事者が将来の特定の日に一定のキャッシュ・フローを交換することに同意する契約であります。契約によっては、金利と外貨とが組み合わされたスワップ取引になる場合もあります。スワップ取引には、取引相手が債務不履行の場合に損失を被るという信用リスクがともなっております。

こうしたデリバティブ金融商品により、野村が保有する金融商品または有価証券ポジションが経済的にヘッジされている場合には、総合的にみた野村の損失リスクは全面的にまたは部分的に軽減されることとなります。

野村は、デリバティブ金融商品の利用から生じる市場リスクを、ポジション制限、監視手続き、多様な金融商品において相殺的なもしくは新たなポジションを保有する等のヘッジ戦略を含むさまざまな管理方針および手続きにより最小限にするよう努めております。

トレーディング目的以外のデリバティブ

野村がトレーディング目的以外でデリバティブを利用する主な目的は、金利リスクを管理し、特定の金融負債にかかる金利の性質を変換し、特定の外貨建負債証券の外国為替リスクを管理し、特定の在外事業体から発生する為替の変動による純投資分の変動を管理し、従業員等に対して付与される株価連動型報酬にかかる株価変動リスクを削減することであります。こうしたトレーディング目的以外で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクについては、トレーディング目的で行うデリバティブ取引にともなう信用リスクと同様の手法により管理統制しております。

公正価値ヘッジ

野村はデリバティブ金融商品を、特定の金融負債から生じる金利リスク管理および特定の外貨建負債証券から生じる外国為替リスク管理のため、公正価値ヘッジとして指定しております。これらのデリバティブ取引は、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であり、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の公正価値の変動または為替変動と高い相関性を有しております。関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに連結損益計算書上、金融費用または収益－その他として認識しております。

純投資ヘッジ

野村は、日本円以外が機能通貨である特定の海外事業体に対する純投資ヘッジとして、特定のデリバティブを指定しています。純投資ヘッジの有効性判定では、スポット・レートの変動により、デリバティブの公正価値の変動の有効部分が判定されます。ヘッジ手段のデリバティブの公正価値の変動のうちフォワード・レートとスポット・レートの変動の差による差額は有効性の判定から除かれ、連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。その他すべての高い有効性を有するヘッジ手段の公正価値の変動は、当社株主資本の累積的その他の包括利益として認識されております。

デリバティブの信用リスクの集中

次の表は、野村の店頭デリバティブ取引における、清算機関で清算される取引を含めた金融機関への重要なエクスポージャーの集中について示したものであります。デリバティブ資産の公正価値の総額は、取引相手が契約条件に従った債務を履行できず、かつ受け入れている担保やその他の有価証券が無価値であったと仮定した場合に野村が被る最大限の損失を示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日			
	デリバティブ資産の公正価値の総額	マスター・ネッティング契約に基づく取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額に対する担保の相殺額	信用リスクに対するエクスポージャー純額
金融機関	13,474	△11,473	△1,500	501

（単位：十億円）

	2022年３月31日			
	デリバティブ資産の公正価値の総額	マスター・ネッティング契約に基づく取引相手毎の相殺額	デリバティブ取引純額に対する担保の相殺額	信用リスクに対するエクスポージャー純額
金融機関	15,667	△13,193	△1,669	805

デリバティブ活動

次の表は、デリバティブの想定元本と公正価値を開示することにより、前連結会計年度末および当連結会計年度末における野村のデリバティブのポジションを示しております。それぞれの金額は、取引相手毎のデリバティブ資産およびデリバティブ負債の相殺前、およびデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺前の金額となっております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。デリバティブの公正価値の変動は、デリバティブの使用目的に応じて、損益もしくはその他の包括利益に計上されております。

（単位：十億円）

		2021年３月31日	
		デリバティブ資産	デリバティブ負債
	想定元本（1）	公正価値	公正価値（1）
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引（2）			
エクイティ・デリバティブ	40,396	1,402	2,229
金利デリバティブ	2,524,407	9,617	9,023
信用デリバティブ	38,850	455	523
為替取引	351,662	4,511	4,402
商品デリバティブ	334	1	0
合計	2,955,649	15,986	16,177
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	1,168	15	14
為替取引	130	5	―
合計	1,298	20	14
デリバティブ取引合計	2,956,947	16,006	16,191

（単位：十億円）

		2022年３月31日	
		デリバティブ資産	デリバティブ負債
	想定元本（1）	公正価値	公正価値（1）
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引（2）			
エクイティ・デリバティブ	34,526	974	1,457
金利デリバティブ	2,769,546	11,938	10,865
信用デリバティブ	37,572	443	514
為替取引	314,763	4,804	4,814
商品デリバティブ	300	1	1
合計	3,156,707	18,160	17,651
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引			
金利デリバティブ	2,166	―	88
為替取引	145	2	―
合計	2,311	2	88
デリバティブ取引合計	3,159,018	18,162	17,739

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。
(2) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの金額を含んでおります。前連結会計年度末および当連結会計年度末現在において、これらの金額は重要ではありませんでした。

デリバティブ取引の相殺

野村は、デリバティブ金融商品から生じる取引相手のクレジットリスクを与信審査、リスク上限の設定およびモニタリングによって管理しております。また、債務不履行時のリスクを低減させる目的で、一定のデリバティブ取引について主に現金や国債等の担保を徴求しております。場合により、野村は、取引相手の債務不履行時に野村による担保管理を可能とする契約のもと、当該担保の外部カストディアンへの差入れに同意することがあります。野村は、経済的観点から関連する担保を考慮した上で債務不履行時のリスクの評価を行っております。さらに、店頭デリバティブについては通常、野村の取引相手に対するクレジット・エクスポージャーを軽減するために、業界標準のマスター・ネッティング契約を交しております。マスター・ネッティング契約とは、取引相手がデフォルトした場合に、当該契約の対象となる取引金額および担保金額の一括清算および相殺を認める契約です。

特定の清算機関で清算される店頭デリバティブ取引および取引所で取引されるデリバティブ取引についても、清算機関または取引所がデフォルトした場合に同様の権利が認められる清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネッティング契約を交わさずにデリバティブ取引を行うことがあります。また、マスター・ネッティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとのデリバティブ取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネッティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

連結貸借対照表上では、法的有効性のあるマスター・ネッティング契約を締結している同一の取引相手とのデリバティブ資産および負債、現金担保の請求権（債権）および現金担保の返還義務（債務）は、編纂書210－20「貸借対照表－相殺」（以下「編纂書210－20」）および編纂書815に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。

次の表は、連結貸借対照表に計上されるデリバティブ商品および関連する現金担保の相殺に関する情報を、デリバティブ契約の種類別に表しています。また、編纂書210－20および編纂書815に定義された条件に合致せず、連結貸借対照表上は相殺されないものの、法的有効性のあるマスター・ネッティング契約や清算機関または取引所のルールによって、取引相手がデフォルトした場合に野村が相殺することが認められている追加的な金額に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネッティング契約下にない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネッティング契約下にあるデリバティブ取引は、次表の中で相殺されておりません。

（単位：十億円）

	2021年３月31日		2022年３月31日	
	デリバティブ資産	デリバティブ負債（1）	デリバティブ資産	デリバティブ負債（1）
エクイティ・デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	904	1,439	709	1,054
取引所で取引されるデリバティブ取引	498	790	265	403
金利デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	8,456	7,871	9,486	8,584
清算機関で清算されるデリバティブ取引	1,147	1,146	2,332	2,309
取引所で取引されるデリバティブ取引	29	20	120	60
信用デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	169	251	208	276
清算機関で清算されるデリバティブ取引	282	269	223	224
取引所で取引されるデリバティブ取引	4	3	12	14
為替取引				
相対で決済されるデリバティブ取引	4,516	4,402	4,806	4,814
商品デリバティブ				
相対で決済されるデリバティブ取引	0	0	1	1
取引所で取引されるデリバティブ取引	1	0	0	0
デリバティブ取引総額合計（2）	16,006	16,191	18,162	17,739
（控除）連結貸借対照表上相殺されている金額（3）	△14,786	△14,697	△16,608	△16,079
連結貸借対照表上に表示されている取引純額（4）	1,220	1,494	1,554	1,660
（控除）連結貸借対照表上相殺されていない金額（5）				
非現金担保	△240	△310	△432	△134
純額合計	980	1,184	1,122	1,526

(1) 編纂書815に基づき区分処理された組込デリバティブの金額を含んでおります。

(2) マスター・ネッティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべてのデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額を含んでおります。前連結会計年度末において、マスター・ネッティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネッティング契約下にあるデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ392十億円および589十億円です。当連結会計年度末において、同様のデリバティブ資産総額およびデリバティブ負債総額はそれぞれ458十億円および671十億円です。

(3) 編纂書815に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネッティング契約あるいは同等の内容の契約により、同一の取引相手とのデリバティブ資産と負債の相殺および相殺されたデリバティブ取引純額と現金担保との相殺を表します。前連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,594十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,683十億円相殺いたしました。また当連結会計年度末において、野村はデリバティブ負債に対する差入現金担保を1,431十億円相殺し、デリバティブ資産に対する受入現金担保を1,960十億円相殺いたしました。

(4) 相殺されたデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表上それぞれ、トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資－トレーディング資産とトレーディング負債に計上されております。区分処理された組込デリバティブは参照している原契約の満期に応じて、短期借入ないしは長期借入に計上されております。

(5) 編纂書210－20および編纂書815に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手がデフォルトした場合は法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手のデリバティブおよび担保契約にかかる金額は含まれておりません。なお、前連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ283十億円および572十億円です。当連結会計年度末において、デリバティブ取引純額と相殺されなかった差入現金担保および受入現金担保はそれぞれ359十億円および652十億円です。

なお、担保付取引の相殺については「注記５　担保付取引」をご参照ください。

トレーディング目的のデリバティブ取引

区分処理された組込デリバティブを含むトレーディング目的のデリバティブ金融商品は公正価値で計上され、公正価値の変動は連結損益計算書の収益－トレーディング損益に計上されます。

次の表は、連結損益計算書に含まれるトレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ関連の損益を、基となるデリバティブ取引の種類に応じて表しております。複数のリスク区分を複合的に参照するデリバティブは、商品の主要なリスクの種類に基づいて分類されています。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
トレーディング目的およびトレーディング目的以外のデリバティブ取引 (1)		
エクイティ・デリバティブ	26	△36
金利デリバティブ	254	198
信用デリバティブ	△90	△118
為替取引	△11	27
商品デリバティブ	50	87
合計	229	158

(1) トレーディング目的以外のデリバティブで、公正価値ヘッジないし純投資ヘッジを適用していないものの損益を含んでおります。前連結会計年度末のこれらの損益は3十億円であります。当連結会計年度末のこれらの損益は重要ではありません。

公正価値ヘッジ

野村は日本円もしくは外国通貨建ての固定ならびに変動金利債を発行しており、通常、発行社債にかかる固定金利の支払義務についてスワップ契約を締結することにより変動金利の支払義務に変換しております。このような取引に対しては、公正価値ヘッジを適用して会計処理を行っております。なお、LIBOR廃止にともない、野村はLIBORを参照するヘッジ手段を解約し、新たなヘッジ取引を開始いたしました。当該解約したヘッジ取引は、ヘッジ会計の中止として会計処理を行っております。

次の表は、ヘッジ関係に指定されたヘッジ対象の資産負債の帳簿価額、それらに含まれる公正価値ヘッジの累積損益調整額、ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債に残存する公正価値ヘッジの累積損益調整額を貸借対照表の科目ごとに表しております。

（単位：十億円）

ヘッジ対象が含まれる連結貸借対照表項目	ヘッジ対象負債の帳簿価額		ヘッジ対象負債の帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジの累積損益調整（△損失）		ヘッジ会計を中止したヘッジ対象負債について残存する公正価値ヘッジの累積損益調整額	
	2021年３月31日	2022年３月31日	2021年３月31日	2022年３月31日	2021年３月31日	2022年３月31日
長期借入	1,164	2,075	2	90	0	0
合計	1,164	2,075	2	90	0	0

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ取引は公正価値で計上され、ヘッジ対象の資産負債にかかる損益と共に連結損益計算書の金融費用または収益－その他に計上されています。

次の表は、連結損益計算書に含まれる公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ関連の損益を、元となるデリバティブ取引の種類とヘッジ対象の性質に応じて表しております。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引		
金利デリバティブ	29	85
合計	29	85
ヘッジ対象の損益		
長期借入	△29	△85
合計	△29	△85

純投資ヘッジ

野村は一部の重要な為替リスクをもつ在外事業体に対して、外国為替デリバティブ取引を利用した為替ヘッジを行っており、これにヘッジ会計を適用しております。ヘッジ手段として指定されたデリバティブ取引およびデリバティブ取引以外の金融商品から発生する為替換算差額については、有効性評価から除外した部分を除いて、連結包括利益計算書のその他の包括利益－為替換算調整額（税引後）に計上されています。これは当該在外事業体を連結する際に発生する為替換算差額と相殺されております。

次の表は、連結包括利益計算書に含まれる純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引から発生した損益を表しております。

（単位：十億円）

	2021年３月期	2022年３月期
ヘッジ手段		
為替取引	△7	7
合計	△7	7

ヘッジの非有効部分の損益およびヘッジの有効性評価から除外した部分は、連結損益計算書の収益－トレーディング損益および収益－その他に含まれております。前連結会計年度および当連結会計年度の損益は重要な金額ではありませんでした。

信用リスクに関する偶発事象に関する要項を含んだデリバティブ

野村は信用リスクに関する偶発事象についての要項を含んだ店頭デリバティブやその他の契約を結んでいます。これらの契約は、最も一般的には当社の長期信用格付けの引き下げといった信用リスクに関わる事象が発生した場合に追加担保やポジションの決済を求めることがあります。

前連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は727十億円となり、583十億円の担保を差し入れております。前連結会計年度末時点における長期格付が１ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は2十億円です。

当連結会計年度末の負債側に計上されている信用リスクに関する偶発事象要項を含んだデリバティブ商品の公正価値の総計は638十億円となり、421十億円の担保を差し入れております。当連結会計年度末時点における長期格付が１ノッチ引き下げられた場合、追加担保の差入れもしくは取引を決済するために求められる金額は1十億円です。

クレジット・デリバティブ

クレジット・デリバティブとは、その原商品の１つあるいは複数が、ある特定（もしくは複数）の参照企業の信用リスク、もしくは企業群の信用リスクに基づく指数に関連するデリバティブ商品であり、契約に特定されている信用事由が発生するとクレジット・プロテクションの売り手は損失を被るリスクがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブは野村が保証型の契約の保証者として、あるいはオプション型の契約やクレジット・デフォルト・スワップ、あるいはその他のクレジット・デリバティブ契約の形態においてクレジット・プロテクションを提供するものとして、第三者の信用リスクを引き受ける契約やそうした契約を内包するものであります。

野村は通常のトレーディング業務の一環として、信用リスク回避目的、自己勘定取引および顧客ニーズに対応する取引目的でクレジット・デリバティブを取引しており、クレジット・プロテクションの買い手もしくは売り手となっております。

野村が主として使用するクレジット・デリバティブの種類は特定の第三者の信用リスクに基づき決済が行われる個別クレジット・デフォルト・スワップです。また、野村はクレジット・デフォルト指数に連動するものの販売やその他の信用リスク関連ポートフォリオ商品の発行を行っております。

契約で特定された信用事由が発生した場合、野村はクレジット・デリバティブ契約の履行をしなければなりません。信用事由の典型的な例には、参照企業の破産、債務不履行や参照資産の条件変更などがあります。

野村が売り手となるクレジット・デリバティブ契約は現金決済あるいは現物決済の契約になっております。現金決済の契約では、参照債務の不履行など信用事由の発生により支払いがなされた後は契約終了となり、野村による更なる支払い義務はなくなります。この場合、野村は通常支払いの対価としてカウンターパーティの参照資産を受け取る権利は有しておりませんし、参照資産の実際の発行体に対して直接支払い金額を請求する権利も有しません。現物決済の契約では、信用事由発生により契約額全額が支払われた場合に対価として参照資産を受け取ります。

野村は継続的にクレジット・デリバティブのエクスポージャーをモニターし管理しています。野村がプロテクションの売り手となった場合、プロテクションの対象と同一の参照資産、あるいはプロテクションの対象となる参照資産と発行体が同一であり、かつ当該資産と高い相関を有する価値変動を示すだろうと予想される資産を対象としたクレジット・プロテクションを第三者から購入することでリスクを軽減することができます。したがって、野村が売り手となったクレジット・デリバティブの支払い額を第三者からの支払いによって補填するために用いられるリコース条項としては、当該デリバティブ契約によってというよりむしろ、同一あるいは高い相関を有する参照資産を対象としたクレジット・プロテクションを別途購入することによる場合が最も一般的です。

野村は、購入したクレジット・デリバティブの想定元本を、次の表中に「クレジット・プロテクション買付額」として表示しています。これらの数値は売建クレジット・デリバティブの参照資産と同一の資産に対し、第三者から購入したクレジット・プロテクションの購入額であり、野村のエクスポージャーをヘッジするものです。野村が売り手であるクレジット・デリバティブに基づいて支払いを履行しなければならなくなる場合には、通常、その金額に近い金額を購入したクレジット・プロテクションから受け取る権利が発生します。

クレジット・デリバティブで明記される想定元本額は、契約に基づき野村が支払いをしなければならない場合の最大限の金額となります。しかしながら、支払いが起きる可能性や支払額に影響する下記の要素があるため、想定元本額は通常野村が実際に支払う金額を正確に表すものではありません。

信用事由の発生可能性：野村はクレジット・デリバティブの公正価値評価をする際に、参照資産に信用事由が発生し、野村が支払いをしなければならなくなる可能性を考慮しています。野村のこれまでの経験と野村によるマーケットの現状分析に基づきますと、野村がプロテクションを提供している参照資産のすべてについて１つの会計期間において同時に信用事由が発生する可能性はほとんどないと考えています。したがって、開示されている想定元本額は、こうしたデリバティブ契約にかかる野村の実質的なエクスポージャーとしては、相当に過大な表示となっています。

参照資産からの回収価額：ある信用事由が発生した場合に、野村の契約に基づく債務額は、想定元本額と参照資産からの回収価額の差額に限定されます。信用事由が発生した参照資産からの回収価額がわずかであるにしても、回収価額はこれらの契約に基づいて支払う金額を減少させます。

前連結会計年度末および当連結会計年度末の野村が売り手となるクレジット・デリバティブの残高および同一参照資産のクレジット・プロテクションの買付金額の残高は次のとおりであります。

（単位：十億円）

	2021年３月31日						
	帳簿価額(1)（△資産）／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・プロテクション買付額
			１年以内	１～３年	３～５年	５年超	
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	△80	7,035	1,318	2,297	2,642	778	5,452
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	△246	10,235	1,271	4,065	3,989	910	7,737
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	10	396	73	180	131	12	280
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	0	39	－	－	39	－	33
合計	△316	17,705	2,662	6,542	6,801	1,700	13,502

（単位：十億円）

	2022年３月31日						
	帳簿価額(1)（△資産）／負債	潜在的な最大支払額または想定元本額					想定元本額
		計	満期年限				クレジット・プロテクション買付額
			１年以内	１～３年	３～５年	５年超	
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	19	7,708	1,339	2,915	2,448	1,006	5,688
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	△140	10,015	2,045	4,189	3,257	524	7,494
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	19	419	56	286	63	14	293
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	0	115	－	－	88	27	68
合計	△102	18,257	3,440	7,390	5,856	1,571	13,543

(1) 帳簿価額は、取引相手毎または現金担保との相殺前のデリバティブ取引の公正価値であります。なお、資産残高は参照資産のクレジット・スプレッドが取引開始時よりタイトニングしたことによるものです。

次の表は、野村が売り手となるクレジット・デリバティブの参照資産の外部格付ごとの情報を表しております。格付は、S&P Global Ratingsによる格付、同社による格付がない場合はMoody's Investors Serviceによる格付、両社による格付がない場合にはFitch Ratings Ltd.または株式会社日本格付研究所による格付を使用しております。クレジット・デフォルト・スワップ（指数）についてはポートフォリオまたは指数に含まれる参照企業の外部格付の加重平均を使用しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他（1）	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	198	1,218	1,887	2,098	753	881	7,035
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	114	128	1,880	6,294	1,415	404	10,235
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	―	―	4	237	58	97	396
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	―	―	―	32	7	―	39
合計	312	1,346	3,771	8,661	2,233	1,382	17,705

（単位：十億円）

	2022年３月31日						
	潜在的な最大支払額または想定元本額						
	AAA	AA	A	BBB	BB	その他（1）	合計
クレジット・デフォルト・スワップ（個別）	192	1,485	2,164	2,057	869	941	7,708
クレジット・デフォルト・スワップ（指数）	105	215	3,369	5,012	988	326	10,015
その他のクレジット・リスク関連ポートフォリオ商品	―	―	28	226	47	118	419
クレジット・リスク関連オプションおよびスワップション	―	―	61	27	27	―	115
合計	297	1,700	5,622	7,322	1,931	1,385	18,257

（1）その他には、参照資産の外部格付が投資不適格であるものおよび参照資産の外部格付がないものが含まれております。

金融資産の売却にともない取引されるデリバティブ

野村は取引相手への金融資産の譲渡にともない別個の契約を同一相手先と結ぶことで、取引期間中における当該金融資産の実質的にすべての経済的リターンに対するエクスポージャーを野村が保持する取引を行うことがあります。これらの取引は主として相対のトータルリターンスワップまたは実質的なトータルリターンスワップであるデリバティブをともなう有価証券の売却取引により行われます。

これらの取引は、編纂書860における金融資産の消滅の要件を満たした場合には有価証券の売却およびデリバティブとして別々に会計処理されます。金融資産の消滅の要件を満たさない場合、金融資産の譲渡とデリバティブは単一の担保付資金調達取引として会計処理され、連結貸借対照表上、長期借入または短期借入として計上されます。

前連結会計年度において、有価証券の売却とトータルリターンスワップをともなう取引が売却として会計処理されております。譲渡日時点における有価証券の公正価値と現金受取額はそれぞれ69,405百万円および69,535百万円です。前連結会計年度末において、野村が認識を中止した有価証券の公正価値と当該取引より生じるデリバティブ負債残高の総額はそれぞれ67,773百万円および1,539百万円です。

当連結会計年度において、有価証券の売却とトータルリターンスワップをともなう取引が売却として会計処理されております。譲渡日時点における有価証券の公正価値と現金受取額はそれぞれ69,405百万円および69,535百万円です。当連結会計年度末において、野村が認識を中止した有価証券の公正価値と当該取引より生じるデリバティブ負債残高の総額はそれぞれ63,994百万円および5,319百万円です。

４　顧客に提供したサービスから得た収益：

サービスの種類ごとの収益

次の表は、2021年３月期および2022年３月期の連結損益計算書において関連する項目ごとに、野村が顧客に提供したサービスから得た収益の内訳を表しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
委託・投信募集手数料	376,897	332,344
投資銀行業務手数料	108,681	149,603
アセットマネジメント業務手数料	230,047	269,985
その他	44,235	38,863
合計	759,860	790,795

委託・投信募集手数料に計上される金額は主に、顧客への取引執行・清算および投資信託募集サービスから発生しており、半分程度はホールセール部門に含まれ、残りは主に営業部門に含まれます。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期の委託・投信募集手数料の内訳を表しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
株式委託手数料	262,286	236,353
投資信託募集手数料	68,794	43,695
その他手数料	45,817	52,296
合計	376,897	332,344

投資銀行業務手数料は、財務アドバイザリーサービス、引受および売出業務サービスから発生しており、多くはホールセール部門に含まれ、残りは主に営業部門に含まれます。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期の投資銀行業務手数料の内訳を表しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
引受および売出手数料 － 株式	30,647	33,113
引受および売出手数料 － 債券	23,120	29,812
財務アドバイザリーサービス	37,760	64,240
その他	17,154	22,438
合計	108,681	149,603

アセットマネジメント業務手数料は、アセットマネジメント業務サービスから発生しており、多くはインベストメント・マネジメント部門に含まれ、残りは主に営業部門に含まれます。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期のアセットマネジメント業務手数料の内訳を表しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	2022年３月期 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
アセットマネジメントフィー	150,218	171,056
事務手数料	63,215	79,572
カストディアルフィー	16,614	19,357
合計	230,047	269,985

以下の表は、顧客に対して提供した主要なサービスごとの収益認識基準、仮定や重要な判断についての要約情報を示すもので、それぞれのサービスに含まれる履行義務の性質、それらの履行義務が一時点で充足されるか一定期間で充足されるかを含んでいます。一定期間に履行義務が充足されるものについては、収益認識を行うためのインプット、アウトプット法の説明を行っています。

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
取引執行・清算および投資信託募集サービス	顧客の有価証券の委託売買	取引執行および清算手数料は、一時点、つまり約定日に認識されます
	ファンドの販売	ファンドの販売報酬は、当該ファンドの投資持分が第三者に販売された時点で認識されます
	顧客の有価証券およびデリバティブの清算代行	野村が、投資情報調査やこれに類するサービスを代理人として提供する場合の手数料は、ソフトダラーの金額を差し引いた純額で認識されます
財務アドバイザリーサービス	M&Aの仲介など、特定の取引に関連する顧客に対する財務的助言の提供	成功報酬は変動対価であり、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点、つまり通常は取引が完了した時点で認識されます
	特定の取引以外や全般的企業情報および同種の調査に関する財務的助言の提供	着手金やマイルストーン報酬は、関連する履行義務が一定期間に従い充足されるか、または一時点に充足されるかの判断に基づき、関連する期間にわたり認識される、または関連する取引が完了するまで繰り延べられた上で認識されることになります
	フェアネスオピニオンの発行	
	顧客のための複雑な金融商品の組成業務	収益が一時点で認識されるか、一定期間に認識されるかの判断は、報酬が（事業買収もしくは売却のように）顧客のための特定の取引または成果に影響を受けるか否か、当該特定の取引の実施前に顧客に提供された便益の性質と程度、および、それらの取引または成果の契約全体に占める重要性に基づいて決定されます 関連する履行義務が一定期間に従い充足される着手金やマイルストーン報酬は、期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます
引受および売出業務サービス	負債性、資本性その他の金融商品の引受業務	引受や、募集に関する収益は、当該業務の完了時点で認識されます
	売出業務	融資の実行が見込まれないコミットメントフィーは、時間の経過に基づきファシリティの期間に応じて均等に認識されます
	顧客向け貸付金のアレンジ業務	引受および募集に関するコストは、野村が当事者または代理人として行動しているかどうかによって収益の控除または総額で認識されます
	顧客向けローンシンジケート業務	

サービスの種類	サービスの概要	主要な収益認識基準、仮定および判断
アセットマネジメント業務サービス	ファンド、投資信託やその他の投資ビークルの運用 投資助言サービスの提供 カストディや事務サービスの提供	ファンド、投資信託、その他の事業体のマネジメント業務手数料は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、通常契約期間にわたり、均等に認識されます 成果に基づく報酬は一時点で認識される変動対価であり、履行状況に基づき重要な戻し入れがないと判断された場合に認識されます カストディや事務手数料は時間に応じて均等に認識されます

一時点で認識される収益に関して、報酬の支払いは、通常、履行義務の充足と同時、または、履行義務を充足して以降の、数日または数か月間内で受領されます。一定期間を通じて認識される収益に関する報酬の支払いは、通常、毎月、３か月ごと、もしくは６か月ごとに受領されます。

上述の、野村が提供する金融サービスの提供契約は、通常、金額的に重要な金融要素を含みません。このような要素が契約に含まれていれば、金融要素が実質的に１年以内である重要な金融要素の効果を調整しないとする、編纂書606「顧客との契約から生じる収益」（以下「編纂書606」）で許容される経理規則を適用しています。また、このような契約は返還権や顧客への同様の要素を含みません。

顧客との契約資産・負債残高

顧客との契約に沿って野村または顧客が行動した際に、顧客との契約資産、受取債権、契約負債は、野村の貸借対照表に計上されます。

顧客との契約資産は、野村により全部または部分的な履行義務の充足が完了することにより認識する未収収益、つまり、野村が顧客に対してサービスを提供して受け取った、時の経過以外の条件付き対価の受領権を示しています。顧客との契約から生じた受取債権は、野村が提供したサービスと交換に対価を受け取る無条件の権利です。野村の連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた受取債権と契約資産は、顧客に対する受取債権に表示されます。契約負債は、受領済みまたは受領予定の対価に対する将来のサービスの提供義務を含み、顧客との契約に認識される負債です。契約負債は、野村の連結貸借対照表の顧客に対する支払債務に表示されます。

以下の表は、編纂書606の対象範囲に含まれる顧客との契約から生じた受取債権および契約負債に関する残高を示しています。前連結会計年度末および当連結会計年度末における契約資産は、重要ではありません。

（単位：百万円）

	前連結会計年度末 (2021年３月31日)	当連結会計年度末 (2022年３月31日)
顧客との契約から生じた受取債権	85,205	88,621
契約負債（1）	3,497	3,834

（1）契約負債は、主に投資助言サービスの提供から発生し、期間の経過に関連して認識されます。

2020年３月期末の契約負債の残高は2021年３月期に、2021年３月期末の契約負債の残高は2022年３月期に、それぞれ収益として認識されています。過年度に充足済みの履行義務に基づき、2021年３月期に1,565百万円、2022年３月期に8,108百万円の収益を認識しています。

残存する履行義務に配分された取引価格

野村は通常、期末日において履行義務の全部または一部が満たされない顧客との契約を行うことがあります。これらの契約における残存する履行義務に配分した取引価格の合計は、前連結会計年度末において1,187百万円、当連結会計年度末において1,350百万円です。なお、編纂書606の容認規定に基づき、当初から１年以内と見込まれる履行義務の残存部分に関する開示は行っておりません。また、取引価格に含まれていない顧客との契約から生じる重要な対価はありません。

契約コスト

編纂書340「その他の資産と繰延費用」の容認規定に基づき、資産化した場合の償却期間が１年以内となる契約獲得に関する増加コストを発生時に費用として認識しております。結果として、前連結会計年度末および当連結会計年度末における契約コストから認識される資産は重要ではありません。

５　担保付取引：

野村は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫を利用して資金調達を行う、および決済のために有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。

売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は通常、業界標準のマスター・ネッティング契約を交わしており、クレジット・エクスポージャーは軽減されております。特定の清算機関で清算される売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引についても、清算機関がデフォルトした場合に同様の権利を認める清算契約または参加者契約を結んでおります。野村では通常、前述した契約に含まれている取引の一括清算および相殺の法的有効性を裏付けるための法律意見書を外部より取得しております。

特定の取引相手および特定の地域において、野村は、マスター・ネッティング契約を交わさずに売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引を行うことがあります。また、マスター・ネッティング契約を交わしている場合でも、野村は、一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手または入手できないことがあります。このような状況は、各国の法律が一括清算および相殺を明確に禁止している場合や、相殺の法的有効性に関する法律が複雑、不明確または存在しない場合に起こり得ます。また、当該状況は、特定の政府、政府系機関、地方自治体、清算機関、取引所または年金ファンドとの売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引について生じる可能性があります。

野村は、マスター・ネッティング契約の法的有効性を考慮して、特定の取引相手との取引から生じる信用リスクのヘッジ方法、取引相手のクレジット・エクスポージャーの算定方法およびリスク上限の設定方法、ならびに取引相手に徴求する担保の量および質を決定しております。

こうした取引において野村は、日本および海外の国債、地方債および政府系機関債、不動産ローン担保証券、銀行および事業会社の負債証券ならびに投資持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。ほとんどの場合、担保を受け取った側は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することまたは売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引では、一般的に受け渡される担保は有価証券であり、担保価値は受け渡される現金の金額よりも通常大きくなります。野村が有価証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に野村が有価証券を貸し付ける場合、通常野村は担保金もしくは代用有価証券を受け入れます。野村は取引期間を通じて受け入れまたは差し入れている有価証券の市場価額を把握し、必要な場合には取引が十分に保全されるよう追加の担保金もしくは代用有価証券を徴求しております。

担保付取引の相殺

連結貸借対照表上では、マスター・ネッティング契約を締結している同一の取引相手との売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引は、編纂書210－20に定義された特定の条件に合致する場合は相殺して表示しております。特定の条件には、取引の満期、担保が決済される振替機関、関連する銀行取決め、マスター・ネッティング契約における一括清算および相殺の法的有効性などに関する要件が含まれます。

次の表は、連結貸借対照表上のこうした担保付取引の相殺に関する情報を表しております。取引相手がデフォルトした場合に追加的に相殺が認められるマスター・ネッティング契約を締結している取引に関する情報も含んでおります。なお、マスター・ネッティング契約下にない、または一括清算および相殺の法的有効性を裏付ける十分な証拠がないマスター・ネッティング契約下にある取引は、下表の中で相殺されておりません。

（単位：十億円）

	2021年３月31日			
	売戻条件付有価証券買入取引	担保付有価証券借入取引	買戻条件付有価証券売却取引	担保付有価証券貸付取引
取引総額（1）	31,568	5,241	34,154	1,781
（控除）連結貸借対照表上相殺されている金額（2）	△20,793	－	△20,794	－
連結貸借対照表上に表示されている取引純額（3）	10,775	5,241	13,360	1,781
（控除）連結貸借対照表上相殺されていない額（4）				
非現金担保	△9,390	△3,211	△9,448	△1,488
現金担保	△1	－	△1	－
純額合計	1,384	2,030	3,911	293

（単位：十億円）

	2022年３月31日			
	売戻条件付有価証券買入取引	担保付有価証券借入取引	買戻条件付有価証券売却取引	担保付有価証券貸付取引
取引総額（1）	31,365	4,994	32,061	1,734
（控除）連結貸借対照表上相殺されている金額（2）	△19,486	－	△19,486	－
連結貸借対照表上に表示されている取引純額（3）	11,879	4,994	12,575	1,734
（控除）連結貸借対照表上相殺されていない額（4）				
非現金担保	△9,370	△3,372	△9,114	△1,524
現金担保	△8	－	△12	－
純額合計	2,501	1,622	3,449	210

(1) マスター・ネッティング契約締結の有無、または当該契約の法的有効性を裏付ける十分な証拠の入手の有無に関わらず、すべての取引残高を含んでおります。公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含んでおります。2021年３月31日において、マスター・ネッティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネッティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ480十億円および2,653十億円です。2021年３月31日において、マスター・ネッティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネッティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,947十億円および213十億円です。2022年３月31日において、マスター・ネッティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネッティング契約下にある売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引の総額はそれぞれ793十億円および2,453十億円です。2022年３月31日において、マスター・ネッティング契約下にない、または法的有効性を裏付ける十分な証拠を未入手のマスター・ネッティング契約下にある担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引の総額はそれぞれ1,511十億円および158十億円です。

(2) 編纂書210－20に基づき、野村が法的有効性について十分な証拠を入手しているマスター・ネッティング契約あるいは同等の契約により、取引相手ごとに相殺した金額を表します。相殺した金額には、公正価値オプションの選択により公正価値で計上されている取引を含みます。

(3) 売戻条件付有価証券買入取引および担保付有価証券借入取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付契約－売戻条件付買入有価証券と担保付契約－借入有価証券担保金に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。

(4) 編纂書210－20に基づいた連結貸借対照表上の相殺表示が認められていないものの、取引相手のデフォルト発生時には法的に有効性のある相殺権を有する金額を表しております。相殺の法的有効性について十分な証拠を未入手の取引にかかる金額は含まれておりません。

なお、デリバティブ取引の相殺については「注記３　デリバティブ商品およびヘッジ活動」をご参照ください。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の残存契約期間別内訳

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在において、連結貸借対照表上、負債として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210－20に基づく相殺表示前の残存契約期間別の内訳を示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日					
	残存契約期間					
	オーバーナイトまたはオープン・エンド（1）	30日以内	30～90日	90日～１年	１年以上	合計
買戻条件付有価証券売却取引	13,837	16,452	1,991	1,590	284	34,154
担保付有価証券貸付取引	872	351	291	266	1	1,781
取引総額（2）	14,709	16,803	2,282	1,856	285	35,935

（単位：十億円）

	2022年３月31日					
	残存契約期間					
	オーバーナイトまたはオープン・エンド（1）	30日以内	30～90日	90日～１年	１年以上	合計
買戻条件付有価証券売却取引	12,266	15,454	2,220	1,611	510	32,061
担保付有価証券貸付取引	992	242	200	277	23	1,734
取引総額（2）	13,258	15,696	2,420	1,888	533	33,795

（1）オープン・エンド取引とは、取引の明確な契約満期日を定めずに、野村または取引相手の要求に基づいて取引を終了する取引であります。

（2）買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引における担保提供資産

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在において、連結貸借対照表上、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券担保金として計上されている買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の編纂書210－20に基づく相殺表示前の担保提供資産別の内訳を示しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	724	1,600	2,324
日本国債・地方債・政府系機関債	1,168	0	1,168
外国国債・地方債・政府系機関債	27,531	8	27,539
銀行および事業会社の負債証券	1,926	117	2,043
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	6	－	6
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）(1)	2,532	－	2,532
債務担保証券（CDO）等	223	－	223
受益証券等	44	56	100
取引総額（2）	34,154	1,781	35,935

（単位：十億円）

	2022年３月31日		
	買戻条件付 有価証券売却取引	担保付有価証券 貸付取引	合計
エクイティおよび転換社債	384	1,508	1,892
日本国債・地方債・政府系機関債	879	1	880
外国国債・地方債・政府系機関債	26,436	17	26,453
銀行および事業会社の負債証券	2,322	175	2,497
商業用不動産ローン担保証券（CMBS）	1	－	1
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）(1)	1,846	－	1,846
債務担保証券（CDO）等	157	－	157
受益証券等	36	33	69
取引総額（2）	32,061	1,734	33,795

(1) RMBSにはパス・スルー証券および米国政府保証が付されたCMO（Collateralized Mortgage Obligations）を2021年３月31日現在2,170十億円、2022年３月31日現在1,404十億円含んでおります。

(2) 買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引は、連結貸借対照表上それぞれ担保付調達－買戻条件付売却有価証券と担保付調達－貸付有価証券担保金に計上されております。また、担保付有価証券貸付取引には、野村が貸し出した有価証券の担保として、売却または担保差入可能な有価証券を受け入れる取引を含んでおります。野村は受け入れた有価証券を公正価値で認識しており、同額を返還義務のある有価証券として負債に計上しております。当該負債は連結貸借対照表上、その他の負債に計上されております。買戻条件付有価証券売却取引および担保付有価証券貸付取引の取引総額は、上述の担保付取引の相殺にかかる開示の取引総額と一致いたします。

担保として受け入れた資産

野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
野村が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち野村が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	50,466	48,234
上記のうちすでに売却され（連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる）もしくは再担保に提供されている額	38,342	36,146

担保として差し入れた資産

野村は、買戻契約およびその他の担保付資金調達取引の担保として、自己所有の有価証券やその他の資産を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券（現先レポ取引分を含む）は、連結貸借対照表上、トレーディング資産、トレーディング目的以外の負債証券、投資持分証券および関連会社に対する投資および貸付金に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。野村が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
トレーディング資産：		
エクイティおよび転換社債	239,393	368,235
政府および政府系機関債	1,064,164	1,178,011
銀行および事業会社の負債証券	32,262	27,899
住宅用不動産ローン担保証券（RMBS）	1,790,395	868,183
債務担保証券（CDO）等（1）	32,081	9,548
受益証券等	43,805	36,661
合計	3,202,100	2,488,537
トレーディング目的以外の負債証券（2）	115,659	163,445
関連会社に対する投資および貸付金（3）	4,136	12,832

（1）ローン担保証券（CLO）、資産担保証券（ABS）（クレジットカード・ローン、自動車ローン、学生ローン等）を含みます。
（2）主に日本の都道府県や政令指定都市発行の地方債です。
（3）野村総合研究所の株式です。

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
貸付金および受取債権	114,051	235,875
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	1,344,361	1,416,279
建物、土地、器具備品および設備	5,076	4,841
トレーディング目的以外の負債証券	1,047	2,827
関連会社に対する投資および貸付金	―	3
その他	5,823	497
合計	1,470,358	1,660,322

上記の資産は主にその他の担保付借入および連結変動持分事業体の担保付社債、トレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については「注記11　借入」をご参照ください。

６　証券化および変動持分事業体：

証券化業務

野村は、商業用および居住用モーゲージ、政府系機関債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。これらは、株式会社、匿名組合、ケイマン諸島で設立された特別目的会社、信託勘定などの形態をとっております。野村の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受け、売出し、販売することが含まれております。野村は金融資産の譲渡について、編纂書860の規定に基づき処理しております。編纂書860は、野村の金融資産の譲渡について、野村がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。編纂書860は、(a) 譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b) 譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、もしくは譲受人が証券化または担保付資金調達の目的のためだけに設立された特別目的事業体の場合において、受益持分の保有者が受益持分を差し入れるまたは譲渡する権利を有していること、(c) 譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないことという条件を満たす場合には支配を喪失すると規定しております。野村は特別目的事業体を使った証券化の際の留保持分など、こうした事業体に対する持分を保有することがあります。野村の連結貸借対照表では、当該持分は通常、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべて収益－トレーディング損益として認識しております。証券化した金融資産に対して当初から継続して保有する持分の公正価値は観察可能な価格、もしくはそれが入手不可である持分については野村は、最善の見積もりに基づく重要な仮定を用いて、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって計算される価格を公正価値としております。その仮定には、見積もり信用損失、期限前償還率、フォワード・イールド・カーブ、それに含まれるリスクに応じた割引率が含まれます。これ以外に特別目的事業体に対して譲渡した金融資産に関連するデリバティブ取引を行うことがあります。

以上のように、野村は特別目的事業体へ譲渡した金融資産に対し、継続的関与を持つ場合があります。野村が2021年３月期および2022年３月期において、新たな証券化により特別目的事業体から譲渡対価として得たキャッシュ・インフローは297十億円、464十億円であり、野村からの資産の譲渡により認識した利益は19十億円、9十億円でした。さらに2021年３月期および2022年３月期において、譲渡対価として受け取った特別目的事業体が発行する負債証券の当初の公正価値は2,799十億円、1,890十億円であり、当該負債証券の第三者への売却により得たキャッシュ・インフローは2,564十億円、1,759十億円となっております。2021年３月31日現在および2022年３月31日現在において、継続的関与を持つ特別目的事業体に、野村が売却処理した譲渡金融資産の累計残高はそれぞれ5,323十億円、5,829十億円となっております。また、2021年３月31日現在および2022年３月31日現在において、野村はこれらの特別目的事業体に対してそれぞれ160十億円、131十億円の持分を当初から継続的に保有しております。2021年３月期および2022年３月期において、これらの継続して保有している持分に関連して特別目的事業体から受け取った金額はそれぞれ27十億円、39十億円となっております。

野村は、2021年３月31日現在および2022年３月31日現在において、これらの特別目的事業体との間に、契約外の財務支援は行っておりません。

次の表は、野村が継続的関与を持つ特別目的事業体に対する持分を保有するものの公正価値、およびその公正価値のレベル別の内訳を当該特別目的事業体に譲渡した資産の種類別に表しております。

（単位：十億円）

	2021年３月31日					
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	うち、投資格付が適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	―	154	―	154	154	―
事業債	―	―	―	―	―	―
モーゲージ関連商品	―	―	6	6	0	6
合計	―	154	6	160	154	6

（単位：十億円）

	2022年３月31日					
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	うち、投資格付が適格なもの	それ以外
国債・地方債、および政府系機関債	―	124	―	124	124	―
事業債	―	―	―	―	―	―
モーゲージ関連商品	―	―	7	7	2	5
合計	―	124	7	131	126	5

2021年３月31日および2022年３月31日現在、野村が当初から継続して保有する持分の大半は、観察可能な価格に基づいて公正価値を算定しております。また、これらの継続して保有する持分の当初の公正価値は、大半がレベル２に該当します。

次の表は、金融資産を特別目的事業体に譲渡したが、編纂書860上は譲渡の要件を満たさずトレーディング資産および貸付金となったもの、また、それにより担保付金融取引として会計処理されたために長期借入とされたものの金額およびその区分を表しています。なお、表上の資産はすべて同負債の担保となるもので、野村が資産を自由に処分することも、遡及されることもありません。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
資産		
トレーディング資産		
売買目的の貸付金	106	19
貸付金	―	203
合計	106	222
負債		
長期借入	106	222

変動持分事業体

野村は通常の証券化およびエクイティ・デリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受け、売出し、販売を行っております。野村はマーケット・メーク業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。

野村が変動持分事業体の経済活動に最も重要な影響を及ぼす活動を決断するパワーを持ち、事業体の持分を通じて、その事業体にとって潜在的に重要な便益を享受する権利または損失を被る義務が野村に生じる場合、かつ野村が他の投資家の受託者たる要件を満たせない場合、野村は主たる受益者でありその事業体を連結しなければなりません。野村の連結変動持分事業体には、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を、投資家に販売するために組成されたものが含まれます。航空機のリース事業や、その他のビジネスに関連する変動持分事業体も連結しております。野村はまた、投資ファンド等、野村が主たる受益者となる場合は連結しております。

最も重要な活動を決断するパワーには、変動持分事業体のタイプによりさまざまな形態があります。証券化、投資ファンド、CDO等の取引においては通常、担保資産の管理やサービシングが受託業務に該当しない場合、最も重要な決断を下すパワーであると野村は考えます。したがって、野村が担保資産の管理者やサービサーではなく、担保資産管理者やサービサーを交替させる権利や事業体を清算する一方的な権利を持たない限り、そのような変動持分事業体を連結いたしません。

変動持分事業体が利用される住宅不動産ローン担保証券の再証券化等の多くの取引において、取引期間中に重要な経済的意思決定が行われず、どの投資家も変動持分事業体を清算する一方的な力を持たない場合があります。そのような場合、野村は取引開始前になされた変動持分事業体の仕組みに単一の意思決定権を有した者を分析し、変動持分事業体が保有する原資産の性質、変動持分事業体の仕組みへの第三者投資家の関与の程度、第三者投資家の当初投資額、野村や第三者投資家が保有する変動持分事業体が発行した受益持分の金額と劣後構造といったさまざまな要素を考慮します。野村はこれまで、数多くの再証券化に出資しており、そのうちの多くの場合、事業体にとって最も重要な活動を決断するパワーを第三者の投資家と共有していることから、野村は主たる受益者ではないと判断してきました。しかしながら、第三者投資家の当初投資額が重要ではない等、投資家が変動持分事業体の仕組みに関与していないと判断される場合は、野村はそのような変動持分事業体を連結しております。

次の表は、連結財務諸表上の連結変動持分事業体の資産および負債の金額、その区分を表しております。これらの資産および負債の大部分は事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージ、モーゲージ担保証券を証券化するための特別目的事業体に関するものであります。なお、連結変動持分事業体の資産はその債権者に対する支払義務の履行にのみ使用され、連結変動持分事業体の債権者は、通常、野村に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡及権を有しておりません。

（単位：十億円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
現金および現金同等物	13	62
トレーディング資産		
株式関連商品	524	555
債券関連商品	414	443
モーゲージ関連商品	20	21
受益証券等	4	―
デリバティブ取引	1	1
プライベートエクイティ・デット投資	21	4
建物、土地、器具備品および設備	51	10
その他	26	115
合計	1,074	1,211
連結貸借対照表上の変動持分事業体の負債		
トレーディング負債		
デリバティブ取引	2	0
借入		
短期借入	74	95
長期借入	763	797
その他	2	6
合計	841	898

野村は四半期毎に変動持分事業体との関与を見直し、最新の資料および野村や他社が保有する変動持分事業体の持分の変化の影響を評価しております。

野村が主たる受益者ではない場合でも変動持分事業体に対し変動持分を保有することがあります。そのような変動持分事業体に対し、野村が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のオペレーティング・リースの取引に関する残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

次の表は非連結の変動持分事業体に対する変動持分の金額と区分、および最大損失のエクスポージャーを表しております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したものでも、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものでもありません。変動持分事業体に対する野村の関与にかかわるリスクは帳簿価額、以下に記載されておりますコミットメントの未実行残高および債務保証の金額に限定されます。

（単位：十億円）

	2021年３月31日			2022年３月31日		
	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー	連結貸借対照表上の変動持分		最大損失のエクスポージャー
	資産	負債		資産	負債	
トレーディング資産および負債						
株式関連商品	30	―	30	26	―	26
債券関連商品	60	―	60	61	―	61
モーゲージ関連商品	2,362	―	2,362	1,432	―	1,432
受益証券等	195	―	195	191	―	191
プライベートエクイティ・デット投資	3	―	3	22	―	22
貸付金	556	―	556	940	―	940
その他	19	―	19	10	―	10
貸出コミットメント、その他債務保証	―	―	110	―	―	256
合計	3,225	―	3,335	2,682	―	2,938

第三者および野村が組成した変動持分事業体に提供した一定のレポ契約による資金調達取引は含んでおりません。

７　金融債権：

通常の営業活動の中で野村は、顧客に対して主に貸付契約、受取債権、貸出コミットメントおよび売戻条件付買入有価証券取引や有価証券借入取引といった担保付契約の形で融資を行っております。これらの金融債権は野村の連結貸借対照表上、資産として認識されており、要求払いまたは将来の確定日もしくは特定できる決済日に資金を受け取る契約上の権利をもたらすものです。

償却原価法で測定される金融債権の帳簿価額は、当連結会計年度のCECL引当金に応じて調整されます。2020年４月１日に、野村は編纂書326に規定された信用損失引当金の認識に関する新たな会計基準を採用しました。この会計基準は、発生損失ではなく、現在の予想信用損失に対する引当金の計上を要求しております。編纂書326において定義されるCECL減損モデルの当社の連結財務諸表への影響は「注記１　会計処理の原則」をご参照ください。

担保付契約

担保付契約は、連結貸借対照表上、売戻条件付買入有価証券に計上される売戻条件付買入有価証券取引および借入有価証券担保金に計上される有価証券借入取引から構成されており、この中には現先レポ取引が含まれております。売戻条件付買入有価証券取引および有価証券貸借取引は、主に国債あるいは政府系機関債を顧客との間において売戻条件付で購入する、または現金および非現金担保付で借り入れる取引です。野村は、原資産である有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含みます）とともに日々把握し、適宜追加担保の徴求または返還を行っております。売戻条件付買入有価証券取引は、公正価値オプションを適用しているものを除いて、通常買受金額に未収利息を加味した金額で連結貸借対照表に計上されております。有価証券借入取引は、通常現金担保付の取引であり、差入担保の金額が連結貸借対照表に計上されております。担保要件および担保水準の継続的な監視に基づく編纂書326で認められている実務上の簡便法を適用あるいは金融商品の予想残存期間が短いことから、予想信用損失引当金は重要ではありません。

貸付金

野村が有する貸付金は、主に銀行業務貸付金、有担保短期顧客貸付金、インターバンク短期金融市場貸付金、および企業向貸付金から構成されております。

銀行業務貸付金は、主に野村信託銀行株式会社によって実行された、個人向けおよび商業向けの有担保および無担保の伝統的な貸付金です。不動産ないしは有価証券により担保されている個人向けおよび商業向けの貸付金に対して、野村は担保価値が下落するリスクを負うことになります。銀行業務貸付金には、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金も含まれます。通常、投資銀行業務の一環として提供している無担保の商業向け貸付金については相手先の信用力が高いことがほとんどですが、野村は相手先の債務不履行リスクを負うことになります。保証付き貸付金については、保証人により保証が履行されないリスクを負うことになります。

有担保短期顧客貸付金は、野村のリテールおよびウエルス・マネジメントにおける証券仲介業務に関連した顧客に対する貸付金です。このような貸付金は顧客が有価証券を購入するための資金を提供しております。取引の開始にあたっては一定の委託保証金（担保適格有価証券または現金）の差入れが必要であり、また購入有価証券を取引期間中担保として預かっております。さらに当該有価証券の一定以上の公正価値の下落にあたっては、貸付金に対して担保価値が特定の割合を維持するように適宜委託保証金の追加差入れを徴求することができ、当該顧客は、継続的に担保を補充することを要求かつ合理的に期待されています。そのため、有担保短期顧客貸付金に対する予想信用損失引当金は重要ではありません。

インターバンク短期金融市場貸付金は、短資会社を経由する短期（翌日および日中決済）取引が行われるコール市場において実行される、金融機関に対する貸付金です。コール市場の参加者は特定の金融機関に限定されており、かつこれらの貸付金は翌日決済またはきわめて期間が短いものであるため、インターバンク短期金融市場貸付金に対する予想信用損失引当金は重要ではありません。

企業向貸付金は、銀行業務貸付金を除く、主に法人顧客に対する商業向け貸付金です。企業向貸付金には、不動産または有価証券により担保されている有担保貸付金と、関係を維持する目的で投資銀行業務の取引先に対して提供する無担保の商業向け貸付金が含まれます。これらの貸付金に対して、野村は上記の銀行業務貸付金に含まれる、商業向け貸付金によって生じるリスクと同様のリスクを負うことになります。

連結貸借対照表上、貸付金または関連会社に対する貸付金に計上されている貸付金の種類別残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月31日		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	605,200	－	605,200
有担保短期顧客貸付金	436,221	－	436,221
インターバンク短期金融市場貸付金	1,289	－	1,289
企業向貸付金	1,082,239	818,523	1,900,762
貸付金合計	2,124,949	818,523	2,943,472
関連会社に対する貸付金	1,000	－	1,000
合計	2,125,949	818,523	2,944,472

（単位：百万円）

	2022年３月31日		
	償却原価	公正価値(1)	合計
貸付金			
銀行業務貸付金	717,992	－	717,992
有担保短期顧客貸付金	442,600	－	442,600
インターバンク短期金融市場貸付金	2,196	－	2,196
企業向貸付金	1,206,349	1,210,590	2,416,939
貸付金合計	2,369,137	1,210,590	3,579,727
関連会社に対する貸付金	1,000	－	1,000
合計	2,370,137	1,210,590	3,580,727

(1) 公正価値オプションを選択した貸付金および貸出コミットメントであります。

2021年３月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

2022年３月期において、貸付金の購入金額および売却金額は重要な金額ではありません。また、同期間において、トレーディング資産に組み替えられた貸付金およびトレーディング資産から組み入れられた貸付金は重要な金額ではありません。

償却原価により計上されている貸付金に関する繰延貸出手数料の純額は2021年３月31日および2022年３月31日において重要ではありませんでした。

CECL引当金

野村は、回収見込みがある金額を除き、継続的に公正価値評価されない金融債権を含む以下の種類の金融商品について、CECL減損モデルを使用してCECLに対する引当金を設定しております。

・貸付金、受取債権およびコミットメントライン未実行残高
・現金預金
・リバース・レポ取引や証券貸借取引などの担保付契約
・顧客契約資産および債権
・その他の債権（信用取引未収金、保証金、中央清算機関へのデフォルト拠出金、再保険金、ファイナンス・リースへの純投資を含む）

個別の金融商品または金融商品のポートフォリオについてのCECLは、当該金融商品の残存予想耐用年数にわたる予想信用損失に基づき、報告日において測定され、過去の事象、現在の状況および将来の予測に関する情報を含む情報を考慮しています。将来の予測については今後３年間にわたる複数のシナリオを加重平均しており、それらへの重要なマクロ経済インプットは、GDPおよびクレジット・スプレッドを含んでおります。損失のリスクは、そのリスクがわずかである場合も考慮されております。野村は入手可能な最善の情報に基づいてCECLの引当金の見積もりを行っていますが、経済環境の変化または実際の結果と当初の仮定との差異を考慮して、将来の引当金の調整が必要となる場合があります。

野村は、予想信用損失の測定に用いられる金融商品の償却原価から未収利息を控除しております。2021年3月期末および2022年３月期末現在、未収利息の金額は重要ではありません。

CECL減損モデルに準拠したCECL引当金を決定するにあたり野村が使用する方法は、主に金融商品の性質や編纂書326で認められている実務上の簡便法が当社で適用されているかどうかに依拠しております。

CECL減損モデルの対象となる金融商品は、野村が貸出金を回収不能と判断し、将来の実質的なキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがなく、未回収の元本および利息を回収する現実的な手段がすべて尽くされた場合に償却されます。

以下の表は、2022年３月31日末現在におけるCECL減損モデルの対象となる重要な金融商品の種類ごとに使用されている方法論を要約したものであり、CECLの測定に影響を与える前提条件を示しております。

金融商品	CECLの算定方法
貸付金、コミットメントライン契約および特定の預金	・リスク部門が開発した完全損失率モデル ・デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）の各入力に基づいて予想信用損失を測定しております。 ・PDインプットには、内部リスク管理および自己資本の目的のために野村が使用している将来予想のシナリオが含まれております。 ・合理的なサポート可能な予測ができない期間には、即時復帰法が使用されます。 ・債務不履行に陥った金融商品、または債務不履行の可能性のある金融商品については、割引キャッシュ・フロー分析を用いて予想信用損失を測定しております。 ・金融商品が担保に依存している場合には担保の公正価値の不足に基づいて予想信用損失を測定しております。
担保付契約、有担保短期顧客貸付金およびプライム・ブローカレッジ貸付金	・リバース・レポ取引、短期担保付マージン・ローンおよびプライム・ブローカレッジ貸付金においては、頻繁な証拠金が要求され、カウンターパーティが証拠金を補充する能力を有するため、編纂書326で許容される実務上の簡便法により予想信用損失はリバース・レポ取引もしくはマージン・ローンの帳簿価額と当該担保の公正価額との差額に基づいております。 ・有価証券貸借取引は、一般的に非常に短い予想残存期間かつ担保保証されるため、過去の経験および一貫したモニタリングに基づき予想信用損失が一般的に重要でないと質的に判断されます。
顧客契約資産および債権	・予想信用損失は、通常、過去の経験、現在の経済状況、顧客の支払能力に関する特定の情報に基づく帳簿価額に損失率が適用される経年分析に基づいております。

一般引当金は、個別に減損を判定している金融商品に対する引当金であり、期末日における入手可能な情報に基づく回収可能性の判断および基礎的前提に内在する不確実性を含んでおります。また、一般引当金は過去の貸倒実績を基に、現在の経済環境などの定性的要素を調整して測定されております。

次の表は、編纂書326で定義されたCECL減損モデルを使用して算定された、2021年３月期および2022年３月期における貸倒引当金の推移を示しております。米国におけるプライム・ブローカレッジ取引に起因する追加の信用損失により、当連結会計年度の貸倒引当金は増加しております。この事案に関する詳細は、「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

（単位：百万円）

	2021年３月期					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の債権に対する現在予想信用損失引当金(3)	合計
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	企業向貸付金	小計		
期首残高(CECL適用前)(1)	1,564	352	7,944	9,860	3,152	13,012
CECL適用時の影響額(2)	232	－	1,738	1,970	2	1,972
期首残高(CECL適用後)	1,796	352	9,682	11,830	3,154	14,984
繰入(4)	△196	－	38,211	38,015	1,060	39,075
貸倒償却	△318	△363	△0	△681	△1,600	△2,281
その他(5)	－	11	92	103	1,903	2,006
期末残高	1,282	－	47,985	49,267	4,517	53,784

（単位：百万円）

	2022年３月期					
	貸付金に対する現在予想信用損失引当金				貸付金以外の債権に対する現在予想信用損失引当金(3)	合計
	銀行業務貸付金	有担保短期顧客貸付金	企業向貸付金	小計		
期首残高	1,282	－	47,985	49,267	4,517	53,784
繰入(4)	1,161	－	11,079	12,240	113	12,353
貸倒償却	－	－	－	－	△1,231	△1,231
その他(4)(5)	△9	－	3,289	3,280	△1,840	1,440
期末残高	2,434	－	62,353	64,787	1,559	66,346

(1) 編纂書326の適用前の2020年４月１日における貸倒引当金の適用により認識された金額であります。

(2) 2020年４月１日に編纂書326におけるCECL減損モデルの適用により認識された金額であります。

(3) 担保付契約、顧客契約資産および債権、およびその他の受取債権に対して認識された引当金の金額を含んでおります。

(4) 2021年３月に米国顧客の債務不履行を受け、2021年３月期の企業向貸付金の引当金に当該顧客への貸付金に対する貸倒損失41,561百万円の影響を含んでおります。2022年３月期の第１四半期に企業向貸付金の引当金に当該顧客への貸付金に対する貸倒損失9,289百万円の影響と、第４四半期に当該顧客への貸付金に対する貸倒引当金のうち、2,535百万円の取り崩しの影響を含んでおります。「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

(5) 外国為替の変動による影響および回収額を含んでおります。

不良債権のリストラクチャリング（TDR）

通常の営業活動の中で野村は、トレーディング目的以外で保有する貸付金を、債務者の財政難、市場環境の変化ないしは取引維持などの理由により、リストラクチャリングを行う場合があります。TDRは、債務者の財政難に関連して、債権者である野村が、経済的または法的な理由により譲歩を与えるものであります。

資産による貸付金の全額または一部の弁済ではなく、単なる条件変更によってTDRに該当することとなった貸付金に該当する予想信用損失は、通常、割引キャッシュ・フロー分析を用いて決定されております。TDRに際し、貸付金の全額または一部の弁済として受け取った資産は公正価値で認識されます。

財政的な困難にある借手に対して野村が譲歩として与える既存の貸付金の契約条件変更について協議をしております。これらの変更は通常、TDRとして会計処理されます。

2021年３月期および2022年３月期において発生したTDRは重要な金額ではありません。

利息計上中止ならびに延滞貸付金

利息が回収不能とみなされた場合、貸付金の利息計上を中止しております。借り手が経営難に陥っていると判断された場合、または利息や元本の支払いが90日以上遅延している場合、利息は回収不能としております。

貸付金の利息計上を中止している場合、未収利息の戻しが行われ追加の利息計上は認められません。受取利息は、現金主義に基づいて支払いを受けた時点で認識されます。

利息計上の再開は、原則、貸付金が契約条件に則って履行されるようになったと認められる場合、すなわち延滞した元利金が全額返済された場合に限り行われます。貸付金の支払いが契約条件に則って履行されていない場合でも、元利金を合理的な期間内に全額回収できると合理的に見込める場合、または債務者が一定の期間継続して返済を行っている場合など特別な状況下においては利息の計上を再開する場合があります。

2021年３月31日末現在、利息計上を中止している貸付金は204,404百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。利息計上を中止している企業向貸付金には2021年３月の米国顧客との取引の損失に関連した貸付金を含んでいます。90日以上の延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

2022年３月31日末現在、利息計上を中止している貸付金は62,289百万円であり、主に有担保企業向貸付金であります。利息計上を中止している企業向貸付金には2021年３月の米国顧客との取引の損失に関連した貸付金を含んでいます。未収利息の計上が継続しており、90日以上の延滞が発生している貸付金の残高は重要な金額ではありません。

信用の質の指標

野村は、債務者の信用力の低下または破綻等による債権の価値の下落や債務不履行といった信用リスクに晒されておりますが、貸付等に関する信用リスク管理は、内部格付に基づく与信管理を基礎として、融資実行時の個別案件ごとの綿密な審査と融資実行後の債務者の信用力の継続的なモニタリングを通じて行われております。

次の表は、公正価値で評価されたものを除く貸付金について、野村の内部格付またはそれに類する子会社の審査基準および年限別の区分により貸付金を種類別に表示しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期							
	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年以前	リボルビング	合計
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	54,179	115,003	17,106	12,450	4,240	17,634	—	220,612
BB-CCC	75,680	115,131	3,864	2,324	—	5,484	—	202,483
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	61,185	—	—	—	—	—	61,185
有担保銀行業務貸付金合計	129,859	291,319	20,970	14,774	4,240	23,118	—	484,280
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	9,101	22,955	27,863	17,563	8,484	34,719	—	120,685
BB-CCC	—	—	235	—	—	—	—	235
CC-D	—	—	—	—	—	—	—	—
その他(1)	—	—	—	—	—	—	—	—
無担保銀行業務貸付金合計	9,101	22,955	28,098	17,563	8,484	34,719	—	120,920

（単位：百万円）

	2021年３月期							
	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年以前	リボルビング	合計
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	―	―	―	―	―	―	―	―
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他(1)	170,514	141	―	―	―	―	265,566	436,221
有担保短期顧客貸付金合計	170,514	141	―	―	―	―	265,566	436,221
無担保インターバンク短期金融市場貸付金								
AAA-BBB	1,289	―	―	―	―	―	―	1,289
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
無担保インターバンク短期金融市場貸付金合計	1,289	―	―	―	―	―	―	1,289
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	33,965	261,182	45,880	9,817	6,406	27,672	97	385,019
BB-CCC	20,093	102,941	34,435	29,869	13,067	17,573	173,178	391,156
CC-D(2)	197,859	―	―	―	―	―	―	197,859
その他(1)	―	39	40	11	30	4,697	428	5,245
有担保企業向貸付金合計	251,917	364,162	80,355	39,697	19,503	49,942	173,703	979,279
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	―	―	―	―	―	―	―	―
BB-CCC	84	―	450	―	―	―	―	534
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	1	191	8	97,212	―	5,014	―	102,426
無担保企業向貸付金合計	85	191	458	97,212	―	5,014	―	102,960
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	1,000	―	―	―	―	―	―	1,000
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
関連会社に対する貸付金合計	1,000	―	―	―	―	―	―	1,000
合計	563,765	678,768	129,881	169,246	32,227	112,793	439,269	2,125,949

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 米国顧客に対する貸付金197,859百万円を含んでおります。「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

（単位：百万円）

	2022年３月期							
	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年以前	リボルビング	合計
有担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	106,554	126,834	8,325	17,308	9,213	12,729	―	280,963
BB-CCC	80,167	169,655	1,693	638	587	6,779	―	259,519
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他(1)	―	82,304	―	―	―	―	―	82,304
有担保銀行業務貸付金合計	186,721	378,793	10,018	17,946	9,800	19,508	―	622,786
無担保銀行業務貸付金								
AAA-BBB	6,000	18,175	12,703	20,565	9,982	25,841	―	93,266
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	1,940	―	―	―	1,940
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
無担保銀行業務貸付金合計	6,000	18,175	12,703	22,505	9,982	25,841	―	95,206

（単位：百万円）

	2022年３月期							
	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年	2017年以前	リボルビング	合計
有担保短期顧客貸付金								
AAA-BBB	―	―	―	―	―	―	―	―
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他(1)	169,195	23,238	―	―	―	―	250,167	442,600
有担保短期顧客貸付金合計	169,195	23,238	―	―	―	―	250,167	442,600
無担保インターバンク短期金融市場貸付金								
AAA-BBB	2,196	―	―	―	―	―	―	2,196
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
無担保インターバンク短期金融市場貸付金合計	2,196	―	―	―	―	―	―	2,196
有担保企業向貸付金								
AAA-BBB	―	52,545	86,910	20,710	3,258	52,496	9,916	225,835
BB-CCC	86,300	307,636	14,718	131,266	115,494	30,085	92,039	777,538
CC-D(2)	―	57,524	―	―	―	―	―	57,524
その他(1)	455	20	25	26	10	101	96	733
有担保企業向貸付金合計	86,755	417,725	101,653	152,002	118,762	82,682	102,051	1,061,630
無担保企業向貸付金								
AAA-BBB	―	―	―	―	―	―	―	―
BB-CCC	11,621	20,516	―	1,989	―	―	―	34,126
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	―	438	191	―	109,959	5	―	110,593
無担保企業向貸付金合計	11,621	20,954	191	1,989	109,959	5	―	144,719
関連会社に対する貸付金								
AAA-BBB	―	1,000	―	―	―	―	―	1,000
BB-CCC	―	―	―	―	―	―	―	―
CC-D	―	―	―	―	―	―	―	―
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
関連会社に対する貸付金合計	―	1,000	―	―	―	―	―	1,000
合計	462,488	859,885	124,565	194,442	248,503	128,036	352,218	2,370,137

(1) 主に所定の担保率が維持されている貸付金であります。

(2) 米国顧客に対する貸付金57,524百万円を含んでおります。「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

野村グループで使用する内部格付の定義は以下の表に記載のとおりです。

格付 レンジ	定　義
AAA	最上位の信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は極めて高い。「AAA格」はクレジット部署が付与する最上位の格付である。デフォルト確率は極めて低い。
AA	非常に高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は非常に高い。デフォルト確率は非常に低いが、「AAA格」のデフォルト確率を上回る。
A	高い信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は高いが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。デフォルト確率は低いが、「AA格」のデフォルト確率を上回る。
BBB	良好な信用力。債務者又は案件の債務を履行する能力は適切であるが、上位の格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化によって、債務履行能力が低下する可能性がより高い。デフォルト確率は中位にあるが、「A格」のデフォルト確率を上回る。
BB	投機的な信用力。債務者又は案件は、より低い格付ほど短期的には脆弱ではないが、事業環境、財務状況、又は経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有しており、状況によっては債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。デフォルト確率は中位から高めで、「BBB格」のデフォルト確率を上回る。
B	極めて投機的な信用力。債務者又は案件は、「BB格」が付与される場合よりも脆弱である。現時点では債務を履行する能力を有しているが、事業環境、財務状況、または経済状況が悪化した場合には債務を履行する能力や意思が損なわれ易い。デフォルト確率は高く、「BB格」のデフォルト確率を上回る。
CCC	相当程度の信用リスク。債務者又は案件は、現時点で脆弱であり、その債務の履行は、良好な事業環境、財務状況、及び経済状況に依存している。デフォルト確率は非常に高く、「B格」のデフォルト確率を上回る。
CC	デフォルト等級。債務者又は案件は、現時点で非常に脆弱であり、債務の履行についても不確実性が非常に高い。
C	デフォルト等級。債務者又は案件は、現時点で極めて脆弱であり、債務の履行についても不確実性が極めて高い。
D	債務者又は案件は、契約通り債務の全部又は一部の履行を適時に行うことができないこと、当初の条件から信用供与者にとって著しく不利益となる契約条件に変更されること、破産・会社更生・民事再生等の手続きの開始、管財人の選任、その他清算、事業停止に相当する事実の発生、又はこれらに類似した状態。

野村は、債務者および債権に関する財務情報ならびにその他の情報に基づき、最低年１回、内部格付の見直しを行っております。また、リスクが高いまたは問題がある債務者については、より頻繁に内部格付の見直しを行うとともに、債務者の信用力に関する重大な事実が明らかになった際には、すみやかに内部格付の見直しを行うこととしております。

８　リース：

貸主側

野村は、主にオペレーティング・リースにより、国内外で不動産および航空機の賃貸を行っております。賃貸にかかる資産については、土地を除き取得価額から減価償却累計額を控除した金額で、また、土地については取得価額で、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、オペレーティング・リースにより賃貸している資産を種類別に表示しております。

（単位：百万円）

	2021年３月31日			2022年３月31日		
	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額（純額）	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額（純額）
不動産（1）	354	△288	66	354	△292	62
航空機	39,736	△1,382	38,354	10,373	△688	9,685
合計	40,090	△1,670	38,420	10,727	△980	9,747

（1）不動産の取得価額、減価償却累計額、帳簿価額（純額）の金額は、自社利用分を含んでおります。

オペレーティング・リースにかかる資産の受取リース料として2021年３月期および2022年３月期にそれぞれ1,878百万円、3,653百万円を計上しております。これらは、連結損益計算書の収益－その他に計上しております。

2022年３月31日現在における解約不能オペレーティング・リースにかかる将来受け取る最低受取リース料の金額は、受取年限別に集計すると、以下のとおりであります。ファイナンス・リースにかかる受取リース料は重要な金額ではありませんでした。

（単位：百万円）

	2022年３月31日
	最低受取リース料
受取年限	
１年以内	1,013
１～２年	986
２～３年	986
３～４年	986
４～５年	986
５年超	4,883
合計	9,840

借主側

野村は、国内外でオフィス、特定の従業員用住宅、器具備品および情報・通信関連資産を通常業務の範囲内で主にオペレーティング・リースにより貸借しております。また、野村は、不動産および器具備品をオペレーティング・リースにより転貸借しております。野村のオペレーティング・リース使用権資産は、2021年３月31日および2022年３月31日現在でそれぞれ185,085百万円、175,422百万円となっております。ファイナンス・リース資産総額は、2021年３月31日および2022年３月31日現在で重要な金額ではありませんでした。これらは、連結貸借対照表上のその他の資産－建物、土地、器具備品および設備に計上しております。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期における野村が借手として計上したリース収益およびリース費用の金額を示しております。2021年３月期および2022年３月期のファイナンス・リース費用、短期リース費用、変動リース料およびセール・アンド・リースバック取引における純利益は重要な金額ではありませんでした。

（単位：百万円）

	2021年３月期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	2022年３月期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
リース費用		
オペレーティング・リース費用	49,168	47,643
その他収入と費用		
転貸総収入（1）	4,638	3,464

（1）転貸収入から、野村がヘッドリースの借手として支払ったリース料を控除しております。

リース取引によるキャッシュ・フロー

オペレーティング・リースにかかる支払リース料は、営業活動によるキャッシュ・フローに分類されます。リース開始日に認識される使用権資産およびリース負債は非現金取引に分類されます。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期における支払リース料によるキャッシュ・フローおよび新規に認識した使用権資産およびリース負債を示しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	2022年３月期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー－ オペレーティング・リース	47,584	46,565
新規オペレーティング・リースにおいて認識された使用権資産	41,279	32,208

支払年限別リース負債

次の表は、2022年３月31日現在におけるオペレーティング・リースにかかる割引前の年限別将来支払リース料を示しております。割引前合計支払リース料から割引金額を控除した金額が、野村の連結財務諸表で報告されるリース負債の金額と一致しております。2022年３月31日現在におけるファイナンス・リース負債総額は、重要な金額ではありませんでした。これらのリース負債は、連結貸借対照表上のその他の負債に計上しております。

（単位：百万円）

	2022年３月31日
	オペレーティング・リース
支払年限	
１年以内	44,493
１～２年	32,034
２～３年	25,850
３～４年	23,507
４～５年	19,254
５年超	63,902
割引前合計支払リース料	209,040
控除：割引金額	△10,909
連結財務諸表で報告されるリース負債	198,131

次の表は、2021年３月31日および2022年３月31日現在における野村のリース負債測定に用いられた割引率および残存リース期間の加重平均値を示しております。

	2021年３月31日	2022年３月31日
	オペレーティング・リース	オペレーティング・リース
加重平均割引率	1.4%	1.4%
加重平均残存リース期間	7.6年	7.2年

９　企業結合：

野村は米国におけるサステナブル・テクノロジーおよびインフラストラクチャー分野でM&A助言のリーディング・ブティックであるGreentech Capital, LLC（以下「グリーンテック」）の全持分を2020年４月１日に取得いたしました。グリーンテックの買収は、会社の将来の業績に基づいて、最初の現金の支払いと追加の偶発的な支払いから構成されています。この取引は、編纂書805「企業結合」に基づき企業結合として会計処理されており、のれんの決定に使用された取得対価は、取得日において偶発的対価として会計処理された偶発的な支払いの見積公正価値を含めて12,389百万円でした。偶発的対価の公正価値の変動は、偶発事象が解消するまで連結損益計算書に計上されます。グリーンテックの従業員の将来の雇用に関連する偶発的な支払いは、関連する勤務期間にわたり、その支払いの可能性が合理的となったものが報酬費用として連結損益計算書に認識されます。2020年４月１日以降のグリーンテックの経営成績およびキャッシュ・フローは野村の連結財務諸表に反映されております。企業結合日時点のグリーンテックの資産および負債は野村の連結貸借対照表に対して重要ではありませんでした。

10　その他の資産－建物、土地、器具備品および設備ならびにその他 / その他の負債：

建物、土地、器具備品および設備

2021年３月31日および2022年３月31日の建物、土地、器具備品および設備の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
土地	39,233	39,118
建物	76,725	60,025
器具備品および設備	59,614	31,895
ソフトウエア	103,385	104,609
建設仮勘定	407	7,978
オペレーティング・リース使用権資産	185,085	175,422
合計	464,449	419,047

償却性資産にかかる減価償却費は、金融費用以外の費用－情報・通信関連費用に2021年３月期は49,343百万円、2022年３月期は46,111百万円がそれぞれ含まれており、また、金融費用以外の費用－不動産関係費に2021年３月期は14,503百万円、2022年３月期は13,412百万円がそれぞれ含まれております。

前連結会計年度末において、売却予定資産として建物12,311百万円を保有しております。これらは、連結貸借対照表上、その他の資産－建物、土地、器具備品および設備に含まれております。売却予定資産は帳簿価額または公正価値から売却にかかる費用を控除した額のいずれか低い金額で計上されております。前連結会計年度において、当該資産から認識した損益はありませんでした。なお当該資産は2022年３月期第１四半期連結累計期間に売却が完了いたしましたが、その売却損益は重要ではありません。

その他の資産－その他およびその他の負債

連結貸借対照表上のその他の資産－その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
その他の資産－その他：		
受入担保有価証券	399,975	166,352
のれんおよびその他の無形資産	29,040	30,007
繰延税金資産	30,433	15,562
営業目的以外の投資持分証券（1）	270,246	249,448
前払費用	18,741	17,165
その他	300,997	295,052
合計	1,049,432	773,586
その他の負債：		
受入担保有価証券返還義務	399,975	166,352
未払法人所得税	60,275	34,158
その他の未払費用（2）	424,961	457,511
その他（3）	353,956	362,204
合計	1,239,167	1,020,225

（1）その他の資産－その他には、トレーディングおよび営業目的以外の市場性・非市場性の投資持分証券が含まれております。これらの投資は、上場および非上場の投資持分証券で構成され、2021年３月期にはそれぞれ30,912百万円および239,334百万円、2022年３月期にはそれぞれ13,572百万円および235,877百万円が含まれております。これらの証券は、連結貸借対照表上、原則として公正価値で評価しており、公正価値の変動は、連結損益計算書上、収益－その他で認識しております。また、2021年３月期および2022年３月期において、容易に公正価値を算定できない持分証券が65,365百万円含まれております。

（2）未解決の訴訟や法的手続きのうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債が2021年３月期および2022年３月期においてそれぞれ62,889百万円および76,866百万円含まれております。詳細は「注記20 コミットメント、偶発事象および債務保証」をご参照ください。

（3）オペレーティング・リース負債をその他の負債－その他に含めて表示しております。詳細は「注記８ リース」をご参照ください。

のれんは、企業結合にともない、被取得企業の買収価額と買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値の差額として認識されます。のれんは償却せず、各事業年度の第４四半期または特定の状況がある場合、例えば不利な方向に経営環境が変動した場合等にはより高い頻度で減損判定を行います。

のれんの減損テストは、その性質上主観的にならざるを得ず、レポーティング・ユニットの公正価値が帳簿価額を超過するか否かの定量的な判定には経営者の判断をともないます。

のれんの減損テストは毎年第４四半期に行われます。2021年３月期および2022年３月期におけるレポーティング・ユニットの公正価値の決定は新型コロナウイルス感染症の影響を受けてより主観的な判断となりましたが、公正価値は帳簿価額を上回ると見込まれたことから減損損失は認識しておりません。

連結貸借対照表上のその他の資産－その他に含まれるのれんの変動は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月期								
	期首残高			期中増減			期末残高		
	取得価額	減損累計額	帳簿価額（純額）	取得(2)	減損	その他(1)	取得価額	減損累計額	帳簿価額（純額）
ホールセール	92,814	△92,814	－	12,078	－	402	105,294	△92,814	12,480
その他	472	－	472	189	－	4	665	－	665
合計	93,286	△92,814	472	12,267	－	406	105,959	△92,814	13,145

（単位：百万円）

	2022年３月期								
	期首残高			期中増減			期末残高		
	取得価額	減損累計額	帳簿価額（純額）	取得(2)	減損	その他(1)	取得価額	減損累計額	帳簿価額（純額）
ホールセール	105,294	△92,814	12,480	－	－	1,260	106,554	△92,814	13,740
その他	665	－	665	－	－	2	667	－	667
合計	105,959	△92,814	13,145	－	－	1,262	107,221	△92,814	14,407

(1) 為替換算による増減であります。

(2) 2021年３月期において、野村はグリーンテックの全持分を取得した結果のれんを認識し、ホールセール部門に帰属するのれんを認識しました。詳細は「注記９　企業結合」をご参照ください。

経営者は新型コロナウイルス感染症の影響を検討しましたが、償却性資産の減損の兆候には該当しないと判断しました。その結果、無形資産を含む関連する資産グループにかかる減損テストは求められておりません。

2021年３月31日および2022年３月31日現在の償却性無形資産の内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月31日			2022年３月31日		
	取得価額	償却累計額	帳簿価額（純額）	取得価額	償却累計額	帳簿価額（純額）
顧客関連無形資産	64,357	△57,680	6,677	67,492	△61,715	5,777
その他	1,842	△1,234	608	2,000	△1,522	478
合計	66,199	△58,914	7,285	69,492	△63,237	6,255

2021年３月期および2022年３月期の償却性無形資産の償却額はそれぞれ2,296百万円、1,717百万円です。また翌連結会計年度以降５年間の見積償却額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	連結会計年度				
	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期	2027年３月期
見積償却額	324	200	197	113	73

のれんを除く非償却性無形資産の金額は、2021年３月31日現在8,609百万円、2022年３月31日現在9,345百万円であります。のれんを除く非償却性無形資産には主に商標権が含まれております。

のれんを除く非償却性無形資産に対し減損テストを実施した結果、2021年３月期および2022年３月期におけるのれんを除く非償却性無形資産の公正価値の決定は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてより主観的な判断となりましたが、公正価値は帳簿価額を上回ると判断したため減損損失は認識しておりません。

野村は、建物等の不動産賃貸契約に基づき、既存の賃借物件の退去時における原状回復にかかる工事費用等を資産除去債務として認識しております。

連結貸借対照表上のその他の負債－その他に計上されている資産除去債務の変動は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
期首残高	6,625	14,485
当期に発生した負債	1,846	319
当期に決済した負債	△97	△564
見積キャッシュ・フローの改訂（1）	6,111	－
期末残高	14,485	14,240

（1）2021年３月期において日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換にともない、賃貸物件等にかかる資産除去債務について将来キャッシュ・フローの見積もりの変更を行いました。

11　借入：

野村の2021年３月31日現在および2022年３月31日現在の借入は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
短期借入(1)　：		
コマーシャル・ペーパー	460,014	131,915
銀行借入金	294,052	205,857
その他	614,032	712,369
計	1,368,098	1,050,141
長期借入：		
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金(2)	2,878,676	3,196,144
社債発行残高(3)		
固定金利債務：		
日本円建	583,148	765,412
日本円建以外	1,917,166	2,486,305
変動金利債務：		
日本円建	876,844	917,362
日本円建以外	327,595	329,876
インデックス／エクイティ・リンク債務：		
日本円建	906,332	942,585
日本円建以外	361,916	350,672
	4,973,001	5,792,212
小計	7,851,677	8,988,356
譲渡取消による担保付借入	123,335	269,950
計	7,975,012	9,258,306

(1) 担保付借入（2021年３月31日現在55,569百万円、2022年３月31日現在92,580百万円）を含んでおります。

(2) 担保付借入（2021年３月31日現在118,106百万円、2022年３月31日現在79,843百万円）を含んでおります。

(3) 担保付借入（2021年３月31日現在788,618百万円、2022年３月31日現在761,620百万円）を含んでおります。

譲渡取消による担保付借入

譲渡取消による担保付借入は、金融資産移転取引が編纂書860に基づく売却会計処理の要件を満たさず、当該取引が担保付資金調達として会計処理される場合に認識される負債であります。当該借入は、野村の資金調達を目的としたものではなく、金融資産により担保された金融商品を販売し利益を得るために行うトレーディングに関連したものであります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
当社の借入債務残高	3,003,810	3,679,955
子会社の借入債務残高（当社が保証するもの）	2,398,932	2,124,904
子会社の借入債務残高（当社が保証しないもの）(1)	2,572,270	3,453,447
計	7,975,012	9,258,306

(1) 譲渡取消による担保付借入を含んでおります。

2021年３月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2021年～2067年、利率の範囲は0.00％～24.40％となっております。変動金利債務は一般にLIBORを基準としており、返済期限の定めのない永久劣後特約付社債を除いた債務の満期の範囲は2021年～2051年、利率の範囲は0.00％～8.01％となっております。インデックス／エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2021年～2051年、利率の範囲は0.00％～43.80％となっております。

2022年３月31日現在、長期借入の固定金利債務の満期の範囲は2022年～2067年、利率の範囲は0.00％～30.09％となっております。変動金利債務は一般にTIBORおよびLIBORを基準としており、返済期限の定めのない永久劣後特約付社債を除いた債務の満期の範囲は2022年～2051年、利率の範囲は0.00％～7.74％となっております。インデックス／エクイティ・リンク債務の満期の範囲は2022年～2052年、利率の範囲は0.00％～42.30％となっております。

特定の借入契約には、当該借入が借入人の選択により満期前の特定期日に償還可能である旨の条項が含まれており、また、エクイティあるいはその他の指数に連動する商品を含んでおります。

野村は、金利および通貨リスクを管理するためにスワップ契約を締結しております。基本的にそうしたスワップ契約により、野村の発行社債は実質的に無担保コール翌日物金利（Tokyo OverNight Average rate)および担保付翌日物調達金利（Secured Overnight Financing Rate)ベースの変動金利債務に変換されております。長期借入の帳簿価額は公正価値ヘッジを反映するための調整を含んでおります。

借入の実効加重平均金利（一部のものについてはヘッジ効果考慮後）は、以下のとおりであります。

	2021年３月31日	2022年３月31日
短期借入	0.58%	1.26%
長期借入	0.82%	1.09%
固定金利債務	0.96%	1.25%
変動金利債務	0.88%	1.04%
インデックス／エクイティ・リンク債務	0.30%	0.79%

長期借入の満期年限別金額

2022年３月31日現在の公正価値ヘッジに関連する調整および公正価値測定の対象となっている負債を含む長期借入の満期年限別金額は、以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
2023年３月期	456,663
2024年３月期	904,738
2025年３月期	1,180,692
2026年３月期	1,402,216
2027年３月期	870,856
2028年３月期以降	4,173,191
小計	8,988,356
譲渡取消による担保付借入	269,950
合計	9,258,306

借入ファシリティ

2021年３月31日および2022年３月31日現在における野村の未使用借入枠はありません。

劣後借入

劣後借入は、2021年３月31日現在354,500百万円、2022年３月31日現在414,500百万円であります。

12　１株当たり当期純利益：

基本および希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、連結損益計算書に記載されております。基本１株当たり当社株主に帰属する当期純利益は当社株主に帰属する当期純利益を期中加重平均株式数で割ることで求められます。希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、希薄化効果を有するすべての有価証券等につき、潜在的な普通株式が期中に割り当てられると仮定した調整が加えられた加重平均株式数を用いて、基本１株当たり当社株主に帰属する当期純利益と同様に求められます。加えて、当社株主に帰属する当期純利益について連結子会社および関連会社が発行する希薄化効果のある有価証券等を転換させたと仮定した場合の損益への影響を反映しております。

基本および希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

（単位：百万円）
（１株当たり情報単位：円）

	2021年３月期	2022年３月期
基本－		
当社株主に帰属する当期純利益	153,116	142,996
加重平均株式数	3,055,525,640	3,063,524,091
１株当たり当社株主に帰属する当期純利益	50.11	46.68
希薄化後－		
当社株主に帰属する当期純利益	153,064	142,861
加重平均株式数	3,147,338,609	3,158,708,013
１株当たり当社株主に帰属する当期純利益	48.63	45.23

2021年３月期および2022年３月期の当社株主に帰属する当期純利益に対する希薄化は、連結子会社および関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じます。

2021年３月期および2022年３月期の希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権および譲渡制限株式ユニット（RSU）を発行する株式報酬制度による潜在株式数を考慮した結果増加しましたが、希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益に与える影響は僅少です。

2021年３月31日現在で12,398,500株および2022年３月31日現在で9,716,800株の普通株式を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有しているため、希薄化後１株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算から除いております。

決算日後に生じた事象

当社は、2022年５月19日、RSUを付与することを決議いたしました。詳細は、「注記14　繰延報酬制度」をご参照ください。

当社は、2022年４月26日、自己株式の取得にかかる事項を決議いたしました。詳細は、「注記17 株主資本」をご参照ください。

13　従業員給付制度：

野村は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村證券健康保険組合（以下「健保組合」）を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

確定給付型年金制度

当社および国内会社の一部は、一定の受給資格を満たす従業員について、外部積立型の退職給付制度である退職年金制度を設けております。この制度からの給付は、勤続期間、退職時の年齢、従業員の選択等に基づき、年金あるいは一時金として行われております。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。上記年金制度に加えて、一部の国内会社は、非積立型の退職一時金制度を設けております。この制度のもとでは、原則として、勤続期間が２年以上の従業員に対し、退職時に一時金が支給されます。給付額は就業規則に定められた役職、勤続期間、退職事由等に基づいて計算されております。また退職年金制度の年金資産への拠出は、国内での基準を満たす額を毎年拠出していくという方針で行われております。2008年12月、国内会社の一部は、外部積立型の退職年金制度と非積立型の退職一時金制度につき変更を行い、キャッシュ・バランス・プラン型退職金を採用いたしました。キャッシュ・バランス・プラン型退職金におきましては、参加者はおのおの口座を与えられ、最新の給与と実勢利率により再評価された率に基づいて計算された金額が、その口座に加算されます。

2020年４月、国内会社の一部は、退職給付制度を変更しました。外部積立型の確定給付型年金制度と非積立型の退職一時金制度は過去分を維持した上で閉鎖または廃止し、以後について確定拠出型年金制度とキャッシュ・バランス・プラン型退職金を採用いたしました。

一部の海外子会社は、確定給付型制度を、一定の従業員に対し提供しております。2021年３月31日および2022年３月31日現在で、退職給付にかかる資産をそれぞれ8,912百万円、7,911百万円計上しております。

期間退職・年金費用

国内会社における確定給付型の退職給付制度にかかる期間退職・年金費用（純額）の主な内訳は以下のとおりであります。なお野村は、国内会社の確定給付型年金制度においては３月31日を測定日としております。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
勤務費用	6,721	6,452
利息費用	1,786	2,042
年金資産の期待収益	△5,826	△6,055
年金数理上の損失の償却	5,519	3,955
過去勤務費用の償却	△1,521	△1,599
期間退職・年金費用（純額）	6,679	4,795

過去勤務費用の償却は、在籍する従業員の平均残存勤務期間にわたって定額法で行っております。また、予測給付債務と年金資産の公正価値のうちいずれか大きい金額の10％を超える年金数理上の損益は、在籍する従業員の平均残存勤務期間（14年）にわたって償却しております。

給付債務および制度の財政状況

次の表は、国内会社の制度における予測給付債務および年金資産の公正価値の変動状況および財政状況の概要を示したものであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期 および 2021年３月31日	2022年３月期 および 2022年３月31日
予測給付債務の変動：		
予測給付債務期首残高	303,523	295,810
勤務費用	6,721	6,452
利息費用	1,786	2,042
年金数理上の損益	△3,593	1,433
支払給付	△12,656	△12,683
連結範囲の異動等	29	△15
予測給付債務期末残高	295,810	293,039
年金資産の変動：		
年金資産の公正価値期首残高	225,744	234,747
年金資産運用収益	19,126	5,464
事業主拠出	825	815
支払給付	△10,948	△9,565
年金資産の公正価値期末残高	234,747	231,461
制度の財政状況	△61,063	△61,578
連結貸借対照表で認識された金額	△61,063	△61,578

国内会社の制度における累積給付債務は、2021年３月31日現在295,810百万円および2022年３月31日現在293,039百万円であります。

2020年４月の退職給付制度の変更により、確定拠出型年金制度とキャッシュ・バランス・プランに移行しました。過去分を残して閉鎖した外部積立型の退職年金制度については、原則として以後の拠出は行わず、過去積立分の範囲で維持・運営します。廃止した退職一時金制度については、制度移行日時点で退職した場合に支給されるべき退職一時金相当額をキャッシュ・バランス・プラン型退職金に組替えました。

国内会社の制度における予測給付債務および累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている年金制度について、予測給付債務、累積給付債務および年金資産の公正価値は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	61,063	62,457
累積給付債務	61,063	62,457
年金資産の公正価値	－	－
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回っている制度		
予測給付債務	61,063	62,457
累積給付債務	61,063	62,457
年金資産の公正価値	－	－

国内会社の制度における期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されていない累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2022年３月期
未認識年金数理上の損失	82,734
未認識過去勤務費用	△8,114
合計	74,620

2023年３月期において、国内会社の制度における期間退職・年金費用（純額）の構成要素として認識されると予想される累積的その他の包括利益（税引前）の金額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2023年３月期
未認識年金数理上の損失	3,818
未認識過去勤務費用	△1,665
合計	2,153

見積もり

次の表は、国内会社の制度における期末日の予測給付債務の現在価値を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

	2021年３月31日	2022年３月31日
割引率	0.7%	0.8%
昇給率	0.3%	0.3%
利息付与率	2.9%	2.9%

次の表は、国内会社の制度における各年度の期間退職・年金費用を決定する際に用いられた見積もり数値の加重平均を示しております。

	2021年３月31日	2022年３月31日
割引率	0.6%	0.7%
昇給率	0.3%	0.3%
年金資産の長期期待運用収益率	2.6%	2.6%
利息付与率	3.0%	2.9%

通常、野村は確定給付制度における割引率の決定に関して長期の高格付債券の指標を参考にしており、決定された割引率が、確定給付制度の債務の期間に応じて調整された後の指標を上回っていないことを確認しております。

野村は、年金資産の期待運用収益を計算するために、長期期待運用収益率を使用しております。そして、長期期待運用収益率を決定する際は、過去の金融市場の傾向が将来にわたって継続するという仮定のもと、過去の長期運用収益率の実績に基づくことを基本方針としております。

年金資産

野村は、年金給付等の支払を将来にわたり確実に行えるよう、長期的に必要となる年金資産の確保を目的として運用しております。長期的な目標収益率を達成することを前提としつつも、リスクが分散されたポートフォリオを構築することにより、短期的変動を抑えた運用を目指しております。年金資産は、このポートフォリオの方針に基づいて、分散投資しております。

野村の国内会社のポートフォリオは、エクイティ（プライベート・エクイティ含む）15%、負債証券44%、生保一般勘定25%、その他16%に投資することを基本的目標としております。基本ポートフォリオは、原則として５年毎の財政再計算およびポートフォリオ策定時に設定した前提条件等に大きな変化があった時に見直しを行います。

公正価値の測定に使用されるデータの３つのレベルの区分については、「注記２　公正価値測定」に記載しております。

次の表は国内会社の制度の年金資産の公正価値について、2021年３月31日および2022年３月31日のレベル別の金額を資産のカテゴリー別に示しております。

年金資産：

（単位：百万円）

	2021年３月31日			
	レベル１	レベル２	レベル３	期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用(1)	－	614	33,384	33,998
日本国債	21,047	－	－	21,047
受益証券等(2)(3)	－	24,581	36,335	60,916
生保一般勘定	－	72,106	－	72,106
その他	－	35,857	－	35,857
合計	21,047	133,158	69,719	223,924

年金資産：

（単位：百万円）

	2022年３月31日			
	レベル１	レベル２	レベル３	期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用(1)	－	740	29,081	29,821
日本国債	20,469	－	－	20,469
受益証券等(2)(3)	－	19,842	27,575	47,417
生保一般勘定	－	73,314	－	73,314
その他	－	33,575	－	33,575
合計	20,469	127,471	56,656	204,596

(1) 会社型の株式への合同運用が含まれております。

(2) 主に負債性商品への投資ファンドを含んでおり、ヘッジファンドおよび不動産ファンドも含んでおります。

(3) 実務上の簡便法として純資産価額を用いて公正価値を測定している資産は公正価値の階層から除いております。2021年３月31日および2022年３月31日において、これらの資産はそれぞれ10,823百万円および26,865百万円でした。

海外制度における年金資産の2021年３月31日現在の公正価値は、レベル１が1,543百万円、レベル２が2,192百万円、レベル３が39,572百万円、2022年３月31日現在の公正価値は、レベル１が1,543百万円、レベル２が2,181百万円、レベル３が36,129百万円であります。

公正価値評価方法の詳細については、「注記２　公正価値測定」をご参照ください。

次の表は、国内会社の制度におけるレベル３に該当する年金資産の2021年３月期および2022年３月期の損益と推移を示しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期			
	2021年３月期 期首残高	実現および 未実現損益	購入／売却	2021年３月期 期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用	23,465	11,225	△1,306	33,384
受益証券等	41,616	2,925	△8,206	36,335
合計	65,081	14,150	△9,512	69,719

（単位：百万円）

	2022年３月期			
	2022年３月期 期首残高	実現および 未実現損益	購入／売却	2022年３月期 期末残高
プライベートエクイティおよび合同運用	33,384	1,374	△5,677	29,081
受益証券等	36,335	△532	△8,228	27,575
合計	69,719	842	△13,905	56,656

海外制度における年金資産でレベル３に該当するものは主に年金保険投資であり、2021年３月31日現在の残高は39,572百万円、2022年３月31日現在の残高は36,129百万円であります。2021年３月期および2022年３月期においてレベル３に該当する資産にかかる未実現利益（△損失）は△2,039百万円および△4,060百万円であります。2021年３月期および2022年３月期における当該資産にかかる上記以外の実現および未実現損益、購入・売却、レベル１、２からレベル３間の移動で重要なものはありません。

キャッシュ・フロー

国内会社における退職給付制度の変更にともない、2021年３月期からは原則として年金資産への拠出は行わず、過去積立分の範囲で維持・運営します。

国内会社の制度における今後５年間の予測給付額および６年後から10年後までの合計予測給付額は以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
2023年３月期	14,517
2024年３月期	14,394
2025年３月期	15,159
2026年３月期	14,528
2027年３月期	13,993
2028年３月期～2032年３月期	62,226

確定拠出年金制度

確定給付型年金制度に加えて、当社、野村證券株式会社および他の国内子会社、海外子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

国内会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2021年３月期が6,478百万円、2022年３月期が6,709百万円であります。

海外子会社の確定拠出年金制度に対する拠出費用は、2021年３月期が8,035百万円、2022年３月期が9,215百万円であります。

医療給付制度

当社および特定の子会社は、健保組合を通じ在籍する従業員および退職従業員に対し一定の医療給付も行っております。また当社および特定の子会社は、退職従業員に対する一定の医療給付の提供を支援しており（以下「特別制度」）、こうした退職者は全額負担条件で、すなわち１人当たり見積給付費用に基づく負担に応じることにより特別制度への加入を継続することができます。特別制度の管理が健保組合および国との共同で行われており、また特別制度の財政状況は別個に計算されていないため、特別制度は複数事業主退職後給付制度に該当します。このため、当社および特定の子会社は、退職者医療給付の費用のうち退職者負担により賄われない額の一部を負担しておりますが、将来の費用の引当てを行っておりません。医療給付費用は要拠出額と等しくなり、2021年３月期が9,463百万円、2022年３月期が10,035百万円であります。

14　繰延報酬制度：

野村は役員もしくは従業員に対し、株式報酬を付与しております。これらの株式報酬の一部は、優秀な人材を確保し、業績向上へのインセンティブを高めるため、株価と連動しております。

株式報酬制度には、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」）、ストック・オプションAプラン、Bプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランがあります。ストック・オプションAプランは実質的にストック・オプションですが、RSU、ストック・オプションBプラン、ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは、リストリクテッド・ストック（譲渡制限期間付きの株式）に類似する報酬制度です。また、その他の報酬制度として、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の１つに連動するファントム・インデックスプランがあります。

特定の繰延報酬には、野村での職位と勤務期間にかかる一定の条件を満たした場合、自己都合退職時点で受給権の確定を認める「フル・キャリア・リタイアメント」条項を含んでおります。これら報酬にかかる必要勤務期間は、契約上の受給権確定日または対象者がフル・キャリア・リタイアメントの条件を満たした日もしくはフル・キャリア・リタイアメントの申請をした日のいずれか早い日に終了します。

特記しているケースを除き、自己都合での退職、財務諸表の重大な修正、グループの規程に対する重大な違反、グループの事業やレピュテーションに対する重大な損害、あるいはグループの業績が大幅に悪化した場合やリスク管理に重大な欠陥が発生した場合には、繰延報酬は減額、没収または支給後の返還を求めることが定められております。

譲渡制限株式ユニット「RSU」

RSUは2018年３月期に新たに導入した繰延報酬で、初回の付与は2018年５月に行っております。１ユニット当たり当社普通株式１株を株式報酬として支給します。繰延期間は原則として１～３年ですが、付与対象者に適用される規制等の理由により、最大７年間の繰延期間を設定しております。

付与日のRSUの公正価値は、当社の普通株式の公正価値に基づき決定されます。

次の表は、2022年３月期におけるRSUの実施状況を示しております。

	付与済 (株式数)	付与日における １株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
2021年３月31日	115,287,730	427	1.0
付与	64,439,400	507	
失効	△9,223,711	468	
支給	△48,384,029	427	
2022年３月31日	122,119,390	466	1.0

2021年３月期および2022年３月期の付与日における１ユニット当たりの加重平均公正価値はそれぞれ418円、507円でした。

2022年３月期における権利確定分の本源的価値は28,076百万円でした。また、29,972,792株が支給され、その本源的価値は28,704百万円でした。2022年３月31日現在におけるRSUの本源的価値は、62,916百万円でした。

2022年３月31日現在におけるRSUに関連する未認識報酬費用の合計額は8,700百万円でした。当該費用は1.8年の加重平均期間にわたって認識される予定です。

ストック・オプションBプラン

当社は、実質的に株式報酬といえる新株予約権を発行しております。この株式報酬は、行使価額が１株当たり１円であり、一般的に約３年にわたって受給権が確定し行使可能となりますが、付与対象者に適用される規制等の理由により、権利確定までの期間がそれより長くなることもあります。

付与日のストック・オプションBプランの公正価値は、当社の普通株式の公正価値に基づき決定されます。

次の表は、2022年３月期におけるストック・オプションBプランの実施状況を示しております。2018年４月１日以降、ストック・オプションBプランは付与されておりません。

	発行済 (株式数)	付与日における １株当たりの 加重平均公正価値 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)
2021年３月31日	12,967,100	509	2.7
付与	―	―	
行使	△3,697,000	535	
失効	―	―	
行使期限満了	△1,356,300	397	
2022年３月31日	7,913,800	516	2.3
うち、行使可能なストック・オプション	6,831,500	526	1.8

2021年３月期、2022年３月期において行使されたストック・オプションBプランの本源的価値の総額は、それぞれ4,878百万円、2,547百万円でした。

2022年３月期の期末におけるストック・オプションBプランの本源的価値および行使可能なストック・オプションの本源的価値は、それぞれ4,069百万円および3,513百万円でした。

2022年３月期においてストック・オプションBプランに関連する未認識報酬費用の合計額は1百万円でした。当該費用は1.7年の加重平均期間にわたって認識される予定です。期中に受給権が確定したストック・オプションBプランの確定日時点の公正価値の総額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ1,784百万円および467百万円となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用－人件費に含まれるRSU、ストック・オプションにかかる費用の総額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ28,251百万円および27,941百万円となっております。

2022年３月期において、ストック・オプションの行使によって受け取った現金は11百万円であり、ストック・オプションの行使から実現した税効果は206百万円でした。

RSU、ストック・オプションに対して認識した税務ベネフィットの金額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ0百万円でした。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後１株当たり当期純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。詳細は「注記12　１株当たり当期純利益」をご参照ください。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプラン

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランは株価に連動する現金決済型の報酬制度です。ファントム・ストックプランは新株予約権で決済されるストック・オプションBプランと同じ特徴を持つ報酬制度ですが、当社の普通株式に行使可能になるのではなく、現金で決済されます。カラー付ファントム・ストックプランはファントム・ストックプランと同様に株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に制限されます。どちらも約３年にわたって受給権が確定しますが、付与対象者に適用される規制等の理由により、確定期間がそれより長くなることもあります。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの公正価値は当社の普通株式の市場価格に基づき決定されます。

次の表は、2022年３月期におけるファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランの実施状況を示しております。2018年４月１日以降、カラー付ファントム・ストックプランは付与されておりません。

	ファントム・ストックプラン		カラー付ファントム・ストックプラン	
	残高 （単位数）	株価 （円）	残高 （単位数）	株価 （円）
2021年３月31日	19,951,962	539	1,867,400	636
付与	11,528,713	575 (1)	－	－
確定	△12,555,940	577 (2)	△929,732	601 (2)
失効	△926,410		△512	
2022年３月31日	17,998,325	445 (3)	937,156	606 (3)

(1) 付与数量を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。
(2) 現金決済金額を決定するために使用された当社普通株式の加重平均市場価格となっております。
(3) 2022年３月31日現在において、権利未確定の報酬を公正価値で再評価するために使用された当社普通株式の市場価格となっております。

連結損益計算書上、金融費用以外の費用－人件費に含まれる各ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランにかかる費用の総額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ8,043百万円および4,566百万円となっております。

2022年３月31日におけるファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は280百万円でした。当該費用は1.1年の加重平均期間にわたって認識される予定です。期中に受給権が確定したファントム・ストックプランの確定日時点の公正価値の総額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ8,426百万円および7,247百万円となっております。

2022年３月31日におけるカラー付ファントム・ストックプランの公正価値に基づく未認識報酬費用の合計額は0百万円でした。期中に受給権が確定したカラー付ファントム・ストックプランの確定日時点の公正価値の総額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ576百万円および559百万円となっております。

ファントム・ストックプランおよびカラー付ファントム・ストックプランにかかる費用に対して認識した税務ベネフィットの金額は、2021年３月期および2022年３月期において、それぞれ205百万円および125百万円でした。

決算日後に生じた事象

2022年５月19日、野村はRSUを当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。総数100,057,000個のRSUが付与され、通常付与から１～３年後、各国における金融機関の報酬規制等の対象となる場合は最大７年後に交付いたします。

2022年５月25日、野村はRSUが税制上およびその他の理由で不利な国に居住する当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等にファントム・ストックプラン（総額 6十億円、支給までの期間は最長で約７年間）を付与しました。

15　法人所得税等：

2021年３月期および2022年３月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の内訳は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
当年度分		
国　内	73,534	69,661
海　外	17,853	7,323
当年度分計	91,387	76,984
繰延分		
国　内	△19,567	1,561
海　外	△1,546	1,545
繰延分計	△21,113	3,106
法人所得税等計	70,274	80,090

2021年３月期および2022年３月期の法人所得税等（繰延分）のうち、税務上の繰越欠損金にかかる税務ベネフィットの認識額は、それぞれ97百万円および6,007百万円となりました。

当社および日本の100％子会社は、日本における連結納税制度を導入しております。この連結納税制度は、国税だけを対象としています。

2021年３月期、2022年３月期における当社の国内の法定実効税率は31％となっております。

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）が2020年３月27日に成立し、従来の連結納税制度が見直され、2022年４月１日以後開始する事業年度からグループ通算制度に移行することとなりました。この改正による、繰延税金負債の純額への影響は重要ではありません。

海外子会社は、各会社が事業を行う国の法人税率の適用を受けております。法人所得税等と会計上の税引前当期純利益（損失）との関係は、さまざまな税額控除、課税所得に影響しない特定の収益、税務上控除されない特定の費用、評価性引当金の増減、および海外子会社に適用される税率の相違等、多様な要因の影響を受けております。

2021年３月期および2022年３月期における連結損益計算書に記載されている法人所得税等の負担税率と当社の法定実効税率との差異の内訳は、以下のとおりであります。次の表で示されている実効税率は、当該年度における合計の法人所得税等を、税引前当期純利益（損失）に対する比率で表示しております。

	2021年３月期	2022年３月期
当社の法定実効税率	31.0％	31.0％
影響要因：		
評価性引当金の増減（2）	8.7	18.0
益金に加算される項目	0.7	1.0
損金に算入されない費用項目	7.1	5.1
益金に算入されない収益項目	△4.5	△2.9
海外子会社からの配当	0.0	0.0
海外子会社の未分配所得の影響	0.0	0.1
海外子会社の所得（欠損金）に適用される税率差異	△4.0	0.0
海外の税制改正の影響（2）	1.1	△14.4
子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込み（1）	△8.7	0.0
その他	△0.9	△2.6
実効税率	30.5％	35.3％

（1）2021年３月期の子会社・関連会社株式等の評価減の税務上の認容見込みには、当社の100％子会社の清算決定にともなう、繰延税金資産21十億円（野村の実効税率への影響は△9.1％）の計上を含みます。評価性引当金がこれらの繰延税金資産に対して3十億円計上されており、同期間の評価性引当金の増減に含まれております。

(2) 2021年６月10日、英国に施行された2021年財政法により2023年４月１日に英国法人税率が19%から25%に引き上げられました。2022年３月期の繰延税金資産と繰延税金負債は最も適切な法定税率を参照することによって計算されます。その結果、繰延税金資産が36十億円（野村の法定実効税率への影響は△16.0%）計上され、海外の税制改正の影響に含まれております。また、評価性引当金がこれらの繰延税金資産に対して36十億円（野村の法定実効税率への影響は16.0%）計上されており、評価性引当金の増減に含まれています。

2021年３月31日および2022年３月31日現在の特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺する前の繰延税金資産および負債の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
繰延税金資産		
減価償却、その他の償却、および固定資産の評価	22,770	30,441
子会社・関連会社株式投資	20,220	21,390
金融商品の評価差額	73,905	102,021
未払退職・年金費用	19,947	20,492
未払費用および引当金	60,280	79,061
繰越欠損金	353,326	370,481
リース負債	52,251	49,060
その他	15,011	15,425
繰延税金資産小計	617,710	688,371
控除：評価性引当金	△428,014	△466,145
繰延税金資産合計	189,696	222,226
繰延税金負債		
子会社・関連会社株式投資	85,636	91,040
金融商品の評価差額	40,807	85,301
海外子会社の未分配所得	2,486	2,745
固定資産の評価	23,521	23,962
使用権資産	51,671	48,519
その他	5,546	7,044
繰延税金負債合計	209,667	258,611
繰延税金資産（負債）の純額	△19,971	△36,385

連結貸借対照表のその他の資産－その他として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金資産の純額は、それぞれ2021年３月31日現在30,433百万円、2022年３月31日現在15,562百万円となりました。また、連結貸借対照表のその他の負債として記載されている特定の税務管轄地域内における同一納税主体に関連するものを相殺した後の繰延税金負債の純額は、それぞれ2021年３月31日現在50,404百万円、2022年３月31日現在51,947百万円となりました。

2022年３月31日現在、予見可能な将来に配当支払が予想されていない海外子会社の未分配所得の合計額19,027百万円に対して繰延税金負債の計上は行われておりません。これらすべての海外子会社の所得が配当される際の税額を見積もることは現実的ではありません。

2021年３月期および2022年３月期における繰延税金資産にかかる評価性引当金の推移は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期		2022年３月期	
期首残高	388,411		428,014	
期中の純増減額	39,603	(1)	38,131	(2)
期末残高	428,014		466,145	

(1) 海外子会社では、主に繰越欠損金にかかる評価性引当金が48,883百万円増加、一方、主に金融商品の評価差額が増加したことにより評価性引当金が5,871百万円減少しました。また、当社および国内子会社では主に金融商品の評価差額が増加、未払退職金・年金費用が減少したことにより評価性引当金が3,409百万円減少しました。その結果、全体で39,603百万円の増加となりました。

(2) 海外子会社では、主に繰越欠損金にかかる評価性引当金が51,706百万円増加しました。また、当社および国内子会社では主に繰越欠損金にかかる評価制引当金が13,575百万円減少しました。その結果、全体で38,131百万円の増加となりました。

2022年３月31日現在、野村は、2,039,600百万円の税務上の繰越欠損金を有しております。このうち、当社および国内子会社に関連するものが545,946百万円、英国に所在する海外子会社に関連するものが624,763百万円、米国に所在する海外子会社に関連するものが568,273百万円、香港に所在する海外子会社に関連するものが272,066百万円、その他の地域に所在する海外子会社に関連するものが28,552百万円であります。当該欠損金については、無期限に繰越が可能な1,101,276百万円を除き、2022年から2031年までに838,753百万円、2032年以降99,571百万円が税務上の効果を失うことになります。これらの数字は下記で記載される未認識税務ベネフィットと相殺される前の数字を表しています。

野村は、2022年３月31日現在の評価性引当金の計上にあたり、当社および当社の国内子会社および海外子会社の税務管轄地域内における繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能なあらゆる肯定的および否定的証拠を適切に検討しております。日本およびその他の税務管轄地において、近年、当社の国内子会社および海外子会社は累積的な繰越欠損金を計上しております。これにより、繰延税金資産の回収可能性に関連する入手可能な最も否定的な証拠が入手可能な肯定的な証拠を上回る状況となっています。

一方、野村は、特定の税務戦略は将来繰越欠損金を使用するために充分な課税所得を生み出すための潜在的な資源と考えております。しかし、この税務戦略は、2021年３月期および2022年３月期において、野村が業務を行っているすべての主要な税務管轄地において、評価性引当金の減少をもたらす肯定的な証拠ではありません。加えて、これらの税務管轄地において、2021年３月期および2022年３月期において、肯定的および否定的証拠の適用度合の変更による評価性引当金の減少はありませんでした。

繰延税金資産の回収可能性に基づく評価性引当金の計上の要否の判断はその性質上主観的にならざるを得ず、将来の収益性や裁判所および規制当局による税務規則の解釈ならびに税務当局による税務調査、繰延税金資産の回収可能性を判断するための十分な将来の課税所得を裏付ける肯定的および否定的証拠の適用度合について、多くの場合経営者の判断を必要とします。将来の課税所得の見積もりは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてより主観的な判断となりましたが、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響はありませんでした。

2021年３月期および2022年３月期において、野村は未認識税務ベネフィットをそれぞれ4,367百万円、35,774百万円計上しています。2022年３月期における未認識税務ベネフィットの金額のうち、6,273百万円は、認識された場合、将来の期間における野村の実効税率を低下させます。その残りの金額は繰越欠損金とそれにともなう評価性引当金が増加するため、将来の期間における野村の実効税率への影響はありません。2022年３月期において、未認識税務ベネフィットの総額の変動は31,406百万円でした。そのうち、29,501百万円は、繰越欠損金の利用による繰延税金資産の減額として相殺されます。2021年３月期において、未認識税務ベネフィットの総額に重要な変動はありません。2021年３月期および2022年３月期において、重要な未認識税務ベネフィットの変動および未認識税務ベネフィットにかかる利息および加算税はありません。野村は、日本の国税庁ならびに主要な業務を行っている税務管轄地におけるその他の税務当局より、継続的に税務調査を受けております。野村はそれぞれの税務管轄地において追加的に徴収される可能性と連結財務諸表における影響額を定期的に評価しております。期末日以降12ヶ月の間に、税務調査の結果次第で未認識の税務ベネフィットが増加もしくは減少する可能性がありますが、現時点では潜在的な結果が不確実なため、定量的に見積もることは出来ません。しかしながら、未認識税務ベネフィットの変動が当社の連結財政状態に重要な影響を与えるとは考えておりません。

野村は複数の税務管轄地において業務を行っており、移転価格税制、費用の控除可能性、外国税額控除、その他多くの問題について、それぞれの税務当局からの調査に応じなければなりません。

次の表は、2022年３月31日現在、野村が業務を行っている主要な税務管轄地において、税務調査が未了となっている最も古い年度を表しています。なお香港の税制上、繰越欠損金がある場合、当局による更正の期間制限がないため、記載しておりません。

税務管轄地	年度	
日本	2017年	(1)
英国	2016年	
米国	2019年	

(1) 移転価格税制にかかる最も古い調査未了年度は、2016年となります。

16　その他の包括利益：

累積的その他の包括利益の変動は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期				
	期首残高	組替調整前その他の包括利益	累積的その他の包括利益からの組替調整額	当期純変動額	期末残高
為替換算調整額	△26,274	47,673	△3,083	44,590	18,316
年金債務調整額（１）	△62,571	16,140	2,954	19,094	△43,477
自己クレジット調整額（２）	62,740	△65,741	△9,982	△75,723	△12,983
累積的その他の包括利益	△26,105	△1,928	△10,111	△12,039	△38,144

（単位：百万円）

	2022年３月期				
	期首残高	組替調整前その他の包括利益	累積的その他の包括利益からの組替調整額	当期純変動額	期末残高
為替換算調整額	18,316	118,574	22	118,596	136,912
年金債務調整額（１）	△43,477	△2,156	1,830	△326	△43,803
自己クレジット調整額（２）	△12,983	46,816	1,031	47,847	34,864
累積的その他の包括利益	△38,144	163,234	2,883	166,117	127,973

(1)詳細は「注記13　従業員給付制度」をご参照ください。

(2)詳細は「注記２　公正価値測定」をご参照ください。

重要な累積的その他の包括利益からの組替調整額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期	
	累積的その他の包括利益からの組替調整額	累積的その他の包括利益からの組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
為替換算調整額：			
	3,083	△21	収益－その他/金融費用以外の費用－その他
	－	△1	法人所得税等
	3,083	△22	当期純利益
	－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
	3,083	△22	当社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期	
	累積的その他の包括利益からの組替調整額	累積的その他の包括利益からの組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
年金債務調整額：			
	△4,167	△2,585	金融費用以外の費用－人件費/収益－その他
	1,213	755	法人所得税等
	△2,954	△1,830	当期純利益
	－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
	△2,954	△1,830	当社株主に帰属する当期純利益

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期	
	累積的その他の包括利益からの組替調整額	累積的その他の包括利益からの組替調整額	連結損益計算書に影響する項目
自己クレジット調整額：			
	12,134	△1,161	収益－トレーディング損益
	△2,152	130	法人所得税等
	9,982	△1,031	当期純利益
	－	－	非支配持分に帰属する当期純利益
	9,982	△1,031	当社株主に帰属する当期純利益

17　株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

（単位：株）

	2021年３月期	2022年３月期
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	3,038,587,493	3,063,155,434
自己株式の消却による発行済株式の減少	△260,000,000	－
自己株式：		
取得	△20,129	△80,020,237
売却	353	345
従業員等に対する発行株式	24,587,717	34,682,592
消却	260,000,000	－
その他の増減（純額）	－	△14,122
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	3,063,155,434	3,017,804,012

日本の会社法において、配当および自己株式取得は分配可能額の範囲で行うことができます。資本剰余金および利益剰余金には日本の会社法に基づく準備金が含まれ、当該準備金の金額は分配可能額には含まれません。分配可能額は日本で一般的な会計原則および慣行にしたがって作成されている当社の個別財務諸表に基づいており、2021年３月31日現在1,232,753百万円、2022年３月31日現在1,315,738百万円であります。連結財務諸表には記載しているものの個別財務諸表には計上されていない米国会計原則上の調整額は、当該分配可能額に影響を与えておりません。

１株当たり普通株式の配当金は、2021年３月期は35.0円、2022年３月期は22.0円であります。

2020年12月１日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式数および自己株式は、2021年３月期において、それぞれ260,000,000株減少しております。

2021年10月29日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定に基づく自己株式の取得枠の設定を承認いたしました。その内容は、(a)取得する株式の総数の上限は80,000,000株、(b)株式の取得価額の総額は上限50,000百万円、(c)期間は2021年11月16日から2022年３月31日まで、というものであります。上記の取得枠設定に従い、提出会社は総数80,000,000株を取得価額総額39,639百万円で取得しております。

自己株式の変動には、上記のほか、株式報酬制度に基づき従業員等に自己株式を付与することによるもの、自己株式に含まれている関連会社が保有する株式によるもの、単元未満株式を有する株主からの買増請求により自己株式を売却することによるもの、および単元未満株主から株式を買い取ることによるものが含まれております。

決算日後に生じた事象

2022年４月26日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得にかかる事項を決議しました。その内容は、(a) 取得する株式の総数の上限は50,000,000株、(b) 株式の取得価額の総額は上限30,000百万円、(c) 期間は2022年５月17日から2023年３月31日（ただし、当社の各四半期決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。）というものであります。

18　法的規制：

2011年４月から、当社は、金融商品取引業者の親会社に対する連結自己資本規制の適用を受ける最終指定親会社の指定を受け、川上連結告示に基づき、連結自己資本規制比率を計測しております。なお、川上連結告示はバーゼル2.5およびバーゼルⅢに対応した改定を行っており、2013年３月末以降、当社はバーゼルⅢに基づく連結自己資本規制比率を算出しております。

当社は、川上連結告示第２条の算式に従い、普通株式等Tier１資本の額、Tier１資本の額、総自己資本の額、信用リスク・アセットの額、マーケット・リスク相当額およびオペレーショナル・リスク相当額をもとに連結自己資本規制比率を測定しております。2021年３月31日および2022年３月31日現在の野村の連結普通株式等Tier１比率、連結Tier１比率、連結総自己資本規制比率は、川上連結告示等の定める要件をそれぞれ満たしました。なお、2022年３月31日現在、告示等の定める要件は適用される最低連結資本バッファーを含み、連結普通株式等Tier１比率について7.51％、連結Tier１比率について9.01％、連結総自己資本規制比率について11.01％となっております。

金融商品取引法に基づき、野村證券株式会社および野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社は金融庁による自己資本規制の適用を受けております。この規制により自己資本規制比率、即ち数量化した事業リスク合計に対する控除後自己資本の比率が120％を下回らない状態を維持するよう求められております。控除後自己資本は、純資産（資本金、投資有価証券の評価差額、準備金および劣後債務を含む）から控除資産を控除したものと定義されております。事業リスクは、(1) 市場リスク、(2) 取引先リスクおよび (3) 基礎的リスクという３つのカテゴリーに区分されております。この規制においては、自己資本規制比率が120％を超えている限り当該会社の行う業務への制約はありません。野村證券株式会社の自己資本規制比率は、2021年３月31日現在および2022年３月31日現在ともに120％を超えております。また、野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ株式会社の自己資本規制比率は、2021年３月31日現在および2022年３月31日現在ともに120％を超えております。

顧客に対して仲介、精算および資産管理サービスを提供する際に、野村は顧客から預かった現金や債券といった金融資産を管理するための分別口座を保有しております。損失から顧客を守るため、法令または規制により、これら口座の保有が義務付けられております。

2021年３月31日および2022年３月31日において、連結貸借対照表の取引所預託金およびその他の顧客分別金として計上されている分別金の合計金額は、それぞれ92,477百万円および113,052百万円です。

2021年３月31日および2022年３月31日において、連結貸借対照表のトレーディング資産および担保付契約に計上される分別債券の合計金額は、それぞれ1,080,260百万円および1,103,395百万円です。

米国において、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）は、1934年証券取引所法下の証券会社として、また米国先物取引委員会（以下「CFTC」）における先物取引業者として登録されております。NSIは、自主規制組織として指定された金融取引業規制機構（以下「FINRA」）およびシカゴ・マーカンタイル取引所の規制も受けております。NSIは、米国SECの統一自己資本規制（ユニフォーム・ネット・キャピタル・ルール、規制15c3-1）および関連するその他規制の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000米ドルもしくは顧客取引から発生する負債項目の総額の2％のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。また、NSIはCFTC規則1.17号の適用を受けております。当該規制は、自己資本を定義上の顧客口座および非顧客口座に存在するすべてのポジションの8％を超過するトータル・リスク・マージン規制、もしくは現金1,000,000米ドルのうちいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。NSIは米国SEC、CFTCあるいはさまざまな他の取引所の規制のうち、最も大きい金額を満たす自己資本を維持することを求められております。また、ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツ Inc.(以下「NGFP」)は、1934年証券取引所法下のOTCデリバティブ・ディーラーとして登録されております。NGFPは、2021年10月６日にCFTCにスワップ・ディーラーとして登録され、2021年11月１日に米国証券取引委員会（以下「SEC」）にデリバティブ・ディーラーとして登録されました。NGFPはSEC規制18a-1およびCFTC規制23.101に基づいて自己資本の計算を行い、自己資本の金額が、20,000,000米ドルあるいはSECの要求するリスク・マージン額の2％あるいはCFTCの要求するリスク・マージン額の2％のいずれかより大きい金額を維持することを求められています。その他の米国子会社として、インスティネット,LLC(以下「ILLC」)は、米国SECから証券会社として登録されており、FINRAの会員となっております。さらに、ILLCは、CFTCにおける仲介ブローカーとして登録されており、米国先物機構や、その他のさまざまな取引所の会員となっております。ILLCは、米国SECの規制15c3-1の適用を受けております。当該規制は、代替方法により定義される自己資本が、1,000,000米ドル、顧客取引から発生する負債項目の総額の2％もしくはCFTC最低要件のいずれか大きいほうの金額を維持することを要求しております。ILLCはCFTCの要求する、最低自己資本額の要求を受けております。CFTCが認定する仲介ブローカーとして、最低45,000米ドルの純資産の維持が求められており、調整後純資産額

と純資産額は、規制15c3-1(a) が要求する水準が求められております。2021年３月31日および2022年３月31日現在、NSI、NGFP、ILLCは適用されるすべての自己資本規制要件を充足しております。

欧州において、ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズ PLC（以下「NEHS」）は、連結ベースで、英国プルーデンス規制機構による法的監督下にあります。その連結は、2000年金融サービス・市場法、自己資本要求規則および健全性規制機構規則集下の要件に従って作成されております。NEHSの最も重要な連結子会社でありますノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、証券仲介・売買業務を行っております。NIPは、英国プルーデンス規制機構による規制を受けており、最低資本要件の充足が義務付けられております。NIPはさらに、非米国スワップ・ディーラーおよびデリバティブ・ディーラーとしてドッド・フランク法に基づくCFTCおよびSECによる規制を受けております。また、NEHSの別の連結子会社でありますノムラ・バンク・インターナショナル PLC（以下「NBI」）も同様に英国プルーデンス規制機構による規制を単体で受けております。NEHSの別の連結子会社であります、ドイツのノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH（以下「NFPE」）が独連邦金融サービス監督庁（BaFin）より規制を受けており、EU自己資本要求規則およびドイツの現地規制による法的監督下にあります。NEHSの別の連結子会社でありますフランスのバンク・ノムラ・フランス（以下「BNF」）は仏プルーデンス監督・破綻処理庁（ACPR）より規制を受けており、EU自己資本要求規則およびフランスの現地規制による法的監督下にあります。2021年３月31日および2022年３月31日現在、NEHSは連結上、NIP、NBI、NFPEおよびBNFは単体上、それぞれ適用されるすべての自己資本規制に関する要件を充足しております。

アジアにおいて、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・シンガポール LIMITED（以下「NSL」）は、それぞれの当局により規制を受けております。NIHKは香港証券先物委員会の監督下で、証券取引、先物取引、証券・先物取引に関する助言業務、コーポレートファイナンス、およびウェルスマネジメントに関する認可を取得しております。台湾支店を含むNIHKの活動は、証券先物（ファイナンシャル・リソーシズ）規制（以下「FRR規制」）により、常時、定められた流動資本要求額を下回ることのない流動資本を維持した上でなされること、とされております。流動資本とは、流動資産額が認定負債額を超える部分を指します。流動資本要求額はFRR規制によりあらかじめ決められた条件により計算されます。NSLはシンガポール通貨監督庁（以下「MAS」）の監督下で認可を受けた投資銀行として、主に有価証券売買の仲介および証券取引等を行っております。NSLはシンガポールにおいてMASにより規制されているため、単体として最低自己資本比率を課されております。2021年３月31日および2022年３月31日現在、NIHKおよびNSLは適用されるすべての資本規制に関する要件を充足しております。

19　関連会社およびその他の持分法投資先：

野村の重要な関連会社およびその他の持分法投資先には、株式会社野村総合研究所（以下「NRI」）、野村不動産ホールディングス株式会社（以下「野村不動産ホールディングス」）があります。

NRI

NRIは、情報システムの開発・運用処理業務および調査研究・経営コンサルティング業務を行っております。野村は、NRIの主要顧客のひとつであります。

野村はNRIが2021年６月22日に実施した、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに応じ、当社保有にかかるNRI普通株式14,105,000株を50,002百万円にてNRIに譲渡いたしました。当該譲渡にかかる利益36,249百万円は2022年３月期連結損益計算書上、収益―その他に計上されております。

また、野村は2022年３月23日にブロックトレードにより当社保有にかかるNRI普通株式15,000,000株を第三者に57,870百万円にて売却致しました。当該売却にかかる利益42,798百万円は、2022年３月期の連結損益計算書上、収益―その他に計上されております。なお、NRIは、譲渡後も引き続き当社の持分法適用関連会社となります。

2021年３月期における野村のNRIに対する持分は28.6％であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は60,572百万円であります。

2022年３月期における野村のNRIに対する持分は24.5％であり、NRIから発生する持分法によるのれんの未償却残高は57,633百万円であります。

野村不動産ホールディングス

野村不動産ホールディングスは、野村不動産グループの持株会社であり、主な事業内容は、住宅事業、賃貸事業、資産運用事業、その他不動産に関連する業務となっております。

前連結会計年度末において、当社の持分法投資先である野村不動産ホールディングスの株価ひいては公正価値が簿価を下回っている期間、程度を勘案した結果、減損損失の認識が要求される一時的でない減損に該当すると判断し、47,661百万円の減損を計上しました。当該減損は、連結損益計算書上、金融費用以外の費用－その他に含まれております。

2021年３月期における野村の野村不動産ホールディングスに対する持分は36.1％であり、野村不動産ホールディングスの純資産持分が公正価値を超過するために生じる純資産持分と簿価との差額は37,140百万円であります。

2022年３月期における野村の野村不動産ホールディングスに対する持分は36.6％であり、野村不動産ホールディングスの純資産持分が公正価値を超過するために生じる純資産持分と簿価との差額は36,910百万円であります。

要約財務情報

重要な関連会社（公正価値オプションを適用している関連会社を含む）を合計した要約財務諸表は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
資産合計	2,769,294	3,009,394
負債合計	1,788,704	1,984,043

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
収益	909,616	1,041,000
金融費用以外の費用	737,200	786,391
当該会社に帰属する当期純利益	124,163	179,706

関連会社およびその他の持分法投資先との債権債務および取引の概要は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
関連会社に対する投資	363,393	363,281
関連会社に対する貸付金	1,000	1,000
関連会社に対するその他の債権(1)	21,817	24,754
関連会社に対するその他の債務(1)	26,344	30,617

(1) 使用権資産およびオペレーティング・リース負債を2021年３月期および2022年３月期にそれぞれ20,793百万円および23,899百万円計上しております。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
収益	2,240	2,660
金融費用以外の費用	50,753	50,004
ソフトウエア、有価証券および有形固定資産の購入	14,407	12,760

関連会社およびその他の持分法投資先に対する投資のうち取引所価格のあるものの帳簿価額および公正価値の総計は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
帳簿価額	340,909	341,935
公正価値	768,389	772,243

上記に記載の会社を含む持分法投資先からの投資利益および持分法投資先からの配当額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
持分法投資先からの投資利益(1)	26,812	32,083
持分法投資先からの配当額	11,096	11,848

(1) 連結損益計算書上、収益－その他に計上されております。

20　コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

野村は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、野村は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。中央清算機関の会員として、野村は他の会員が債務不履行に陥った際に、国債および政府系機関債を裏付けとしたリバース・レポの取引相手になり、流動性資金の提供を行う確約をしております。これらの契約のもとでのコミットメント残高はすべて下記、貸出コミットメントに含まれております。

また野村は、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高は投資コミットメントに含まれております。

2021年３月31日および2022年３月31日において、上記の各コミットメントの残高は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
貸出コミットメント		
中央清算機関への流動性提供	1,400,076	1,135,695
その他の貸出コミットメント	901,867	877,156
合計	2,301,943	2,012,851
投資コミットメント	136,367	32,286

2022年３月31日現在の上記コミットメントの満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	契約金額	満期年限			
		１年以内	１～３年	３～５年	５年超
貸出コミットメント					
中央清算機関への流動性提供	1,135,695	1,135,695	－	－	－
その他の貸出コミットメント	877,156	219,139	269,828	163,515	224,674
合計	2,012,851	1,354,834	269,828	163,515	224,674
投資コミットメント	32,286	149	4,102	6,175	21,860

貸出コミットメントにかかる契約金額は、契約がすべて実行され、取引相手先が債務不履行の状態となり、既存担保が無価値になったと仮定した場合に想定される、野村の信用関連損失の最大値を表しております。締結された契約が実行されることなく契約義務が満期を迎える場合もあるため、当該信用関連コミットメントの契約金額は必ずしも将来の現金所要額を表わしているわけではありません。契約義務にかかる信用リスクは、顧客の信用力および受入担保の価値によって異なるものになります。野村は、各顧客の信用力を個別に評価しております。信用供与に際して必要と考えられる場合に野村が取引相手から受け入れる担保の金額は、取引相手の信用力評価に基づいております。

その他のコミットメント

建物設備等の工事、広告宣伝、コンピュータ・IT関連の維持管理などに関する契約を含む物品およびサービスを購入する義務は、2021年３月31日現在121,604百万円、2022年３月31日現在98,214百万円となっております。

2022年３月31日現在の上記購入義務の支払年限別の情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	合計	支払年限					
		１年以内	１～２年	２～３年	３～４年	４～５年	５年超
購入義務	98,214	14,012	15,254	3,398	1,774	63,623	153

上記には、日本橋地区の再開発不動産の一部を組合から購入する義務が含まれております。

野村は担保付契約および担保付調達に関連する金額を含む売戻契約および買戻契約を結ぶ義務を負っております。これらのコミットメントは2021年３月31日現在、売戻契約に対して1,725十億円および買戻契約に対して1,533十億円、2022年３月31日現在、売戻契約に対して1,565十億円および買戻契約に対して2,673十億円となっております。

野村は顧客に対し、顧客が保有する債券を買い取るコミットメントを締結しております。その金額は、2022年3月31日現在、15十億円です

日本では、参加者が金融機関との間で債券・株式の貸借取引を無担保で行う市場があります。この取引に基づき、野村は無担保で借入れた債券・株式を返済する義務を2021年３月31日現在824十億円、2022年３月31日現在1,219十億円負っております。

証券決済機関および取引所の会員として、野村は当該決済機関および取引所に対して債務不履行となった他の会員の財務上の義務の一部を支払うことを要求される可能性があります。これらの保証は一般的に会員契約の下で求められます。これらのリスクを軽減するために取引所および決済機関はしばしば会員に担保を差し入れることを求めます。このような保証の下で野村が支払いを行う可能性は低いと考えられます。

偶発事象
訴訟およびその他の法的手続き
野村は、グローバルな金融機関として通常の業務を行う過程で訴訟およびその他の法的手続きに関係せざるを得ません。その結果として、野村は罰金、違約金、賠償金または和解金および訴訟費用または弁護士費用等の負担を強いられることがあります。

これらの訴訟や法的手続きの結果を予想することは難しく、とりわけ、巨額の賠償請求または金額未定の賠償請求の場合、法的手続きが初期段階にある場合、新たな法的論点が争われている場合、多数の当事者が手続きに関与している場合、複雑または不明確な法律が適用されている国外の法域で手続きが進められる場合等には特に困難であるといえます。

当社は外部弁護士と協議の上で個々の法的手続きおよび請求について定期的に評価を行い、これらの損失額の水準や範囲を見積もることが可能かどうか査定しております。当社は、編纂書450「偶発事象」（以下「編纂書450」）に従い、個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能な場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上します。負債計上される金額は少なくとも四半期ごとに見直され、新たな情報をもとに修正されます。個別の事案についてこれらの基準が満たされない場合、例えば、損失が生じる可能性はあるものの、その蓋然性が高いとまではいえないような場合、負債は計上されません。しかし、重大な損失が発生する合理的な可能性がある場合、当社はその法的手続きまたは請求の詳細を以下において開示します。編纂書450において合理的な可能性がある場合とは当社に対する損失の発生の蓋然性は高くはないが、その可能性が低いとまではいえない場合であると定義されております。2021年３月31日および2022年３月31日現在、未解決の訴訟その他の法的手続き（2021年３月31日および2022年３月31日時点で訴訟未提起の請求にかかるものを除く）のうち、損失が生じる蓋然性が高く、かつそのような損失の金額を見積もることが合理的に可能であるものについて認識した負債はそれぞれ62,889百万円、76,866百万円であり、連結貸借対照表上、その他の負債に計上しております。また、これに関連して前連結会計年度および当連結会計年度においてそれぞれ41,131百万円、63,338百万円の法的費用を連結損益計算書上、金融費用以外の費用―その他に計上しております。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの概要は以下のとおりです。連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき、当社は、これらの法的手続きの解決が当社の財務状況に重大な影響を与えるものではないと考えています。しかしながら、これらの事案の結果が、特定の四半期または事業年度の連結損益計算書やキャッシュ・フローに重大な悪影響を及ぼす可能性もあります。

野村に対する主な訴訟および法的手続きの一部について、当社は、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額または合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができます。これらの見積もりは、各事案において野村に対して主張されている特定の損害額や請求等の連結財務諸表の作成基準日時点の情報に基づき算出されています。2022年６月24日現在、当社は、合理的に発生する可能性のある損失の範囲を見積もることができるこれらの事案において、負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計は、約610億円であると見積もっています。

その他の主要な訴訟および法的手続きについて、当社は合理的に発生する可能性のある損失額やその範囲を見積もることができません。その理由としては、とりわけ①法的手続きが初期段階にあり、主張されている請求に根拠があるかどうかを判断する情報が十分にないこと、②相手方が損害を明らかにしていないこと、③損害に根拠がないこと、または損害が誇張されていること、④係属中の控訴または申立ての結果が不確かであること、⑤時効の適用等を含め、請求の却下にもつながる重要な法律問題が解決されていないこと、⑥請求に関連してこれまでに議論されなかったまたは未解決の法的な論点が争われていること、または⑦野村に対し金銭の支払を求める判決等がなされたが、その理由や金額の算定の背景等の詳細を受領していないこと等が挙げられます。

野村は、引き続き、野村に対する関係当局等による調査手続き等において適切に対応するとともに、これらの訴訟や法的手続きにおいてその正当性を主張してまいります。

2008年１月、当社の英国子会社であるノムラ・インターナショナル PLC（以下「NIP」）は、イタリア共和国ペスカーラ県の租税局から、二重課税にかかる英伊租税条約（1998年）に反した行為があったとする通知を受領しました。その通知の内容は、イタリア株式の配当金に関して、NIPが既に還付金として受領した約33.8百万ユーロおよび金利の返還を求めるものでした。NIPは同県租税裁判所の租税局の主張を認める決定を不服とし、その取消しを求めておりましたが、2021年７月、イタリア最高裁判所はNIPの上告を棄却する判決を言い渡しました。
また、同じく当社の英国子会社であるIBJノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ（UK）PLC（2000年より清算手続き

中。以下「IBJN」）に対しても、同租税局により同様の請求がなされていました。2019年６月、イタリア最高裁判所は同租税局の主張を認め、IBJNに対し、IBJNが還付金として受領した約38百万ユーロおよび金利の返還を行うべき旨の判決を言い渡しました。

2010年10月および2012年６月に、Fairfield Sentry およびFairfield Sigmaの２つのファンド（共に清算手続き中。以下総称して「Fairfield」）が過去にNIPに支払った償還金の返還を求めて、２件の訴訟がNIPに対して提起されています。Fairfieldは、米国のBernard L. Madoff Investment Securities LLC（米国証券投資者保護法に基づき2008年12月より清算手続き中。以下「BLMIS」）を主たる運用先としていました。１件目の訴訟は2010年10月５日にFairfieldの清算人が米国の州裁判所に提起したもので、その後、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所に移送されました。２件目の訴訟はBLMISの破産管財人（以下「Madoff管財人」）がニューヨーク南部地区米国破産裁判所に提起した訴訟で、2012年６月に、NIPが被告として追加されたものです。これら２件の訴訟は、同じ約35百万米ドルの償還金および金利の返還を請求するものです。

当社の米国子会社では、住宅用不動産担保ローンを住宅用不動産ローン担保証券（以下「RMBS」）とする証券化を行っておりました。これらの子会社では、原則として、不動産を担保に自ら貸付を行うのではなく、第三者であるローン組成業者（以下「オリジネーター」）から不動産担保付ローンを購入しておりました。ローンの購入に際しては、オリジネーターからローン債権の内容に関する表明保証（representations）を受け入れておりました。証券化にあたって子会社が行った表明保証は、オリジネーターから受け入れた表明保証の内容をそのまま反映させたもので、その内容は概ね以下のとおりです。

不動産担保ローンの証券化のためのローン債権に関して提供される表明保証とは、個々のローン債権に関する詳細なもので、ローンの借り手および当該不動産の特性に応じたものです。これらの表明保証には、借り手の信用状態、対象不動産価値のローン債権額に対する比率、対象不動産の所有者による当該不動産の居住利用状況、抵当権の順位等の情報、オリジネーターのガイドラインに従ってローンが組成された事実、およびローンが関連法令に従い適法に組成された旨の事実等が含まれます。子会社組成のRMBSの中には、いわゆるモノラインの保険会社が保険を付与して信用が補完されたものもありました。

子会社の中には、2005年から2007年にかけて発行された一部のRMBSにつき、証券の信託受託者から、ローンを買戻すように請求を受けているものがあります。これらの請求は保険提供者であるモノラインや、投資家の要請によるものがあると思われます。各証券化から６年以内に当社子会社らが買戻請求を受けたローンの元本合計金額は3,203百万米ドルです。表明保証違反に基づく請求に適用される時効成立後に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは買戻しに応じていません。６年以内に買戻請求を受けたものについては、当社子会社らは個々の請求を精査し、請求の根拠がないと考えられるものについては異議を唱え、一定の意義を見出せる請求についてはローンの買戻しに応じています。当社子会社らが買戻しに応じなかった請求の一部については、契約違反として、2011年から2014年にかけ、証券の信託受託者から訴訟が提起されているものもあります。契約違反に関する請求に適用される６年の時効成立前に提起された訴訟については、却下されることなく引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、専門家による証拠開示が終了しました。しかしニューヨーク州最高裁判所による他社の類似事案における判断を受け、４件の訴訟については裁判所が証拠開示の再開を認め、現時点で終了時期は未定です。３件の訴訟については裁判所における正式審理の前段階にあります。当社は裁判外でこれら紛争解決の可能性を模索しており、当期においてはこれに関連した追加費用の計上および訴訟引当の負債計上を行っております。

2013年４月、モノラインの保険会社であるAmbac Assurance Corp（以下「Ambac」）は、野村の米国子会社であるノムラ・クレジット・アンド・キャピタル（以下「NCCI」）およびノムラ・ホールディング・アメリカ・インク（以下「NHA」）に対して訴訟を提起し、Ambacが付保したローンの特性にかかる表明保証に関する契約違反、また、不実表示により付保を誘引する詐欺行為があったと主張しています。なお、NHAに対するすべての請求は裁判所に却下され、NCCIに対する訴訟は引き続きニューヨーク州裁判所に係属中であり、専門家による証拠開示が終了しました。

2011年11月、NIPは、ニューヨーク南部地区米国破産裁判所において、Madoff管財人からの訴状の送達を受けました。Madoff管財人は同様の訴訟を多数の法人に対して提起しています。Madoff管財人は、NIPがBLMISに投資を行うフィーダー・ファンドであったHarley International（Cayman）Limitedから償還金を2008年12月11日（BLMISに対して破産手続きが開始された日）以前の６年間に受け取ったと主張し、連邦破産法およびニューヨーク州法に基づき、約24.4百万米ドルおよび金利の返還を請求しています。

2013年３月、モンテパスキ銀行（以下「MPS」）は、①MPSの元役員２名および②NIPに対してイタリアの裁判所に訴えを提起しました（以下「MPS訴訟」）。この訴えにおいてMPSは、当該銀行の元役員が2009年に不正にNIPとのデリバティブ取引を締結したと主張し、NIPは、MPS元役員の違法行為につき不正に加担したとして、連帯して責任を負うと主張しました。また、その損害額は少なくとも11億ユーロであると主張しました。

2013年３月、NIPは、MPSとの取引が有効であり法的拘束力がある旨を確認するため、MPSに対して英国の裁判所に訴えを提起しました。2014年３月、MPSは反論書を提出し、取引が違法であり無効であると主張するとともに、NIPは当該取引のもとで受け取った約15億ユーロを返還するべきと主張しました。

2015年９月23日、NIPおよびMPSは、当該デリバティブ取引を終了する旨の和解契約を締結しました。NIPは、当該デリバティブ取引は適法・適正に行われたものと考えており、今般の和解はNIPの法的責任を認めるものではありません。しかしながらNIPとしては、欧州関係当局や外部の専門家の意見、助言にも鑑み、和解を選択することが最善であると判断しました。和解契約に基づき、当該デリバティブ取引はMPSからNIPに支払われるべき額を440百万ユーロ減額し清算されました。本和解に基づき、MPSおよびNIPは、イタリアの裁判所にMPSのNIPに対する訴訟を取り下げるための申立てを行いました。これにより、イタリアおよび英国におけるMPSとNIP間の民事訴訟は終了しました。

2013年４月、イタリアのシエナ地方検察当局は、MPSおよびMPSの元役員らが当該デリバティブ取引において果たした役割等の解明のため捜査を開始し、その後ミラノ地方検察当局に引き渡されました。2015年４月３日、ミラノ地方検察当局は、予備捜査を終了する通知を発出し過去のMPSの決算に関して不正会計および相場操縦等があったとして、MPS、MPSの元役員３名、NIPならびにNIPの元役員および元職員２名の起訴に向けて手続きを進めていました。2016年10月１日、起訴の是非を判断する裁判所の予備審問が終了し、裁判官は、検察官との間で司法取引を行ったMPSを除く関係者について、審理を開始することを決定し、2016年12月に審理が開始されました。またこれに付随する手続きとして、MPSの株主から民事上の損害賠償請求が行われています。

2019年11月８日、ミラノ刑事裁判所は、NIPの元役員および元職員を不正会計および相場操縦に関与したこと等について有罪とし、使用者であるNIPに対しても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する旨の判決を言い渡しました。また2020年５月12日付で、裁判所から、判決理由等の記載された判決書が交付されました。当該判決について、NIPはミラノ控訴裁判所に対し控訴しました。2022年５月６日、ミラノ控訴裁判所は原判決を破棄し、NIPの元役員および元職員を無罪とし、NIPについても、345万ユーロの罰金および88百万ユーロの利益を没収する内容の原判決を取り消す内容の判決を言い渡しました。判決書は、裁判所から今後３か月以内に交付される予定であり、その後、検察側が最高裁判所に上告する可能性があります。

上記のほか、NIPは当該デリバティブ取引にかかる以下に記載の事案を含む民事訴訟手続きおよび行政手続きに関与しています。

2013年７月、MPSの大株主（Fondazione Monte dei Paschi di Siena（以下「FMPS」））は、MPSの元役員およびNIPに対してMPS訴訟と同様の訴えを提起しました（以下「FMPS訴訟」）。この訴えについて、FMPSは、その損害額は少なくとも315.2百万ユーロであると主張していました。2020年９月、NIPとFMPSは和解契約を締結しました。NIPは今般の和解によりNIPの法的責任を認めるものではありません。これにより、訴訟は終結しました。

2018年１月、Alken Fund Sicav（ルクセンブルク籍のファンドAlken Fund European Opportunities、Alken Fund Absolute Return Europeの代理人）およびファンド管理会社Alken Luxembourg S.A.（以下総称して「Alken」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計５名ならびにNIPに対して提起されたもので、Alkenは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約434百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。2021年７月、裁判所はAlkenの請求を棄却しました。2022年２月、Alkenはこの判決に対し、ミラノ控訴裁判所に控訴しました。

2019年５月、York Global Finance Offshore BDH (Luxembourg) Sàrlおよびそれに関連すると思われる多くのファンド（以下総称して「York」）がイタリアの裁判所において提起した訴訟の訴状がNIPに対して送達されました。本件訴訟はMPS、MPSの元役員および監査役合計３名ならびにNIPに対して提起されたもので、Yorkは上記MPS訴訟およびFMPS訴訟と同内容の主張を根拠に約186.7百万ユーロおよび金利の損害賠償を請求しています。

また、NIPはイタリア金融規制当局（以下「CONSOB」）より、当該デリバティブ取引に関する虚偽情報の市場への流布について課徴金調査手続きを開始する旨の送達を受けました。受領した通知では、当該デリバティブ取引に関連して、MPS、MPSの元役員３名、NIPの元役職員２名が被審人として挙げられており、NIPは当該元役職員に課せられる罰金の支払いに対して雇用者として連帯責任を負う者として挙げられておりました。2018年５月22日、CONSOBは、NIPの元役職員２名それぞれに対し、10万ユーロの罰金を命じる決定を下し、また、それらの元役職員が、それぞれ３か月間および６か月間、イタリア法に基づき必要となる上級職務資格の要件を満たさないとの決定を下しました。NIPは当該罰金の支払いに対して連帯責任を負うことから、これら罰金の支払いを行い、当該決定についてミラノ控訴裁判所に対し不服申立てを行いました。2020年12月、ミラノ控訴裁判所はCONSOBの決定を覆しました。CONSOBはイタリア最高裁判所に対し上訴してい

ます。

2016年６月および2016年８月、ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED（以下「NIHK」）およびノムラ・スペシャル・インベストメンツ・シンガポール Pte Limited（以下「NSIS」）はそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSISおよび関係する個人に対してCathay United Bank, Co., Ltd.、Taiwan Cooperative Bank Ltd.、Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、Taiwan Business Bank Ltd.、KGI Bank およびHwatai Bank Ltd.（以下総称して「シンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたシンジケート団銀行によって実行されたUltrasonic AGの子会社に対する60百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。シンジケート団銀行は、NIHKのアレンジャーとしての信任義務違反等を根拠として約48百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。2022年６月２日、台北地方裁判所は、シンジケート団銀行の請求を棄却する判決を言い渡しました。

2017年３月、American International Group, Inc.の子会社数社（以下「AIG」）は、当社の米国子会社であるノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.（以下「NSI」）を含む数社および数人の個人に対し、テキサス州ハリス郡州地方裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、2012年に募集が行われた総額750百万米ドルのプロジェクト・ファイナンス社債のうちAIGが購入したと主張している92百万米ドル分に関連するものです。AIGは当該社債の勧誘、募集、発行および販売に関連する重要な不実記載によるテキサス州証券法違反を根拠とし購入の取消しまたは損害賠償を求めていました。2022年３月、本件は和解により終結しました。

2021年５月20日、欧州委員会は、NIP、当社および他の複数の銀行に対し、欧州国債の発行および流通市場における取引に関連して欧州競争法に違反する行為があったとする決定を発出しました。欧州委員会は、欧州国債市場における反競争的な合意形成や協調的行動による欧州競争法違反を認定し、NIPおよび当社に対し、約129.6百万ユーロの課徴金の支払いを命じました。2021年８月、NIPおよび当社は、この決定に対し不服申立を行いました。当該課徴金については不服申立を行う場合でも支払が求められることから、暫定的に支払を行っております。
NIPおよびNSIは、欧州国債の発行市場および流通市場における価格操作により米国独占禁止法違反があったとして、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起された集団訴訟の被告となっています。
また、NIPおよびNSIは、国際機関債および政府関連機関債の流通市場における価格操作によりカナダ競争法の違反があったとして、カナダ連邦裁判所トロント事務所に提起された集団訴訟の被告となっています。

野村は、債券発行に関連する金利スワップ取引および会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信の状況につき、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」）からの情報提供の要請に対応しています。2021年２月１日、CFTCは、2015年に行われた金利スワップ取引に関連して、野村の社員１名に対し、米国商品取引所法の詐欺・価格操作および不実陳述規制に違反したとして、民事訴追手続きを開始しました。

NSIは、会社の承認を得ていない通信プラットフォームを使用した業務に関する通信に関連して、米国証券取引委員会（以下「SEC」）による、業務上の通信の保存を求める法令の遵守状況に関する調査に対応しています。SECは、同様の調査を複数の他の金融機関に対しても行っていると説明しています。

2017年９月および2017年11月、NIHKおよびNSISはそれぞれ台北地方裁判所において、NIHK、NSIS、その関係会社、China Firstextile（Holdings）Limited （以下「FT」）および関係する個人に対してFirst Commercial Bank, Ltd.、Land Bank of Taiwan Co., Ltd.、 Chang Hwa Commercial Bank Ltd.、 Taishin International Bank、 E.Sun Commercial Bank, Ltd.、 CTBC Bank Co., Ltd.、Hwatai Bank, Ltd. およびBank of Taiwan（以下総称して「FTシンジケート団銀行」）から提起された訴訟について送達を受けました。当該訴訟は、NIHKがアレンジャーを務め、NSISを含めたFTシンジケート団銀行によって実行されたFTに対する100百万米ドルのシンジケートローンに関連するものです。FTシンジケート団銀行は、台湾法の不法行為等を根拠として約68百万米ドルの損害賠償および金利の支払いを求めています。

2017年８月、NIPは、ドイツのケルン検察より、同社および野村グループの元社員らによる脱税行為への関与につき捜査を行っている旨の連絡を受けました。本件捜査は、2007年から2012年における特定のドイツ株について配当基準日前後に行われた取引の計画および実施、また税還付申告に関するものであり、元社員らの一部がドイツにおける捜査手続きの対象となっております。これにともない、NIPおよび野村グループの該当会社（以下「該当会社」）は、取引データその他関連資料の提出等の検察の要請に対応しております。今後該当会社および元社員らに対する捜査が裁判に移行されるに至った場合には、判決により元社員らに刑事罰が科され、また該当会社に対して行政罰としての課徴金および利益没収等の処分が科される可能性があります。

2020年６月、NIPは、イタリアの顧客に対し、英国裁判所に訴訟を提起しました。当該訴訟は、両者間で2005年に行われたデリバティブ取引の有効性等の確認を求めるものでした。2021年１月、同顧客は、これに反論書を提出し、既払金の返還等を求める反訴を提起しました。また2020年６月、同顧客は、NIPに対し、イタリアのパレルモ裁判所に、当該契約に基づく支払の差止を請求しました。請求は棄却されましたが、同顧客は控訴しました。2021年10月、NIPと同顧客は和解契約を締結しました。NIPはこの和解によりNIPの法的責任を認めるものではありません。この和解により、上記デリバティブ取引は解約され、また英国およびイタリア双方の法的手続きは終結しました。

NIPは、元顧客であるオランダの住宅供給公庫Stichting Vestia（以下「Vestia」）より、NIPとの間で2009年から2011年にかけて行われたデリバティブ取引に関する請求を受けています。2022年２月１日、Vestiaは、NIPに対し、英国裁判所に訴訟を提起しました。Vestiaは、当該取引を行う権限および権能を欠いていたとして取引の無効を主張し、約154.2百万ユーロの返還および金利の支払を求めています。

担保付ローンの顧客の債務不履行にともなう関連の担保契約の実行に関し、2022年２月８日、元担保権設定者２名より、当社の英国子会社であるノムラ・ヨーロピアン・インベストメント・リミテッドおよびNIPに対し、法的手続きを開始する旨の書面が送付されました。担保権設定者らは、担保契約の実行に際し、担保物の評価に誤りがあったと主張しています。現時点では当該請求にかかる訴訟は提起されていません。

債務保証

野村は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、野村は債務保証の会計上の定義に該当する一定のデリバティブ契約を行っております。こうしたデリバティブ契約は、被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動にともなって債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるような契約であります。野村は顧客がこれらのデリバティブ契約を投機目的で行っているのかまたはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ契約に関して以下で情報を開示しております。

これらのデリバティブ契約によって野村が将来支払う可能性がある潜在的な最大金額の情報として、契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ契約に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積もることができません。

想定元本額は、これらのデリバティブ契約から生じる予想損失額を表しているわけではありません。デリバティブ取引は公正価値で認識されているため、帳簿価額が個々の取引に対する支払可能性、履行リスクを最も適切に表すものと考えております。野村は反対取引や市場リスクをヘッジする契約を行うことで、これらの一定のデリバティブ契約に対するネットエクスポージャーを軽減することがあります。

債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年３月31日		2022年３月31日	
	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額
デリバティブ取引 (1)(2)	5,207,911	322,635,226	6,151,646	393,709,887
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証 (3)	－	206,072	－	1,698,193

(1) クレジット・デリバティブは「注記３　デリバティブ商品およびヘッジ活動」で開示されており、上記には含まれておりません。
(2) 主にエクイティ・デリバティブ、金利デリバティブおよび為替取引で構成されております。
(3) 主に特定のスポンサード・レポプログラムに関連して野村が清算機関に対して行う顧客の支払義務に関する保証を含んでおります。野村は当該保証の潜在的な最大支払額に対して、概ね同額の担保を顧客に要求することで、野村のエクスポージャーを最小化しています。

2022年３月31日現在の債務保証の定義に該当すると考えられる野村のデリバティブ取引、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	潜在的な最大支払額または契約額				
		計	満期年限			
			１年以内	１～３年	３～５年	５年超
デリバティブ取引	6,151,646	393,709,887	82,738,268	112,981,416	65,305,775	132,684,428
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証	－	1,698,193	1,684,360	7,705	4,519	1,609

21　セグメントおよび地域別情報：

［事業別セグメント］

2021年４月に、アセット・マネジメント部門およびマーチャント・バンキング部門を廃止し、インベストメント・マネジメント部門を新設いたしました。これにより、野村の業務運営および経営成績の報告は、営業部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の区分で行われております。野村の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、米国会計原則に基づいております。ただし、営業目的で保有する投資持分証券のうち一定のものから生じる評価損益の影響は、米国会計原則では税引前当期純利益（△損失）に含まれていますが、セグメント情報からは除外しております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる野村の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期における事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示しておりません。

なお、2021年４月に部門体制を変更したことにともない、当期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組み替えを行っております。

（単位：百万円）

	営業部門	インベストメント・マネジメント部門	ホールセール部門(1)	その他（消去分を含む）	計
2021年３月期					
金融収益以外の収益	366,271	153,523	524,019	205,411	1,249,224
純金融収益	2,538	9,627	167,337	△38,399	141,103
収益合計（金融費用控除後）	368,809	163,150	691,356	167,012	1,390,327
金融費用以外の費用	276,480	72,142	627,051	195,528	1,171,201
税引前当期純利益（△損失）	92,329	91,008	64,305	△28,516	219,126
2022年３月期					
金融収益以外の収益	324,642	129,848	617,227	232,437	1,304,154
純金融収益	3,343	18,145	85,828	△53,203	54,113
収益合計（金融費用控除後）	327,985	147,993	703,055	179,234	1,358,267
金融費用以外の費用	268,745	76,478	628,563	163,481	1,137,267
税引前当期純利益	59,240	71,515	74,492	15,753	221,000

(1) 2022年３月期および2021年３月期の金融収益以外の収益および金融費用以外の費用は、米国顧客との取引に起因した損失を含みます。「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前当期純利益（△損失）の主要構成要素を示したものであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
経済的ヘッジ取引に関連する損益	△11,450	△9,937
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,731	1,355
関連会社損益の持分額(1)	△16,410	36,790
本社勘定(2)	4,956	△91,073
その他(3)(4)(5)	△7,343	78,618
計	△28,516	15,753

(1) 2021年３月期において、当社の持分法投資先である野村不動産ホールディングス株式会社の株価が簿価を下回っている期間、程度を勘案した結果、減損損失の認識が要求される一時的でない減損に該当すると判断し、47,661百万円の減損を計上しました。当該減損は、連結損益計算書上、金融費用以外の費用－その他に含まれております。
(2) 2022年３月期の損失には、米国における世界金融危機（2007～2008年）以前の取引に関連して、約620億円の法的費用（将来的な損失発生の軽減を目的とした一定の取引を含みます。）が含まれております。
(3) 2021年３月期の利益には、日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業の権利変換により野村が取得した資産の公正価値と野村が引き渡した資産の帳簿価額との差額として認識した利益71,075百万円が含まれております。
(4) 2022年３月期の利益には、株式会社野村総合研究所普通株式の売却益約790億円が含まれております。
(5) その他には、自社の信用リスクによる影響額等が含まれております。

次の表は、前出の表に含まれる合算セグメント情報の、野村の連結損益計算書上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前当期純利益（△損失）に対する調整計算を示したものであります。

（単位：百万円）

	2021年３月期	2022年３月期
収益合計（金融費用控除後）	1,390,327	1,358,267
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	11,545	5,623
連結収益合計（金融費用控除後）	1,401,872	1,363,890
金融費用以外の費用計	1,171,201	1,137,267
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	－	－
連結金融費用以外の費用計	1,171,201	1,137,267
税引前当期純利益	219,126	221,000
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	11,545	5,623
連結税引前当期純利益	230,671	226,623

［地域別情報］

野村の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて野村の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、2021年３月期および2022年３月期における地域別業務ごとの収益合計（金融費用控除後）および税引前当期純利益（△損失）ならびに2021年３月末および2022年３月末時点での野村の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計（金融費用控除後）は、主にそれぞれ米国および英国における野村の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計（金融費用控除後）および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前当期純利益（△損失）については、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

（単位：百万円）

	2021年３月期(2)	2022年３月期(2)
収益合計（金融費用控除後）(1)：		
米　州	226,741	289,571
欧　州	142,941	131,393
アジア・オセアニア	66,985	85,081
小計	436,667	506,045
日　本	965,205	857,845
連　結	1,401,872	1,363,890
税引前当期純利益（△損失）：		
米　州	△76,963	△40,950
欧　州	14,283	△21,774
アジア・オセアニア	49,205	28,586
小計	△13,475	△34,138
日　本	244,146	260,761
連　結	230,671	226,623

(1) 単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

(2) 米国顧客との取引に起因した損失を含みます。「注記23　米国顧客との取引に起因した損害」をご参照ください。

（単位：百万円）

	2021年３月31日	2022年３月31日
長期性資産：		
米　州	98,611	103,045
欧　州	65,165	53,643
アジア・オセアニア	26,690	23,600
小　計	190,466	180,288
日　本	303,355	269,135
連　結	493,821	449,423

22　関連当事者取引：

野村は取締役およびその他の関連当事者に対し資金の貸付を行っております。取締役およびその他の関連当事者に対する貸付は重要ではありません。

23　米国顧客との取引に起因した損害：

当社の米国子会社であるノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.ほか当社の子会社において、米国顧客との取引に起因し前連結会計年度において245,749百万円を損失として計上しています。当該損失は、米国顧客がプライム・ブローカレッジ取引における証拠金請求に応じられず債務不履行となったために生じたものであり、主に、当該取引に対して当社が保有するヘッジポジションの解消、および当社が当該顧客に対して保有している債権に対する貸倒引当金の認識により発生しています。なお、連結損益計算書上、トレーディング損益に△204,188百万円、金融費用以外の費用－その他に41,561百万円含まれております。

2021年５月17日、本件に関連するポジションの処理がすべて完了し、第１四半期においてトレーディング損益に△56,073百万円、金融費用以外の費用－その他に9,289百万円、合計65,362百万円の損失を計上しました。
一方で、当該損失に関する債権の一部について回収可能額が合理的に見積もれるようになったため、第３四半期および第４四半期において、トレーディング損益に12,161百万円、金融費用以外の費用－その他に△2,535百万円、合計14,696百万円の利益を計上しました。

⑥【連結附属明細表】

社債および借入金等の内容につきましては、「［連結財務諸表注記］５　担保付取引、８　リースおよび11　借入」に記載されております。リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の１以下であるため、連結財務諸表規則第92条の２の規定により記載を省略しております。

（２）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第１四半期 連結累計期間 （自2021年４月１日 至2021年６月30日）	第２四半期 連結累計期間 （自2021年４月１日 至2021年９月30日）	第３四半期 連結累計期間 （自2021年４月１日 至2021年12月31日）	第118期 連結会計年度 （自2021年４月１日 至2022年３月31日）
収益合計（百万円）	405,172	784,381	1,188,133	1,593,999
収益合計（金融費用控除後）（百万円）	353,275	672,141	1,023,106	1,363,890
税引前四半期（当期）純利益（百万円）	78,533	97,000	177,100	226,623
当社株主に帰属する四半期（当期）純利益（百万円）	48,487	51,700	112,033	142,996
１株当たり当社株主に帰属する四半期（当期）純利益（円）	16.12	16.76	36.40	46.68

	第１四半期 連結会計期間 （自2021年４月１日 至2021年６月30日）	第２四半期 連結会計期間 （自2021年７月１日 至2021年９月30日）	第３四半期 連結会計期間 （自2021年10月１日 至2021年12月31日）	第４四半期 連結会計期間 （自2022年１月１日 至2022年３月31日）
１株当たり当社株主に帰属する四半期純利益（円）	16.12	1.04	19.66	10.26

２【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第117期 （2021年３月31日）	第118期 （2022年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金および預金	166,525	145,605
金銭の信託	39	40
短期貸付金	3,913,319	3,624,538
未収入金	67,339	43,235
その他	63,293	185,772
流動資産計	4,210,514	3,999,190
固定資産		
有形固定資産	21,015	27,409
建物	9,165	8,469
器具備品	11,577	10,877
土地	210	210
建設仮勘定	64	7,853
無形固定資産	71,067	69,446
ソフトウエア	71,066	69,446
その他	0	0
投資その他の資産	3,588,750	4,889,116
投資有価証券	※1 120,054	※1 133,031
関係会社株式	※1 2,446,405	※1 2,531,582
その他の関係会社有価証券	38,233	50,998
関係会社長期貸付金	904,355	2,085,030
長期差入保証金	23,610	22,617
繰延税金資産	35,053	58,289
その他	21,063	7,591
貸倒引当金	△23	△23
固定資産計	3,680,832	4,985,971
資産合計	7,891,346	8,985,161
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,109,493	2,057,902
１年内償還予定の社債	6,700	30,000
貸借取引担保金	91,057	71,534
未払法人税等	26,696	17,286
賞与引当金	45,418	55,172
その他	87,331	107,295
流動負債計	2,366,695	2,339,188
固定負債		
社債	1,200,148	2,113,394
長期借入金	1,793,245	1,896,312
その他	20,549	90,074
固定負債計	3,013,942	4,099,780
負債合計	5,380,637	6,438,968

（単位：百万円）

	第117期 （2021年３月31日）	第118期 （2022年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	594,493	594,493
資本剰余金		
資本準備金	559,676	559,676
資本剰余金合計	559,676	559,676
利益剰余金		
利益準備金	81,858	81,858
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,323,802	1,427,897
利益剰余金合計	1,405,660	1,509,755
自己株式	△91,049	△112,159
株主資本合計	2,468,780	2,551,766
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	42,098	59,899
繰延ヘッジ損益	△9,002	△70,833
評価・換算差額等合計	33,096	△10,934
新株予約権	8,834	5,361
純資産合計	2,510,710	2,546,193
負債・純資産合計	7,891,346	8,985,161

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	第117期 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	第118期 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
営業収益		
資産利用料	99,915	102,287
不動産賃貸収入	30,805	28,266
商標使用料	40,303	38,478
関係会社受取配当金	102,999	127,518
関係会社貸付金利息	49,499	52,744
その他の売上高	5,104	6,195
営業収益計	328,625	355,487
営業費用		
人件費	41,596	48,293
不動産関係費	42,912	38,850
事務費	61,572	66,673
減価償却費	31,743	31,079
租税公課	2,522	4,240
その他の経費	4,637	7,245
金融費用	53,070	51,408
営業費用計	238,052	247,788
営業利益	90,572	107,698
営業外収益	5,462	16,903
営業外費用	7,043	10,024
経常利益	88,992	114,577
特別利益		
関係会社株式売却益	－	※2 105,443
投資有価証券売却益	4,563	3,400
固定資産売却益	－	14
受取補償金	5,863	－
新株予約権戻入益	918	873
特別利益計	11,343	109,729
特別損失		
投資有価証券売却損	26	5
投資有価証券評価損	196	1,985
固定資産除売却損	568	597
関係会社株式評価損	※3 113,261	10,785
関係会社株式売却損	119	－
特別損失計	114,170	13,373
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△13,835	210,933
法人税、住民税及び事業税	6,960	39,638
法人税等調整額	△19,286	△5,174
法人税等合計	△12,327	34,464
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,508	176,470

③【株主資本等変動計算書】

第117期（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,540,967	1,622,825
当期変動額						
剰余金の配当					△76,358	△76,358
当期純損失（△）					△1,508	△1,508
自己株式の取得						
自己株式の処分					△95	△95
自己株式の消却					△139,204	△139,204
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	△217,165	△217,165
当期末残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,323,802	1,405,660

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△243,407	2,533,587	33,920	16,386	50,306	14,668	2,598,561
当期変動額							
剰余金の配当		△76,358					△76,358
当期純損失（△）		△1,508					△1,508
自己株式の取得	△11	△11					△11
自己株式の処分	13,165	13,070					13,070
自己株式の消却	139,204	－					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			8,178	△25,388	△17,210	△5,834	△23,044
当期変動額合計	152,358	△64,807	8,178	△25,388	△17,210	△5,834	△87,851
当期末残高	△91,049	2,468,780	42,098	△9,002	33,096	8,834	2,510,710

第118期（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,323,802	1,405,660
当期変動額						
剰余金の配当					△70,714	△70,714
当期純利益					176,470	176,470
自己株式の取得						
自己株式の処分					△1,661	△1,661
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	104,095	104,095
当期末残高	594,493	559,676	559,676	81,858	1,427,897	1,509,755

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△91,049	2,468,780	42,098	△9,002	33,096	8,834	2,510,710
当期変動額							
剰余金の配当		△70,714					△70,714
当期純利益		176,470					176,470
自己株式の取得	△39,650	△39,650					△39,650
自己株式の処分	18,541	16,880					16,880
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,801	△61,831	△44,030	△3,473	△47,503
当期変動額合計	△21,109	82,986	17,801	△61,831	△44,030	△3,473	35,483
当期末残高	△112,159	2,551,766	59,899	△70,833	△10,934	5,361	2,546,193

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　有価証券の評価基準および評価方法

(1) その他有価証券

ア　市場価格のない株式等以外のもの

時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

イ　市場価格のない株式等

移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2　デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

3　運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法

時価法によっております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。

5　繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6　外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

8　収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

野村ブランドの使用の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、サービスの享受者の収入に応じて商標利用料収入として収益認識しております。

業務委託サービス提供の対価として受領する報酬は、サービス提供期間の経過とともに履行義務が充足されます。当該履行義務は通常の契約期間にわたり充足されると判断し、均等にその他の売上高として収益認識しております。

9　ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、繰延ヘッジによっております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当社の社債および借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。また、為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務により、外貨建の子会社株式等にかかる為替変動リスクをヘッジしております。さらに一部のその他有価証券の株価変動リスクをヘッジするため、トータルリターンスワップを行っております。

(3) ヘッジ方針

社債および借入金にかかる金利変動リスクは、原則として発行額面または借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、外貨建子会社株式にかかる為替変動リスクは、原則として為替予約や長期外貨建社債等の外貨建債務によりヘッジしております。その他有価証券の株価変動リスクは、トータルリターンスワッ

プによりヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利変動リスクおよび為替変動リスクのヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。株価変動リスクのヘッジにつきましては、ヘッジ対象の時価変動等とヘッジ手段の時価変動等を定期的に比較する方法により、ヘッジの有効性を検証しております。

10 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

11 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和２年法律第８号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（重要な会計上の見積り）

１.繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

	第117期 (2021年３月31日)	第118期 (2022年３月31日)
繰延税金資産	35,053百万円	58,289百万円

（２）識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の繰越欠損金のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り計上しています。将来課税所得については、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。繰延税金資産は期末日に見直し、将来の税金負担額を軽減する効果を有さないと判断された場合は、繰延税金資産の計上額を減額しています。繰延税金資産の内訳につきましては、［注記事項］（税効果会計関係）をご参照ください。

（会計方針の変更）

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項等に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。当該適用による影響はありません。

（貸借対照表関係）

※１　差入有価証券等の注記

第117期（2021年３月31日）

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等8,523百万円の差入れを行っております。

第118期（2022年３月31日）

消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等7,190百万円の差入れを行っております。

２　保証債務の残高（1）

第117期 （2021年３月31日）		
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	1,547,544百万円(2)
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,069,852百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	474,143百万円(2)
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	320,723百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	319,226百万円(2)
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	259,409百万円
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	244,223百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	102,557百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	株券貸借	79,045百万円
その他		61,498百万円(2)

第118期 （2022年３月31日）		
ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.	借入・社債・レポ取引	1,422,257百万円(2)
ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.	借入・社債・レポ取引	1,158,363百万円(3)
野村グローバル・ファイナンス株式会社	借入・社債・レポ取引	770,523百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	603,587百万円
ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.	デリバティブ	380,424百万円(2)
ノムラ・バンク・インターナショナルPLC	借入・社債・レポ取引	272,022百万円
ノムラ・インターナショナルPLC	デリバティブ	256,325百万円(2)
ノムラ・セキュリティーズ(バミューダ)Ltd.	デリバティブ	190,123百万円
ノムラ・アメリカ・ファイナンスLLC	借入・社債・レポ取引	115,772百万円
ノムラ・シンガポール・リミテッド	デリバティブ取引等	94,060百万円
ノムラ・コーポレート・ファンディング・アメリカLLC	借入・社債・レポ取引	92,081百万円
その他		109,258百万円(2)

(1) 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

(2) 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。

(3) ノムラ・インターナショナル・(ホンコン)LIMITEDと連帯して保証する債務を含んでおります。

３　関係会社に対する金銭債権・金銭債務

	第117期 （2021年３月31日）	第118期 （2022年３月31日）
短期金銭債権	4,015,203百万円	3,817,281百万円
短期金銭債務	2,233,566	2,171,156
長期金銭債権	926,580	2,106,239
長期金銭債務	8,868	274,478

４　貸出コミットメント

子会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。

	第117期 （2021年３月31日）	第118期 （2022年３月31日）
融資限度額	1,020,000百万円	1,020,000百万円
融資実行残高	597,930	734,883
未実行残高	422,070	285,117

（損益計算書関係）

１　関係会社との取引高

	第117期 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	第118期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益	327,256百万円	354,438百万円
営業費用	91,850	81,826
営業取引以外の取引高	1,992	111,606

※２　特別利益

第118期（自　2021年４月１日　　至　2022年３月31日）

関係会社株式売却益は、関連会社である株式会社野村総合研究所の普通株式の一部を売却したことによるものであります。

※３　特別損失

第117期（自　2020年４月１日　　至　2021年３月31日）

関係会社株式評価損は、主に当社の米州地域持株会社であるノムラ・ホールディング・アメリカInc.株式の純資産価値低下により評価減を行ったものであります。

（有価証券関係）

子会社株式および関連会社株式

第117期（2021年３月31日）

種類	第117期		
	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	31	413	381
関連会社株式	62,745	537,139	474,394

（注）　時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	第117期 （2021年３月31日）
子会社株式	2,359,752
関連会社株式	23,877
計	2,383,628

上記については市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

第118期（2022年３月31日）

種類	第118期		
	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	31	529	498
関連会社株式	60,316	500,821	440,505

（注）　上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	第118期 （2022年３月31日）
子会社株式	2,453,034
関連会社株式	18,201
計	2,471,235

（税効果会計関係）

1　繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

	第117期 （2021年３月31日）	第118期 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
有価証券等評価損	154,291百万円	157,564百万円
繰延ヘッジ損益	8,158	35,083
地方税繰越欠損金	23,944	18,050
固定資産評価減	2,441	2,441
デリバティブ	595	5,043
その他	2,908	3,569
繰延税金資産小計	192,336	221,750
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△21,995	△15,929
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△113,475	△117,230
評価性引当額小計	△135,469	△133,159
繰延税金資産合計	56,867	88,591
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△16,734	△25,446
繰延ヘッジ損益	△4,315	△4,468
その他	△765	△387
繰延税金負債合計	△21,814	△30,302
繰延税金資産の純額	35,053	58,289

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

	第117期 (2021年３月31日)	第118期 (2022年３月31日)
法定実効税率	－	31.0%
(調整)		
永久に益金に算入されない収益項目	－	△18.6
永久に損金に算入されない費用項目	－	4.7
評価性引当額	－	△1.1
特定外国子会社等課税対象留保金額	－	0.9
過年度法人税等	－	△0.1
外国税額控除	－	△0.3
適用税率差異	－	0.4
その他	－	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－	16.3

(注) 2021年３月期は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(譲渡制限株式ユニットの付与)

2022年５月19日、当社は譲渡制限株式ユニット(以下「RSU」)を当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人等に付与することを決議いたしました。付与されるRSUの総数は、100,057,000個(100,057,000株相当)です。RSUとは、付与から１年後から最長７年後に、対象者に対し当社の普通株式等を交付するというものです。

(自己株式の取得)

当社は、2022年４月26日開催の取締役会において、会社法第459条第１項の規定に基づき、自己株式取得にかかる事項について決議いたしました。

(１)自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(２)取得にかかる事項の内容

①取得する株式の種類

普通株式

②取得する株式の総数

5,000万株（上限）(発行済株式総数に対する割合1.5%)

③株式の取得価額の総数

300億円（上限）

④期間

2022年５月17日～2023年３月31日

(ただし、当社の各四半期末決算発表日の翌営業日より10営業日の間は取得を行わない。)

⑤取得方法

信託方式による市場買付

(信託契約の締結の時期およびその内容(買付開始時期含む)その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。)

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	当期末減価償却累計額
有形固定資産						
建物	9,165	782	241	1,237	8,469	17,836
器具備品	11,577	1,750	90	2,359	10,877	25,234
土地	210	－	－	－	210	－
建設仮勘定	64	7,789	－	－	7,853	－
有形固定資産計	21,015	10,321	331	3,596	27,409	43,070
無形固定資産						
ソフトウエア	71,066	27,691	1,842	27,469	69,446	－
その他	0	－	－	0	0	－
無形固定資産計	71,067	27,691	1,842	27,469	69,446	－

【引当金明細表】

（単位：百万円）

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	23	－	－	23
賞与引当金	45,418	55,172	45,418	55,172

（２）【主な資産および負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日および３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の売却 （買取請求） 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 単元未満株式の買増し 取扱場所 取扱期間 取扱手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社 ― 株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額 東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 ３月および９月の各月末直前の10営業日から月末までを除く営業日 株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告（http://www.nomuraholdings.com/jp/investor/） やむを得ない事由により電子公告ができない場合、日本経済新聞に掲載。
株主に対する特典	なし

（注）１　定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類、確認書		2021年６月25日関東財務局長に提出
事業年度（第117期）	自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	
(2) 内部統制報告書		2021年６月25日関東財務局長に提出
事業年度（第117期）	自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	
(3) 四半期報告書および確認書		
事業年度（第118期第１四半期）	自　2021年４月１日 至　2021年６月30日	2021年８月16日関東財務局長に提出
事業年度（第118期第２四半期）	自　2021年７月１日 至　2021年９月30日	2021年11月15日関東財務局長に提出
事業年度（第118期第３四半期）	自　2021年10月１日 至　2021年12月31日	2022年２月14日関東財務局長に提出
(4) 四半期報告書の訂正報告書および確認書		
第117期第１四半期（自2020年４月１日至2020年６月30日）四半期報告書にかかる訂正報告書		2021年６月30日関東財務局長に提出
第117期第２四半期（自2020年７月１日至2020年９月30日）四半期報告書にかかる訂正報告書		2021年６月30日関東財務局長に提出
第117期第３四半期（自2020年10月１日至2020年12月31日）四半期報告書にかかる訂正報告書		2021年６月30日関東財務局長に提出
(5) 発行登録書およびその添付書類（株券、社債券等）		2022年５月13日（株式）関東財務局長に提出
(6) 発行登録追補書類およびその添付書類（株券、社債券等）		2021年６月８日（社債） 2021年８月31日（社債）関東財務局長に提出
(7) 訂正発行登録書		2021年４月27日（社債） 2021年５月７日（社債） 2021年５月17日（社債） 2021年５月18日（社債） 2021年５月19日（社債） 2021年６月23日（社債） 2022年５月６日（社債） 2022年５月19日（株式） 2022年５月19日（社債） 2022年６月22日（株式） 2022年６月22日（社債）関東財務局長に提出
(8) 臨時報告書		
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第１号の規定に基づく		2022年５月６日 2022年５月19日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく		2022年６月22日関東財務局長に提出

(9) 自己株券買付状況報告書

2021年11月12日
2021年12月14日
2022年１月13日
2022年２月14日
2022年３月14日
2022年４月14日
2022年５月12日
2022年６月15日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

２０２２年6月２４日

野村ホールディングス株式会社

取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　松　村　洋　季

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　湯　原　　尚

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　津　村　健二郎

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　桒　田　俊　郎

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の２０２１年4月１日から２０２２年3月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定変動表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第９５条の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の２０２２年3月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

流動性の低い金融商品の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
「注記２　公正価値測定」に開示されているとおり、２０２２年３月３１日において、会社は金融商品の内、公正価値階層のレベル３の区分に金融資産及び金融負債をそれぞれ1,038十億円、826十億円計上している。これらはトレーディング、顧客取引又は投資目的で保有されている金融商品である。また、これらの金融商品の公正価値を決定するために、会社は独自の仮定や特定のデータを反映した、観察不能な評価インプットを使用している。これらの評価インプットは金融商品の評価に重要な影響を与えるが、市場活動による裏付けがほとんどないか、もしくは全くないものである。加えて、これらの金融商品の評価には複雑な評価モデルが用いられることがある。 経営者が公正価値を決定するために適用した評価方法については、連結財務諸表の「注記２ 公正価値測定」に記載されている。 会社のレベル３に区分される金融商品の公正価値の監査は、公正価値の決定の際に経営者が使用する判断や見積りに主観性が伴うため、複雑かつ高度な判断を要する。特に一部の金融商品に関する評価方法について、会社は、WACC、成長率、流動性ディスカウント、ボラティリティ、相関係数、クレジット・スプレッド、金利、回収率、損失率、期中償還率、デフォルト確率、利回り及びレポレートを含む重要な観察不能な評価インプットを用い、また、複雑な評価モデルを用いている。 このため、流動性の低い金融商品の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	公正価値評価に用いられた評価モデル及び重要な観察不能な評価インプットに関わる内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。この手続には、様々な部門によるモデル検証プロセスの手続に関する内部統制の評価手続が含まれる。 会社が使用している評価方法を検証するために、金額的重要性、見積りの主観性、複雑性、不確実性等を考慮して抽出したサンプルについて、主に以下の手続を実施した。 会社の評価モデルを検証するために公正価値の見積りを独自に行い、この見積りと会社の結果の比較を実施した。この手続には、金融商品評価の専門家を関与させた。 重要な観察不能な評価インプットの妥当性を検証するために入手可能な外部情報又は市場データとの照合を実施した。 決算日後に生じた取引や事象を評価し、会社の期末評価との整合性や反証の存在の有無について検討した。

法令諸規則等への違反や訴訟に係る損失の発生可能性及び損失額の見積り	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
「注記２０　コミットメント、偶発事象及び債務保証」に開示されているとおり、会社は訴訟や規制当局の調査、その他の法的手続に関係している。会社は、米国財務会計基準審議会編纂書450「偶発事象」に従い、連結財務諸表の作成基準日時点に個々の事案について損失が生じる蓋然性が高く（Probable）、かつ損失の金額を合理的に見積もることができる場合にはこれら個々の事案について損失リスクに関する負債を計上している。個々の事案について、合理的に発生する可能性のある（Reasonably possible）損失額又は損失の範囲（負債計上されている額がある場合にはその額を超えて合理的に発生する可能性のある損失額）を合理的に見積もることができるときには、会社は、合理的に発生する可能性のある最大損失額の見積りを注記している。個々の事案について損失が生じる合理的な可能性がある場合で、損失の金額を合理的に見積もることができないときには、その旨を注記している。 会社は、２０２２年３月３１日において負債が発生している蓋然性が高く、金額を合理的に見積もることができる偶発事象について負債を76,866百万円認識している。また、連結損益計算書においてこれに対応する法的費用を63,338百万円計上している。加えて、会社は、偶発事象について、負債計上額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の合計を約610億円として開示している。 偶発事象に関する会計処理及び開示には、偶発事象に関して損失が生じる蓋然性が高いかどうかや、信頼性をもって当該金額を見積もることができるかどうかに関する経営者の判断が含まれる。これには、会社が偶発事象を解消するために支払う可能性がある和解金の評価も含まれる。 経営者による偶発事象に係る損失の発生可能性及び損失額の見積り並びに関連する開示を監査するためには、複雑かつ高度な判断が必要となるため、法令諸規則等への違反や訴訟に係る損失の発生可能性及び損失額の見積りを監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	経営者が訴訟や規制当局の調査に関係する偶発事象を適時に識別し、損失の発生可能性を評価し、損失額の最善の見積りを行うための内部統制を理解し、整備及び運用状況の有効性の評価手続を実施した。 また、経営者による偶発事象に係る損失の発生可能性及び損失額の見積り並びに負債計上額を超えて合理的に発生する可能性のある最大損失額の開示を評価するために、主に以下の手続を実施した。 取締役会及び経営会議の議事録並びに法的文書の閲覧を通じ、重要な案件に係る進展を検討した。 経営者による損失の発生可能性及び損失額の見積り方法を理解した。 損失額の見積りについて、経営者による測定方法を評価するとともに、基礎データの正確性及び網羅性を検討した。また、会社が支払う可能性がある和解金について、承認に係る資料の閲覧を行った。 会社の主張について、会社内部の法務関係者及び会社外部の顧問弁護士への質問を行い、見解を入手した。加えて、会社外部の顧問弁護士からの確認状を入手するとともに、会社の法務担当責任者からの確認書を入手した。 決算日後に生じた事象を評価し、会社の期末評価との整合性や反証の存在の有無について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

財務報告に係る内部統制に関する監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的枠組み（２０１３年版）」で確立された規準（以下「ＣＯＳＯ規準（２０１３年版）」という。）を基礎とする野村ホールディングス株式会社の２０２２年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制について監査を行った。

当監査法人は、野村ホールディングス株式会社が、２０２２年３月３１日現在において、ＣＯＳＯ規準（２０１３年版）を基礎として、すべての重要な点において財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

監査意見の根拠

財務報告に係る有効な内部統制を維持する責任、及び内部統制報告書において財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任は経営者にある。当監査法人の責任は、独立の立場から会社の財務報告に係る内部統制に対する意見を表明することにある。当監査法人は、米国公開会社会計監視委員会（The Public Company Accounting Oversight Board（以下「ＰＣＡＯＢ」という。））に登録された監査法人であり、米国連邦証券法並びに適用される米国証券取引委員会及びＰＣＡＯＢの規則等に従って、野村ホールディングス株式会社から独立していることが要求されている。

当監査法人は、ＰＣＡＯＢの定める財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を行った。ＰＣＡＯＢの基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において維持されているかどうかについて合理的な保証を得るために、当監査法人が監査を計画し実施することを求めている。内部統制監査は、財務報告に係る内部統制についての理解、開示すべき重要な不備が存在するリスクの評価、評価したリスクに基づく内部統制の整備及び運用状況の有効性についての検証と評価、並びに当監査法人が必要と認めたその他の手続の実施を含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我が国の内部統制監査との主要な相違点

当監査法人はＰＣＡＯＢの監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主要な相違点は以下のとおりである。

１．我が国の基準では、経営者が作成した内部統制報告書に対し監査意見を表明するが、ＰＣＡＯＢの基準では、財務報告に係る内部統制に対して監査意見を表明する。

２．ＰＣＡＯＢの基準では、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを内部統制監査の対象としており、個別財務諸表のみに関連する内部統制や財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は監査の対象には含まれていない。

３．ＰＣＡＯＢの基準では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については、監査の対象には含まれていない。

財務報告に係る内部統制の定義及び限界

財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した外部報告目的の財務諸表の作成に対して合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る内部統制は、(1)会社の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持に関連する方針及び手続、(2)一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表の作成を可能にするために必要な取引が記録されること、及び、会社の収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいてのみ実行されることに関する合理的な保証を提供するための方針及び手続、並びに(3)財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産が未承認で取得、使用又は処分されることを防止又は適時に発見することに関する合理的な保証を提供するための方針や手続が含まれる。

財務報告に係る内部統制は、固有の限界があるため、虚偽表示を防止又は発見できない可能性がある。また、将来の期間に向けて有効性の評価を予測する場合には、状況の変化により内部統制が不十分となるリスク、又は方針や手続の遵守

の程度が低下するリスクを伴う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※１　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　２　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２２年6月２４日

野村ホールディングス株式会社

取　締　役　会　　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　村　洋　季

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　湯　原　　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　津　村　健二郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桒　田　俊　郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の２０２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要

な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

※1　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　2　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月24日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループＣＥＯ　　奥田　健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）　　北村　巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 グループＣＥＯ　奥田健太郎及び執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）　北村巧は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

財務報告に係る内部統制を整備及び運用する際には、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制－統合的な枠組み(2013）」で確立された規準（以下、「ＣＯＳＯ規準」）に基づいております。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は2022年３月31日を基準日として、ＣＯＳＯ規準に基づき、1934年証券取引所法規則 13a－15(f）及び15d－15(f）で定義される当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。

当社の財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には、当社及びその連結子会社等が含まれます。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2022年３月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

４【付記事項】

当社が採用しております米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準との主要な相違点は次のとおりであります。

・米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は連結財務諸表を前提としています。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は、連結財務諸表を含む財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等と規定されています。

・米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には親会社及びその連結子会社等が含まれます。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲は、親会社、その連結対象となる子会社等及び持分法適用となる関連会社と規定されています。

５【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月24日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 グループＣＥＯ　　奥田　健太郎
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）　　北村　巧
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表執行役社長 グループＣＥＯである奥田健太郎及び執行役 財務統括責任者（ＣＦＯ）である北村巧は、当社の第118期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。